

令和6年度

予算特別委員会会議録

令和6年2月21日 開会

令和6年2月28日 閉会

塩竈市議会事務局

令和6年度予算特別委員会会議録目次

【令和6年2月21日（水）】	1日目	
正副委員長互選	8
議案説明（議案第14号から第35号まで）	10
資料要求	28

【令和6年2月26日（月）】	2日目	
質疑		
〔一般会計〕		
佐藤公男委員	34
鈴木新一委員	41
伊勢由典委員	53
菅原善幸委員	67
辻畑めぐみ委員	81
鈴木悦代委員	92
志子田吉晃委員	98

【令和6年2月27日（火）】	3日目	
質疑		
〔一般会計〕		
浅野敏江委員	118
桑原成典委員	132
今野恭一委員	138
小高洋委員	149
柏恵美子委員	163
志賀勝委員	171
土見大介委員	179

【令和6年2月28日（水）】

4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

志賀 勝 委員	200
菅原 善幸 委員	209
伊勢 由典 委員	219
辻 畑 めぐみ 委員	228
小高 洋 委員	234
鈴木 悦代 委員	245
浅野 敏江 委員	248
桑原 成典 委員	257
志子田 吉晃 委員	263
土見 大介 委員	272
今野 恭一 委員	278
採決	283

令和6年2月21日（水曜日）

令和6年度予算特別委員会

（第1日目）

令和6年度予算特別委員会第1日目

令和6年2月21日（水曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 惠美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市 長 佐藤 光樹	副 市 長 千葉 幸太郎
技 監 鈴木 昌寿	総務部長 兼危機管理課長 本多 裕之
市民生活部長 高橋 五智美	福祉子ども未来部長 長 峯 清文
産業建設部長 草野 弘一	上下水道部長 鈴木 良夫
市立病院事務部長 鈴木 康弘	総務部 政策調整管理監 末 永 量 太
総務部次長 兼総務人事課長 高橋 数馬	産業建設部次長 兼水産振興課長 鈴木 陸奥男
総務部 財政課長 佐藤 涉	市民生活部 保険年金課長 布施 由貴子
市民生活部 浦戸振興課長 菊池 亮	福祉子ども未来部 高齢福祉課長 山本 多佳子

上下水道部
業務課長 渡辺敏弘

市立病院事務部
業務課長 平塚博之

教育委員会
教育部長 星和彦

監査事務局長 伊東英二

上下水道部
下水道課長 佐藤寛之

総務部
総務人事課総務係長 石川宏

監査委員 菅原靖彦

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広

議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣聡

議事調査係主査 梅森佑介

午前10時00分 開会

○今野臨時委員長 ただいまから令和6年度予算特別委員会を開会いたします。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで、臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。

以上であります。

○今野臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、伊勢由典委員、土見大介委員、志子田吉晃委員、小野幸男委員、鈴木新一委員、桑原成典委員、以上6名を指名いたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時22分 再開

○今野臨時委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。座長に私になりまして、選考委員会で慎重に審査をした結果、本特別委員会の委員長には、小野幸男委員、副委員長には鈴木新一委員のご両名を選考いたしました。

以上、ご報告といたします。

○今野臨時委員長 ただいま、伊勢委員のご報告のとおり、委員長には小野幸男委員、副委員長には鈴木新一委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、小野幸男委員、委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○小野委員長 ただいま令和6年度予算特別委員会委員長の選任をいただきました、小野幸男でございます。

本当に大事な予算審議であります。何一つ大事でないものはありませんので、しっかりと皆さんの活発な意見、そして提案、そして審議となりますよう一生懸命務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

手短ではありますが、委員長就任のご挨拶とさせていただきます。皆様のご協力よろしく願いいたします。

○今野臨時委員長 それでは、副委員長に選任されました鈴木新一委員に副委員長の就任のご挨拶をお願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 ただいま副委員長に推薦されました、鈴木新一です。昨年も決算特別委員会でも副委員長になりまして2回目ということで、今度は予算特別委員会の副委員長ということになりましたので、決算に引き続き予算ということで、すみません、委員長を支えながら活発な議論、審議を遂行してまいる補佐をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○今野臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。小野委員長、よろしくお願いいたします。

○小野委員長 これより、令和6年度各会計の審査に入ります。本特別委員会に付託されました議案は、議案第14号ないし第35号の22件であります。

それでは、まず令和6年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

日程については、2月21日、2月26日、2月27日及び2月28日の4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、2月21日、2月26日、2月27日及び2月28日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

まず、最初に市当局から説明を求め、次に、さきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、市当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課から議案第19号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.2及びNo.15をご用意をお願いいたします。

資料番号No.2の15ページ、16ページをお開き願います。

こちらは、塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例の改正条例案文を記載しております。

16ページ下段の提案理由でございますが、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

説明は、資料No.15の「第1回市議会定例会議案資料（その2）」で行わせていただきます。

資料No.15の22ページをお開きください。

まず1、保険料の改正について。

(1)の条例改正の経緯でございますが、第1号被保険者であります65歳以上の介護保険料は、3年ごとに介護給付サービスや地域支援事業の必要な費用などを見込み、保険者であります市町村が設定することとされております。

現行の第8期介護保険事業計画の期間は令和3年度から令和5年度までであり、今年度が最終年度となります。このため、次期計画であります第9期介護保険事業計画期間、令和6年度から令和8年度における第1号被保険者の介護保険料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

次に(2)の介護保険事業に係る標準的な負担割合についてですが、法令により定めており、国、県、市がそれぞれ負担する公費と、65歳以上の第1号被保険者と64歳以下の第2号被保険者から納めていただく保険料により財源が賄われており、65歳以上の第1号被保険者の負担割合は23%となっております。

次に(3)介護給付費等の実績と見込みはご覧の表のとおりで、各年度の合計額は網かけ部分の総費用額となります。令和6年度から令和8年度までの費用の合計ですが、網かけの総費用額欄の一番右、170億7,000万円を見込んでございます。

次に、23ページに移ります。

(4)の介護保険料の8期から9期にかけての増額要因ですが、主に2つあり、1つは利用者等の増加、2つ目は令和6年度介護報酬改定が挙げられます。

次に(5)の本市における第9期介護保険料の考え方ですが、まず、第9期計画期間中に団塊の世代が全て後期高齢者、75歳に達する状況を見据え、制度の安定的運営を確保するため、介護給付の需要見込みに見合った介護保険料を設定します。

また、国は今般の法令改正により、介護保険料の乗率区分を13段階とした上で、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、高所得者の標準乗率の引上げと、低所得者の標準乗率の引下げを行い、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとしましたので、本市の保険料の段階区分も13段階に設定することとなります。

(6)第1号被保険者介護保険料の算出と保険料額案でございます。その算出過程です。まず3年間で必要な第1号被保険者の負担額の計算として、3年間のサービス給付等に必要な総事業費を推計すると、約170億7,000万円になります。これに65歳以上の第1号被保険者の負担割合23%を乗じ、さらにここから国庫支出金による財政措置分として、総額9,750万円を差し引いた上、下の欄にあります3年間の第1号被保険者の延べ人数5万3,776人で割ります。

次に右に移り、これまでの実績から保険料収納率を98.71%に設定しますと、年額基準額、第9期は7万2,120円と算出されます。これにより第9期介護保険料年額基準額を7万2,120円とする案でございます。

次に、24ページに移ります。

介護保険料の各段階別の比較表で、右が現行、左が改正案です。表の段階番号の5、グレーの色つきの部分が標準の保険料額として設定することになっており、第8期、年額7万2,000円から左側、第9期、年額7万2,120円。月額換算で6,000円から6,010円へ10円の増、改定率は0.17%とする案です。

今回の条例改正の内容は以上でございますが、同じ資料の18ページから21ページには新旧対照表がございますので、ご参照をお願いいたします。

議案第19号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」について、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第20号「塩竈市敬老金等支給条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、同じく資料No.2及びNo.15をご用意をお願いいたします。

資料No.2、17ページをお開き願います。

こちらは、塩竈市敬老金等支給条例の一部を改正する条例の改正条例案文を記載しております。

下段の提案理由でございますが、敬老金及び長寿祝金の支給額の見直しを図るため、所要の改正を行おうとするものです。

内容の説明は、資料No.15の「第1回市議会定例会議案資料（その2）」で行わせていただきます。

資料No.15の26ページをお開き願います。

1の概要でございますが、本市では、敬老金制度が創設された昭和47年以降、敬老金及び長寿祝金の支給を行ってまいりました。

敬老金等の支給を開始した当時の平均寿命は70歳代前半でしたが、現在の平均寿命は男女とも80歳を優に超えており、支給当初の目的である敬老の意味の支給から、独り暮らし高齢者世帯の増加、要介護者の増加を考慮した生活実態に合わせたサービスへの転換と充実が必要とされていることから、敬老金支給対象並びに支給額の見直しを行うものです。

2、改正の内容でございますが、77歳敬老金の5,000円を廃止するとともに、88歳敬老金の1万円を5,000円に変更させていただきます。また、100歳長寿祝金10万円を5万円に変更させていただきます。

3、見直しに至る検討・経過でございますが、(1)の意見の聴取としましては、令和5年9月から12月にかけて、市内の老人クラブやシルバー人材センターなどの高齢者関係団体、各町内会、民生委員にアンケートを実施するとともに意見交換を実施してまいりました。

(2)他の自治体の状況でございますが、県内他市、近隣三町の状況を調査いたしました。77歳支給対象としている自治体が約3割、一方で88歳支給対象としている自治体が約9割の状況です。具体の支給自治体につきましては、表の記載のとおりとなっております。

(3)には、敬老金、長寿祝金の見直しにより捻出される財源を活用して実施してまいりたい事業を記載しております。独り暮らしの高齢者の方々の増加、平均寿命の延伸といった現在の高齢者の方々の状況を踏まえ、喫緊の課題となっております独り暮らし高齢者等の方々の生活の見守りについて、高齢者見守り事業パッケージとして一体的にお示しし、適切なサービス提供につなげてまいります。

実施するサービスとしましては、①暮らしの安心分野では、新規事業「高齢者等見守り・相談支援事業」、拡充事業「高齢者あんしん見守り支援事業」などの4事業、生活支援等分野では、拡充事業「高齢者等配食サービス事業」等2事業、認知症支援分野では2事業を予定しており、これらの事業につきまして、事業の拡充を図りつつ事業パッケージとして一体的にお示しし、高齢者の生活環境等に合わせて必要なサービスを選択していただけるように実施してまいります。

なお、これらの事業につきましては、令和6年度一般会計及び介護保険事業特別会計に予算案を計上しております。

27ページの5、今後の予定でございますが、令和6年3月以降、市ホームページ・広報紙などで周知を行い、令和6年4月から施行させていただきたいと考えております。

なお、同じ資料の25ページには条例案の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第20号「塩竈市敬老金等支給条例の一部を改正する条例」の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 それでは議案第27号「令和6年度塩竈市一般会計予算」から議案第32号「令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について概要を説明申し上げます。

恐れ入ります、資料No.15「市議会定例会議案資料(その2)」をご用意いたします。

39ページをお開き願います。

こちらの表につきましては、一般会計及び特別会計当初予算の総括表となっております。

令和6年度の一般会計当初予算額は251億7,000万円で前年度と比較し、24億9,000万円の増、率として11%の増となっております。

次に、特別会計ですが、小計欄にありますとおり5つの特別会計の予算総額は、131億2,720万円となり、前年度と比較し4億2,190万円、率として3.3%の増となっております。

各特別会計について、前年度より増額となっております。一般会計、特別会計を合わせた総額は、合計欄にありますとおり382億9,720万円となり、前年度と比較し29億1,190万円、8.2%の増となっております。

続きまして議案第27号、令和6年度一般会計当初予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.11「令和6年度一般会計特別会計予算説明書」をご用意願います。

6ページ、7ページをお開き願います。

初めに、歳入予算の主な項目についてご説明いたします。

まず、第1款市税ですが、めくっていただきまして8ページの上段、本年度の欄をご覧ください。57億4,270万5,000円を計上し、前年度から1億3,605万6,000円の減となりました。主な減要因ですが、第2項固定資産税や第4項市たばこ税などは増となったものの、第1項市民税の個人が、国の定額減税等により大きく減少となったことによるものです。ただし、定額減税の減収分につきましては、地方特例交付金として、別の歳入科目で2億1,009万1,000円ほど歳入いたしますので、実質的な市税としては7,403万5,000円ほどの増となっております。

次の10ページの第2項地方譲与税からさらにめくっていただきまして、12ページ、13ページの第10款地方特例交付金までにつきましては、県からの通知額に基づき計上した数字となっております。

なお、先ほど申し上げました国の定額減税による減収分につきましては13ページ、右下のほうにごございます減収補てん特例交付金、定額減税減収補てん分としての2億1,009万1,000円が計上されているものがこちらになります。

さらに14、15ページをお開きください。

第11款地方交付税は58億2,541万4,000円で、前年度から1億5,962万1,000円の増です。普通交付税が1億1,440万2,000円増を見込んでおります。

次に、18、19ページをお開き願います。

第15款国庫支出金は36億6,204万4,000円で、2,675万4,000円の減です。主な増減要因ですが、第1節社会福祉費負担金において、障害児通所給付費や障害者自立支援給付費が増となっております。

21ページをお開き願います。

一方で、第3節の生活保護費負担金におきまして、医療扶助費負担金が大きく減となっております。

30、31ページをお開き願います。

ページ下段にあります第18款寄附金につきましては6億5,807万4,000円を計上し、前年度から2億5,515万1,000円の増となっております。ふるさと納税の増収を見込み計上したものです。

第19款繰入金は11億7,931万6,000円で、前年度より5,822万9,000円の増です。主な増要因ですが、32ページ、33ページに飛びまして第5目にあります、カメイこどもの夢づくり基金繰入金や、第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金の増加によるものです。

38、39ページをお開き願います。

第22款市債です。32億2,760万円で19億5,630万円の増です。主な増要因ですが、第1目総務債として、朴島浮棧橋整備事業や、40ページ、第7目教育債において第3節社会教育施設債、第8目借換債が増加となっております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

44、45ページをお開き願います。

第1款議会費は2億1,717万円で、前年度から30万2,000円の増となっております。主な増要因ですが、右側、事業内訳にあります職員人件費などの増によるものです。

48、49ページをお開き願います。

第2款総務費は28億3,312万1,000円で、前年度から2億2,517万1,000円の増です。主な増要因ですが、ページ飛びまして56、57ページをお開き願います。

第1項総務管理費第7目の企画費が増、また、58ページ59ページにおきまして、右下事業内容ですけれども、浦戸再生プロジェクト推進事業が増になったことなどによるものとなっております。

次に、78、79ページをお開き願います。

第3款民生費は98億2,234万8,000円で、前年度から2億7,336万8,000円の増です。主な増減要因ですが、86、87ページを恐れ入りますがお開きください。

第1項社会福祉費第7目障害者総合支援費で福祉サービス費が増、また、申し訳ありません、90、91ページをご覧ください。

第1項社会福祉費第11目障害児施設給付費で障害児通所給付費が増、また、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費で、子ども医療費助成事業が増、94、95ページをお開き願います。

こちらでは第2項児童福祉費第2目児童措置費で施設型給付費等支給事業が増、また、第3項生活保護費第2目扶助費で生活保護扶助費などがございます。

次に、110ページ、111ページをお開き願います。

第4款衛生費は20億7,928万1,000円で前年度から8,027万2,000円の減となっております。主な減要因ですが、おめくりいただきまして、112、113ページをお開き願います。

下段にあります第1項保健衛生費第2目予防費において、前年度まで計上されておりました新型コロナウイルスワクチン接種事業が皆減となったことや、ページ飛びまして、122、123ページをお開きください。

第2項清掃費第3目清掃施設費で清掃工場耐震工事が減となったことなどによるものです。

次に、130ページ、131ページをお開き願います。

第5款労働費は6,500万円で前年度と同額であります。

次のページ、132、133ページをお開き願います。

第6款農林水産業費は4億6,372万円で、前年度から4,274万5,000円の増です。主な増要因ですが、第1項農業費第3目農業振興費で松くい虫対策事業や、ページ飛びまして、136、137ページをお開きください。こちらの第2項水産業費第2目水産業振興費で塩竈市魚市場リノベーション事業が増になったことなどによるものとなっております。

次に、140、141ページをお開き願います。

第7款商工費は5億4,163万2,000円で、前年度から639万円の増です。これは同ページの第1項商工費第2目商工振興費におきまして、中心市街地にぎわい創出事業や塩竈産品販路拡大支援事業などが増になったことなどによるものとなっております。

次に、148、149ページをお開き願います。

第8款土木費は24億9,685万円で、前年度から2億3,269万9,000円の増です。主な増要因ですが、めくっていただきまして、150、151ページをお開き願います。

第2項道路橋りょう費第1目道路橋りょう総務費で水路維持管理費が増、また、飛びまして、154、155ページをお開きください。また、第2項道路橋りょう費第4目橋りょう整備費で橋り

よう整備事業費が増、また、158、159ページをお開きください。こちら下段ですけれども、第4項都市計画費第2目の公園費で緑と憩い再生事業が増となったことなどによるものとなっております。

次に、166、167ページをお開き願います。

第9款消防費は、8億998万2,000円で前年度から4,988万2,000円の増です。主な増要因ですが、第1項消防費第2目非常備消防費において、消防施設等整備事業が増となったことなどによるものです。

次に、172、173ページをお開き願います。

第10款教育費は28億7,354万6,000円で、前年度から12億3,616万5,000円の増となっております。主な増要因ですが、ページ飛びまして、178、179ページをお開き願います。

第2項小学校費第1目学校管理費で右側、事業内訳ですけれども、小学校施設LED設置事業などが増、また、182、183ページをお開きください。

今度は第3項中学校費第1目学校管理費で、同じく中学校施設LED設置事業などが増、また、そのままめくっていただきまして、196、197ページとなりますが、こちら第5項保健体育費第2目体育施設費で塩竈市体育館大規模改修事業が増となったことなどによるものとなっております。

次に、202、203ページをお開きください。

第12款公債費は28億2,327万7,000円で前年度から4億9,932万8,000円の増です。これは第1項公債費第1目元金のうち借換え分が増となったことが主な要因です。借換え分を除きました純粋な元利償還金につきましては、前年度より減となっております。前年度に引き続き実質の公債費は減となっております。

次のページ、204、205ページをお開き願います。

第13款諸支出金は1億1,407万2,000円で、前年度から422万2,000円の増です。交通事業特別会計繰出金が増となったことによるものです。

208ページ以降につきましては、給与費明細書、それから債務負担行為、地方債残高の調書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

恐れ入ります、最初に初めにご説明いたしました資料No.15「市議会定例会議案資料（その2）」の44、45ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、性質別に前年度と比較したものでございます。主な費目を

説明いたします。

費目1の人件費は1億884万6,000円の減ですが、一般職員手当や会計年度任用職員報酬の減などによるものです。費目4の扶助費は2億3,951万8,000円の増ですが、医療費助成事業や保育施設等の施設型給付費等の増によるものです。次に、費目6の普通建設事業費は13億1,991万9,000円の増ですが、主な要因として浦戸再生プロジェクト推進事業における朴島浮棧橋整備費や、塩竈市体育館大規模改修事業の増などによるものです。

次のページ、46ページは、投資的経費の内訳一覧表にございますので、後ほどご覧いただければと思います。

一般会計予算の内容につきましては以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 続きまして、議案第28号「令和6年度塩竈市交通事業特別会計予算」について説明申し上げます。資料No.11「予算説明書」の228ページ、229ページをお開きください。

こちらが令和6年度交通事業特別会計の歳入歳出予算事項別明細書となります。

表中の本年度予算額の最下段欄にありますとおり、歳入歳出ともに2億1,550万円を計上し、前年度と比較すると290万円の増額となっております。

続きまして、予算の主な内容について説明いたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので同じ資料の232ページ、233ページをお開き願います。

第1款事業費に1億9,799万7,000円を計上し、前年度と比較すると290万円の増額となっております。

目別に主な内容を説明いたします。第1款事業費第1項離島定期運航費第1目の総務管理費は、職員人件費や一般事務経費として1億4,979万4,000円を計上し、前年度と比較すると243万2,000円の減となっております。主な要因は、人事異動に伴いまして職員の新陳代謝が働いたことなどによりまして、給料や共済費が減になったことによるものでございます。

234ページ、235ページをお開き願います。

第2目の運航費は、船舶の運航維持管理経費として4,820万3,000円を計上しております。前年度と比較すると533万2,000円の増となっております。主な要因ですが第10節の需用費になり

ます燃料高騰による燃料単価の増でありますとか、あと小型船舶の浦戸のエンジンのオーバーホールなどを予定しておりまして、修繕費が増額したことに伴うものでございます。

次に、236ページ、237ページをお開き願います。

第2款公債費に1,750万3,000円を計上し、こちらは前年度と同額となっております。第2款公債費第1項公債費第1目の利子は、平成29年度「しおね」の建造費と令和元年度に風向風速計を整備しておりまして、そちらの利子と一時借入金の利子を置いております。第2目の元金は、その償還元金を計上しているという状況でございます。

次に、歳入予算について説明いたします。

恐れ入ります、同じ資料の230ページ、231ページのほうにお戻り願います。

第1款の事業収入第1項事業収入第1目の離島定期航路収入は6,660万1,000円を計上し、前年度と比較すると、212万5,000円の減としております。普通乗船料について、直近3年間のコロナ禍の実績から今回算出しておりまして、減額を見込んだものでございます。

次に、第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目の離島航路国庫補助金は3,431万5,000円を計上し、前年度と比較すると、32万7,000円の増という形になっております。

次に、第3款繰入金第1項他会計繰入金第1目の一般会計繰入金は1億1,407万2,000円を計上し、前年度と比較すると422万2,000円の増ということになっております。歳出側の運航費が増額したことや事業収入の減などによる影響としております。第4款諸収入第1項雑入第1目の雑入は、51万2,000円を計上し、前年度と比較して47万6,000円の増としております。朴島浮桟橋の設置によりまして、新たにバリアフリータラップを整備する際に活用する海上交通バリアフリー施設整備助成金を計上したものであるものです。

議案第28号「令和6年度塩竈市交通事業特別会計予算」についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 議案第29号「令和6年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明をさせていただきます。

資料No.11の246ページ、247ページをお開き願います。

こちらの歳入歳出予算事項別明細書の総括にて、ご説明をさせていただきます。

令和6年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、最下段に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億9,390万円としてございます。

主な歳入につきまして、ご説明をいたします。246ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税につきましては、被保険者の減少などにより178万6,000円減の7億8,396万7,000円を計上しております。

次に、第4款県支出金につきましては、3億687万1,000円増の44億8,419万円を計上しております。県支出金の約9割を占める普通交付金は、歳出の保険給付費の財源となるものですが、被保険者数の減少傾向にあるものの、1人当たりの医療費が増加傾向にあり、全体として保険給付費の増加が見込まれることから、連動して県支出金も増額としてございます。

第6款繰入金につきましては、6,376万6,000円減の7億1,166万4,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金などによる一般会計からの繰入れの減や、県の事業費納付金の減額に伴い収支差を補填する国保財政調整基金からの繰入が減少していることによるものでございます。

次に、主な歳出についてご説明をいたします。

247ページをご覧ください。

初めに、第1款総務費につきましては、827万8,000円増の6,246万円を計上しております。これは、地方税共通納税システムの対象税目追加に伴うシステム改修費やコンビニ収納手数料、会計年度任用職員の人件費の増加などによるものでございます。

第2款保険給付費につきましては、1人当たりの医療費が増加傾向にあることから、令和5年度の実績等も踏まえまして2億8,888万5,000円増の44億2,458万円を計上しております。

第3款国民健康保険事業費納付金は、市町村の医療費水準や所得水準等により案分され、県から示されるものですが、令和6年度は5,037万円減の13億5,038万8,000円を計上しております。

第4款保健事業費は、令和6年度からスタートする第3期データヘルス計画に基づく各種保健事業の事業費を計上しつつ、昨年度計上しましたデータヘルス計画策定に係る経費等が減額となるため、全体として408万7,000円減の1億1,317万4,000円を計上しております。

第7款諸支出金につきましては、保険税還付金等近年の実績を踏まえ249万8,000円増の1,270万円を計上しております。

以上のことから、令和6年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算につきましては、前年度より2億4,490万円増の59億9,390万円を計上しております。

なお、276ページから278ページには給与費明細書を、279ページには債務負担調書を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

国民健康保険事業特別会計についての説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部水産振興課長 続きまして、議案第30号「令和6年度塩竈市魚市場事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

同じく資料No.11「予算説明書」の282ページ、283ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表となります。

令和6年度予算といたしまして、歳入歳出ともに2億670万円を計上しております。対前年度比980万円の増となります。

説明の都合上、歳出予算からご説明申し上げます。

288ページ、289ページをご覧ください。

第1款市場費では、1億8,445万2,000円、対前年度比980万円の増。内訳についてですが、第1項市場管理費では、主に施設の維持管理等に係る経費として1億7,914万円、対前年度比977万6,000円の増。主な要因といたしましては、施設管理に係る委託料の増額によるものです。

次に、290ページ、291ページをご覧ください。

第2項漁船対策費では、水揚漁船誘致対策事業などに531万2,000円、対前年度比2万4,000円の増。

次に、292ページ、293ページをご覧ください。

第2款公債費では、魚市場建設に係る元利償還金等として2,224万8,000円、対前年度比同額となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

284ページ、285ページをご覧ください。

第1款使用料及び手数料では、9,501万3,000円、対前年度比378万6,000円の増。内訳といたしまして、第1項使用料では魚市場使用料など8,672万8,000円、対前年度比361万3,000円の増。水揚げ金額を91億円で試算してございます。第2項手数料では、入場車両登録許可証手数料など828万5,000円、対前年度比17万3,000円の増。

第2款県支出金では、漁港施設の管理に係る委託金として177万円、対前年度比62万3,000円の増。

次に、286ページ、287ページをご覧ください。

第3款財産収入では、科目設定として1,000円を計上してございます。

第4款繰入金では、一般会計繰入金として9,911万5,000円、対前年度比569万9,000円の増。主な要因といたしましては、委託料及び修繕費などの維持管理費の増加に伴う基準内繰出金の増額によるものです。

第5款諸収入では、排水処理料、漁港施設利用料などとして1,080万1,000円、対前年度比30万8,000円の減。主な要因といたしましては、排水処理料の減額等によるものです。

なお、294ページ以降に給与費明細書などを掲載してございますので、後ほどご参照願えればと存じます。

魚市場事業特別会計の説明につきましては以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 続きまして、高齢福祉課から議案第31号「令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

資料No.11をご用意いただき、302ページ、303ページをお開きください。

介護保険事業特別会計では、2つの事業勘定を設けておりますが、初めに、保険事業勘定に関する歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、介護保険の保険者としての事業勘定であり、歳入と歳出それぞれの合計額57億8,760万円を計上しており、前年度と比較しますと7,110万円、1.24%の増となっております。

次に、説明の都合上、歳出の主な部分からご説明いたします。

314ページ、315ページをお開きください。

第2款介護給付費ですが、上段にございます本年度合計額は52億7,589万5,000円で、前年度と比較して8,307万8,000円、1.6%の増となっております。こちらの主な要因としましては、第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護サービス等給付費、第4目地域密着型介護サービス給付費等の利用増を見込んだものとなっております。

続きまして、ページ飛びまして320ページ、321ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費でございます。上段の合計額は3億8,090万2,000円、前年度と比較して1,858万3,000円、5.1%の増となっております。こちらの主な要因としましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費が905万5,000円、4.5%の増。

322ページをお開きいただき、第3項包括的支援事業費が1,043万3,000円、8.6%の増による

ものでございます。

次に、歳入の主な部分につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、ページ戻りまして304、305ページをお開きください。

まず第1款保険料は、11億9,759万1,000円で前年度と比較して29万7,000円、0.2%の増で、ほぼ横ばいでございます。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金でございますが、それぞれ歳出の介護給付費並びに地域支援事業費の法定負担割合により計上してございます。

例外的に第3款国庫支出金の第2項国庫補助金第4目保険者機能強化推進交付金並びに第5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等の様々な取組の達成状況に応じて交付されるものであり、法定負担割合とは別に算定されるものとなっております。

次に、306、307ページをお開きください。

第7款繰入金でございますが、第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金は8億8,489万4,000円で、前年度と比較して369万4,000円、0.4%の増とほぼ横ばいとなります。これは、歳出の介護給付費等に関わる本市の法定負担割合分でございます。

一方で、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金は、歳入歳出の差額を補填する財源として計上するものでございますが、前年同額の1,000万1,000円を計上しております。

介護保険事業の保険事業勘定は以上となります。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、恐れ入りますが、資料の344ページをお開きください。

こちらは、介護サービス事業勘定に係る歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、本市直営の浦戸地区地域包括支援センターが実施している要支援認定された方、それから総合事業に関するケアプラン作成に係る事業勘定でございます。歳入歳出合計額それぞれ100万円を計上し、前年度と比較して10万円の増となっております。

以上が、議案第31号令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計予算案となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 それでは、議案第32号「令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、ご説明をいたします。

資料№.11の360ページ、361ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括で、こちらもご説明をさせていただきます。

最下段に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,250万円としております。

まず主な歳入についてご説明をいたします。

360ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、団塊の世代の加入により、被保険者が大きく増加していること、さらに保険料率の改定があることから、8,244万1,000円増の7億214万3,000円を計上しております。

次に、第4款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金などの増加により1,065万9,000円増の2億1,924万9,000円を計上しております。

第6款諸収入につきましては、昨年同額の110万4,000円を計上しております。

次に、主な歳出についてご説明をいたします。

361ページをご覧ください。

まず、第1款総務費ですが、宮城県広域連合市町村負担金やコンビニ収納手数料等の増加により、244万2,000円増の3,302万8,000円を計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、第1款後期高齢者医療保険料に第4款繰入金の保険基盤安定繰入金などを加え、宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、9,065万8,000円増の8億8,787万1,000円を計上しております。

以上のことから、令和6年度の後期高齢者医療事業特別会計の予算案につきましては、歳入歳出ともに前年度より9,310万円増の9億2,250万円を計上しております。

なお、374ページには債務負担調書を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計についての説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課から議案第33号「令和6年度塩竈市下水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

資料は№.12、3ページをお開きください。

第2条業務の予定量でございます。(1)処理区域内戸数は、2万3,960戸。(2)の年間処理水量は、793万7,635立方メートル。1日平均処理水量に直しますと、2万1,747立方メー

トルでございます。（４）の主要な建設改良事業につきましては、公共下水道事業に１億823万4,000円、ポンプ場事業に１億9,498万2,000円、流域下水道事業に9,479万8,000円を予定しております。

第３条につきましては、収益的収入及び支出の予定額となります。収入につきましては、第１款下水道事業収益といたしまして、41億1,901万6,000円を予定しております。内訳でございます。第１項営業収益につきましては、下水道使用料や雨水処理に係る他会計負担金など18億4,768万5,000円、第２項営業外収益は、汚水事業に係ります他会計補助金や保有資産の減価償却費相当額の長期前受金戻入など22億7,132万8,000円などを予定しております。

続きまして支出でございます。第１款下水道事業費用といたしまして37億3,826万3,000円を予定しております。内訳でございます。第１項営業費用は、下水道事業の経営全般から生じる費用でございますが、管渠やポンプ場などの維持管理費用、保有資産の減価償却費など34億4,804万2,000円などを予定しております。

続きまして、第４条資本的収入および支出の予定額となります。収入につきましては、第１款資本的収入といたしまして24億7,045万8,000円を予定しております。

支出につきましては、第１款資本的支出といたしまして38億5,786万9,000円を予定しております。内訳でございます。第１項建設改良費といたしまして３億9,842万7,000円、第２項企業債償還金に34億4,944万2,000円などを予定しております。

また、第４条本文でございます。こちらにつきましては、資本的収支の差引きによります不足する額13億8,741万1,000円につきましては、当年度分消費税及び消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分別、当年度利益剰余金処分別で補填するものとしております。

次のページ、４ページをお開き願います。

第５条債務負担行為となります。こちらにつきましては、下水道施設管理包括業務委託など計６件を定める内容となっております。

第６条につきましては企業債となります。公共下水道事業、流域下水道事業等につきまして限度額利率などを定める内容となっております。

第７条につきましては、一時借入金の限度額を、第８条につきましては予定支出の項目の経費の金額の流用を、第９条につきましては議会の議決を経なければ流用することができない経費を定める内容としております。

第10条につきましては、他会計からの補助金といたしまして12億8,537万2,000円、第11条には利益剰余金の処分といたしまして減債積立金に3億9,057万1,000円を定める内容となっております。

また、5ページ以降につきましては予算に関する説明書、21ページ以降につきましては予算の説明資料となっております。後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

下水道事業会計予算は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○小野委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 それでは、私から議案第34号「令和6年度塩竈市立病院事業会計予算」について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.13「令和6年度塩竈市立病院事業会計予算」の3ページをご覧ください。

第2条で業務の予定量を定めており、(1)の病床数は、一般病床を161床と定めております。(2)の年間の患者数につきましては、入院患者数を4万7,450人、外来患者数を6万3,204人と予定しております。(3)の1日平均患者数ですが、入院患者数は130人、病床利用率としては80.7%。外来患者数は260.1人を予定しております。(4)の主要な建設改良につきましては、医療機器等購入として5,500万円、空調機器等の更新などの施設改良費といたしまして5,720万円を予定しております。

4ページをご覧ください。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず収入につきましては、第1款病院事業収益といたしまして31億8,239万3,000円を予定しております。内訳といたしましては、第1項医業収益といたしまして、入院収益や外来収益など28億1,716万2,000円。第2項医業外収益として他会計負担金など3億6,423万1,000円を計上しております。

支出につきましては、第1款病院事業費用といたしまして31億7,350万円を予定しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入では、第1款の資本的収入といたしまして1億9,327万1,000円を予定しております。内訳といたしまして、第1項他会計補助金として8,547万1,000円。第2項の医療機器等購入や施設改良費の財源となる企業債として1億780万円を計上しております。

支出では、第1款資本的支出といたしまして2億6,547万4,000円を予定しており、第1項医療機器等購入や施設改良における建設改良費として1億1,220万円、第2項の企業債償還金として1億5,327万4,000円を計上しております。この収支の差引きによりまして、7,220万3,000円が不足しておりますが、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、債務負担行為でございます。MRI保守委託等など6件に係る期間、限度額等を定めるものでございます。

5ページをご覧ください。

第6条は、企業債です。建設改良費の財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を定めるもので、限度額は10億円としております。

第8条は、予定支出の各項の間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額を2億8,600万円と定めるものでございます。

なお、7ページ以降につきましては予算に関する説明書、また、23ページ以降につきましては予算の説明資料となっておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

令和6年度塩竈市立病院事業会計予算の説明は以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願いいたします。

○小野委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 私からは、議案第35号「令和6年度塩竈市水道事業会計予算」について、ご説明いたします。

資料No.14「令和6年度塩竈市水道事業会計予算」の3ページをお開き願います。

第2条には、業務の予定量を定めております。(1)給水戸数については2万6,413戸。(2)年間総給水量は693万3,334立方メートル。(3)1日平均給水量は1万8,995立方メートルと設定しております。主な建設改良事業につきましては、第7次配水管整備事業、第2次老朽管更新事業をそれぞれ予定しております。

次に第3条には、収益的収入及び支出を定めております。収入につきましては、第1款水道事業収益として、前年度当初比で0.1%減の16億5,063万9,000円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項営業収益として水道料金や水道への加入金など15億4,743万円、第2項営業外収益として長期前受金戻入や受託工事収益など1億320万7,000円を計上してござい

ます。

支出につきましては、第1款水道事業費用として、前年度当初比で0.5%増の16億863万9,000円を予定しております。

第4条は、資本的収入及び支出を定めております。収入につきましては、第1款資本的収入として、前年度当初比で19.2%増の4億703万9,000円を予定しております。増額の主な要因ですが、第7次配水管整備事業等に関わる企業債借入額などが増額するためでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出に、前年度当初比で1.3%減の8億7,183万3,000円を予定しており、その内訳としまして水道改良費として8,965万3,000円、第7次配水管整備事業費として2億521万8,000円、第2次老朽管更新事業費として1億8,696万2,000円、企業債償還金として3億8,500万円をそれぞれ計上しております。

資本的収支の差引きにより不足する4億6,479万4,000円につきましては、第4条の本文中に記載のとおり当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填をいたします。

恐れ入ります、次に4ページをお開きください。

第5条は債務負担行為でございます。公用車両再リースについて計上してございます。

第6条は企業債です。第7次配水管整備事業費など主要な建設改良事業である3事業の財源といたしまして限度額、記載の方法等を定めております。

第7条は一時借入金の限度額で1億円としております。

第8条は予定支出の各項目で流用できる範囲を定めるものです。

第9条は議会の議決を経なければ流用できない経費を定めております。

第10条はたな卸資産購入限度額を定めるものです。

なお、5ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっております。

また、21ページ以降は予算説明資料となっておりますので、後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

水道事業会計の予算説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小野委員長 以上で、各議案及び各会計予算の内容説明は、終了いたしました。

次に、資料要求を行います。当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の「令和6年度予算特別委員会資料要求一覧」のとおりとなっております。

なお、資料要求については、日本共産党塩釜市議団から79件、塩釜を元気にする会から12件、

市民クラブから9件、かいしんから17件、塩竈維新の会から12件の資料要求がありましたものを、内容を精査し、予算特別委員会として当局に要求するものであります。

当局において、内容の確認をお願いいたします。

千葉副市長。

○千葉副市長 ただいま資料要求のありました「令和6年度予算特別委員会資料要求一覧」につきましては、資料No.17として明日2月22日の正午までに議会事務局へ配付させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○小野委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、2月26日午前10時より再開いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

2月26日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

なお、北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会の委員の出席をお願いいたします。

以上であります。お疲れさまでした。

午前11時35分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年2月21日

令和6年度予算特別委員会委員長 小野幸男

令和6年2月26日（月曜日）

令和6年度予算特別委員会

（第2日目）

令和6年度予算特別委員会第2日目

令和6年2月26日（月曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
技監 鈴木 昌寿	総務部長 兼危機管理課長 本多 裕之
市民生活部長 高橋 五智美	福祉子ども未来部長 長峯 清文
産業建設部長 草野 弘一	総務部 危機管理監 佐藤 孝文
総務部 政策調整管理監 末永 量太	総務部 公民共創推進専門監 兼教育委員会教育部 生涯学習課長兼 生涯学習センター館長 櫻下 真子
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長 並木 新司	総務部次長兼 総務人事課長 高橋 数馬

産業建設部次長 兼水産振興課長	鈴木 陸奥男	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星 潤 一
総務部 秘書広報課長	鈴木 忠 一	総務部 財政課長	佐藤 渉
総務部 管財契約課長	千葉 貴 幸	市民生活部 市民課長	中村 成 子
市民生活部 税務課長	志野 英 朗	市民生活部 環境課長	引地 洋 介
市民生活部 保険年金課長	布施 由貴子	市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮
福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴木 和賀子	福祉子ども未来部 保育課長	佐藤 聡 志
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本 多佳子	福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部 公 一
産業建設部 商工観光課長	横田 陽 子	産業建設部 土木課長	鈴木 英 仁
総務部 総務人事課総務係長	石川 宏	教育委員会 教育部長	星 和 彦
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉 知 美	教育委員会教育部 学校教育課長	松崎 和佳子
教育委員会教育部 文化スポーツ課長兼 市民交流センター館長	武田 光 由	選挙管理委員会 事務局長	小林 史 人
監査委員	菅原 靖彦		

事務局出席職員氏名

事務局 局長	相澤 和 広	議事調査係 長	石垣 聡
議事調査係 主査	工藤 聡 美	議事調査係 主査	梅森 佑 介

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから令和6年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより審査区分1、一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

佐藤公男委員。

○佐藤委員 私からは大きく3点ほど質疑をさせていただきます。

まず、資料No.11の197ページです。

塩竈市体育館大規模改修事業についてです。

詳細については6月に示されるということですが、私も35年前から何かしらの関わりがありましたので、その点も踏まえて質疑をさせていただきます。

まず、全体的に暗い、寒いという意見が随分あったんですけども、暗いということについては、今回、照明工事もされると思いますが、解決、改善されるのでしょうか。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 今回の大規模改修では、ただいま照明が水銀となっているものをLED化することも予定に入っておりますので、改善されるものと考えております。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 次に、暖房が行き届かなくて寒いという意見があったんですが、先日、市長からも二中の体育館が寒いという指摘を受けたとの報告もありますけれども、これも改善されるのでしょうか。

また、使用する燃料も教えてください、決まっているのであれば。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 エアコン、空調設備、こちらも交換予定となっております。

なお、電源につきましては電気、そちらを想定しております。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 3点目に、入り口が分かりづらいということが大分指摘されていたんですね。体育館はご承知のように北側と南側出入口が2つあります。中央の手押しの扉を使わずに、右側の畳1畳分ぐらいの自動扉を使っているんですね、北側も南側も。それはなぜなのか、まずちょっとお尋ねしたいんです。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 あちら、冬季とかだと、寒い場合に熱が逃げないようにというところもあったりしますし、また、これまでですが、新型コロナの関係で、入り口を一つにしてあそこのところに検温器を置いておまして、そちらで検温をしているような形がございました。今後、そういうのがなくなれば、以前のように開放するような形になろうかと思えます。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 昨日もちょっと確認してきたんですが、まだ閉まっていたものですから。

それと、正面玄関は、今回、自動扉になるのでしょうか。手押しのは自動になるのでしょうか、改修後は。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 残念ながら入り口の部分は改修の予定には入ってございません。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 分かりました。

4つ目であります。

1階の隅っこにある食堂、小さい食堂があるんですけども、そちら、1年半ぐらい前ですかね、私、担当の生涯学習課ですかね、そちらに行って伺ったところ、閉まっているんですけども、いつ開けるんですかと聞きましたら、大規模改修後に公募をかけると言われたんですね。それは予定どおりなんのでしょうか。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 そちらの部分につきましては、今回ちょっと改修の対象に入っていませんけれども、ちょっと使える形になりましたら公募をかけるということも考えてはおります。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 あちらの食堂については、私もあちら何か5代やっているんですね、事業者が。1代目から5代目までいるんですけれども、私、1代目から4代目、5代目の方々とちょっと関わりがありまして、内部のことは承知しているんですけれども、よく大会とかありますよね、大きなバトミントンだとか、その時に、結構、昼食難民が出るんですよ、あそこは。例えば、あそこで200名、300名の大会があります。200なり300なり弁当が仙台とか多賀城からドンと届くんですけれども、そこであぶれた人たちというのは、向かいのコンビニありますよね、そちらに行くんですけれども、コンビニももうお昼前から棚が空になるんです、全部。それで、近くにお弁当屋さんないですか、コンビニないですかとかと聞かれることが結構あったんですね。あその食堂をやることで、少し改善されるんじゃないかと思うんですけれども。

また別なちょっと提案、一つあるんですけれども、あそこは指定管理なんですけれども、食堂だけは指定管理に入っていないんですよ。これ生涯学習課なんですね。3半期に一度家賃を納めに行っていました。結構弊害があったんですね。例えば、天井から雨漏りがするとか、あと電気系統を交換してもつかないとか、配電盤が作動しないとか、そういった場合、指定管理者では対応してくれませんでした。いちいち生涯学習課でした。そういった部分、指定管理者に移管して、一括するべきではないのかと思うんですが、その辺お考えいかがでしょうか。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 あちらの部分につきましては、体育館の目的外使用という形で食堂として利用してございますので、指定管理者ではなく、市のほうで、現在は文化スポーツ課で管理している形になります。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 よその町の話で恐縮なんですけれども、多賀城市にしてもそうなんですよね。多賀城市は文化センター指定管理にしていますが、あそこも食堂みたいなものがあるんですね。あれ

は一括なんですよ。本市もそのようにされてはいかがかと思います。それはご提案として申し上げておきます。

続きまして、2点目です。

資料No.17の94ページから107ページにかけてです。

塩釜港開発株式会社の決算報告書です。

昨日、おとといと塩竈の醍醐味で、2日間で延べ1万人を超える人が来場され、職員の皆さんや地域の皆さんに応援をいただき、大変盛り上がったそうです。

ただ、決算書を見るとそうでもないようなんですけれども、まず、96ページの営業成績についてです。売上げ自体は29期に対して30期、260万円近くの上上げは上がっているんですが、当期純利益金額ではマイナス660万円とあります。この主な要因についてお聞かせください。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 塩釜港開発株式会社の売上げについてお答えいたします。

売上げにつきましては、テナント収入が主なものとなっておりますが、光熱水費等のテナントから頂いております経費の部分も含まれておりまして、そちらが含まれるのと、あと歳入に共益費等の経費も含まれているということと、あと支出には、電気代高騰とか、そういった部分の支出が大きくなっておりまして、結果として収支がちょっとマイナスという形となっております。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 29期と30期の附属明細書を頂いていたんですが、電気料も高騰しているということですよ。電気料の高騰もあるんですよ。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 売上高の部分にテナントからの共益費等の塩釜港開発株式会社として預かっております電気料が含まれているということで、若干売上げが減っていないように見えるのと、それから、経費として塩釜港開発株式会社が支出する電気の支出が前年比で600万円近く、電気の料金のみで上昇しているという状況でございます。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 分かりました。こちらの会社については大きく売上げが伸びるということは、なかなか厳しいと思うんですね、事業形態を考えても。一般管理費、販売費の中での経費の削減と

いうのも重要になってくると思います。

107ページをお開きください。

一般管理費の明細なんですけれども、4つほどちょっと質疑いたします。

中段からやや下の業務委託料127万3,000円とありますが、これはどういった費用なんでしょうか。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 業務委託料について、塩釜港開発株式会社の業務委託料についてお答えいたします。

ただいまちょっと確認しますのでお待ちください。

申し訳ありません、所定のデータを見つけましたら、またお答えさせていただきます。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、警備料も清掃料も後の報告でよろしいでしょうか。

では、地代家賃というのがあるんですが、これはどちらに……。

○小野委員長 聞いてください。

○佐藤委員 では、お願いします。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 申し訳ありません、もう一度お願いいたします。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 警備料と清掃料ですね。これはどういった費用になるのか具体的に教えてください。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 マリンゲート塩釜全館の警備、人的警備と、あと機械警備、それから清掃の委託によるものでございます。

以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この清掃料はごみ回収と人的な館内の清掃の方を合わせてということでしょうか。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 基本的に各テナントの分につきましては、テナントの中で利用されていると思いますけれども、マリンゲート塩釜全体としての清掃料ということになります。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 地代家賃についてです。

こちら441万6,000円支出されておりますが、こちらはどちらに支払われているものなんでしょうか。あと、どの部分の地代家賃なんでしょうか、教えてください。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 支払い先につきましては、特定の企業に関する部分もございますので、この場では控えさせていただきますけれども、従業員の駐車場ですとか、それから、一般に供しています駐車場の一部につきまして、土地を借りて使用しているものでございます。以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 単純に30期でありますので30年と計算して、この440万円で計算すると1億3,000万円ぐらい支払っている計算になるんですね。これ、これまで、相手の意向もあるかと思えますけれども、取得の交渉などはされた経緯はあるんでしょうか。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 財産の取得につきましては、私のほうでは把握しておりません。以上です。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今後、交渉する余地もあるのではないかと思います。これで、以上でございます。3番目です。

資料No.11の191ページをお願いいたします。

上段にあります負担金補助及び交付金の項目です。

地域婦人団体ですとか、塩釜市芸術文化協会ですとか、塩釜神楽とか、ほかのページにも幾つかあるんですけども、こういった僅かな金額はどのような経緯で決定されてくるんでしょうか。また、算出方法等があれば教えてください。

○小野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 191ページ、その他団体事業補助金についてのご説明かと思います。

こちらについては、それぞれの補助要綱がございまして、それに基づいて審査をして補助金を出すということになっております。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 最近、せんだって総務部長もおっしゃいましたけれども、地方自治体ではシビックプライドの醸成という文言がやはり言葉になっているようです。シビックプライドとは地元愛とは異なり、地域をよくして地域に貢献していこうという意味合いであると説明を受けました。醸成のために子供予算や青年団体予算を計上しているとおっしゃっていましたが、この高齢者団体ですとか、地元の歴史を重んじている団体は、数十年前からもう取り組んでいらっしゃるんですね。ただ、この予算を見ると寂しい限りでありまして、私も民間時代から随分こういったことは聞いておりました。各団体の資金不足であるということは聞いておりました。

例えば、お祭りのときとか、私のほうで無償で会場をお貸ししたり、イベントがあるときは大型のコーヒーのマシンをお貸ししたり、協賛金以外のことでも結構協力はさせていただいておりました。

でも、これは本来行政がフォローすべきだと思うんですね。年金暮らしの方々が時間も割いて、体力もかけ、時には自己負担をしているわけです。もう少し補助金等でご厚情があってもよろしいんじゃないかと思うんですが、その辺、市長いかがでしょうか。お答えできるのであれば。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、お聞きをしていて、その予算の配分ということをどのように私どもが捉えているかということだと思います。この場で、皆様方に議案としてお出しをさせていただいて、その項目について、多いのか少ないのか、そういった、当然議論になろうかと思ってございます。その辺が、今までの清算とこれからどのような形で私どもが方針としてシビックプライドの醸成という形のところに力を注いでいくのかという段階に来ているのかと思います。

今までがどうだったのかという総括もやっぱりしっかりしないといけないだろうと。例えば、今まで100万円出していて、それが経済状況が厳しくなったので50万円にしましたよと。それが今の現状に合っているのかどうか、そういったこともしっかり私どものほうで総括をした上で、ない袖は振れないところありますけれども、力を入れたい事業、もしくは入れたくてもなかなか配分できない事業等々あろうかと思いますが、そういった活動の実態等々も踏まえながら、冷静に判断をさせていただく時期に、もうとっくに来ているんだろうというご指摘かと思っておりますので、しっかりと精査をさせていただきたいと感じております。

○小野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 よくよく、特に高齢者の方々からなんですけれども、子供ばかりに予算を割いて、

年寄りには回ってこないと、こういう意見が私のほうに寄せられておりましたので、今後少しご厚情をいただければというお話でございます。

私からは以上です。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 先ほどの佐藤公男議員のご質疑にお答えできなく申し訳ありませんでした。答弁させていただきます。

塩釜港開発株式会社の委託料の内訳につきましてでございますが、こちら会計事務所への支払いとなっております。

以上でございます。

○小野委員長 質疑をお願いします。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 それでは、会派かいしん鈴木新一です。

まず、ご挨拶申し上げます。

このたび、昨年10月開催の決算特別委員会で、「マイク近づけて」の声あり）初めて副委員長を仰せつかりまして、今回、予算特別委員会でも副委員長を任命いただき、身の引き締まる思いでございます。

この委員会が適正かつ丁寧に、議事、質疑、返答がスムーズに運営できるように、誠心誠意頑張りますので、市長並びに担当部局、委員の皆様にもご協力お願い申し上げます。

さて、質疑に入りたいと思います。

資料No.17の2、13ページ、塩竈市の人口推移、年別死亡者数、出生者数の推移という項目がございます。平成28年から令和5年までの8年間の死亡者数と出生者数の推移の記載がございます。確認してみますと、8年間と見た場合に、最初の4年、後からの4年ということで、ちょっと2つに分けて見てみたら、死亡者数の平均が8年前ですと、年間平均710名ほどで、令和2年から昨年までは763名、平均です。53名ほどこの8年間では増えているのかなという統計が出ています。

次に、出生者数、赤ちゃんが生まれた数です。8年前は約298名、300名ほどが毎年生まれておりました。喫緊の4年を平均した場合に、241名ほどで、大体57から60名ほどの減になって、おります。

これを踏まえて、今後、令和7年度以降に、団塊の世代が後期高齢者を迎え、今後10年、15年程度、社会保障費増加の傾向が考えられます。また同時に、健康予防の在り方が問われる時

代にも差しかかっていると思います。重ねて、子供の出生者数の減少傾向が止まらないのではないかと推測と懸念もされております。

ここで、質疑させていただきます。大きな課題として、今後、高齢者の皆様への健康予防の課題と対策をお伺いいたします。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大きな視点でございますので、私からお答えを申し上げます。

この出生数と死亡者数、この推移につきましては、大きな変化があったこの10年来だろうと感じております。それと同時に、最近のやはり出生数の中には、やはり社会不安、または政治不安、そういったものが、これからお子様方を生み育てていく場合の不安にもつながっているんだろうという側面は否めないだろうと思っております。

それと同時に、そういった若い皆さんに産み育てやすい環境をご提供させていただく、こういったところは各自治体がしのぎ合っている状態でもあるだろうと感じております。

その一方で、先ほども厳しいご指摘がありましたけれども、おじいちゃん、おばあちゃんを大切にすることは、何らいささかも敬う気持ちも変わっておりませんが、それと同時に、おじいちゃん、おばあちゃんを支えていただく世代というのは若い世代に移ってきております。責任世代と言われるけれども、もしかすると僕らの世代が責任世代だとすれば、その次の世代の皆様方に、どういう地域をつくっていくことが、バランスよくおじいちゃん、おばあちゃんを守りながら、若い世代の皆様方に産み育てやすい環境をご提供させていただくか、その大きな転換期に塩竈市は来ているだろうと、私としては判断をしております。

ですから、そのバランスをどのように取っていくかは、これから先もその時々々の社会情勢の変化によって大きく変えていかなければいけないものもある。または大きく変えない中で、工夫をしながら改善をしていく部分もあるだろうととらまえておまして、この辺の分析とか状況確認というのは、常日頃に、塩竈市役所全体、もしくは、議会の皆様方にもこういう形でご指摘をいただく中で、そのバランス、適度なバランス、どういう形であれば全世代の皆様方に信頼される塩竈市になっていくのか、こういった大きな課題だと思っておりますので、これからも最重点の課題として取り組んでいく必要があると、今、改めて再認識させられたところでございます。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。丁寧なお言葉を頂戴しました。

全く私も同感だと思っております、一番最初にご質疑させていただきました。

それに向けて、やはりこの高齢者、団塊の世代というのは、非常日本で一番多い人口の中で、これ喫緊の課題として高齢者向けの健康予防の地域ごとの勉強会、もしくは周知、または健康法を伝えるということが大事なんじゃないかな。要は、健康寿命ですね、公園の長寿命化計画と同じように、我々人間もやっぱり健康で長生きしてもらおうというのが一番大事なんじゃないかと思っていますので、当局、市として高齢者の健康予防ということをどう考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。働きかけですね、お聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者の健康予防についての考え方、取組についてのご質疑かと思えます。

現在、高齢福祉課では、特別会計等の事業を利用しまして、様々なフレイル予防や健康づくりの事業は実施しておりますが、そのみにかかわらず、地域に出向いて様々な団体との意見交換を交えながら普及していくというところが必要であると考えておりますので、様々な団体、そして地域の取組に参画して普及していきたいと考えております。

以上です。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

どうしても地域の方は、公民館とかふれあいエस्प塩竈まで行けない、行きづらいという方が大勢います。ですから、もう本当に地域の小さい集会所なら行けるよという方が結構おられますし、会長さんが誘発して勉強しましょうということもできますので、やっぱり知らない方が結構多いと思います。

この間、ある研修会でヤクルトのおばさんの話があって、ウェルシュ菌というか、腸の健康が長生きの健康ですよということを、お話聞いたことがございました。そういうものもお伝えしておけば、ヤクルトを毎日飲んでいって、少しでも健康になればという知恵もあろうかと思っていますので、ひとつ知恵をとということです。

次、今度は子供の件でお聞きしたいと思います。

子供の出生数で、8年間の統計を取ると、約60名ほど減ってきておる現況で、この歯止めを、課題と対策をお伺いしたいと思います。

○小野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 今、ちょっと全般的な話になるので、ちょっと私から子育ての、出生者数を増やす取組、どこの自治体も非常に大きい課題ということで、これは私どものほうでも施政方針にも書かせていただきましたが、やはり妊娠期から教育までの、そこまでの様々なステージに合わせて、安心して子供を育てられますよという、やっぱり施策をしっかり展開していくことが安心感につながっていくということになると思います。

それとともに、大きいところは金銭的支援といいますか、お金の問題というのも大きいところでありまして、私たちとしては、少ないですけども、やはり塩竈市においでいただいたときに新婚さんいらっしゃい事業から始まりまして、少額ではありますが、そういった金銭的支援をできる範囲でさせていただくという中でやらせていただくと。

あと、もう一つは、アンケートなんかを見ると、遊び場が多い、少ないというのも、安心して遊べる遊び場があるといいというお話もアンケートでは出てきておりますので、そういった、例えば、市長もおっしゃっていますけれども、雨の日でもちょっと行って遊べるような遊び場があちこちにあるといいのではないかとということもありますので、そういったものを総合的に進めていながら、少子化、出生率を高めていきたいと考えています。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。まさしくこれ、止めて、上げる努力を常に敏感にしないと、あっという間にもう200人も切ってしまうかなという感じで懸念しております。

それで、そういう背景を考えると、やっぱり夫婦共働きの時代、30年間賃金のベースもアップしていない。昭和の時代は男性が働き、女性が家庭と育児をする時代でした。現在、教育費が大きくかかり、住宅ローン返済などで全く余裕がない状態がほぼではないかと思われまます。2人以上産み育てることは、もう考えていないぐらいの状況なのではないかと思われまます。

今後10年間をめどに、昨年出生者数240名を超え、10年前の300名ぐらいを超えるぐらいの出生者数に戻るような、安心・安全、住みやすい、育てやすい環境づくりの構築が急務ではないかと思われまして、そこで、一つ私からの提案なんですけど、様々な、市長肝煎りで、新婚さんいらっしゃい事業から始まったのプレゼンはあるんですけど、県内で断トツの給付金、例えば、赤ちゃん産まれたら、今、5万円なんですけれども、思い切って10万円だとか、例えば、社会保障では、最近勉強したんですけど、産後ドゥーラというのがあるんですけど、これいっぱいお金がかかるんですけど、どこかで補助金や何かで少し賄っていただいて、子育ての中で妊娠か

ら産後1年半、2年までの中での家庭のことから、上の子供がいる、育て方の面倒見てもらう、いろいろ事業があつたりする部門があるらしいんですが、そういうものを取り入れて、県内で頭3つぐらい抜けるぐらいの、そういうものがあれば、塩竈市に来てもらって、移住して住んでもらって、子供を産んでもらえるのではないかと。ちょっとの違いだけでは、あまり魅力を感じないのかと。もう断トツにあれば、そういうのも見えるのかと思つていまして、そういうことも含めて、今後の給付なり社会保障の考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 ただいま議員から妊娠出産に対する給付金であつたり、あるいは、様々な子育て支援に対する様々な施策に対する補助金というお話ございました。

なかなか出生率を上げるための話としては、かなり総合的な取組が必要で、確かに、議員のおっしゃられたような施策が出生率、今後の増大に、増加に向けた影響、その辺りの内容に関してはちょっと確認をさせていただきながら、今後、取り得るべき施策、そちらに関しても、今後、中身検討させていただきながら対応させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 簡単に言います。これ市役所の中で議論しておりましたけれども、一つのライフスタイルとか、例えば若い世代に対する、おじいちゃん、おばあちゃんに対するもの、一つの大きな木で考えたほうがいいたろうと。その本体となる基本となる木が、まずはしっかり安定させることが必要、そこに枝葉がいろいろあつてということで考えております。そういったものをまず考えたときに、土から芽が出るときに、じゃあ初め何が必要なんだろうと考えたときに、まずはご結婚していただいて、塩竈市に住んでいただく、赤ちゃんが生まれたときにお祝い、そういった形で新婚さんいらっしゃる事業とか、赤ちゃんに対する生まれたときのお祝い金ということをさせていただきました。赤ちゃんの面に関しては、国でやっていただけるようになりましたので、違う形に変えさせていただきました。その先に、簡単に言えば医療費の問題とか、撤廃の話とか、3世代同居近居とかあるんだろうと思います。

最初に新婚さんいらっしゃる事業、もしくはお子様方のお祝い金を考えたときに、5万円と3万円、もっと出してもいいのではないかという議論がありました。ただ、私の中では、一つ一つの政策をその後どのように育てていくかのほうが重要だという感覚があつて、最初に10万円出せたかもしれないけれども、出し続けることが難しいかもしれない。そういう判断がそ

の時点ではございまして、まずは出せるところからやりましょうという形で今に至っているということになります。

ですから、今後、様々な形で皆様のご意見、あとは、今も新婚さんいらっしゃる事業でも、こんにちは赤ちゃんでも、なるだけ私が行ってお会いさせていただいていますけれども、いろんなご意見いただきます。そういったご意見を基に育てていく、そういった視点で市役所もしくは委員の皆様方からいろんなご視点を頂きながら、足らざるところをどのように補填していくか、これは、収入があつて初めて使えるお金ということになりますので、その収支のバランスを取りながら、丁寧に議論をし、今、必要なものは、壊れたものを直せない役所の責任だと思っておりますので、公園整備だったりに力を注いで、アンケートを取って、何が欲しいのか、その欲しいものをどのように市役所として手だてができるのかということの考え方の下に、若い世代にも、また公園を整備すれば、おじいちゃん、おばあちゃんにも、健康寿命の延伸という形でご利用いただくような工夫もさせていただくことができるだろうと。ですから、まちは生き物ですから、生きる中でどのように工夫をさせていただくことができるのか、予算の配分をどのように、限られた中でやっていけるのか、そういったものを総合的に勘案しながら、これからも対応を進めていきたいと思っております。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 大変分かりました。全体的にということで構成を考えてということでしょうけれども、私としては、一つグッと食いつくようなアドバルーンもあつたらいいのかなというアイデアで考えておりました。

ちょっと話変わりますけれども、みやマリ！で宮城県の村井知事が直接FMラジオで、朝、通勤のときに自らの声で、もちろん録音しているんでしょうけれども、何回か出てくるんですね、村井さんが。私、聞いているんですけども、そういう県のアピールを非常にうまく使っていますので、改めてラジオなり、やはりマリネットなり、そういう媒体などを使って広報する活動も必要なのかと思っておりますので、改めてよろしくお願ひ申し上げます。

次に、資料No.17、58ページに、藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理運営事業についてという項目がございます。放課後児童クラブ、いわゆる仲よしクラブの令和6年度申込み者数は607名となり、年々ニーズが高まっています。そのため、杉の入小学校、玉川小学校仲よしクラブにおいて、学校の余裕教室、もしくはふれあいエスプ塩竈を活用し2クラブが増設されておりますと記載されておりました。

ここで質疑です。市内中心の小学校は横ばい傾向にありますが、北部、西部地区の小学校が増加傾向にあります。毎年増加傾向の入級希望者の受入れとクラブ室や職員の確保をお伺いいたします。

15ですか、すみません、資料No.15です。58ページ、すみません。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 藤倉児童館と放課後児童クラブについて、また、放課後児童クラブの人数についてということで、それぞれのクラブごとの受入れについてお答えさせていただきます。

それぞれのクラブにつきましては定員を設けております。秋口に翌年の4月1日の入級者数について申込みを受けております。その受付をいただいた人数に対してクラブ数の調整を秋口から春先にかけて行っているというのが現状です。

以上です。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

これ関連して聞いているのは、やはり少子化と同時に、学校の体制、もしくは、そういう放課後の体制が大きく変わっていますよということをちょっとお伝えしたかったために聞いているんですけども。

次に、支援が必要な児童、保護者の価値観の違い、当然あると思います、生活環境が違いますから。そういった対応、対策をお伺いします。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 支援が必要な児童、あとは保護者の対応というところでご質疑を頂戴いたしました。

支援が必要な児童につきましては、各クラブそれぞれ加配の職員をつけてございます。また、保護者へのご対応というところにつきましては、近年やはり放課後児童クラブの支援員の数が、子供たちが大きくなって1人で見える人数が多くなったということもございまして、保護者対応、あとは支援が必要なお子さんの対応を含めて、スキルアップというところに重点を置きまして、処遇改善などをして対応してございます。

以上です。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。そういったいろんな全体的な対応が多目化している、想定でありますが、その対応職員、今後の定着、または新たな職員の採用をどう考えているか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 新たな職員の採用とスキルアップについてでございます。こちらにつきましては、約、今、40名ほどの職員が対応してございます。各クラブそれぞれ2人で40人ほどを見るという支援体制なんですけれども、塩竈市では3名で見ているということで、普通の県の基準よりは手厚くというところで対応しているという現状がございます。

以上です。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

今までは低学年が、だったんですけれども、高学年まで入っているということで、やっぱりこの生活環境と子育て、共働きということの大きな流れがこういうところに、だんだん、だんだん集約されてきているのかという思いがあるもので、この環境も充実する必要があるかと思われま。ありがとうございました。

次に、資料No.17の8ページ、時間外勤務の状況と前年度比較というものでお聞きします。

時間外勤務の4年間の各部、各課の1人当たりの年間の平均時間数の記載がございます。令和元年度から令和2年度は横ばい傾向で、令和3年度から令和4年度はかなりの増加に転じております。ざくっと考えたときに、要因としては、コロナ禍の中の対応、もしくは町内会コミュニティ支援事業の対応で、最も大きいのが、昨年8月実施していた統一地方選挙の影響が占められるかと想像できますが、改めて、令和4年度だけ見ると職員1人当たり平均時間で30時間を超えている課が12課、数えてみたらありました。民間企業の上場企業では、36協定というのがございます。いわゆる月30時間を超えないようにという労働基準法の規定がございませ。

そこで、令和4年度から5年度、時間外の管理体制をお伺いしたいと思います。

○小野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 時間外管理につきましては、現在、システムで事前申請、あと翌日に実績報告ということで、各管理職が管理していることとなります。

削減に向けまして、現在、週ごと、月ごとに、各部の中で勤務状況を確認しながら、時間外の偏りがないとかそういうところを確認しているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。いろいろ工夫はされていると思いますが、今後、月平均30時間を超えないようにするような対策はどうお考えでしょうか。

○小野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 先ほども申し上げましたけれども、まず各部、各課の中でしっかりと時間外のチェックをしていくことが重要であると考えております。

時間外につきましては、今、市でも労働基準法で定めております月45時間を超えないような取組について、現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 トータルで、今後、各部、各課で勤怠管理表もしくは開示などをして、互いに意識向上の管理が肝心だと思われませんが、その辺もお伺いしたいと思います。

○小野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 時間外、今回、議会にお示しした資料につきましては、毎月、今、部長、課長が月1回集まります定例連絡会議の中で示しておりまして、その中で意識の改革の向上を図っているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ぜひ、労働時間短縮というの、これ生産性です、考えていくと。ですから、きちんとした形で諸課長が管理をしていただきながら、中身のある残業、時間外というのを精査しながら、ぜひ行っていただければと思っております。

次に、資料No.17、67ページ、市内各ごみ集積所の設置形態の内訳というのがございます。これ私、結構肝煎りで毎回、毎回質問しますが、市内ごみ集積所及びごみ籠の問題は地域の最優先重要課題であります。この問題は毎回質問していますが、この設置内訳を見ると、全面囲い型381か所、45%、コの字囲い型が147か所、17%、ネット型が312か所、37%、その他8か所、1%、その他というのちょっとよく分からないんですけども。

そこで質疑です。全面囲い型はオーケーだと思いますが、3番目のネット型、またはその他の改善対策が必要とされる状況で、改めてネット型とその他の、この対応というのは、市の当

局ではどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 市内ごみ集積所の設置形態の内訳のうち、ネット型とその他の市の対応ということでございます。

集積所の維持管理につきましては、基本的に町内会の皆様をお願いしているところでございます。その他というのが、ネットも何もない形態のものでございまして、数年前ですと、このその他の部分はかなり大半を占めておりました。ただ、町内会の皆様のご尽力によりまして、このネット型のほうに徐々に移行している傾向にございます。

なお、ネット型、市内のどうしても狭い歩道上に置かれていたりしますので、全面囲い型に全て移行するというのはなかなか困難ではないかと、現在、考えております。

以上でございます。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 当然、道路が狭いエリアや立地条件の悪い場所は重々承知してお聞きしているんですが、それであっても、ただ置いておくというのは、あまりにもカラスやその他動物が賢くなっていますので、よく通ると散乱していますよね。必ず、もちろん住宅の前の方が掃除しているということで、あまりにも負荷がかかり過ぎるのではないかと思います。

やっぱりここで幾ら狭くても、条件悪くても、奥行きが狭くてちょっと幅の広い籠を特注で作るなり、いろいろ工夫をすればできるかと思われまして、ぜひともこの件で、以前にもお話ししたとおり、町内会費コミュニティ強化支援事業のときも、町内会ではごみ籠が欲しいというレクチャーがありましたけども、改めて、ごみ籠の制作会社か販売店などを探し、これどうしても当局で分からない場合は、我々民間、もしくはその専門の関係の地域の方々、企業に広く聞いてみて、これ至急の対応が必要ではないかと僕は思っております。

あれから数か月もたっていますので、その上で特注対応、もしくは価格設定、パンフレットなど作成して、そのリクエストに応えるような速やかな動きが欲しいと思っておりますので、その進捗状況をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 9月の決算特別委員会でご指摘いただきまして、その後、我々のほうで市内のホームセンターなどに伺いまして、まず今、こういった形で町内会でごみ籠などを購入できる業者の名簿を作成したいということで、今現在、進めているところでございます。

取りまとめ次第、速やかに町内会の皆様にお知らせさせていただければと思っています。

よろしくをお願いします。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。ぜひ、引き続きお願いしたいと思います。

次に、資料No.17、208ページから238、ちょっと大きいエリアなんですけれども、学校運営協議会の議事概要と協議会メンバーの名簿という記載がございます。小中学校に学校運営協議会というのがございます。私も小・中どちらにも参加しておりますが、一昨年から、中学校から子ども会解散という連絡がございまして、昨年より小学校の地域子ども会からも解散の相談を頂いておりました。やむを得ず向ヶ丘町内会では承認をいたしました。した理由としては、もちろん少子化で子供数が減っております、児童数が減っている。と同時に、学校のPTA関係の地区委員長や本部役員、地域から代表で、地域の子ども会の役員も重ねてやって、兄弟がいて連続で役員をやるのがもうちょっとつらいという内容でございました。

今後、町内会で子供を持つ世帯を掌握してもらい、子供が関わる行事は町内会から回覧をし、町内会行事として開催してくれませんか。また、町内会の方々と一緒に交流を深める機会を増やしていただければとお願いをされておまして、今回の総会なんかにかけて承認をしていただくという動きになって、いわゆる町内会本部に委ねられている状況になってきております。

一つ質問をしたいんですが、町内会として小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒名簿もしくは人数をどのように管理したらいいかちょっとお尋ねしたいと思います。

○小野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 学校運営協議会において、児童生徒の名簿をどのように管理したらよろしいかという質問でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

学校運営協議会の委員の皆様は、学校の運営に関しまして評価、ご意見等を頂く、かなり重要な役を担っておりますので、名簿等をお示しすることも会議の中でしておるところです。

ただ、管理につきましては、そのままお渡しするというのも、そこは各校長との間で厳重に注意しながら取り扱っていただくとしておりますし、お渡しした後、その役目が終わったときには回収させていただくという形を取らせていただいております。基本は、そのままお渡しすることはございませんが、会の中でお示しすることはございます。

以上でございます。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 今、趣旨がちょっと、もう一つあったんですが、結局、学校関係も含めて地域でぜひサポートしてくださいというのものもあるもので、学校運営協議会の委員プラス地域と学校の関わりというのは当然ありますので、その地域の方で、ちょっとやっぱり解散されると、もう管理ができなくなるという、地域での管理ができなくなるということで、私が、会長もやっているものですから、今後、地域の方というと、子供がいない方がもうほとんどですので、そうした場合に、学校行事がまず分からないと。たまたま私、学校運営協議会委員ですから、大体掌握していますが、そうでない方が大半ですので、どうやって学校行事を伝えたり、参加するという支援をするための証が、どうやったら伝わるのかというのが、非常に疑問に思っています、まず子供を掌握するためには、正直言うと町内会では、世帯調査するしかないんです、実は。今、世帯調査といっても、町内会では、大体、世帯主だけが名前載っているんです。例えば鈴木新一だけですから、そこにご家族の構成というの載っていないので、子供が今年1年生になるか分からないんです。今までは子ども会があったために、それを掌握できたんです。それをやるためには、毎年毎年、何十人で分けけて、子供が入ったか、入らないのか確認するという作業がある。でも我々としては、義務教育なものですから、どうしても支えてくださいと言われて、支えたいということもあるので、どうやったら掌握、やっぱり世帯調査するしかないのかと思ったり、その辺の考えとアイデアをお聞きしたかったということで聞いたつもりだったんですけれども。お分かりになりますかね、この辺は。難しいか。

○小野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 地域に開かれた学校づくりというのを目指しておりますので、その辺りは今後、ますます大きな課題となっていくのかと思っておりますが、この学校運営協議会の、この会議の中で、熟議といって話し合いをする場を非常に大切にしておるものですから、そういった場で様々な意見を頂きながら、今後に向けて各学校ごとに実態に応じて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

もちろん月見ヶ丘小学校の校長先生に相談したり、教頭に相談したり、私も提案しております、学校運営協議会ではこの件を。様々なことがあって、皆、大変困っておりました。どうやって掌握して、どうやって支援したらいいのか。どうやって学校、学校の便りを向ヶ丘町内会、

近隣の町内会に送ってくださいと。今月1通来たんです。校長先生にもう1個リクエストしたのが、うちの班は15班ありますので、申し訳ないけれども1枚予備にとということで16枚カラーコピーをして、学校だよりを毎月送ってくれないかと。これを班ごとに回覧しますということは、私から提案させてもらいました。快く受けてもらったもので、そういう方向で1個1個丁寧にやっていこうかと思っておりましたので、いろいろ学校教育のほうで知恵があれば教えていただければと思っております。

最後に、このような学校教育、地域子ども会、地域支援サポート等などで、近年少子化が生んだ新たな課題をどのように考えて現在のニーズに合わせていくか。いわゆる本当にシビックプライド、地元、地域愛を誇りに思い、よい伝統を継承、望むばかりでございます。この問題をはじめ、いろんなものを、市長はじめ当局皆さん、議員の皆さんと今後も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。ありがとうございました。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 改めて、おはようございます。

まず、資料No.11についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

最初に、資料No.11の21ページのところに、私はペーパーで見えていますので、資料No.11のところに総務管理費国庫補助金、大きな項目としては国庫補助金で、説明欄のところにデジタル基盤改革支援補助金、あるいはデジタル田園都市国家構想推進交付金と、あとは個人番号の交付事務費補助金等々、あるいは社会保障・税番号制度システム整備費補助金というのがございます。

それで、国の補助金として、ざっと1億円ぐらい来たんですかね、1億352万円ほど来ているんですが、一方で、歳入がそうになっていて、資料No.11の71ページのところを見ますと、戸籍

住民基本台帳費という項目があって、総務費ですね。事業の内訳としては、例えば、住民基本台帳ネットワーク事務事業費、あるいは、個人番号カード交付事務事業費等々、こういうものが定められております。

そこで、こういった歳入が1億何がし来ていて、一方でこちらの関係で、どのように歳入が使われているのか。そして、個人番号等々、どのような形で今、管理されているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○小野委員長 末永政務調整管理監。

○末永総務部政務調整管理監 お答えします。

全般的な話として私から答弁させていただきます。

まず、資料No.11の21ページ、歳入のところでの国庫補助金、総務管理費国庫補助金でございます。

額的に非常に多いのがデジタル基盤改革支援補助金5,435万7,000円という数字があります。そのほか、今、委員からお話あったとおり、デジタル田園都市国家構想推進交付金等々の数字があります。これら文字どおりといいますか、デジタル、システム関係に対する国庫補助が主なものでございます。

大きなところは、やはり最初に言ったデジタル基盤改革支援補助金のところでございます、こちらが本市のシステム関係、大きなところだと、ちょっとページ飛ぶんですが、同じ資料の59ページをご覧いただきたいんですけれども、59ページの一番右側の事業内訳のところの上から7行目でしょうか、デジタル推進費というところがあります。ここに非常に大きなところでの割合で充当されているという内容でございます。

ちなみに、この内容については、市の内部情報システムですとか、そういったところのシステム費に対する国庫補助ということになります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。いろいろな形で、要はやっぱりデジタル、デジタルという形で進行しているようです。やはり私たちとしては、このデジタル化そのもの、利便性をぜひ広めていくという点では否定しませんが、ただし、例えば、このデジタルの関係を進めてきた中で、今の政府、国は、地方の活性化と世界につながると、大手企業のデジタル支援と、こういうことを標榜しております。

私のほうも、一応問題にしていたのは自治体の個人情報、大手の儲けにつながっていくと。あるいは、個人情報の匿名加工、これは地方の自治体では、県のレベルでの段階ですから、地方自治体、塩竈市がこれを行っているとは言いませんけれども、やはりそういう点での問題点を指摘をしておかなければならないし、あわせて、やっぱり東京一極集中と地域の格差というのが、あるいは社会保障の削減がというのが、やはりこういったところの関連でも出てくるのかと思います。

その点で、私どもやはりいろんな地方自治体で、塩竈市に来ている交付金を使ってデジタル推進ということでの様々な対応をしていますが、様々なマイナンバーの問題は、以前から私ども評価はしていないと、これはやっぱりそういった個人のマイナンバーカードそのものがということとは指摘をしてきましたので、そこも含めて指摘をしておきたい問題としては、やっぱり反対になるんだろうと思います。

そこで、せっかくの資料で出たやつで、資料No.17のところに、ページ数あれですけども、70ページのところにマイナンバーカードの保険証対応医療機関及びマイナンバーカードと保険証のひもづけを行っている被保険者数と、こういうことで載っております。これを見ますと、全体として医療機関のマイナンバーカードでの保険証対応の割合というのは85%、91の医療機関があつて85%、一方でマイナンバーカードの保険証のひもづけを行っている被保険者というのは、国民健康保険においては57%、後期高齢においては49%、半分ということですよ。

大分、国もいろんなマイナポイント、ポイントいろいろ手を打って促進をするような話にはなっていたんですが、例えば、こういったものを見ると、必ずしも進んではいないということのようです。医療機関、あるいは個人、その辺の捉え方、見方、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施福祉子ども未来部保険年金課長 マイナンバーカードと保険証のひもづけというところになりますけれども、今、委員からもおっしゃられたように、国民健康保険については57%、後期高齢について49%ということで、全国のひもづけ率ということでご紹介させていただきますと、国民健康保険については、全国で57.96%ということで、ほぼほぼ全国平均と同じぐらいかなと感じております。また、後期高齢につきましては、全国平均が数字出ておりませんので、県平均ということで述べさせていただきますと、49.17%ということで、こちらについても若干県よりは上回っているということで、徐々にですけれどもひもづけされる方、また、制度の

理解とともに少しずつですけれども増えてきているのかとは感じております。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 やはり世論の調査の中でもカード化に対する懸念というのは結構広がっていて、やはり国民の間での不信というか、そういうのあるんだらうと思うんですよ。前の議会でも、たしか9月定例会だったかな、決算のときにもうちのほうはそのひもづけについての流出はあるのかと、番号制ですね、と言ったら、それはありませんと。それはそれで一安心なんですけど、全国的には結構そういった問題があって、その点でもやはり国民の間でのこの問題での不信というか、その辺を指摘をしておきたいと思います。全国的にこの数字なのかと思いますので、これ以上、論は避けます。

次に、資料No.17のところでもちょっと質疑をさせていただきたいし、予算の点でもちょっと確認をさせてください。

資料No.17の58ページ。失礼しました。58ページのところに、市内の防犯灯及び防犯灯LED化数の推移、過去4年間、県内14市及び近隣3町の防犯灯に対する補助金ないし補助率というのが載っております。

これ、私も興味深く見たんですが、例えば、令和元年度の時点で、これ市内全般でしょうね、4860灯、当時のLED化の数は2,700で、その後ずっと増えてきて、令和4年度の関係でいうと、市内全体で防犯灯設置数は5,043灯、LED化は4,380灯と、こういうことで防犯対策としての役割を、私は果たしているんだらうなと思います。

問題は、このLED化に対する補助は、例えば、3万円ですかね、設置したら3万円ですよと、こういう補助がありますし、様々そういったもの、あるいは電気代、使った電気代の2分の1の補助と、こういう形で市から、それぞれ各町内会に支援をいただいていると、こういう形になります。

そこで、最初にちょっとお尋ねしたいのは、令和4年度で比較しましょうね。5,043灯ある防犯灯でLED化は4,380灯なんですが、差引きすると663灯ぐらいがまだLEDになっていないという感じのようですけれども、例えば、令和6年度の予算の関係でいうと、どのぐらい見込んでいるのか。あるいは、今後、この5,043灯、残りの663灯は、何か年かの時間をかけてLED化を進めていくのか、その辺からちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 それでは、防犯灯のご質疑いただいております。

まず、令和6年度というところで見込んでおる数字ですけれども、新規、それから切替え分として170灯、それから、交換分としまして80灯、合わせて250灯ということで検討しております。

令和4年度の残数ということで663灯ということでございますけれども、今後の方針としますと、令和6年から令和9年という期間の中で、毎年170灯ずつの更新をかけていこうと、そして100%を目指そうということで取り組んでいる状況になります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今後LED化は170灯をずっとやっていって、5年間ぐらい、大体おむね5年間ぐらいですよ、この数から見るとね。分かりました。

そこで、もう一つ問題意識としてあるのは、要するに、例えば、ざっと目の子勘定で見ても、令和元年度のLEDの設置数が2,794灯だったのが、令和4年度で4,380灯で、大体1,586灯がLED化になったんですね。そうですね。令和元年度と令和4年度でね。

LED防犯灯というのは、耐用年数は何年ですか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 耐用年数ということですが、平均で10年から15年と言われております。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そこで、言わば令和元年から設置をされてきている過程の中で、10年ないし15年もつだらうとは思われるんですが、ただ、今後、ずっとつけていく中での補助があります、新規でつけていくものがありますが、つけたところの自治会や町内会で、今後5年、10年先、切れてしまうわけですよ、どこかの時点で。そういうものに対しての、一つは補助制度が必要な時期に早晩なるのではないかなと。ある程度ずっと町内会の防犯灯がほぼLED化しました。ところが一方で、順次5年、10年、15年のスパンで逆算して考えていくと、今度はLEDの防犯灯がどうしても耐用年数を迎えて消えるということになるわけですよ。そうすると、そこら辺の関係で、そういう防犯灯切替えの、やはり一つは補助というのは必要ではないのかなと思っている

んです。でないと、町内会でもやはりLEDの交換をするためには相当多額なお金を長年積立
てないと恐らくできないと思う、私的にはね。そういう点で、そこら辺の考え方をお聞きした
いのと、県内でも、この資料を見ると58ページのところで、設置に要した額で、失礼、気仙沼
市だね、4番目のところ、交換の場合、町内会が1灯当たり1万円の負担とか、あるいは岩沼
市でも、交換に資した額の2分の1ということで、こういうところでそういう交換をせざるを
得ない、交換の時期を迎えている。そういうところでの対応方を進めているところもあるし、あ
と石巻市でも何かそんなふうな、交換に関わっての様々な補助の実施をやっていると思います。

これほど、5,000灯を超えるLED、しかも、今後、また、5,600、5,700灯ぐらいのLED
化が今後進むと思われるので、そこら辺の考えは、今後の、お持ちになっているのかどうか。
言わば交換の際の補助制度というのは、必要性が出てくるのではないかと思うんですが、いか
がなものでしょうか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 LED防犯灯、今後の交換ということでのご質疑いただいております。

まだ令和5年度途中ですので、現在の数字ということで、見込みの数字になりますけれども、
令和5年度の末、現在見込みということで、防犯灯全体として5,084灯、その中でLED化さ
れた防犯灯が4,509灯、約89%と見込んでおるところです。

今後の交換が当然出てくるだろうというお話でございましたけれども、うちのほうの調べで
すと、平成24年以前に設置された防犯灯というのが約500灯ぐらいあると見込んでおります。

先ほど令和6年度の見込みということで、交換を約80灯とお伝えしましたがけれども、この交
換というのが、実は、耐用年数が切れてくるだろう、切れて新たにLEDと交換しなければい
けないという数を見込んだ数字が80灯と考えておまして、順次、要は、平成24年以前の500
灯につきましても、令和6年度から1年間約80灯ぐらいを目安に、6年ぐらいで順次交換して
いこうという見込みを持っておるところです。

先ほど申し上げましたように、今、大体89%となっておりますので、こちらにつきましても
まずは100%を目指しながら、耐用年数が切れた防犯灯につきましても順次交換をしていくと
いうことで、まずは検討しておりますので、ご理解いただければと思います。

なお防犯灯につきましては、地域の防犯意識を高めるということで、地域のほうで設置した
防犯灯を市が補助するという形で進めておりますので、そういったあたりにつきましても、今

後しっかり支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、例えば、先ほど令和6年度で交換が80灯、新規が170灯ですかね。ということは、3万円の補助の中身は交換の費用、つまり、もう駄目になったというものも含んでの今回の予算を掲げているということですね。分かりました。

そうすると、今後、そういうものを想定した準備は、それぞれ町内会でしっかりやっていくべきではないかと思えます。

恐らく、どうなんですかね、町内会として、例えば、もう交換しなければならないということについての、例えば、設置するのは皆さん分かっていると思うの。1台当たり、1基当たり大体LEDというの5万1,000円ぐらいですか、設置費用も含めて。だから3万円の申請をするわけですよ。ところが、一方で、そういった交換しなければならないということでの、その辺の町内会への周知というのはどうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 防犯灯の調査を行う際に、こういった交換につきましても呼びかけを行っておりまして、実はもう既に交換ということで行っている町内会もございますが、なお令和6年度、間もなく町内会への要望調査始まりますので、そういったあたりにもしっかりとお声がけをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そろそろ4月以降、町内会の総会、やっぱりそれぞれ町内会ごとの様々な予算組みなんかが組まれていくことになろうかと思えますので、遅くとも5月頃までなのかな、町内会として総会を開くのはね、それぞれ差がありますけれども、いずれにしても周知はしっかりやっていただきたい。防犯灯があつて一安心と、夜の暗いところでのそういった防犯対策の上では非常に大事なものですので、ぜひその辺の周知方をですね今後とも進めていただければと思います。分かりました。

次に、資料No.17のところ、ちょっと1点だけ確認をさせてください。98ページ、塩釜港開発株式会社の決算報告書ということで、いろんなことがずっと載っています。ちょっと改めてのお尋ねなんです、この98ページのところ、それぞれ役員の方々、ここに名前が示されて

おります。我が市のほうの関係で、塩竈市でいいますと、代表取締役副社長として副市長が行っていると、そちらのほうでも役割を果たしていると、こういうことになるかと思えます。

そうしますと、株式会社とはいえ、指定管理とはいえ、やはり非常に重要な役割を今後果たしていくのかと思うんですね。決算を踏まえて、今後の事業展開、何か前段のいろんな意見を聞きますと、2度ほど、例えばテナント募集なんかについては出したのかな、そういう企画を出した上で採点がついたと、こういうお話なんです、副市長の塩釜港開発株式会社の今後の立ち位置、立場、方向、これについてお聞きしたいと思えます。

○小野委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 マリングート塩釜、施設所有者は市、それから指定管理を塩釜港開発株式会社をお願いしていると。私、筆頭株主が塩竈市でございますが、副市長が社長を補佐する形の代表取締役という形で就任してございます。

本市の役割といたしましては、旅客ターミナルであるあの施設の全体の運営の責任というのもございますし、一方で施設所有者としての責任、また、筆頭株主という形での責任という形で、いろいろな役割がございます。直近の決算で赤字を出しております。それまでの数年は、減資以降、若干の黒字を出してございましたけれども、物価高騰、特に電気料金の高騰、それから、主要テナントの撤退という形で、結果的には赤字が生じていると、そういった形の中で、まずはテナント誘致を図る、収入を確保するのが大前提ですし、その一方で、先ほど佐藤委員からもありましたけれども、不断のコスト削減の努力、これも当然、市としてやるべきことだと思っております。

それから、組織体制の拡充というのも長年の課題でございましたけれども、今般、職員の一部の入替えもございまして、知見のある方に見ていただけるような、そういった素養も出てまいりましたので、塩釜港開発株式会社の職員と一緒に、私の立場の中でも、市としての立場もありますけれども、会社の立場ということで、市からの、今回、利用料金制度ということで、この指定管理につきましては委託料を支払わない形で基本的には運営管理していただいております。50万円を超えるような施設修繕は市の負担でやっておりますけれども、そういった中では、市の新たな負担が生じないような形の中で施設を運営していくということが求められていると思っておりますので、先ほど言った歳入、歳出の確保に併せて、組織を拡充しながら、できるだけ市民の皆様の負担にならないように取り組んでいくのが使命だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今まで委託をしていたものから、従来の委託をしていたものから、利用料金制度というものの、初めて聞いた話な気はするんですが、イメージ的にはどういう形になるのか、ちょっとその辺だけ詳細を教えてください。

○小野委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 指定管理者制度は、基本的には委託料をお支払いして一定の仕様の中で管理をいただくというのが基本パターンにはなるんですが、収入の見込める施設などについては、例えば、合切のような形で、その収入の中で受託者の一定の裁量の中で、市からの追加の委託料なしに運営していただくというのが利用料金制度という形になります。

そういった形で、今般、マリンゲート塩釜を塩釜港開発株式会社をお願いしているものについては、業務の委託料は払わないで、彼らがその収入の中で運営していただく、そういう制度になっております。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。つまり指定管理で塩竈市が出していたものとの関係で考えた場合、そういった、そうすると、ちょっとよく分からないのは、指定管理料は塩竈市が出すんですよね。それなくなるのかな。どっちなのか、ちょっとよく分からないので。

○小野委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 収入自体は塩釜港開発株式会社の収入になります。普通は、業務委託料という形で市が塩釜港開発株式会社に委託料をお支払いして、その経費で運営していただくものが基本になるんですが、彼らが収入を市に入れるのではなくて、塩釜港開発株式会社自体の収入として入れて、その代わり市から新たな委託料等を払わないで運営していただくという前提で受託いただいているという、そういう形になります。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうするとかなり、塩釜港開発株式会社としては、経営の上でもかなりタイトな感じかな。かなりハードルの高い取組をしなければならないということですよ。言ってみれば、背水の陣で、それこそ塩釜港開発株式会社の運営を今後、令和6年度以降やっていくと、こういうことになろうかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○小野委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 利用料金制度は来年度からということではなくて、これまでも利用料金制度でやっております。そういった中で、単年度で若干の、数百万円の黒字を出していたものが、直近決算期では赤字に転落しているという形になりますので、繰り返しになりますけれども、歳入確保と歳出削減という形を徹底していきたいと思えます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつ欠損が出て、やっぱり皆さん心配はしていると思うので、議会の皆さんも、あるいは聞いている皆さんも、やっぱり改めて、いろんな要因があったにしても欠損が単年度で出ているというのは問題だと。これをどう解決するかというのは、ひとつマリゲート塩釜、あるいは塩釜港開発株式会社に求められている課題であり、この取組をしっかりと前に進めていく上でも、そういった点での重要な年目、節目を迎えているのかと思えますので、その辺のくだりはしっかりと対応していただきたいと思えます。

私から若干の、令和6年度の予算の関係で確認や質疑をしたいと思えます。

それで、使うのは、主にこちらの資料No.15の資料でございます。

それで、一つは、資料No.15の72ページのところに公園施設長寿命化対策支援事業というのが載っております。これは施政方針の質疑の中でもお聞きをしまして、16か所の公園の遊具の改善に結びついたのであるかと思えます。

ここには財源の内訳も書いていますので詳細は避けますが、そうすると、16か所の公園の令和6年度の事業としてやっていくんだらうと思うんですが、そこでちょっと確認ね。ここに書いていないのは、発注と工期をいつまで進めて、終了させていくのか。その辺のくだりちょっとお聞きしたいと思えます。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今、公園の遊具についてのご質疑いただきました。

こちらにつきましては、公園施設長寿命化計画を策定いたしまして、それにのっとりやる工事でございます。

今年度は、こちらに16か所の公園書いてございますが、公園の遊具数としては20基を計画しておりまして、こちら子供さんたちにすぐ遊んでいただけるように、なるべく早く発注しながら対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大体その発注と工期を聞いたんですが、大体、おおむねこのぐらいで進行しますよ

というところを教えてくださいたいんですが、いかがでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 失礼いたしました。

今回のこの中身は、遊具自体交換ということになりますので、工場での製作が入ります。そちらが一定程度かかりますので、6か月ぐらいは工期かかるのではないかと見ております。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、6か月ほど工場のほうで生産をして、それから取り付けていくということになるかと思うんですね。そうすると、地元の業者に、例えば、どういう形になるか分かりませんが、指名競争入札になるのか、一般競争入札なのか、よく分からないんですが、大体どの辺のあたりで入札の段取りに入っていくのか。大体、おおむねこのぐらいで終了するのか、その辺ちょっと確認させてください。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 年度明けましたら、すぐ発注業務に入りまして、うまくいけば5月中とか、そういったところの時点で契約に当たるとお思いますので、そこから6か月というところでございますと、秋には子供さんたちに使用していただけるのではないかと想定しております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

地元の方の望んでいる、待ち望んでいる遊具の改修ですので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

この中には、伊保石公園は入っていないけれども、伊保石公園はまた別事業で、民間のあれこれというの組み合わせしてやっているようですが、その辺はどうなのかな。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 こちらは、遊具でありますので、伊保石公園につきましては、別事業として考えております。

そちらに関しましては、資料No.11の161ページ、14節の工事請負費の施設設備工事、こちらに予算計上しておりますので、民間の方々が入参していただけるように、今年度サウンディング

調査をいたしました。サウンディング調査は、あれだけの公園ですので、民間の協力を得ながら整備していきたいと考えておりました、そのための参入の条件を皆様からお聞きしたところ、いずれの業者からも、やはり駐車場ですとか、トイレですとか、そういったインフラ基盤が足りないのではないかというお話をいただきましたので、来年度につきましては、今、申し上げた予算を使いまして、そういった部分のインフラ基盤整備を伊保石公園では考えていきたいと思っております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料No.15の70ページのところで、ちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

ここで、例えばこの2番目かな、市道整備事業についてということで、清水沢3丁目外8地区ということで、いろいろ各箇所の側溝工事が予定されているようです。例えば、清水沢3丁目、かなえが丘、この辺はどんな形で、ここに工事、契約事務書いていますし、大体来年の2月には工事完了ですよと書いてあるんですけども、この辺の進め方について、どの場所なのか、どういった流れになっていくのか、その辺だけちょっと確認させてください。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今、お話しいただきましたのは、市道整備事業の側溝工事でございます。

この資料の71ページの右側のほうに位置図を示しておまして、その中で②番、清水沢3丁目、こちらがゴルフ場の横からちょっと入っていきまして、去年からの継続の事業でございます。同様に、こちらに、すぐ左側にかなえが丘とございますが、こちらも去年からの継続の工事でございます、側溝を入れ替えるような工事を予定しております。

工期につきましては、こちらの記載のとおり、6月ぐらいから着工して、側溝も大体3か月から6か月ぐらいかかりますので、こちらに書いてある工期として6月から2月の工事完了と考えてございます。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

ぜひ、様々地域の皆さんの一つの関心事ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、下のほうに、道路トンネル補修事業というのがございます。梅の宮、それから北浜の隧道と、こういうふうになっている。前にも何か調査していたのか、調査をしていて、何かこれからですよと、調査を踏まえてということで、前年ぐらい、何かの協議会でお聞きはしたんですが、今回、予算化して、契約事務、あるいは2月までということなんですが、ちょっと教えていただきたいのは、梅の宮は、私も、狭いところだよね、車1台しか通れないところで、それは従来どおり1台しか通れないような形で進めるのか、あるいは拡充するのか、その辺を教えていただきたいのと、もともとやっぱり大分古いトンネルなのかな、傷みがあるんだろうと思うんですよね。そこも含めて、ちょっと今までの経過お聞きしたいと思います。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 質疑いただきましたのは、同じ70ページの③にあります上段の道路トンネル補修事業ということで、来年度は、梅の宮、吉津、北浜隧道という、この3つを、市内にありますトンネルになりますが、この3つを予定しております。

お尋ねにありました梅の宮のトンネルですけれども、ご存じのように、あのようにちょっと古くて狭いというところは、こちら承知しておりますが、調査の結果、構造的にはあまり問題ないと。ただ、一部補修するような箇所があるということで、今回計上しておりますので、全体的な拡幅ですとか、そういったことではなくて、現状維持したままの延命処置という形で補修する形となっております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 北浜も大分、かなり古いですよ。そして、大分、街路灯かな、隧道にある街路灯も消えたりしているような状況ですが、それらも含めて整備されていくんでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 北浜も同様ですので、こちらそういった電気も含めまして、来年度は補修をしていく形になっております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。小松崎から北浜に抜けていく非常に大事な、結構長さがあるんですよ、北浜の隧道はね。やっぱり市民が安心して安全な隧道を使って通勤、通学に使えるように、ひとつ努力していただければと思います。

時間もさほどありませんので、ちょっと聞き漏らした点で、資料No.11の137ページの水産振興費というのがございますし、資料No.15の65ページのみやぎの台所環境整備事業というのがあります。今現在、仲卸というのはどのぐらいの店舗なのか、ちょっとそこ現状から教えてください。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 仲卸市場の組合員数ですが、お答え申し上げます。

年度末、3月年度末までに77になると伺っております。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。様々市のほうでのみやぎの台所環境整備というのは、それはそれで理解ができます。

もう一つ、仲卸市場に入っている方々からのご意見で、一方でテナントが新しく入るということは、それで来客の一つの流れがつかれると思うんですが、本来のお魚とか乾物とか、そういうものを売っているところの、やっぱり売っていくこと、買ってもらうことが大事だと思うんですね。そういうお店、77の店舗の中で。その辺の後押しというか、支援というか、その辺はどうなのかと。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

施設名者にもなっておりますように、仲卸市場でございますので、本来であれば業務筋の方々に販売をいただいている施設だという、我々認識もさせていただいております。そうした中で、店舗の中には、なかなか後継者がいないということで、どうやって事業を続けていくかといった部分の課題が上がっております。こうしたときに、日本政策金融公庫等のご協力もいただきながら、そうした業務筋向けに販売をしている方も含めて、事業が継続できる、要は、代わりに事業を続けていただける方々を、今、紹介させていただくような形の支援策というものも取り組ませていただいております。

以上です。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○鈴木（新）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願い申し上げます。

菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、午後一番で令和6年度の予算特別委員会での質疑をさせていただきます。

まず初めに、資料No.15の39ページから質疑させていただきたいと思います。

39ページの当初予算総額表が、こちらに令和6年度の当初予算額が入っております。一般会計の予算額として、本年度の予算が251億円、おおむね11%の増という形なんですけど、約24億円のプラスになっておりますけれども、その中身についてちょっと確認させてください。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、令和6年度の当初予算、一般会計における予算規模の増ということでお答えしたいと思います。

今回、令和6年度予算は、前年度比で額にして24億9,000万円ということで11%伸びておりますけれども、まず、歳出のほうで説明させていただきますと、要素として大きいのは普通建設事業、投資的経費が今回、前年度と比べて13億円ほど増えております。その13億円で大きいのは、まずは体育館の大規模改修、こちらが9億4,800万円、ほかにも、浦戸再生プロジェクトの中で取り組みます朴島の浮き桟橋の整備事業1,000万円ですとか、あるいは、道路事業等においても去年より伸びておりますので、まず普通建設事業費でまず伸びているというのが一つございます。

そのほかにも、扶助費が、まず歳出ベースで見ますと2億4,000万円ほど伸びておりますし、あと公債費においてもですけれども、借換債が今年は去年より5億4,000万円ほど大きいということで、こちら借換債は実質的な公債費の負担にはならないんですけれども、ただ予算規模の増加の一因にはなっているということになります。

ほかにも物件費で見ますと、ふるさと納税の増収に伴いまして、手数料等も1億2,500万円ほど伸びておりますし、ほかにもデジタル関係、先ほどシステムの標準化の予算のお話もさせていただきましたが、そちらも主に物件費のほうで増要素として今回出ております。

予算規模については以上になります。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。先ほど、今さっき説明ございましたけれども、大きな予算としては、やはり体育館の大規模改修かなど。13億円ここに計上されている中身でございますけれども、今の物価高騰もありまして、やはり資材の高騰とか、それから、物品の高騰、全てが値上げになっているということで、ある程度予算額もそれにプラスされて多分増額になっている部分も多々あるかと思っておりますので、この部分はしっかりと、この24億円ですけれども、やはり通常に戻れるように見ていきたいと思っております。

次のページの当初予算の40ページになりますけれども、当初予算の歳入をちょっと確認させていただきます。

この中に14使用料及び手数料というのがございますけれども、そこで、昨年よりやはり10.2%ぐらい減少しているということで、この使用料及び手数料の目的と中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、一般会計の使用料及び手数料ということで、こちら施設の利用に係る部分を受益者の皆さんにご負担いただいている歳入となっております。

こちらのほうが去年より4,160万2,000円ということで、ちょっと減となっておりますが、こちら当初予算の今回の編成の中での話なんですけれども、主に公営住宅使用料ですとか、ちょっとこちら予算に対して昨年、昨々年度、ちょっと決算額が少し落ち込んでしまっておりましたので、今回、当初予算を組むに当たって現実路線といいますか、決算見込みに合わせた予算を計上させていただいた結果、このような減額となっております。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、先ほど、もう一度ちょっと、災害公営住宅のほうのあれでしょうかね。その辺ちょっと確認、もう一回させていただきます。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 すみません、災害公営住宅の使用料の減ということですかね。

公営住宅ですとか災害公営住宅につきまして、予算のほうでこれぐらい使用料が見込まれるという予算組みをしていたんですけれども、それが決算、実際年度が始まって収入いただくに当たって、そこまで収入のほうが進んでなかったというのがここ何年かの決算で出ておりました。

たので、であれば、今回、予算の段階でこれぐらい入るといふ、今まで強気だった予算を少し現実路線に下げさせていただいたというのが今回の予算編成になっております。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、この手数料の部分では、いろいろ行政の証明書の手数料とか、いろいろと入っていると思うんですけれども、デジタルとか、これからのマイナンバーカードがどんどん進んでいく中で、手数料の増加というのは影響あるのか、その辺ちょっと確認させてください。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 デジタル化が進むことによって手数料を軽減される部分があるかということなんですけれども、今回の予算においては、そのような減額は、今後はちょっとそのような、進めばあると思うんですけれども、今回の予算においてはその影響は出ておりませんでした。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

次に、18の寄附金なんですけれども、これも増額予算になっておりまして、63.3%ということなんですけれども、この増えた理由についてちょっと確認させてください。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 こちら寄附金なんですけれども、こちらふるさと納税のほうは数字として大きく入っております。前年度、令和5年度ですとふるさと納税の見込み4億円で予算スタートさせていただきました。ただ、令和5年度につきましては、先日の2月補正、現年度の2月補正の中で1億円増額させていただき5億円の収入見込みとなっております。

今回、令和6年度につきましては、なおふるさと納税のほう増収、目標を設定して図っていくということで6億5,000万円ということで、今回設定させていただいております。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 この寄附の部分なので、本当に予算として組めるのかということで、私もこの6億5,000万円が妥当なのかという部分がやっぱりあると思うんですけれども、これはどのようにこの予算組みされたのか。やはり前年度の4億円という形に対して、この6億5,000万円、1億円プラスになっているということなんですけれども、その辺の、ふるさと納税だと思うので、

やはり寄附金の部分なので、その辺というのはいかがなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 末永政策調整管理監。

○末永総務部政策調整管理監 お答えいたします。

まず、今、財政課長から説明あったとおり、令和5年度の最終予算が5億円、令和6年度が6億5,000万円ということになります。これ単純にパーセンテージでいうと130%、30%増しの予算ということになります。

委員もご承知のとおり、ふるさと納税の中間事業者と申しますか、事業者が令和6年度から新しく変わります。その中で、いろいろ我々としてのプロポーザル等々含めて、その事業者がどういった取組をするかという話として聴取しているところ。あと、ふるさと納税自体がベースアップ、伸びるだろうという見込みもあって、およそ30%増と我々としては見込んだということになります。

もちろんここで満足する話ではなくて、さらに頑張っ、て、30%とか、50%とか、60%とか金額アップするように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 確かに増えることには、もう本当に我々としてはもう喜ばしいことだと思います。

新しい取組で業者が入るということですので、新しい取組も考えていただきまして、このふるさと納税がさらなるプラスになりますようお願いしたいと思います。

続きまして、資料No.17の2の9ページでございますけれども、この各種基金の残高の推移という形で、これも私も昨年もちよつとこの部分で質問をさせていただきましたけれども、ちよつともう一度確認したいと思います。

ここの令和5年度の残高見込み、これあくまでも見込みになっていますけれども、今、施政方針にも載っておりますとおり、やはり新しい7つの課題が待ち受けている中で、使える基金というのは、どこが使えるのか、その辺ちよつと確認させてください。

多分、目的別なので、多分、使えない基金があるかと思っておりますけれども、この部分でちよつと確認させてください。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、各基金の用途と申しますか、今回、資料のほうで残高を記載させていただいております。

ただ、重点課題に向けて使える基金がどれぐらいかといいますと、やはり各基金、用途はある程度限定されていますので、なかなかちょっと難しいところがあるんですが、例えば本庁舎の整備につきましては、7通りではないんですけども、基金、左から3列目にございます庁舎建設基金が庁舎建設に係る分の基金としてこちらございます。この残高が今、令和5年の12月補正後の末見込みとしては10億円ほどあるというのが今現状となっております。

ほかには、用途がどうしても市営住宅基金ですとか、災害救助ですとかある中なので、ちょっとそこは重点化、使い方、そもそも重点課題のためにということですとちょっとほかの基金は、今はセーブかをとらまえております。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

種目別でいくと、やはり庁舎の基金の中からこれを切り崩して庁舎に充てるという形だと思えます。

そこで、トータルで、今この100億円近くの基金残高があるわけですけども、これ令和5年度で残高の見込みはこれからまだ増えるかと思えますけれども、そういった中で、やはりこれ昨日、実は町内会でちょっと集まりがあつて、そちらでお話を聞いたら、やはり塩竈に係る方が、塩竈厳しいんじゃないですかということでお話ございました。

その中で庁舎の建設とか、いろんな清掃工場とか建てられるのですかということで、ちょっと私のほうにすり寄ってこられたんですけども、この100億円の基金があつて、起債も当然ながら、起債があるわけなので、一概に言えませんが、本当に厳しいのかと言われた場合に、塩竈市の財政状況に関して厳しいのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、こちら基金をご覧いただきながら塩竈市の財政状況ということになるんですけども、先ほども何回か申し上げましたけれども、各基金足して100億円とあるんですけども、おのおの用途限定されていますので、では、財政状況としてそれを端的に表れる基金となりますと、一番左端にあります財政調整基金、こちらが市の不測の備えですとか、備えとしての貯金というまさに本来的な意味の基金なんですけれども、こちらの残高は14億1,324万1,000円というのが今年度末の見込みです。こちら決算特別委員会等でもちょっと何回か申し上げているんですけども、こちら市の標準財政規模が大体120億円ほどあるんですが、この比率で割り返しますとパーセンテージが11%ちょっとです。この11%ちょっとというのは、

県内市で比べますと、ほぼワーストということで、ほかの市はこの比率、今、塩竈市が11%と申し上げた比率が、大体30%近く、ほかの市町だと平均で見ても30%近く皆さん蓄えられていますので、あくまでそこと比べての話にはなりますが、塩竈市の財政状況として一つここに表われている部分はあるかと申し上げられると思います。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。他市と比べてワーストという形になるので、私も一概に皆さんに厳しい財政状況だというのはお話はさせていただいているんですけども。今回、やはり緊急防災・減災事業債を抱えて庁舎も、あくまで予定ですけれども、それに向かって進んでいるという形で、やはりこういったきちとした基金を張れるような、やはり蓄えというのは、実際には厳しい財政状況なのかという部分がございますので、厳しい中で少しでも蓄えていかなければいけないのかと、先ほどの答弁があったように私も思うわけでございます。

そこで、この中で庁舎の建設基金が一般会計の長期貸付けの金額が、令和4年度、これ外されたわけなんですけれども、ミナト塩竈まちづくり基金というのは残っているんですけども、その理由についてちょっとお話しください。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 ミナト塩竈まちづくり基金の一般会計の長期貸付けについてなんですけれども、すみません、こちらの表でご覧いただきますと、6億9,856万4,000円という額面に対して、現金が括弧書きの6,900万円ということで、ちょっと現金が一般会計に貸付けとして残っているというのがこの表の状況です。

ただ、申し訳ありません、この表12月補正後時点の表ということになっておりまして、実は、2月補正で今回これを繰上償還するための予算2,590万円増額補正させていただきましたので、それをもってこちらの長期貸付金の償還を行わせていただく予定です。となりますと、今は令和5年度の残高見込みですけれども、これ令和5年度の残高時点ではこの括弧書きはなくなる見込みとなっております。要は長期貸付けを解消するという予定になっておりました。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

2月でようやく本当に基金としての機能が出たのかと思いますので、私も本当に、昨年も質

疑わせていただきましたけれども、いよいよ塩竈市も少しずつでございますけれども、基金を蓄えられるような目的になってきたと思います。

続きまして、資料No.15の53ページ、プラスチック使用製品廃棄物リサイクル実証事業についてちょっとお伺いしたいと思います。

ここに、この資料No.15ですから議案ですね。その中で、その事業についてちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル実証事業についてということでご質疑頂戴いたしました。

これの概要でございます。資料No.15の53ページになります。

概要にも記載しておりますが、こちら、現在、可燃ごみとして焼却しております、例えば、歯ブラシですとかバケツなどのプラスチック使用製品廃棄物について、新たな法律が施行されて、プラスチック製品の廃棄物もリサイクルを講じるよう努めることとされております。

このことから、本市といたしましても、そのリサイクルに向け、まずは実証事業を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 この令和3年の国の政策によって、やらなければいけないということでだと思います。

例えば、ほかの自治体もちょっと私も見たんですけれども、なかなかこのプラスチック使用製品のリサイクル実証実験とか、一緒に混在しての廃棄という形は余りやっていないのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 県内のまず自治体の実施状況でございますが、仙台市はじめ3つの自治体あるいは組合で、こういった製品プラスチックも既にリサイクルのほうを進めていると伺っております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

そこで、この製品のリサイクルですけれども、これ市民から見て、もう本当に分別をしなくてもいいという形で、大分楽になるのではないかと思うんですけれども、今まで分別しながら出していたわけですが、その辺の市民からのメリット、デメリットというのがあってのことだと思っただけなんですけれども、しかしながら、やはり行政としては、この作業がやはり大変な作業になってくるのかと思うんですけれども、次の表に、(3)に実証実験の収集処理という形で、市民から集積、回収という形で、組成調査というのがあるんですけども、組成調査というのは何なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 こちらの(3)実証事業の流れの真ん中あたり、組成調査でございますが、回収いたしましたプラスチック使用製品廃棄物、あと、今回、想定としてはオレンジ文字の袋、プラの袋の中にプラスチック製容器包装と併せて入れていただくことを想定しています。

その中身を実際開けて、中にリサイクルできるものがどのぐらい含まれているのかを、まずは分析するというものでございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ということは、目測で、異物が混入したとか、それから、違う製品が入っているということでの人的な作業なのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 この組成調査につきましては、国のこういった実証事業を支援する制度がございまして、その利用を検討、現在しております。それが実施可能となれば、国が指定する業者が組成分析まで実施していただけるという流れになっておりますので、今後、国にそういった支援制度の申請を行う予定としております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。市民から見れば楽なんですけれども、やはり行政からしたらここでこの精査をしなければ、製品の異物混入も含めて、これを排除しなければいけないという形で、本当に手間がかかるのではないかと思います。その辺も含めて調査課題にさせていただければと思います。

そこで、その隣に運搬からですねリサイクル業者という形で、このリサイクル業者に渡すということは、燃やさないわけですから、何らかのリサイクル業者のメリットがあるのかと。ですから、その処理をやっていただけるのか。一般的にリサイクル業者がリサイクルできる商品としてですから、買取りとかそういうのも含めてやれるのか、それも含めて無償でやれるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 今回、リサイクルに係る費用といたしまして、1トン当たり3万円を見込んでおります。3番目の事業費で44万3,000円と記載しておりますが、このうちリサイクル業者へ支払う処理費用としては、大体7万2,000円ほどを想定しております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ということは、業者が手間賃としてこれ頂くという形で、この事業の財源も含めて、やはり44万3,000円が多分ここに入っているのかという部分だと思います。

そういった中で、やはり今後の予定という形であるんですけども、国の主導があると思うんですけども、アンケート調査なんかもされるという形なんですけれども、アンケートというのは、目的がちょっと見えないんですけども、市民から見れば、もう楽なことなので、それをアンケートに入れるとなると、どういった目的でこのアンケート調査を行うのか、その辺ちょっと入れさせてください。

○鈴木（新）副委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 今回アンケートを考えている中身でございますが、まずプラスチック製品をオレンジ文字の袋に一緒に入れていただくことによって、市民の皆様の日頃の分別がどのように変わるのか。分別しやすくなるのか、さらに一方、分かりづらくなるのかというのは、はっきり我々としても把握しなければいけないと思っております、その分を主にアンケートで調査させていただくという内容としております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。開始が来年になるということで、ちょっと時間がある事業だと思いますので、しっかり、民間は楽なほうを選ぶわけでございますので、ぜひとも今後進めていただきたいなと思います。

次の質疑ですけれども、同じ資料No.15で56ページのこども家庭センターの設置について、これは私も施政方針の中で質問させていただいたんですけれども、ちょっと時間がなかったので途中だったんですけれども、今回の概要を見ても、妊産婦から子育て世帯、それからゼロ歳児から18歳まで子供を対象にして、包括的な総合窓口として塩竈市のこども家庭センターを設置するというごさいます。

そこで、具体的な事業内容をちょっと教えてほしいんですけれども、ちょっとこのこども家庭センターの事業内容載っているんですけれども、ちょっと分かりづらいところがあるので、どのように開始されるのかお伺いしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 では、こども家庭センターの概要についてご説明させていただきます。

こども家庭センターですが、塩竈市では、機能というところを一本化するということでこども家庭センターを立ち上げるという制度にさせていただきます。

にこサポとこころんと、あとは家庭支援係という虐待相談などをする事業の3つが1つになりまして、総合窓口を壺番館の1階に設けるというものになっております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 一本にするということで、ここにも書いてあるんですけれども、では、さて令和6年の4月ですから、もうあと1か月ちょっとで、やはり開設されるわけなんですけれども、この開設されて総合窓口として子ども未来課、それから窓口として行った場合に、どういった、市民に対して、子供、ここに書いてあるんですけれども、こども家庭センターで周知していくのか、それとも子ども未来課でこういった窓口がありますよという形で行っていくのか、その辺の窓口の名前なんかは決まっているのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 窓口としましては、子ども未来課が、全てこども家庭センターに移行します。こども家庭センターの総合窓口というところを子ども未来課に設置いたしまして対応する形を取らせていただきます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、ここに集約されるという形で、本当に、センターですから、多分センターの責任者なり、それからセンター長なりを置くべきかと思うんですけれども、その辺は、子ども未来課が担当という形でここに何か載っているんですけれども、そういった形で、このこども家庭センターという形で開設に向かうわけなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 こども家庭センターですが、26名の専門職がごいます。社会福祉士、保健師、あとは虐待対応相談員や女性相談支援員、事務処理対応職員と、それを統括します統括支援員という者を配置いたします。そちらが、この母子保健ですとかこころの子供の関係の子育て支援ですとか、また、この資料の中段に書いてあります教育委員会や訪問家事支援、ショートステイなどの事業とも併せて子供の支援についてのそれぞれの支援をまとめていくという役割を統括支援員が担うという形で、こども家庭センター運営していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、もう子供に関する国の政策ではこども家庭庁があって、子供をど真ん中という形で出しておりますけれども、やはり行政としてはワンストップで一本化にして子供の子育て、また妊産婦の相談窓口も全てここに集約しますよという形だと思っておりますけれども、先ほど26名という形、先ほど出ましたけれども、この担当相談員というのは、常にこの26名というのは、どういう体制で待機しているのでしょうかね。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、お答えいたします。

担当の相談員でございますが、一応、壱番館の1階の窓口には3名の相談員が常勤しております。そのほかに統括支援員を配置させていただきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、26名いますけれども、その相談によって、やはり窓口にいるなり、そういう形だと思っておりますけれども。あとは、こども家庭センターですから設置することによって相談される方が来ますけれども、例えば、来られない方がどういった支援を受けられるの

か、その辺はいかがなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 では、窓口に来られない方の対応というところでございます。

こちらについては、もちろん電話相談も受けておりますし、来所できない方については訪問ですとか、あとは病院に通院されるときは同行ですとか、そういったところの、私たちのほうから出向いて支援するというのも積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。これから、4月からスタートするというところでございますので、様々な今後の対応なんかもこれいろいろと精査しなければいけない部分が多分あるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料No.15の73ページ、小中学校施設LED設置事業についてちょっと、これも途中で施政方針に対する質問で途切れてしまったので、ちょっと確認させていただきたいと思ひます。

ここに体育館の学校施設のLEDにするということで、今までは水銀が使われていたんですけども、それをもうLED化にするという形で、CO2削減も含めて交換するという事なんですけれども、その中で対象が小学校は3校、第二小学校と第三小学校と月見ヶ丘小学校、また中学校は、第一中学校と第三中学校という形なんですけれども、そのほかで交換される予定というんですか、まだこのLEDになっていないところが外れているのか、その辺ちょっと確認させていただきます。

○鈴木（新）副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校施設の体育館のLED設置事業についてのご質問で、今回対象以外の学校はどのようなことになるのかということのご質問にお答えします。

既にLED化をしている学校が第一小学校と浦戸小・中学校になっております。そして、今回対象以外の学校が、杉の入小学校ですとか玉川小学校、それから、第二中学校、玉川中学校ということになりますけれども、第二中学校については、今後、今、長寿命化改良工事をやっておりますので、そういったところで体育館を3期工事で改修工事を行いますので、そちらのほうで行っていきたいと思ひます。

また、今回対象から外れている学校につきましても、再来年度以降、計画的に改修していき

たいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。3期工事でやるということで、今おっしゃっていました。

それで、体育館、何度も足を運んでいるんですけども、LEDになっているのか、なっていないのかという部分では見ていたんですけども、ちょっと色合いがやはり全然違うのかと思います。

実際に、この体育館一つ、1校当たりどのぐらいのLEDに、個数になるのか。また、高額な、多分、金額になるのではないかと思いますけれども、金額、普通の一般の水銀灯のような感じの金額ではないと思いますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回、5つの学校を対象にしてLED化します。

その事業費につきまして、それぞれ小学校が3,000万円程度、それから、中学校が2,000万円程度ということで、大体1つの学校につきまして1,000万円程度ということを考えております。

また、体育館のアリーナ部分というか、体育館のLEDの数ですけども、大体、数にして20灯程度、多いところだと30灯程度の照明器具がありますので、そういったところの交換を順次していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 かなりの個数になると思いますけれども、これは年次で第3期でやる、全校やるということだと思います。

あともう一つ、この避難誘導灯のLED化ということでも書いてあるんですけども、これは、今、誘導灯がついて、これもう消防の義務づけで多分つけなければいけないと思うんですけども、それもLEDにされていくのか。これ夜間ずっとつけっ放しだと思うんですけども、このLEDというのは、何基ぐらい設置するのか、ちょっと確認させてください。

○鈴木（新）副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 誘導灯についてのご質疑ですけども、大体一つの学校の体育館に4基程度、4灯程度の誘導灯がございます。そういったところもLED化の誘導灯に変更していきたいと考えています。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。分かりました。

次に、実施計画の26ページ、27ページの小中学校の小規模防災機能強化事業という形で、小中学校2つあるわけですがけれども、どういった事業なのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○鈴木（新）副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 実施計画の26ページの小学校小規模防災機能強化事業で、こちらにつきましては、第二小学校の外壁の改修、それから、月見ヶ丘小学校の体育館に取り付けられておりますバスケットゴールを撤去するという工事になります。

こちら、地震などで災害時に落ちてきたりという危険性があるものについて改修をしたり、撤去して、安全性を確保するということでの事業になっております。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

そこで、ここの名前のおり、防災機能の強化という形でございますけれども、実は、私の近く玉川中学校なんですけれども、玉川中学校の運動場の、校庭ですか、運動場があるんですけれども、そこが、街灯が以前ついていたと思うんですけれども、今ついていないんですけれども、これ撤去されたのか、その理由何かあるのか、それちょっと確認させてください。

○鈴木（新）副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 玉川中学校の敷地の中の街灯ということのお話でしょうか。

照明切れているというところで、撤去ということではありません。学校と相談しながら、必要な部分、今後、新たに更新というか、設置はしていきたいと考えておりますが、ちょっと、今現在、間に合っていないくて大変ご不便をおかけしているかと思いますが、今後、更新していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ぜひとも、緊急のときはやはり学校が、施設が防災拠点に

なると思いますので、そういった門から入って暗いという、今は大分暗いんですけども、夏は明るくなってくるんですけども、そういった部分ではやはり早急に直していただければと思いますので、これで私の質疑を終わりたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 よろしく願いいたします。

初めに、資料No.15、26ページの塩竈市敬老金等支給条例の一部改正について伺います。

敬老金の支給額を77歳は5,000円だったのを廃止、88歳は1万円を5,000円に引下げ、100歳の長寿祝金を10万円から5万円に引き下げるというものです。

その理由としまして、当初の目的である敬老の意味での支給から、独り暮らし高齢者世帯の増加、平均寿命の延伸による要介護者の増加を考慮した生活実態に合わせたサービスの転換が必要と述べています。

生活のサービスの充実を図ることは大変いいことです。そして、そのことで何も敬老金を縮小する必要は全くないと思います。限られた財政と言いますが、敬老金をこれまでどおり支給してもその予算は大層な金額ではないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 お答えさせていただきます。

こちらの敬老金、長寿祝金の見直しに関しましては、初めに辻畑委員からもお話ありました、高齢者のみの世帯の方、高齢者の独り暮らしの方の急激な増加、こちらに関しましては介護保険制度が始まった平成12年から、今現在比ますともう4倍に増えてございます。これから、先ほどに関しましても、団塊の世代の方が75歳到達で、そういったタイミングがまさしく今現在の令和4年、5年、6年に集中している状況であります。

今現在でこちら試算すると、大体1,000万円弱ぐらい、950万円ぐらいの金額にはなってくるかと思うんですが、さらにこれから支給額が増えてくるというところで、こちらの試算を立てている状況でございます。

こちらの見直しに関しましては、独り暮らしの高齢の方、大分高齢者の方に対する孤独死であったり、あるいは健康被害、こういったところの心配が非常に大きくなっているというところで、こういった事業の必要性、こういったところを勘案しながら、今回、見直しの提案をさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今回、100円バスを値上げする予算となっていますが、これにより高齢者の買物、また、通院などは大きな影響を受けます。その上、敬老金を縮小する。私はもっと高齢者にやさしい、高齢者を敬う塩竈市であってほしいと思いますが、この点いかがお考えでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 高齢者の方の生活の足ということで、今回、こちらの見直しに関連しましてアンケート調査をさせていただいております。その中でも、最もやはり意見として多かったのが高齢者の足の確保、バスであったりタクシー、そういったところでの確保が非常に重要だというお答えいただいております。

ただ、こういった生活支援の関係に関しましては、ただほかの様々な、例えばごみ出しの関係、買物の関係、そういったことに関しましても非常に多くの声が寄せられているほか、やはり一番多かったのが、この見守りの関係のご意見、非常に多かったというのが実際のところでございます。

実際のところは、もう34%、35%の方が見守りが必要だということでご意見いただいているところで、今回、予算の中での見守りの事業を提案させていただいているというのが、今現在の状況でございました。

よろしく申し上げます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今のお話では、見守りをということで一番希望が多かったということでありました。

しかし、長きにわたって家庭を支えて、地域を支えて、また税金を支払い、市の財政を支えてきた市民に対して、敬老金の廃止、縮小には反対です。

では、次に参ります。

資料No.15、63ページ、高齢者あんしん見守り支援事業について伺います。

この事業は、高齢者の見守り事業を拡充しつつ、高齢者見守り事業パッケージとして必要なサービスを選択できるように実施とあります。表の中の高齢者等見守り・相談支援事業、この新しい事業は、市営住宅に居住する高齢者を訪問して、安否確認や生活相談を実施し、高齢者の見守りを行いながら、必要な見守り支援事業サービスにつなげることとあります。

これまで、入居者の方から、隣の独り暮らしの方が心配と相談されることがありました。プライバシーの問題があるので、他者からの相談での訪問は難しいとの返答でした。今回、この

事業はとても積極的な取組と考えます。具体的に訪問するとなると、どのような手順で、どこから、市営住宅いっぱいありますが、どこから始めるのかご説明お願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 今、高齢者あんしん見守り支援事業の手順等についてのご質疑でした。

まず、現在、回っていただくところにつきましては、現在、災害公営住宅等を巡回しておりますところに一体的にと考えております。そういった中で、優先順位としましては、市営住宅の中でも高齢化率、それから独居率などのところ、全般的にやはり高い状況ではございますが、その中でも、独り暮らし率や高齢者、独居率、それから民生委員不在、そういったところの状況がありますので、そういったものも加味しながら優先順位をつけながら決めていきたいと思いますが、詳細については今後検討となります。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。よろしくをお願いいたします。

その表の下の高齢者あんしん見守り支援事業、この事業は、65歳以上の独り暮らしの方などが緊急事態に備えて設置する見守り機器の設置費用などを助成するものです。

新年度、支援対象が2人世帯にも拡大され、助成額も月額利用料金1か月から3か月に拡大されました。この拡充はとても歓迎するものです。

そこで、2点伺います。

まず、1つ目ですが、この見守り支援事業の利用数についてです。

令和5年度は、1月末現在で16件、前の年は15件となっています。市内の65歳以上の独り暮らし世帯数は約4,500世帯あります。そのうち15件、16件というのは、あまりにも少な過ぎるのではないのでしょうか。需要はもっと多いと思うのですが、どうしてこんなに利用が少ないのか伺います。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者あんしん見守り支援事業の利用者数についてのご質疑でした。

様々な方法で周知を図っておりましたが、その中でもやはり周知の仕方等には今後も課題があると考えてございます。

そういった中で、前半の上半期の状況を見ながら、地域に出向いて、地域の集まりのところへのPR等をさせていただいておりました。さらに町内会へのダイレクトメールで回覧をしていただいたり、軽度者、介護認定を受けている中で、そういった方にも通知を差上げた中で、12月から1月にかけて、10件ほど、約1か月半の間で申込みをいただいております。

ですので、できるだけ高齢者にじかに届く、そしてご家族に届く、もしくは、通知だけでは分からない方に説明をする、そういった周知についてはまだまだ今後の課題であると捉えておりますので、見守りパッケージの中でそういったところを進めてまいりたいと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 そうですね、周知、ぜひ分かりやすく、広く伝えていただきたいと思います。

2つ目ですが、助成額についてです。

設置の初期費用は、上限1万5,000円から助成されます。初期費用がかからない場合は、これまでの利用料、助成1か月分、上限1,500円を、今回、先ほども言いましたが、3か月分助成と延長になりました。

ただ、少ない年金で暮らす年金者にとっては、年間の利用料金負担は決して軽いものではないと思います。現在も継続されている緊急通報システム、この利用料金については、ほかの多くの自治体では、住民税非課税世帯を無料にしています。本市でもせめて非課税世帯の利用料金は無料にする支援策を実施してはいかがでしょうか、伺います。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者あんしん見守り支援事業の、特に低所得者の方への支援、助成拡大についてのご質疑ございました。

現在、実施しております機器、それぞれのサービスの利用状況を見ますと、当初は利用料金の少ないサービスなどが人気があるのかとも思っておりましたが、実施状況を見ますと、必ずしもそういうことではなく、様々に選べるサービスを利用者の方々がご自分に合ったものを選んでいくという状況もありますので、そういった助成額等については、利用者の皆様の声等をもう少し拾い上げながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 もう少し詳しく、皆さんの声も聞きながら、利用しやすいようなことでお願いしたいと思いますが、やはり、また言いますが、せめて非課税の世帯の利用料金、こういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

次の、一番下の配食サービス事業ですが、調理困難な世帯への配食サービスを行って、高齢者の日常生活の安定と健康の維持を図り、また、定期的な安否確認を行うものとあります。

対象が75歳以上に拡大されました。どのような方法で低栄養改善の対象とされるのか伺います。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 配食サービスについての対象者拡大の部分の選定方法についてでございました。

配食サービス、介護保険事業特別会計の事業になっております。また改めてご質疑いただきまして、ご回答させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 大変失礼をいたしました。

この安否確認に関連しまして、市は、高齢化の進行に向けて、安心して生活ができるよう、様々な安否確認を含めた事業を行っています。

そこで、提案ですけれども、全国で広がっている高齢者のごみ出し戸別収集についてです。

高齢化が急激に進み、また、独り暮らしの世帯が増える中、全国各地でも高齢者世帯のごみ出しが困難なケースがあちこちで見受けられ、安全にごみ出しができるような対策が取られています。本市でも、地域の方々から、坂道でごみ置場まで持っていけない、重くて腰や膝を何度も傷めたなどの声が寄せられています。高齢者のごみ出しが健康上も困難になっているという現状、どのように認識されているのか伺います。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者のごみ出しの問題についてでございます。

ご高齢者の方、おうちでの生活、動きは何かやっておりますも、一歩外に出てごみ出しというところになると困難な方もいるというところは、地域の声としても伺っております。そういった部分について、どのように、例えば、市のサービス、それから、地域の様々な取組を活用して支援していけるのか、そういったことも課題として考えていかななくてはならない、そのように捉えてございます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ぜひ検討をお願いしたいと思います。

高齢者のみの世帯でごみ出しが困難な世帯に対して、今、おっしゃったような、玄関先までの戸別収集を実施している自治体は、2020年の全国調査、これは国立環境研究所が行った調査ですが、35%もあります。その内容を見ますと、行政職員が直接収集しているところとか、委託しているケースなど様々です。対象者も多くは65歳以上ですが、介護認定を要件としていたり、希望する高齢者世帯にしていたりと様々です。そして、多くの実施自治体では、戸別収集を安否確認の場にもしています。やり方はその地域に合ったやり方があって当然ですが、本市でもぜひ高齢世帯の戸別収集の制度設計に踏み出してはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 こちらのごみの収集に関しましては、やはり先ほども申し上げたように、アンケートの中でも生活支援の一環として、やはり要望として高く上がっているところでもございます。

こちらに関しては、当然、費用が同じく発生してくることでありますので、その辺りに関しては、やり方なりそういったところに関してもぜひ、今後検討させていただければと思います。

例えばの話ですが、例えば、高齢者の方のボランティア、お互い近所の中の助け合いだとか、こういったところの仕組みづくりも併せながら取り組んでいかないと、なかなかこういったところまで手が回らないというところもありますので、ぜひ、今後、こういったところも検討課題として取り組ませていただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 塩竈市は、本当に坂道が多いですので、高齢者の方の健康を守ることをぜひ考えて、検討していただきたいと思います。

では、次に参ります。

認知症の予防とか、高齢者が元気に過ごせるための事業として、どんなものがあるでしょうか、伺います。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症の予防事業や、それに付随した介護予防、健康づくりの事業というご質疑でよろしかったでしょうか。

高齢福祉課では、介護予防事業といたしまして、認知症の取組や地域の支援をしてございます。

詳しい事業につきましては、特別会計事業となりますので、そちらでのご質疑でご回答させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

本当に認知症の方、予防、地域のつながり、本当に大切なことと思います。高齢者が元気に不自由なく日常生活が送れるようにと全国で加齢性難聴者への補聴器購入助成が広がっています。加齢性難聴では、70歳以上で4割の人が難聴の自覚があるとされています。補聴器購入費への市町村独自の助成制度は、この2年間で2倍に広がっています。宮城県内でも、富谷市、大郷町、東松島市、名取市なども実施しています。補聴器購入への助成制度について、その必要性、市民の要望をどのように認識されているのか伺います。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 補聴器の助成についての市民の要望等についてのご質疑でございました。

現在のところ、高齢福祉課の窓口や総合相談を対応しております地域包括支援センター、それから、介護支援事業所との連絡会等の中で、具体的なご要望まではちょっと把握はしてございませんでした。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 そうでしたか。補聴器、価格の幅はいろいろです。よく聞こえる補聴器は高価で手が出ないという声を皆さんもよく聞いておられると思います。2022年度に制度を始めた東京都港区の担当課では、医師会と補聴器店と相談した結果、価格13万円程度のものがあれば、ほとんどの人がよく聞こえるようになるということで、非課税者には13万7,000円以内の助成額を決めました。助成額はいろいろあると思いますが、ぜひ本市でも助成制度をつくってはいかがでしょうか。また伺いますが、お答えください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 先ほどお答えさせていただきましたとおり、相談支援の中では、具体的にはまだ把握してございませんが、県内でも、先ほどおっしゃいました名取市等、助成を始めている市町村もあると聞いてはございます。

また、高齢者の聞こえの問題は、生活の質の向上にも関わる部分という認識がございます。他市町のところなど、どのような予防を拾い上げ、始めたのか、そういったところを引き続き調査してまいりたいと考えております。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。やはり皆さん、だんだん年とともに耳が遠くなってきます。どうしても交流することが少なくなったり、本当にそれは心配なことなので、ぜひ前向きな形でご検討をお願いします。

では、次に、資料No.15、59ページ、産後ケア事業について伺います。

これは、体調が不安定な産後に安心して子育てができるように、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後の子育ての支援体制の充実を図るとあります。改めて、この事業についてご説明お願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産後ケアについて、概要についてご説明させていただきます。

産後ケア、産後間もない母体の体、心身を休めることで育児負担を少なくするようなサービスのことでございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 いろんなサービスがありますが、助産師さんがお宅に訪問したり、また、その助産師さんの医院に来ていただいてデイサービス型などを提供されている、そういう事業もあります。

私、実際に助産院に伺いました。そちら、ゆっくりとしたご自宅で3時間、または6時間、お母さん、子供とともに過ごせる場を提供されていました。塩竈市以外のお母さん、多賀城市とか利府町からも、お母さんたちが利用できるものだそうです。子育てで疲れ切ったお母さん、ゆっくり寝かせてと、来たときにもう疲れたんですということで、2階の専用室で、ベッドがちゃんと用意してあって、その間、助産師さんは1階で赤ちゃんを見ていた、そういうことも

あったそうです。育児で疲れ切ったお母さんを支える、また、育児の相談も聞いてもらえる、このような場所はとても安心できる場所と感じました。

塩竈市に住むお母さんからの利用は、ほかの多賀城市とか利府町に比べると少ないと助産師さんはおっしゃっていました。これはどういうことなのか、分かるところで教えてください。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産後ケアの利用についてご質疑頂戴いたしました。

本市で、今現在、3つのサービスを行っております。アウトリーチ型ということで、ご家庭に訪問する形、または、にこサポ型ということで、デイサービス型の形、あと、委員さんおっしゃられたデイサービス型の助産院の形を現在取っております。そちらについては、3時間と6時間というところで、利用率が伸び悩んでいるところについては、現在課題と考えておまして、来年度に向けて、そういったところについても改善を重ねていきたいと考えております。

具体的には、今現在は申込みのところを、毎回お母様のご様子を聞きながら、受付をしているところですが、来年度以降につきましては、初回につきましては、そういったモニタリングをしながらというところで申請を受けますが、2回目以降につきましては、直接助産院のほうに予約ができるような形で改善を整えたいと思っております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今、ご説明ありました。そのように助産師さんのほうからも、1回目利用できたら、2回目以降も直接私のほうに連絡もらえば利用しやすいだろうと、助産師さんおっしゃっていたので、本当にそれはありがたいことです。

それから、ほかの市に比べると塩竈市の利用料金は少なく、お母さんたちにとってもありがたいということでした。

やはりゆっくり過ごせるこの事業、多くのお母さんたちが利用できるための周知、先ほどもおっしゃいましたけれども、本当に実際そこに伺ってみて、本当にいいスペースだなと思いました。

先ほどは、周知はしていくということだったので、ぜひそれ進めていってほしいと思います。

それから、宿泊もできるサービスも含めて、今後、どこまで事業が拡大できそうか、どこまで進んでいるかというところを教えてください。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 周知についてと今後の展開についてということでご質疑頂戴いたしました。

産後ケア事業については、今年度で3年目になりますが、来年度、4年目といたしまして、広域化というところで、県内どの施設にでも申込みができるというところ、あとは、料金にも、宿泊型含めて体系化していくというところと、あとはニーズに合った形で、例えば、出産された医院で産後ケアを受けていただくことができるようになどといった、様々な形の産後ケアを来年度からは取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 出産されているいろいろ不安を抱えていらっしゃるお母さんがいろんなサービスを受けられるということは、本当にうれしいことと思います。ぜひよろしく願い申し上げます。

最後ですが、資料No.15の58ページ、藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理運営事業について伺います。

第一小学校以外は申込みの数が定員数を超えています。これまでも利用しない児童もいるので、少し定員が実際の数多くても大丈夫という、対応は大丈夫ですよという返答ではありました。それでも、杉の入小学校は余裕教室に、また、玉川小学校は、小学校ではなくてふれあいエスプ塩竈にそれぞれ1クラブを増設するとなっています。

玉川小学校からの移動はどのように、割当てはどのようになっていますか、教えてください。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 放課後児童クラブの玉川小学校からのふれあいエスプ塩竈への移動というところでご質疑を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、支援員がつきまして、お子さんと一緒に学校から、ふれあいエスプ塩竈のほうに移動する形を取らせていただきます。

ふれあいエスプ塩竈からは、お迎えに来ていただけるご家庭の受入れという形で、現在進めているところでございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。おうちの方が迎えに行けるお子様がそちらに移動ということですね。はい、分かりました。

ただちょっと距離が隣というわけでもないので、そういうところで何か心配されることはないでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 行き帰りの心配というところで、私たちが懸念しておったところですが、安全体制は3名体制の支援員でふれあいエスプ塩竈に移動したいと思います。

また、高学年を中心に、現在は募集をかけておきまして、安全な学年のお子様から、できればふれあいエスプ塩竈に移動させていただくというふうに考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。高学年をそちらにということ。迎えの関係もあるでしょうけれども、安全に移動できるようにお願いしたいと思います。

本当、毎日のことですから、3名の指導員さんが移っても、結局、もう1クラスはちょっと待っているという格好になるのでしょうか。どういう体制になりますか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 玉川小学校については3クラブの開設になります。2クラブは学校内での開設、1クラブがふれあいエスプ塩竈での開設ということで、1クラブのお子さんだけふれあいエスプ塩竈に移動するという形になっております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません、ちょっと言い方がまずかったかもしれません。ふれあいエスプ塩竈に移動するときには何人の指導員の方が一緒に子供さんと移動するんですか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 3名の指導員が子供と一緒に移動する形になります。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ごめんなさい。3名の方が移動して、その間、学校のほうには誰がいるんですか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それぞれの2クラブについては、指導員が3名ずつお

ります。そのほかに3名の指導員がふれあいエスパ塩竈に行くという形になります。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

放課後安全に過ごせるように対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

これで終わります。

○鈴木（新）副委員長 暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○鈴木（新）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 私からは、大きく2点お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、桜ヶ丘老人憩の家解体工事に関わってであります。

資料No.は11、38、39ページに歳入、同じく85ページに歳出、施設解体工事について書いてあります。

桜ヶ丘市営住宅には集会所はなくて、市で老人憩の家を開放してきた経緯があったかと思えます。当該施設は耐震検査の結果、危険と判断され、2年前からだと思うんですが、用途廃止となっております。今年度予算では、施設解体工事が計上されております。

当該施設では、ダンベル体操など利用されていまして、なくなることはとても残念であるとともに、コミュニティーとしての影響が生じていると感じております。

そこで、質疑いたします。

用途廃止に際して、住民説明会が開催されたと思いますが、住民の意向はどう把握されているか。また、解体後、跡地の今後の利用に関するお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 桜ヶ丘老人憩の家に関する耐震結果に関して、そして、解体廃止についての住民の説明会、意向調査、意向というか意向説明会についてのご質疑でございました。

周辺町内会、そして、市営住宅等の住民の方との意見交換や話し合いを進めてまいりました。そして、町内会からは、譲渡というところについての話もありまして、協議をさせていただきましたが、話し合いの中で、最終的には解体に同意するということで話し合いを終わらせております。

それから、市営住宅の住民の方々に対しても、ちょっとコロナ禍でして、当初、説明会を対面でというところでもございましたが難しく、書面で説明会、そして、ご意向などを聞いております。

活動する場の代替施設や避難場所についてのご質疑がございましたので、そういったところ、周辺の施設等や避難所等についてご回答させていただいたところがございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

解体跡地の今後の利用に関しては、何かありますでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 失礼いたしました。

解体後の跡地活用については、現在検討中ございまして、まだ決まってはございません。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 説明会の中で、町内会、周辺住民のところでは、最終的に解体に合意ということでした。

それで、中には耐震補強して残す選択肢ということもあったかと思うんですが、そういうケースの見積りとか取ったことはあったのかどうかお聞きしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 住民の譲渡のご意向があった際に、耐震についての見積り等を取って話し合いを進めた経過がございました。

そういったことも含めてお話をさせていただいた中で、最終的に譲渡は難しいということで、

解体に同意されたという経過がございました。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

譲渡となると、やはり町内会、自治会としては小さくないお金なので、そういった壁もあるかと感じます。

なくなってからどんな問題があるか、今生じているかということではちょっと申し上げたいんですが、桜ヶ丘の市営住宅自治会では、使用がもう終わり、終わりというか、使用しなくなって、会合の場所がなくなった、近くに代替としてのコミュニティセンターとかの利用も可能ということではありますけれども、総会も開かれなくなったということでした。

住民の声としては、高齢者独り暮らしであるとか、要支援、お手伝い必要だと思えるような方もいるのだけれども、顔の見える関係づくりができていないと、個人的な支援には限界を感じているというお声を聞いております。

それから、さきにも申し上げましたけれども、ダンベル体操とか、そういう健康づくり、交流の場として近くに集える場がなくなったという点も問題かと思えます。

あと、3点目としては、東日本大震災のときは避難場所として開放されたと聞いております。煮炊きもされた。当該市営住宅では、緊急時の物資の備蓄場所もないということです。また、指定避難所は公民館となっているということであります。遠くなることで高齢者、障がい者にとっては大変だろうと思えます。

集会所、先ほど譲渡という件が話されましたが、これは先ほど出たとおり、財政面も関わることになるということで承知をしております。

野田コミュニティセンターの利用が可能なわけですが、ごく近くにあるということと、そうでないのでは、使い勝手は大分違うと思えます。老人憩の家は清水沢市営住宅にあるわけですが、そこは実際、地元の施設としてのものだと思います。老人憩の家として一つということではなくて、東部、南部エリアにもあってもいいのではないかと思います。近くにあることは、住民にとっては安心でありますし、コミュニティの活性化につながると思えます。

さきに述べた様々な問題から、当方市議団としては、老人憩の家解体工事に係る予算には反対の立場であります。

続きまして、東部保育所に係る条例の一部改正の件でお伺いします。

資料No.15、16、17ページとなります。

東部保育所は新年度から民営化となり、今、引継ぎの共同保育などが進められております。

そこでお伺いします。

保育体制の移行で、慣れるまで様々な面で時間がかかる点があると思います。昨年11月から三者協議が開催されていますが、次年度以降、市の関わり方はどのような仕組みを考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 東部保育所の民営化に当たりまして、次年度以降の市の関わり方ということでご質疑いただきました。

今年度、共同保育等を行いながら、保育体制、引継ぎ体制、十分できるように尽力しながら、来年度以降も、私立保育園、あと公立保育園、いずれも保育課では様々な情報共有を行いながら、定期的に公・私立保育園の所長会議、こういったものを開催しておりますので、そうした中で情報交換しながら、また東部保育所、今回、民営化する中で、様々な悩み等も事業者から寄せられれば、それについては親身に寄り添いながら対応していきたいと考えております。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

私立、公立かかわらず、定期的に事業所の責任者と情報交換をしていくということで、分かりました。

今は三者協議ということで、事業者、保護者、それから市という仕組みになっているんですが、今、答弁いただいたところでは、事業所の責任者との情報交換ということでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 事業者の担当者、来ていただいて、ただ、担当者と話をした内容は、当然ながら事業者の責任者にも伝わっている内容でございますので、いずれ三者協議をしながら、事業者と、こういった状況でやっていただきたいというところはしっかり保育の事業に反映するように、市としても保護者に寄り添って進めているところでございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 三者協議として継続するというので、ちょっと聞き間違えたのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 すみません。ちょっと2つございまして、三者協議会という

のは、東部保育所の民営化に当たって、保護者と市と、あと事業者で協議をするものなのですが、これは基本的には今年度、引継ぎをしたら終わりなのですが、来年度以降については、公立・私立施設長会議というのがございまして、こちらについては公立と私立、あと保育課も入りながら、協議の場を設けておりますので、そういった中で情報交換しながら、あとは個別にも、今もそうですけれども、私立保育園とは緊密に連携取りながら事業を進めておりますので、それは東部保育所が民営化になったとしても、しっかり支えていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。時間の経過、年単位で考えていくと、課題の中身も変化してくるものと考えられます。保育の評価について、必要だと思われませんが、この点どのように考えていらっしゃるか伺います。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 これは、民営化してからどのように、保育をちゃんと担保されているかを確認していくんでしょうかということでお答えさせていただきますと、保育については、基本的に県で指導監査、定期的に行っておりますが、こちらも市としても、こちらの指導監査の結果に基づいて、各保育所の指導、また保育の指導基準等変更等もございましたら、きちんとそれもお伝えしながら進めておりますので、これについては、ほかの公立保育所と同様に、しっかり監督する立場を保ちながら、保育がしっかり担保されるように努めていきたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 保育の質の担保ということでは、行政からのチェック機能と、第三者評価機関に委ねるという方法があると思えますけれども、行政としてチェック、監査していくということでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 認可保育所、認可権限と指導については、宮城県で持っているものですから、基本的に直接的な指導については県が行うことになりすけれども、市としても、地元の保育所として、しっかりそういった保育がされるか、そういったものも助言しながら、保育の担保をしていきたいと考えております。

さらに、今回公募する際に、宮城県福祉サービス第三者評価というのを受けることを条件に

しておりました、これから施設開設後おおむね3年後、たちましたら、そういった第三者評価も受けていただいて、保育がしっかり行われているかについても客観的な監査をしていただくとしていきたいと考えております。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

第三者の評価機関に委託するということになると、有料かと思いますが、それはどちらが持つのでしょうか。市が負担するのか、事業者が負担するのか。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 すみません、こちら個別に委託してやっていただくようなものではなくて、宮城県で、宮城県福祉サービス第三者評価という委員会の組織がございまして、そちらで評価支援させていただくような形で考えておりますので、特に負担をしてどうのこうのということではないと認識しております。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

県によるそういうチェック機能というのは、定期的にといいますか、頻度といえますか、きちんとされているのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 基本的には年1回、定期的に行っているところでございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

本市の保育事業の方向性として、官民連携して保育需要を満たしていくという方向性が示されております。

あるお母さんからは、公立保育所がなくなるんですかと投げかけられることがあります。今回の条例改正提案では、公立が5か所から公立4か所ということになります。この流れで、今後、本市の保育事業の方向性はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 保育事業の方向性でもちょっと示させていただいておるんですけれども、公立保育所としてもしっかり役割を果たしていく。やはりこれまでの保育士の経験、スキル、保育所運営の実力等もございますので、公立保育所を全て廃止するわけではなく

て、公立と民間、連携しながら、また、私立は私立の保育事業者独自のノウハウございますので、それを活用した多様な保育サービスを提供することで、充実した保育を進めていくという中身でございますので、全て閉鎖するわけではございませんので、引き続き、公立については、今、現計画では、東部保育所が民営化になりますけれども、この後、香津と清水沢は段階的に縮小していきますが、藤倉とうみまち保育所については、公立として継続していくという中身になっておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

保育需要に対する充足ということでは、徐々に解消傾向に向かっているのかとも思います。女性の就業率は高い現代であります。さらに女性が活躍できる環境づくりが求められています。親の不安や不満を減らし、子育てを楽しみ感じられることが増えるような保育行政は、少子化対策としてもとても重要なことだと思っております。

よい保育環境に恵まれれば、もっと子供を産んで育てていこうということにもつながります。そういった点で、量、数的にはだんだん充足されていくと思うんですが、これからは質の面でしっかり担保できるように、行政としての役割が必要と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質疑を終わります。

○鈴木（新）副委員長 それでは、暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 一般会計の予算特別委員会の質疑、初日の一般会計の、この時間なんですけれども、今日の最後は私の質疑となりました。40分間ございますので、欲張っていろいろ聞きたいと思っております。

まず、資料No.17の2の13ページ、今日、鈴木新一委員が質疑しました、市民クラブからもこの表を資料要求として毎年出させていただいているので、この中から、私も同じような意識を持って聞きたいと思います。

それで、この13ページの表を見て、出生者がここ4年間は244人と、なぜか同じような数字が、230人、234人の年もございましたけれども、大体、出生者の下げ止まりが来たような数字になっていると思うんですけども、その辺のところの、そういうことなのかどうなのか、下げ止まったのか。この数字だけ、数字を見れば4年間で止まったようには感じるんですけども、当局としてはどのようにお考えでしょうか。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 いや、今、ちょっとご指摘受けて、見直していたら、244人、私が就任したのが令和元年の9月ですから、そのときに300名ということで、その後、やっぱり新型コロナになって、それがどのような、出生者数のほうに影響を受けたのかというのは、ちょっと、分析は市としてもしておりませんが、300人から50人、60人年間減るということは、どれだけ気にしなければいけない、考えなければいけない数字なのかというのを改めて今、感じ直したところでございます。

社会の不安定化、もしくはそういった新型コロナも含む、そういった状況の中で出生者数が減ったのか、やっぱり将来に対する不安なのか、いろんな見方があるかと思いますが、私どもとしては、とにかく塩竈市で安心して産み育てていただきたいという強い気持ちもございまして、例えば、公園の修繕の話とかも、いろいろ懇談会をさせていただく中で、若い皆様方から相当なご指摘をいただきました。これは町内会からも、懇談会でいただいた部分であります。まずはそういった足元で気づいた部分をどのように改善していくかということが大切だと思っていて、そのことからやはり始めないと、次の段階に行けないんだろうと思っております。

先ほど鈴木委員にもお答えさせていただきましたけれども、そういった一つ一つの分析を丁寧にさせていただくことが、今後の出生者数とかにも影響してくるんだろうと思いますので、我々としても、常に注意深く、そういった数字の動向については、社会情勢と照らし合わせながら、真剣に議論しながら、やれることからやっていきたいと考えてございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

私は、だからある程度効果が出て、出生者数の下げ止まりを今、食い止めているとこだと。これが数字になって、たまたまですが244人が何回も続いていると。不思議な数字だなと思って見ていたところですよ。

これと同じ12ページ、1ページ、前ですけれども、塩竈市の人口の推移のところ、社会増減、これも令和6年1月末現在でいうと、プラス160人。だから、これも頑張って持ちこたえているのか、社会増減のほうも、そう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 12ページの、令和6年1月末現在ということで、社会増減160人のプラスということになっております。

こちらにつきましては、数字を拾いましたところ、令和5年度に入ってから転入が転出を大きく上回っている状況ということがございました。内訳的には、日本人で63人の増、外国人で97人の増というのがございまして、そういったことになっております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いずれにしても、社会増ということですから、政策がうまくかみ合ってきたのかと、これを見ながら思いました。

それと、また戻って、13ページに戻りまして、さっき生まれた人の数で言いました。今度は死んだほうの数を見ると、これがやっぱり年々多くなっているの、びっくりする数字です。令和5年の合計で、一番右端を見ると826人なんですよ。今まで最高ではないでしょうか。何でこんなに1年間で急に亡くなる方が多くなったのか、その辺のところ、対策とか分析とか、何かされているのかお聞きします。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 死亡者数の増ということでのご質問でございます。

市民課では、分析というところまでは行っていないところがございますけれども、数字の変動というところでちょっと見ていったときに、国の統計でも同じような現象ということが、全国的なところであるようでございました。

これは、一つには新型コロナの長期化による自粛があったために、そういったことが引き金にあったのではないかという見方も一つございますし、それから、やはり65歳以上の高齢者の

方々が本市でも約1万8,000名ということで、多数の方いらっしゃると思いますので、そういう意味では病気のリスクなんかも高まっているところもあるのかとは感じているところです。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

私は、ここに注目してもらいたいと思うんですよ、この表の、私も前に聞いたことあるけれども、聞いたことあるよ、1年前に。危ないよって。

どういうことかという、令和4年の12月に93人亡くなっているのね。それから、令和5年の1月には97人亡くなっています、1か月に。そのときは、1年前と比べたら5割も急に増えたから、何か原因があるのではないですかと私聞きました。

だから、そういうところを調査しないと答えが出てこないと思いますよ。だから、多分こういうものが重なって、年間通じて826人になったと私は思っています。クイズのような質疑の仕方をしましたけれども、では、クイズではないということで。

資料No.17の87ページ見ていただくと、折れ線グラフの表があります。

それで、この折れ線グラフのこの山の表と、資料No.17の2の13ページの毎月の死亡者のところと同じ表を、同じようなものにつくって重ね合わせてみてください。私の試算では、大体合うんです。3回接種目のこの山と、それから、塩竈市の死亡者、大体合いますので、その辺のところの原因になってきているのでは。

ただ、国のほうも、そのところをなかなか調べないし、発表しないから、全国的な平均だというのは、塩竈市も全国の中の一部だからですよ。だから、国のほうも、このものと一緒に考えれば、対策は打てるはずなんです、そういうことを国がしようとしませんか、塩竈市独自で対策打つといっても難しいですが、そういうことも一応踏まえて、今後の事業、やっぱり安心する人、どうやったら安心できるかということですから、新型コロナワクチンのことについては、接種したほうが安心できる人と、しないほうが安心する人がいますので、あくまでも強制にならないようによろしくお願ひしたいと思います。

この表、87ページのことですけれども、これから7回目接種まで来ました。それで、これから令和6年度は、今、第10波ということでございますけれども、あと一、二年続くのではないかと予想されますが、これからもこのように新型コロナワクチン接種事業というものを続けていく予定なのかどうかをお聞きします。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 新型コロナワクチンの来年度以降の取組のことということでお伺いしました。

新型コロナワクチンにつきましては、今年度いっぱい国の特例臨時接種が終了になります。来年度からは、定期接種の一つに組み込まれる予定になっております。一応、対象については、65歳以上の方、高齢者が、秋冬年1回という取組になっております。

詳細については、これから決まっていく形になりますので、決まり次第お知らせしたいと思います。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろ対策打ってやらなければならないことはやらなければならないし、それから、国からの、やっぱり交付税の関係あるから、市として独自というわけにもなかなかいかないというところがありますので、ただ、そういうことをいろいろ分析して、なるべく人口を維持しなければならないので、対策を打ってほしいと思って聞きました。

あと、分析できるものでしたら、分析を進めていただきたいと思います。

資料No.17からいろいろ聞きます。

まず、6ページ、会計年度任用職員の1人当たりの年間支給ですが、令和5年度から令和6年度を比較すると、7億5,800万円から8億5,200万円と、1億円ほどですよ、1年前と比べて、1億円ほど増える計算になりますが、この理由をお聞かせください。

○小野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 会計年度任用職員の人件費ですね。こちらにつきましては、まず、令和5年度につきましては、予算額ではなく、現在の決算見込額ということになります。令和6年度は、当初予算額ということで、ある程度不用額が発生すると見込んだ金額となります。

もう一つ、比較として大きなものが、令和5年の人事院勧告分ですね、勤勉手当とか支給されるようになりますので、それで大体1億5,000万円ほど増えるということになります。

あと、人数の減少ということで、85人ほど減少しますが、それが大体1億7,000万円ぐらいが減少になるということで、差引き2,000万円ぐらい減少になるんですけども、あと、予算

と実績の差ということで、現在見ております、例えば、産休だったり育休、あと病休の代替職員が、現在の予算額と実績で、予算額より減ったということでの差額ということになっております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろそういう条件が重なったからということで、別に人件費が増えたからけしからんということではないです。ちゃんと待遇改善して、そういう方には人件費が増えることによる効果って、市内の効果ございますので、今、経費とばかり捉えないで、塩竈市全体の景気の回復、市民の幸福に貢献していると、私はそう理解しております。

ただ、1億円も違ったので聞いたんです。分かりました。

資料No.17の8ページ、時間外勤務のことについて。

これも鈴木新一委員お聞きになったと思うんですけども、資料No.17の8、月50時間以上のところもありますよね。それで、36協定とか何とかと言いましたけれども、一番問題なのは、そういう人事をやられている総務人事課が、ここにいる人たちがいっぱい36協定を破っているような状態になっているのではないかというのが、俺は問題だと思いますよ。指導するほうとか監督するほうが。ですから、30時間というなら30時間、やっぱり見なければならぬし、それから、30時間と言われたら、1か月に30日働きに来るわけではないですから、20日来たとして30時間だったら、毎日1時間ずつ、毎日残業したら、みんなくたくたになるんじゃないでしょうか。そういうことだと思います。

だから、そうしたらやっぱり能率が上がってこないし、健康被害者出て、休職者出てしまいかねない。これはうまくないと思いますけれども、そういうところを、やはりこの表を見て30時間以上あるようなところに、今度、人員の配置替えとか、そういう計画なのかどうかお聞きします。

○小野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 時間外勤務が多い部署につきまして、まず、今後、全体的に職員全員、例えば課員が全員多い部署でありますとか、そういうところにはもちろん人員配置を考えてまいりたいと考えております。

あと、もう一つが、ちょっと病休だったり、育休、産休だったり休んで、今、欠員になっ

ている課もございますので、そういう部分につきましては、必要に応じて正職員を加配するなどの措置をしていきたいと思っております。

また、時間外勤務の取組につきましては、現在、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、部単位で週ごと、月ごとに時間外勤務の管理の徹底をしております。令和5年度につきましては、全体になりますけれども、全体で令和4年度決算額より20%減のということで、現在、時間外勤務が削減されているという状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

頑張って働きやすい環境をつくられてください。

誰か1人倒れると、そのしわ寄せが周りに行くんだよね。だから、そうならないようにお願いします。

資料No.17の11ページから、市の地域公共交通会議の議事録、11ページからずっと続いているんですけども、アンケートも含めて。結局、これ見たら、私は、大体思ったのは、100円バスが150円なり200円なり値上がりしても、バスをずっと存続してほしい。あるいは、もっと土日も運行して、使いやすいようにしてくれというのが市民の、大ざっぱにまとめて煮詰めたら、そういう意見なんじゃないかと思ったんですけども、当局としてはどのように捉えているのでしょうか。

○小野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 100円バスについては、総じて言えば持続可能に運行してほしいというのは、これはもう共通の意見が出されていたのかと思います。より利便性を高めてほしいという意見も多いですけども、基本的には、今の現状でもいいからしっかり運行を続けてほしいという意見が多かったということになります。ただ、今までもいろいろ議論出ましたが、やはり高齢者が半分利用しているというのも現実としてございますので、当然、高齢者への配慮というところもしっかり考えた上で、我々は今後いろいろ検討していきたいとは考えております。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

高齢者のための足回りという、あるいは、車の免許を持ってない人に対してということで

ございましたので、発足当時から。とにかくこれを持続可能なバスにしてほしいと、私もずっと思っているところでございます。

それで、この地域交通公共会議と、この議会の関係なんですけれども、この料金を設定するに当たりまして、150円がいいとか、200円にするとか決める、そういう決定権というのは、当然、公な公共会議のほうとか、あるいは市の予算案を提出、提出権、その中に入っていると思うんですけれども、議会としては150円は駄目なんだと言えるところまでの権限はないと、私は思っているんですけれども、その辺の考え方をお願いします。

○小野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 権限ということ言いますと、基本的には運賃とか交通ルートを変える場合は、地域公共交通会議に諮りなさいということが法で定められております。これに基づいて、我々としては現状をご説明した上で運賃改定を図るということで、決定というか、その決定権については、地域公共交通会議のほうにある程度あります。ただ、関連予算というのが当然、出てまいりますので、議会の皆様にも当然、情報の提供をしっかりとした上で、ご理解をいただいた上で進めていくという形が本来の形であるかと思っております。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。ありがとうございます。

別のことを聞きます。

資料No.17の45ページに、ふるさと納税のことが書いてあります。いい傾向で、毎年増えているから、頑張るということでございました。

予算も、ふるさと納税入ったわけではないけれども、頑張って目標として6億円、上げながら頑張りますっていう答弁でございました。私も期待します、6億円になるように。

それで、これに対しての返礼品のための費用かかると思うんですけど、大体何%ぐらいと返礼は考えているんですか。

○小野委員長 末永政務調整管理監。

○末永総務部政務調整管理監 お答えいたします。

これは国のルールでございまして、返礼品は最大で全体の30%以内に収めることと決められています。

なお、事務費もいろいろかかります。例えば、連絡するためのはがき代とか、あとは振込手数料とかいろいろあるんですけれども、そういったものをひっくるめて全体で5割以下という

ルールが決まっております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

そういうふうにして、それでもいっぱいやってもらって、あと塩竈市の宣伝にもなるし、地元の業者もよくなりますから、経費だけとは考えないで、大いにこれからも頑張ってもらいたいと思って聞きました。ありがとうございます。

ちょっと、資料No.11の8ページのところで、歳入で、頑張ってもらって市税も増えるんだと、物によってはと思って、見て分かりました。市のたばこ税、前年度3億9,100万円から、予算上は4億5,600万円まで、6,500万円も大幅アップして、予算化してもらっていますけれども、これ何か制度が変わったのか、その辺聞きます。

○小野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 たばこ税の制度について変わったのかというご質問でございますけれども、たばこ税につきましては、1本当たり6.552円という税額になっておりますが、制度関係については変わっておりませんで、市内で売買される本数が増えたという現状を踏まえまして、当初予算でもこのような数字で計上させていただいているという現状でございます。

よろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。ちょっと意外だと思って。何かなと思ってちょっと聞いてみました。

それで、このたばこ税も4億5,000万円も入ってくるんですけども、先ほどのふるさと納税も4億円ぐらい入ってきて、そういうふうに返礼品を出したんですけども、たばこ税を納めてくれる人に対しては、何か返礼品とまではいかないけれども、それなりの4億円だから、その100分の1か1,000分の1ぐらいの、そういうことは市としては考える、新しい庁舎を建てたときは、少なくとも独立した喫煙室なんていうものは、それは、これだけの4億円も入る大事なたばこ税を納めてくれる人への返礼事業として必要だと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○小野委員長 末永政務調整管理監。

○末永総務部政務調整管理監 健康増進法とかいろいろハードルがございますけれども、ご議論

させていただければと思います。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

あくまでも禁止じゃないからね。国を進めて、税金になるから、明治政府のときからそういうふうに来てきたわけです。そして、何十年か前は、たばこを吸う人がほとんどだったけれども、がんのもとになるからとやめ始めたら、かえって逆に喫煙率が下がるのと反比例して、がんにかかる罹患率が上がってきている状態でございますので、それなりの効果はあるとは思いますが、やっぱり入ってきたものに対する、全部シャットアウトするということではなくて、分煙という考えを通していただければ、たばこ税の100分の1だけ、1%返礼するだけです。そういうふうに思ってお願ひしたいと思ひます。

別なことを聞きます。

資料No.17の81ページ、敬老祝い金のアンケート調査ですけれども、これもアンケート調査の中を見ると、大まかに言うと、規模縮小しても、ただゼロにはしないでくれという答えかなと、大まかに煮詰めて結論言え、そのように私は思っただけですけれども、その辺のところをどのように当局の人はつかまえたのでしょうか、お願ひします。敬老祝い金の結論。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 敬老祝い金のアンケートの動向というか、傾向についてのご質疑でした。

委員おっしゃるとおり、現状でよいが一定程度あり、また、廃止というところをクリアに多くなっている状況ではなく、廃止、それから縮小、それから、別なものに変えてといったものを合体したときに、やはり今のままではなく、変更していったという意向と捉えておりますので、委員おっしゃるとおり、ただ、今の制度から変えていったらいいのではないかという声が多い状況であると捉え、今回、議案を提案させていただいております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

縮小ということで、ただゼロでなくて、満額回答ではないけれども、縮小の、そういう時期に来たのではないかということで、敬老祝い金ができてから50年ですか、そういう制度になっ

ているという、どこかの時点で変えなければならぬと、そういうことですので、その当時の敬老と言われた人から見れば、もうそういうことじゃなくて、まだまだ長生きできる年齢になってきましたので、88歳からは、やっぱり平均寿命より多いですから、敬老祝い金。そういう考えから、それはそれなりに市の方針として、そして、そういう仕組みを変えるということの一つの目立つ条例というか、ものとして出してきたんだと、私は考えましたので、そういう考えだと思います。

それから、ほかのことを聞きます。

実施計画から何点か聞きます。

実施計画の59ページ、企業誘致というところにあって、その予算金額が58万円。俺、見間違えたのかと思って、小さい字、ちょっと目が疲れるもんですから、見たんですけれども、58万円ということでびっくりというか、これしか出せないのかと思って。そういうものなのかどうか、考え方をお聞かせください。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 企業誘致活動推進事業につきましてお答えいたします。

こちら、事業費の内訳としましては、毎年、東京と名古屋で県が開催しております宮城県企業立地セミナーへの参加費に関するものでございます。特定の企業誘致に関する補助金等の動きは現在ございませんので、こちらの事業内容ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 つけ加えさせていただきます。

もう皆様ご承知のとおり、塩竈市は、企業誘致できる土地がないと。分かりやすく言えば、そういう状況でございます。

それで、去年も名古屋、そして今年の東京都、宮城県の企業誘致セミナーに出席をさせていただいて、たまたま皆さんの前でご挨拶をさせていただく機会に恵まれました。

その後、いろんな、トヨタ系とか、日産系とか、いろんな方、250社ぐらい、それぞれいらっしゃいましたけれども、お話をされていて、これは参考事例になるか、私どもにとって今後の検討事項になると思うんですけれども、塩竈市に会社として誘致の話とか、行こうと全く思っていない、土地がないから。それはもう皆さんのほうが十分分かっているんですが、それと同時に言われたことは、塩竈市に行ったことあると。ほとんどの人に言われました。それはな

ぜか。やっぱり、お寿司を食べに来たり、おいしいもの食べに来るといようなことを返していただいた方が本当に相当数いらっしゃいました。僕も80社か90社ぐらいの方と名刺交換して、その方とコミュニケーションを取っておりますけれども、そういう売り方も、この塩竈市にはあるんじゃないかと。

ですから、僕自身がもう企業誘致セミナーに行くこと自体、これは県の中での自治体の役割として必要なところでございますけれども、何を売りにしたらいいのかというのを、ここ2回の企業誘致セミナーで感じたところがございます。

ですから、塩竈市の役割として、こういった市外、県外の企業の皆様方に何を売っていくべきか、そこを検討し直すと、もっと違う企業誘致の在り方だったり、攻め方だったり、できるのではないかと改めて感じていますので、こういった予算というのは、そういった変更とか、考え方を考えることによって変わっていく、または変わっていくほうがいいのかと、今、ご質疑いただきながら感じたところでございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろ知恵を絞って、それから、職員研修2,200万円予算使っているところあるから、そういうのに使えるような、そういうセミナーのほうに参加して鍛えてほしいと思います。

ありがとうございます。

ほかのことを、聞きます。

資料No.15の55ページに、災害援護資金貸付金管理システムの更新とあるんですけれども、この、そもそもの災害援護資金貸付金、そして、これが回収率の問題があって、本当に普通にこのまま行ったら100%回収は無理だろうと。国も全然そういうことで動かないと。あくまでも貸付金だから、返してもらわなければならないという方針なんですけれども、こんなこと言っても借りた人はもう80歳過ぎてから返すと言ったって、毎日の生活するだけで無理なのは分かっているけれども、どうにもならないという、そのままになっています。貸し付けたままね。その辺のことについて、この制度そのものについての考え方をお聞かせください。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 災害援護資金貸付金の制度についてです。

こちらについては、災害救助法が適用されるような大規模な災害が起きた場合、その被災者の方の復興を支援するための制度として、その資金を貸し付けるということになっております。

この貸付金については、貸付け後、やはり大きな災害に見舞われた方にお貸ししますので、返済の猶予期間というのを置いた上で、その後に返済が始まるので、結構返済全て終わるまで十何年とかかかってしまうというので、非常に先の長いものになっております。

今、志子田委員おっしゃられたとおりに、そのとき結構高齢の方がお借りしている場合、もうそちらのほうの返済能力という部分でかなり厳しいという場面もかなり見受けられるようになっております。

ただ、こちらにつきましては、やはり返済は求めていかなければいけないもの、また、国、県に対しては市町村のほうがまずは返済をしっかりとしていかなければいけないということになってまいります。

ただ、その中でも、免除できる場合というのもございますので、そういったものをしっかりと今後、整理していく上で、今回、予算の中で、それに耐えられる電算システムの導入ということで、入れさせていただいております。

こちらは、強制的に返還させるというような意味合いのものではありませんので、制度にしっかりとのつとった上で、あくまでも被災者支援の制度ということをお忘れしないで、我々としては取扱いをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

借りているのは市民なので、よく面倒を見て、市からやってほしいと思います。その免除のことがあったら、そういうのを教えてやるとか、お願いしたいと思います。

返せた人は、これ、資金借りて返せた人は幸運だよ。借りたおかげで立ち直って返せたんだから。でも、返せない人は、何ぼ頑張っても返せないんだよ。そうすると、必ず残りますので、その辺のところを新たなるそれを免除してやるために、市でも出してやって、解消するとか、何か仕組みを、本当は国がそういうふうに、もう80歳過ぎたら免除ですという制度を、本当は国でつくるべきではないかと私は思うんですけども、そういう動きもございませんから、そうすると返した人に対して不公平だと、もうこの考え方しか国にはありませんので、そのところを何とか、もう税金全部免除だというような、徳政令みたいなのでバンとやって助けてやるというような、国の仕組みが変わらない限りはこれ残ると思うので、借りている市民は苦しみますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと4分なので、あと1つか2つ。

資料No.11で181ページに、教育振興費の中に、小学校副読本関係事業費80万1,000円というのがあります。塩竈のシビックプライド、あるいは歴史を学ぶ機会とか、そういうものに使うのではないかと思うんですけども、副読本ですから、その事業、内容をお聞かせください。

○小野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 小学校副読本関係事業につきましてご説明申し上げます。

「わたしたちのしおがま」という副読本を作成いたしまして、小学校3年生に配布しております。

これを基に、塩竈を愛し、そして、知る材料、たくさんちりばめられた副読本になっておりますので、この副読本を基に、様々な教育活動で活用しているところです。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

塩竈のことを知ってもらうためにやられて、そういうのがやっぱり、子供のときに塩竈に愛着を持ってもらう。将来の納税者ですから、育てていてもらいたいと思います。それから、塩竈を愛してもらう、そういうところ、いいところで育ったんだと。

過去にも塩竈市教育委員会で「塩竈の歴史」という副読本が、歴史が縄文時代から鹽竈神社の成り立ちから、それから、市内の神社、こういうところがあるとか、いろんな書いてあるのが発行されて、それが同じように小学校何年生かに過去にあったみたいですけども、その本とは、現在やられているのは関連性があるのかどうかお聞きします。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 「塩竈の歴史」はまた別のところにございまして、同じ資料No.11の189ページをお開き願いたいと思います。

こちらの社会教育総務費の、すみません、10節の需用費、ここの印刷製本費の67万円、第10節需用費の印刷製本費67万円、こちらが「塩竈の歴史」の、こちらの印刷費となっております。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

資料No.11の189ページの67万円というやつね。それも含めて、門前まちづくりとか、塩竈の観光案内所とか、そのネタになることがいっぱい書いてあるから、この副読本。だから、そういうのを活用して、歴史教育、塩竈のシビックプライド醸成のために教育委員会にもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○小野委員長 お諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、27日午前10時より再開し、審査区分1、一般会計についての質疑を続行したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時39分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年2月26日

令和6年度予算特別委員会委員長 小野 幸男

令和6年度予算特別委員会副委員長 鈴木 新一

令和6年2月27日（火曜日）

令和6年度予算特別委員会

（第3日目）

令和6年度予算特別委員会第3日目

令和6年2月27日（火曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
技監 鈴木 昌寿	総務部長兼 危機管理課長 本多 裕之
市民生活部長 高橋 五智美	福祉子ども未来部長 長 峯 清文
産業建設部長 草野 弘一	総務部 危機管理監 佐藤 孝文
総務部 政策調整管理監 末永 量太	総務部 公民共創推進専門監 兼教育委員会教育部 生涯学習課長兼 生涯学習センター館長 櫻下 真子
福祉子ども未来部 次長 兼生活福祉課長 並木 新司	総務部次長兼 総務人事課長 高橋 数馬

産業建設部 次長兼水産振興課長	鈴木 陸奥男	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星 潤 一
総務部 秘書広報課長	鈴木 忠 一	総務部 財政課長	佐藤 渉
総務部 管財契約課長	千葉 貴 幸	市民生活部 市民課長	中村 成子
市民生活部 税務課長	志野 英 朗	市民生活部 環境課長	引地 洋介
市民生活部 保険年金課長	布施 由貴子	市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮
福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴木 和賀子	福祉子ども未来部 保育課長	佐藤 聡志
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本 多佳子	福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部 公一
産業建設部 商工観光課長	横田 陽子	産業建設部 土木課長	鈴木 英仁
総務部 総務人事課総務係長	石川 宏	教育委員会 教育部長	星 和彦
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉 知美	教育委員会教育部 学校教育課長	松崎 和佳子
教育委員会教育部 文化スポーツ課長兼 市民交流センター館長	武田 光由	選挙管理委員会 事務局長	小林 史人
監査委員	菅原 靖彦		

事務局出席職員氏名

事務局 局長	相澤 和 広	議事調査係 係長	石垣 聡
議事調査係 主査	工藤 聡美	議事調査係 主査	梅森 佑介

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから、令和6年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、26日の会議に引き続き、審査区分1、一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

それでは、私からも一般会計について質疑させていただきます。

まず、資料No.11、91ページです。

第3款民生費第8項精神障害者福祉費について、43万8,000円について、まずお尋ねいたします。

この事業内容のところを見ますと、精神保健対策事業費として5万9,000円、また、自殺対策強化事業費として37万9,000円とありますが、この中身について、まずお尋ねいたします。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 それでは、資料No.11の91ページ、民生費の精神障害者福祉費の中身についてのお問合せということでもよろしかったでしょうか。こちらについては、まず精神保健、アルコール依存症とかギャンブル依存症、あと、そういう関係についての相談、こちらの養成に関する事業、あと、それに係る出席者の方の講演会に係る謝金とか、そういうものになるかと思えます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、健康づくり課長から様々なご相談の中にアルコール依存症とかギャンブル依存症というお話がありまして、私も以前、ギャンブル依存症についていろいろ取り上げさせていただきましたけれども、昨今、脳の病気ということで、精神科の医療機関でも、この治療を受ける機会が、宮城県でも増えてきたように聞いております。また、スマホの普及によって、課金のオンラインゲームというので、青少年にもかなりこのことが拡大してしまっていて、今、社会問題になったり、また犯罪とつながったりということで、これは、今後、本市におきましても重要な課題かと思っております。県では、宮城県で今年、令和6年度、ギャンブル依存症対策推進計画というのが、今、策定しておりまして、パブリックコメントも実施されております。最悪、本当に犯罪もそうですけれども、今言ったように自殺とか、そう

いったところに結びついてしまう、そういった要因を持っていますので、今ご相談があるというお話もございましたので、それらの状況についてお聞かせください。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 こちら、それぞれがギャンブルとか、そういうアルコールとか、依存症に関する相談の中身とか、そういう対応についてというご質問かと思えます。こちらにつきましては、相談のときに、総括的にメンタルヘルス的な相談というところでもまず受付をさせていただいて、その部分で、この方がギャンブルとかの依存またはアルコールの依存、そういうところに付随した場合、それに係る関係部署への引継ぎとか、あと、こちらのところで対応できるものは対応したりとか、そういうところで対応させていただいています。

そういう相談だけではなくて、今、こういう事業については、県の保健所で多くそういう取組などをされております。委員おっしゃるとおり、県でも宮城県ギャンブル依存症対策推進計画というのを、今、作成しているところで、来月には完成される予定と伺っております。ですので、その部分についても対応を保健所と連携して進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。まず、これが脳の病気であるということと、それから依存症の恐ろしさというものを多く周知していただきたいと思っています。県では様々なパンフレットもつくってございまして、セミナーなども昨年から何度か、仙台が中心ですけれども開催しているようですので、ぜひ本市におきましてもあらゆる場所に、県からたくさんのパンフレットが来ると思えますので、そういったものを適時、様々なところ、また、パチンコ屋とかそういった会社関係、そういった企業関係では、確かにコマーシャルの中に小さくギャンブル依存というか、そういったことは注意しましょうみたいな小さな記事が出ておりますけれども、なかなか積極的な対策にはなっておりませんので、ぜひその相談者の方をお待ちするだけではなくて、こちらから発信できるように県で計画ができれば、なお一層強く通達はあると思いますが、それを待たずに、今できることは早めにやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に参ります。

資料No.15の56ページをお願いいたします。

こども家庭センターの設置についてお伺いいたします。

まず初めに、事業の内容として、必要とされた支援を取り入れたサポートプランを作成しますとありますけれども、このサポートプランを作成するのは妊婦全員なのか、それとも特定妊婦と言われる限られた方に限って行われるのか、その辺からお聞きしたいと思っています。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 サポートプランについてご質問をいただきました。こちらについては、支援が必要なご家庭にサポートプランを作成することになっております。特定妊婦ですと現在3名ほどなんですけれども、数は限られております。また、全ての妊婦というところで支援が必要というわけではないと捉えておまして、必要なご家庭にサポートプランをおつくりするという形にさせていただいております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、限られた方というお話がありましたけれども、以前、ネウボラの関係で質問させていただいたときに、寄り添う伴走型の支援ということで、まず、母子手帳をつくるときに、母子手帳の申請に来たときに、必ずその方の、短時間でも結構ですので、どこで出産の予定ですかとか簡単な聞き取りをしながら、その方の初めての出産であればなおさらのこと、これからの様々な不安に対応していただきたいということをお願いしたので、できれば、細かいプランでなくても結構ですので、母子手帳を申請に来た時点で、ある程度対話をしながら、その方の、今後、どのような家庭で、お子様も産む、ご家族の状況とか、ご主人の状況とかというのを対話の中で、にこサポの中でできると思いますので、それこそ昨日の話ではありませんけれども、出生数が300人を割っているわけです。1か月に本当に10名から15名ぐらいはいるとしても、そんなに多くの時間はかからないと思いますので、ぜひそういった対応をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ただいまご質問をいただいた内容についてでございますが、母子手帳を交付した際にマタニティーマイプランというのをつくってございます。そちらにつきましても、一人一人面談を行った上で、全員の方につくらせていただいております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

また、産前産後の子育て支援、ここについては具体的にどのような支援なのか、内容をお聞かせください。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産前産後の子育て支援についてご質問を頂戴いたしました。こちらにつきましては、昨年からはじめました伴走型相談支援というところに捉えておりました。一体型の支援になっております。こちらについては、先ほどご説明させていただいたマタニティマイプランからはじめまして、産前産後というところで、それぞれ面談の機会を捉えながら、その時期に合わせたいろいろなサポートを行っているという状況です。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。とにかく出産前、それから出産した直後というのは、大変大事な時期でありまして、心身ともに一番疲労している部分でありますので、ここの対応が丁寧になるかどうかによって、極端な話、虐待につながるかどうかという部分でもありますので、ここは本当に寄り添っていただきながら対応していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。今、児童虐待の話にもなりましたが、この早期発見、この対応はどのような対応でやっていращやるのか、お聞かせください。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 児童虐待についての早期発見についてのご質問を頂戴いたしました。今回のこども家庭センターの発足の経緯でございますが、こちらは、虐待がやはり下げ止まらないという背景もございまして、こども家庭庁の方針に基づきまして、全国的にこども家庭センターの設置が推奨されているということに基づきまして、本市でも取組を始めさせていただいたというところでございます。こちらには統括支援員を置きまして、総合窓口を設けまして、教育委員会や保育所、その他関係機関と連携を取りながら、早期発見というところを重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。先ほど言いましたように、出産後、間もない時期という部分で、やはり母親のノイローゼ的な部分が原因で虐待に陥ってしまう、虐待しようと思って虐

待する母親はいないんですが、やはり自分の心身ともに疲労している中で、どこにも助けを求められないという、追い詰められた状況から発生することもままありますので、ぜひその辺のことが、核家族の中でなかなか見落としてしまうという要因にもなっています。そこをこれからはこども家庭センターの中で、これもしっかりと把握していくということは、もう幼稚園とか学校に行く以前の、本当に家の中に母親と子供しかいないという中で起きる部分が多いですので、その辺を発見するのは、なかなか厳しいと思いますので、アプローチが大変重要になってくると思います。その辺をもうちょっと丁寧にご答弁をお願いいたします。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産後のお母様の体調の不安というところと、あとは、やっぱりホルモンバランスの乱れによりまして、産後うつですとか産後クライシスというお母様の体調、精神面でのケアというのが大変重要なことと考えております。

今回は、こども家庭センターの設置とともに、産後ケアも充実してまいりたいと思っております、今までのアウトリーチ型、あとは、デイサービス型に加えまして宿泊型というところも取り入れまして、産後のご家庭のケアを充実してまいりたいというところと、あと、お母様の心身的な負担というところを取り除きたいということで、充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、産後ケアのお話が出ましたので、すみません、59ページの産後ケアについて、先にちょっとお伺いいたします。

この産後ケアについては、対象が、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんと規定されていますが、その利用回数なんかは、制限されてはいないのでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 利用回数につきましては、1年間で7回となっております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。やはり限られた期間と限られた回数というのが、なかなかハードルが高いと思います。ぜひ必要なときに必要な支援ができる仕組みも、規定にはそのよ

うにありますけれども、その辺がサポートができれば、本当に悲劇を回避することができるのではないかと思います。その辺をまた考えていただければと。いかがでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産後の支援についてご答弁いたします。

今回、こども家庭センターの設置に伴いまして、子育ての家事支援というサービスを始めました。こちらにつきましては、1年未満というところの限りがなく、困難を抱える子育て家庭に入らせていただきまして、家事支援を、研修を受けた専門の子育ての支援員が取り組ませていただくというサポート事業になってございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、家事支援というお話がございました。やはりアウトリーチ型の中にも、産後ケアの中の今のメニューですと、訪問が恐らく保健師とかと限られるのかと思うんですが、アウトリーチ型の場合、どなたが訪問されるのでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 産後ケアのアウトリーチ型につきましては、助産師や保健師が訪問させていただきます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 これも、以前、やはり産後ドゥーラのことで質問したときもお話しさせていただいたんですが、保健師とか助産師となると、直接、体に触れたりということはできないですよね。できるんですか。その辺をちょっとお伺いします。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 こちらにつきましては、お子様の支援と、あとお母様の支援というところで、直接、支援をさせていただく事業になってございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。そういったご相談、また、そういったケア、ただ、限りがあるというか限度がある。さっき言ったように、家事支援というところまでは当然いかないわけで、縦分けで、利用する方は、一緒に利用はできないという部分も、その辺がなかなかミスマッチといたしますか、かゆいところに手が届かないという部分もあると思います。そういった

部分で、前回の質問の中にもありました産後ドゥーラの活用といますか、そういったものが全て総合的に含まれている。ただ、料金が高いということで、なかなか利用できないという部分がありますので。今後ですけれども、そういったところの助成を考えていただくとかと、使い勝手のいい仕組みを、支援をつくっていかなければ、本当の支援につながらないのではないかと思っておりますので、ぜひその辺のこともお考えいただきたいと思っています。また、にこサポのデイサービス型の内容は、どのような内容でしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 にこサポのデイサービス型ですが、助産師が担いまして、お母様の傾聴ですとか、あとは乳房のケアですとか、そういったところを行いながら、あとは栄養士や保健師もおりますので、お子さんのお世話をさせていただいたり、その辺の情報提供をさせていただくというケアになってございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。助産師のところでは体を休めたり眠ることはできても、なかなかにこサポでそれができるといった状況ではないと思っておりますので、そういったところでは、ご相談なり、自分の悩みを聞いていただくという部分が多いのかと思っておりますが、それはそれで重要な部分だと思っておりますので、ぜひ続けていただきたいと思っています。

また、今、民間のNPOとか、様々なところでのベビーマッサージとか、赤ちゃんのマッサージをしたり、お母様自身がヘッドスパとか、また、栄養価の高い根菜スープをいただきながら話を聞いてくれるという、そういったサロンも、今、市内にも幾つかできております。なかなかやはりそこでの利用というのは、1時間、2時間ではなく、やっぱり3時間ぐらいじっくりとという部分になってくると、やはりその金額的にも高いですし、なかなか皆さんがおいそれとそこに行って、癒やし効果をいただくというわけにはいかないもので、できたらそういったところで、今後、連携を図りながら、助産師のところだけではなくて、今のお母様方のニーズに合った、そういった支援もぜひ考えていただければいいかと思っておりますので、その辺は調査を含めて、今後、課題にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 浅野委員からのご意見ありがとうございます。なかなか限りはありますが、にこサポでも、ベビーマッサージやママヨガなどといった事業を開催し

ておりますので、そういったところの周知も含めて、また、こころんでは、子育てに係る様々な情報を取り入れまして、お母様たちに情報提供をさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

すみません。資料No.15の56ページ、先ほどのこども家庭センターのほうに戻っていただきまして、ヤングケアラーの掌握の仕方、また相談体制、これからの新しい事業になると思いますので、それはどのように取組を考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 子ども未来課で要保護児童対策協議会というのを開催しております。こちらには学校関係、保育所関係、あと、それぞれの幼稚園ですとか、施設の関係の代表者の方がいらしていただきまして、要保護児童を見守っているという協議会がございます。その中で情報収集しましたり、また、学校や保育所には、月に1回、それぞれのご家庭の状況について、気になる生徒を挙げていただいたりしております。その中で、ヤングケアラーに該当する方というところを把握させていただいているというところですよ。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これは、これから進めていく事業でありますので、ぜひ教育現場、小中学校だけでなく、やっぱり高校生とか大学生の中にも、そういった方もいらっしゃるの、少し視野を、範囲を広げていただきながら情報収集していただいて、その方たちが安心して勉学に、また仕事に励める仕組みはどういったところにあるのかということ、ぜひ広い視野でお願いしたいと思います。

次に、子育て世代包括支援センターが主体となっている乳幼児健診についてお尋ねいたします。

これまでは、母子保健法によって自治体に義務づけられている1歳6か月児と3歳児の乳幼児の健診は、これまでも行われていると思うんですが、今現在、3か月から6か月の間、また、9か月から11か月の間の乳児健診も、今、全国的に行われているというんですが、本市ではどのようになっていますでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 特定健診につきましては、乳児健診を国の要綱に基づいて行っておりますが、来年度から1歳児健診というところで、乳児から幼児に切り替わるところの健診を新たに開始しようと考えてございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 来年度からですね。今、国では、1か月健診と5歳児健診ということで、新たに予算をつけまして、全国的にこれを推進というんですか、行うということになっているんですけども、その辺は、通達か何かあるんでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 国での推奨の通達はございます。あと、5歳児健診につきましては、やはり就学前というところで、就学に向けた健診ということで重要性は認識してございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 すみません。聞こえなかったので、もうちょっと大きく。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 1歳児健診と5歳児健診については、国から通達はございます。こちらにつきましては、5歳児健診について、就学前の重要な時期と捉えておりますので、重要性としては認識してございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今言ったように1か月健診と5歳児健診というので、やっぱり1か月は、先ほど言ったように、出産間もない子供の身体的な、それから虐待の痕跡があるかどうかもちょうと気になる時期であります。それから5歳児は、やはり就学前に言葉の遅れとか、特に精神的な部分での発達の遅れというものを健診で発見するということなんです。今、仙台市では、5歳児健診を希望したいという方が健診していただくという方法を取っているみたいなので、チェックシートのようなものがあるみたいなんです。それで自分の子供の気になるところを母親が事前にチェックをして、ちょっとそれを見ていただくという方法を取っ

ていると聞きました。ですから、本市におきましても、一斉に始めるというだけでなく、段階を経て、そのようなお母様たちが悩んで、自ら相談に行けるならいいんですけども、相談にも行けないと。でも気になるから、そういったチェックシートがあれば、ちょっと自分で判断してみるかという、まず最初の一步が大事だと思いますので、その辺のことを少し情報を共有していただきながら、正式に5歳児健診に移行する間にできることをやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ただいまにこサポでは、それぞれの集団、幼稚園や保育所などに入りまして、先生方からの聞き取りというところを行ってございます。その中で、発達に少し課題があるお子さんの情報収集ですとか、保護者への聞き取りですとか、あとは、様々な相談事業がございまして。児童発達支援士などによる相談事業がございまして、その中でお子さんの状況を聞き取ったり、就学までのつなぎとして丁寧に関わっているところでございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

次に、同じ資料No.15の57ページ、行動計画推進事業についてお伺いいたします。

これまでも本市においては、のびのび塩竈っ子プランということで、ずっと続けておりました。また、今回、新しい令和7年4月1日からということで、今、その推進事業をやっていると思うんですが、年代によって、その時代によって、子育ての仕方もどんどん変わってくるし、昔とまた今のプランの中で新しいものも、新規事業としても考えていかなきゃならない部分もあると思うんですが、この行動計画書の中で、例えば発達障害をお持ちのお子さんの支援だったり、また、重度医療ケアが必要な子供の支援などについては、取組などがこの計画の中に書かれているのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 では、行動計画推進事業についてご質疑を頂戴いたしました。現在、今年度でアンケート調査を行いまして、来年度、計画の策定に入っております。全てのご家庭に調査票をお配りさせていただいております。83.3%の回収率がございました。あとは、郵送で45%というところで、全体で76.8%という非常に高い回収率を頂戴して

おります。今後、お子様に対して、幼稚園ですとか保育所と併せまして、発達ですとか重度ケアについてのリサーチも行ってまいりますので、その辺で取りまとめながら計画を立てていきたいと考えてございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今回、新しく保育所も、また、いろいろ公立から私立に変わるという、保育所の中身は様々、時代にあって変わっていくと思うんですが、重度医療のケアが必要な子供は、まだ本市でたくさんいらっしゃるかもしれませんが、これからは全くないとは言い切れませんので、そのときにどのような保育の在り方ができるのかとか、また、県、特に仙台市はどういった対応をしているのかとか、今度、病児の、この間聞いたときは、そんな重度でないお子さんだと思いますし、今、軽度の障害のお子さんも保育所で預かっているという塩竈市の状況でありますので、今後、重度の医療ケアが必要な子供が本市に在住の場合、どのような支援ができるのかということをご予想しながら、計画書の中に織り込みながら、その辺もぜひ話し合いの中に入れていただければと思いますので、いかがでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご意見ありがとうございます。こちら子ども・子育て会議を踏まえまして、行動計画推進事業の計画を策定してまいります。来年度も会議は4回予定されてございますので、その中で塩竈市の子育て家庭のニーズというところをきちんと把握させていただいて、必要な事業量というところをまとめてまいりたいと考えております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、今、保育所の話が出ましたので、60ページの塩竈市就学前教育・保育施設整備等補助事業について、新規の保育園とかがこれから、この4月から開園するわけでありましてけれども、幼稚園の場合は、意外と送迎バスとかがあって、通園バスがあるので駐車場は、あまり心配はないんですが、保育所の場合は、ご家庭の方が車で送迎することが多いと思います。そういった意味で、これまでもなかなか駐車場が狭くてということがまま問題になりましたが、これからの新しく新規でできたりするところはどのような状況なのか、お聞かせください。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 新設保育所の駐車場でございますが、今回、公募の際にも、駐車場については十分確保できることと、当然、複数台停められることということでご応募いただきまして、なかなか公立保育所などは駐車場が厳しいところはあるんですが、今回の新設保育所については、しっかり駐車場を確保して、安全に送迎ができる体制が取れるものと考えております。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、実施計画書の36ページをお開きください。

実施計画書の36ページの一番上です、被災者見守り・相談支援事業とありまして、この当初予算が、令和5年度から144万5,000円上がっているんです。この中身は、これまでも被災者の見守りをやっていたんですが、ここで結構増額になっているのはどういった理由なのか、お聞かせください。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 被災者見守り・相談支援事業についてです。こちらは、市内の災害公営住宅などを中心に被災者の見守り相談事業をやっております、ふれあいサポートセンターというところに委託してやっている事業になります。こちら増加につきましては、物件費ですとか、燃油高騰とか、エネルギー高騰など、そういった上昇分です。あとは、最低賃金の引上げ等もございますので、そういったものを加味した上での増額となっております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、同じ資料の42ページをお願いいたします。

42ページに風呂釜更新工事というのがありまして、市営住宅の風呂釜の更新ですね。これは、新玉川住宅の部分で老朽化しているのとあったんですが、市内の公営住宅は、ほぼ風呂釜というか、風呂おけなのか風呂釜、これはあれですけども、自前で持っていくというのがこれまで見聞きしているんですが、現状はどのようになっていますでしょうか。

○小野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 市営住宅の中でも、昭和時代に建てられた、例え

ば貞山通住宅とか桜ヶ丘住宅について、風呂釜が設置されていなくて、入居者の費用負担でバスタブ、あとは給湯器を設置していただくこととなっています。

以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 なかなか条件が同じ公営住宅でも厳しいと思いますので、何とかその辺のことをもうちょっと改善できればと思っていますので、よろしく願いいたします。

それと、その下にある、これは貞山通住宅なんですが、屋上防水改修工事、本当に老朽化の激しいところが多いので、配水管などが詰まったり、また破損したりで水漏れがあるというのを最近も聞いたんですが、その辺の点検とか修理というのは、総合的にやっているのかどうか、その辺、お聞きいたします。

○小野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 建物の全体的な点検については、市及び宮城県住宅供給公社をはじめ、点検をさせていただいているところでございます。それで、もしお気づきのところがあれば、住民の方から宮城県住宅供給公社もしくは市にご連絡いただきましたら、その都度対応してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 よろしく願いいたします。

最後の質疑になります。

66ページの文化財保存活用地域計画策定事業についてお伺いいたします。

この策定の経過、内容、また、その策定委員というのはどのように選任されているのか、お聞かせください。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 保存活用計画につきましては、令和4年度、5年度、6年度の3か年事業として、国の補助を受けて行ってございます。ただいま委員会及び各作業部会において、いろんな資料を取りまとめて話し合いが行われているところでありまして、令和7年度中にその骨子案まではできて、令和8年度中に完成版という形になる予定となっております。

なお、委員につきましては、各種大学の先生とかの専門家、それからまちづくり団体、それ

から県の職員、それから市の企画担当、観光担当、そういった職員、そういった者で構成されております。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 これまでの文化財の保護とか記録、それはどのように保管されて、また、市民の方にはどのように提示されているのか、お聞かせください。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 文化財につきましては、保存は、限られたスペースがございますので、これまで公民館とか、あと第一小学校の今使っていない教室をお借りして、そちらに保管していますとともに、発表する場としては、市民図書館にありますタイムシップ塩竈、あちらで展示している形でございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本市に学芸員はいらっしゃるんですか。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 学芸員の資格を持った職員はおりますけれども、学芸員として採用されている職員ではないという状況でございます。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 学芸員の資格を持った職員はいらっしゃるということですね。その方も中心になって、こういった活用のごとに参加されていると思うんですが、部署が替わったりなんかしないんでしょうか。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 当然、一般で採用されていますので、部署は替わっております。現在、文化スポーツ課には、学芸員の資格を持った職員はいない状況です。

以上です。

○小野委員長 浅野委員。

○浅野委員 先日、市で行ったセミナーでも、ある大学の先生が、やはり塩竈市は、これだけの

歴史、文化がたくさんある中で学芸員がないというのは、大変厳しいと。私たちも残念だと思います。ぜひ専門的な方が配置されていれば、様々な長い歴史の中の文化財が離散することもないでしょうし、また、先ほど言いましたところに、定期的に展示の中身が変わったり、市民にも真新しい、新しい発見のものが目につくと、そういったことができるかと思しますので、ぜひその辺のことを、市長、これから学芸員の設置をお考えいただきたいと思しますので、お聞かせください。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 文化を継承するということは、非常に大事だと理解をしております。ただ、思うように予算の配分とか、それを生かすための市の施策としての在り方については、やはり私どもとしても反省するところがあるかと思っておりますし、また、勝画楼についても、ああいう形で雨漏りを一時的に2,000万円かけて直して、その後がない。そういったところを網羅する意味でも、歴史的な価値、勝画楼一つ取っても、全てにおいて価値があるかどうかというのは、また別な問題だと私は理解をしています。ただ、建物全体として残っている中で、どう生かしていくか、そのことも非常に重要だろうとも捉まえておりますので、そういうところを専門的に理解をする方、または、市の行政の中でそういった施策に生かせる方、そういう方は絶対に必要だと思っておりますので、真剣に考えさせていただきたいと思っております。

○小野委員長 桑原成典委員。

○桑原委員 私から、まず3点、大きくご質疑をさせていただきます。議案を中心にお伺いいたします。

資料No.15の、まずは15ページをお開きください。

議案第17号障害者差別解消法、こちらの改正ということで、確認をさせていただきたいんですけども、合理的配慮の提供が、努力義務から義務に改正されるということなんですけれども、この合理的配慮、ここは結構曖昧だと思しまして、合理的配慮の提供事業者が努力義務から義務化されるということなんですけれども、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合、その実績に伴う負担が過重ではないときは、社会的障壁の除去の実施かつ合理的な措置と記載されているんですけども、この過重にならないという、この過重というのが、判断基準はどこにあるのかというところでお伺いしたいと思います。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 表現上、極めて曖昧な表現と言わざるを得ないと

私も認識しております。例えば、こういう合理的配慮の提供例といたしましては、段差がある場合に、補助を求められた場合に補助をすとか、高いところにある資料を取ってほしいという要望に対して、そちらを代わりに取るというものも含まれております。そういった簡単なものから、例えば、事業所であれば、業務を著しく停止してその要望に応えなくてはならない場合というの、中には発生すると思います。そこは、事業所ごとにある程度の判断というのが分かれるかと思うんですが、そういった、どのぐらいのそこに対する業務への影響があるかということを考えていただいた上で、それぞれの事業所である程度ご判断いただかなくてはならないとは思っております。ただ、こちらが今度、努力義務から義務と、ちょっと重くなりましたので、そちらについては、事業所に丁寧に説明できる機会、そういったものを協業組合ですとか商工会議所、そういったところにも協力をお願いしながら周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。その中で、今、人対人という形だったと思うんですが、これが施設とか、例えば手すりをつけていただきたいとかという形で、そこはやっぱり事業者判断になるという形になりますか。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 手すりとか、あとスロープの角度とか、そういったものは、ある程度、法律の中でも決まっている、例えばハートフルビルとかなんとか、そんな形のものもショッピングセンターなんかには表示してあったりとか、そういったものがあるかと思えます。そのそういった事業所、大型店とか、そういうものであればどういうものが必要か、また、個人営業の小売店であれば、なかなか段差の解消というものとか、そういうものというのは、非常に難しいものがあります。例えば塩竈市ですと、山坂のこの地形をバリアフリーにするというのは、非常に難しいというものもございますので、そこはできる範囲内というところでの対応ということになるかと思っております。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。その中で、例えば社会的障壁、簡単でもやっていただけなかったというところで、義務なのにやっていただけないという形になってくると、いろいろと問題があるのかと思うんですけれども、例えば、そういった問題を市にご相談させていただく

ときは、どこの窓口でご相談させていただければよろしいのでしょうか。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 市の担当窓口としては、生活福祉課、係としては、障害者支援係ということになるかと思えます。

また、障害をお持ちの方たちであれば、ほかに相談支援の事業所、そちらも契約しておりますし、何らかのサービスをお使いですと、そういったつながりとかもあると思えますので、そういうところでご相談いただければ、最終的に、市にそういった状況を確認することができるかと思えます。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。障害をお持ちの方とか、また事業者の方に、今後、また丁寧に周知していただいて、まだ結構知らない方がいらっしゃいますので、お早めに周知していただければと思います。

続きまして、議案第20号、同資料の26ページです。

敬老祝金の一部改正ということで、こちらについてお伺いいたします。

昨日もこの辺でご質疑をされていたと思うんですけども、平均寿命の延伸によって、要介護増加を考慮した生活実態に合わせたサービスに転換すると。こういうサービスというのは、多分、今後、必要になってくるのかと思っているんですけども、下のほうに書いてあります暮らしの安心、生活支援等、認知症支援というところで、改めてこの具体的なサービスというのを伺いできればと思います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者見守り事業パッケージについての具体的な事業、それぞれの内容についてのご質疑だったかと思えます。それぞれについてご説明をさせていただきます。

まず、暮らしの安心から、高齢者等見守り・相談支援事業でございます。こちらは、令和6年度より新規の事業とします。市営住宅に居住する高齢者世帯等を訪問し、安否確認や生活相談を実施し、高齢者の見守りを行いながら必要な支援サービスにつなげるものでございます。災害公営住宅入居者等へ支援拠点として設置しております事業者には総合相談、生活相談、健康相談の業務に併せて委託し、実施すると考えてございます。

もう一つ、高齢者あんしん見守り支援事業でございます。こちらは、令和3年度より実施し

ている事業ですが、拡充を考えてございます。緊急事態に備えて設置する見守り機器の設置費用を助成するもので、そちら初期費用1万5,000円を上限に、または、初期費用がない場合には、1か月の利用料1,500円を上限に助成をしまいましたが、このたび拡大としましては、プラスして、月額利用料3か月分を上乗せして助成するものでございます。内容につきましては、5社、5プラン、現在のところあるところでございます。

3番目の救急医療情報キット配布事業でございます。救急搬送時に、緊急連絡先や医療情報をいち早く確認、迅速な対応ができるように、事前に情報を記載します。そして、キットの中に収納して、それを冷蔵庫に保管し、消防との共有を図り、救急隊員が迅速な対応ができるようにするものでございます。対象といたしましては、避難行動要支援者台帳登録者及び高齢者のみの世帯などで希望する方となっております。

ライフプランニング支援事業でございます。終活の支援として、エンディングノートの配布、終活支援冊子の配布、終活講座の実施、そして終活相談個別ダイヤルの周知等を通し、支援をする事業でございます。こちら平成31年度より実施しておりますが、今年度より終活支援冊子や講座の広がり、それから個別ダイヤルの周知など、拡充しているものでございます。

次に、生活支援等でございます。こちらは配食サービスとなり、特別会計事業になりますが、かいつまんでご説明だけさせていただきます。

心身の障害や疾病など調理が困難な高齢者等に、市が委託した事業者が食事を自宅まで配達して、栄養バランスの取れた食事の提供を行うとともに、安否確認を行う事業でございます。

次に、避難行動要支援者台帳でございます。本人や家族のみで避難することが困難な避難支援を必要とする方に対し、共助により避難支援を行うため、市に登録し、平常時からの見守りを行うものでございます。

その他、認知症支援としましては、徘徊高齢者の支援として、早期に発見するためのネットワークであるSOSネットワークシステムや、認知症高齢者等見守りQRコードシール活用事業がございます。認知症支援に関しましては、特別会計事業での実施としております。

以上でございます。

○小野委員長 当局に申し上げます。答弁は、要領よく、簡潔明瞭にされますようご協力をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員 すみません。質疑の仕方がちょっと悪かったです。長く言わせてしまいまして申し

訳ありません。

その中で私が注目しているのが、新設された高齢者等見守り・相談支援事業というところになるんですけども、その中でこういったサービス、見守りという形は、誰が見守っていくのかというところを教えてくださいたいと思います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 先ほどのご説明でも申し上げましたが、高齢者の訪問相談支援の実績のある事業所といたしまして、現在、被災者見守り相談支援事業を実施している事業所に委託をしたいと考えてございます。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 委託をされるということなんですけれども、もちろんその委託というのは、全然やっていただいていると思うんですが、市の職員の方々がやるというのは、ちょっと難しいのかとは思いますが、例えば週1だったりとか、月1とか、市の職員の方が回っていて、自分の耳で聞くというのが、すごい大事なのかと思っております。結局、委託という形になってくると、やっぱり自分たちで声を聞けないという形になってくるとは思うんですけども、そこで、人づてだとねじ曲がってしまったりとかという形で、ちょっとニュアンスが違ったりというところもあると思いますので、ぜひそこは皆様で、1か月でも、1回でもいいので、自分たちで回っていて聞いていただくということも必要なのかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 市の職員も現場を体験しながら共有し、支援を考えるとところのご提案かと思っております。大変重要なお指摘かと思っております。現在、市営住宅の災害公営住宅を除く高齢者のみの世帯でも、300世帯以上ございます。そういったところを、市の職員だけで定期的に見守りというのは、現実的に難しい状況ではございますが、支援の導入に当たりましては、職員も現場を同行するなど、体験をし、共有しながら進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。ぜひ皆さんで回っていて、現場の声を聞いていただければと思います。

いろんな高齢者見守りサービスというのがあるとは思いますが、岩手県で、岩泉町

というところで、おげんき発信という形で、元気があるとか体調が悪いとかで、電話のプッシュで発信する取組というのが実装されているようでして、塩竈市と人口の比率は全然違うんですけれども、一ついいアイデアなのかと。今、宅配業者とかも、結構、見守りサービスという形でやっているところもありますので、電気のオン・オフで安全・安心という形でやっていたりするので、これから高齢者見守り事業のパッケージにもっと肉づけしていただいて、いいパッケージにしていだければと思っております。

次の質疑に移ります。

同資料の34ページになります。

塩竈市生涯学習センター条例等の一部改正についてお伺いさせていただきます。

この中で名称変更、図書室の利用促進を図るために、中会議室に名称変更と記載されているんですけれども、この名称変更で利用促進につながるのか、ちょっと私のほうでは分かんなかったもので、どういった経緯で名称変更に至ったのか、教えていただければと思います。

○小野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター長 生涯学習センターの公民館につきまして、これまで図書室という名称にしていたものを、中会議室になぜ変更するに至ったかというご質疑かと思っております。こちらにつきましては、従来、慣例的に図書室という名称で会議などにもお貸しするという状況がございましたが、このたび指定管理の業者の方と改めて打合せをする中で、図書室というところが会議室と一般の方に認識されるのかどうか、疑問があるというご意見をいただきました。そして、一般の方にもこの場所が会議室として使えるように、分かるように、中会議室としてはどうかということでの意見がまとまりましたので、このようにご提案させていただいた次第でございます。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。分かりました。それで、時間帯の改正ということで入っているんですけれども、これは、例えば図書館というのも変わってくるのでしょうか。

○小野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター長 こちら生涯学習センターということで、ふれあいエスプ塩竈、公民館というところで記載をさせていただいておりますが、図書館につきましても時間帯の変更はございます。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 図書館も変わるということなんです、私、あの辺の近くを結構通ったりしているんですけども、なかなか正直言って、あまり人が入っていないのかと思っていまして、その状況で時間帯の拡大をするというのが、なかなか難しいんじゃないかというのは、正直思っていまして、その中で、指定管理者の提案を踏まえ協議を行ったという形で記載されているんですけども、その中身というか、どういった協議がされていたのかということをお聞かせください。

○小野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター長 こちらふれあいエスプ塩竈におきまして、午前10時から午後9時までを、午前9時から午後9時までにしたというところでのお話をさせていただきますが、まずは、こちら指定管理の事業者を募集するに当たりましては、仕様書の中で利用時間の拡大ということを打ち出させていただきました。その中でご提案いただきましたふれあいエスプ塩竈につきましては、午前9時から利用できるようにするというご提案をいただきましたので、その旨、採択をさせていただいたということになります。

○小野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ちょっと私も勘違いしておりましたので、質疑はやめさせていただきます。

これで以上になります。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、主要番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

今野恭一委員。

○今野委員 私は、資料No.15の72ページをお開きいただいて、ここに公園施設長寿命化対策支援事業というのがございますが、よく言われるのは、公園の遊具が取り外されたとか、あるいは

遊具が壊れていて使えないんだというお話は聞くんですが、ここにどんぐり公園から泉沢第一公園まで16の公園が、この赤い丸印の中に数字が入っていて、場所が示されておりますけれども、それぞれこの公園のどういう長寿命化対策をなさろうとしているのか、お聞かせ願います。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 公園長寿命化計画について、遊具の整備ということでご質疑いただきました。こちらにつきましては、令和4年度に長寿命化の計画を策定しまして、その際に、市内にあります公園の遊具の調査をいたしました。その際に、設置されてから随分時間がたっていたり、老朽化になったり、あとは、安全基準が変わりまして、現在の安全基準にのっとっていないというものが見られましたため、今回、令和4年の時点で長寿命化計画を立てさせていただいたところです。現在、37基、遊具の使用禁止となっており、来年度事業として、この72ページにあります公園16か所、遊具の数としましては、20個の遊具を更新する予定でございます。

以上です。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 遊具の更新とおっしゃいましたが、どのような遊具を更新なさるんですか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 設置されております遊具の更新でございます。具体的に申し上げますと、今ある遊具について調査いたしまして、さらに今回、町内会に対して、その公園の遊具について聞き取りを行っております。例えば、今、鉄棒がありますけれども、同様に同じ鉄棒を更新しますかという聞き方をしながら、町内会によっては、違う遊具が欲しいですとか、あと、ベンチが欲しいですとか、そういったものがございまして、それぞれ町内会に聞き取りをしながら、町内会のご要望に合った遊具を設置していきたいと思っております。

以上です。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 地域の市民の方々、特に小さいお子さんを連れのお母さん、大体はお母さんが子供の手を引いて、公園に行って遊ばせる、そして見守るという光景が想定されるんだけど、実際に遊具が壊れていて、例えばブランコ、壊れてもいないのに、鉄の棒にぐるぐる巻いて縛っておいたり、いろんなのが散見されるんだけど、そういう使えるものまで使えないようにする、そういうことが散見されるんだけど、そういうことに対しての対策というか、市と

して、例えばさびが多くて、あるいはさびが強くて使えないというか、使わないのか、その辺のところを調査したりはしているんですか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 遊具につきましては、毎年、点検をしております、先ほど申し上げましたように、老朽化による損傷ですとか、あとは、安全基準による変更によりまして使えない遊具が出ております。中には見た目で分からない、例えば塗装がちょっと剥がれたり、そういったものは、触りますとお子さんの手を傷つけることになりますので、場合によっては、見た目ではなかなか分かりづらいものであっても、実はその点検によって危険だということがありますので、今回は、そういったところを来年度事業で改善していきたいということになっております。

以上です。

○小野委員長 今野恭一委員。

○今野委員 そういった形で市民の方々が安心して使える、そういう公園にしていただければ大変ありがたいと思っております。

一つ、この公園にちなんでのお話なんだけれども、私、一般質問では、ちょいちょいお伺いしたりお話ししたりしていますけれども、伊保石公園、この公園の、長寿命化とは違うので載せていないのかもしれませんが、伊保石公園については、何か、今後どうするのか、考えておられますか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 伊保石公園につきましては、以前にアンケートを行いながら市民の要望を聞きまして、去年、今年と基本計画の策定をしております。中身を申し上げますと、今年度につきましては、あれだけの大きい公園でございますので、市の力だけでは、なかなか整備が難しいというところもございまして、できれば民間の方々のご協力をもらいながら整備をしていきたいということで、伊保石公園に事業参加できる業者の聞き取りということで、サウンディング調査というのを行っております。その中で、アンケートにありましたアスレチック施設ですとか、バーベキュー施設ですとか、そういったもののご提案はなされているところがございます。ただし、今、その事業参加に当たりまして、基盤となります駐車場ですとか、そういったものがちょっと今の状況では足りないということを、そのサウンディング調査の中で言われておりまして、来年度の事業としては、そういった基盤整備の部分を整えながら、民間

の方々が事業参入していただける、そういった基盤整備をやっていきたいと考えております。

以上です。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 役所というのは、非常に時間のかかるものですね。アンケート調査をして、それを今度、データを整理して、次に何ですか、その業者を選定するという、それに一々、1年ずつかけていたのでは、大変なことですよ。やはりもっとスピーディーにやっていただかないと、ご存じのように、人間、不死身じゃありませんので、先に生まれた人というか、その後先の順番は別として、いずれ寿命が来れば、それぞれ人間をやっていられなくなるので、やっぱり市民の方々が思い残すことのない施策をやっていただきたいと思っております。

例えば、もっと分かりやすく言うと、このアンケート云々よりも何よりも、あの凍結で壊れたトイレは直してくれたのか。それから開けづらいあの門は、ちゃんと開けてあるのか。そういったほんのちょっとしたこと、それでもって市民の方々が使える、使えないが出てくるわけですよ。駐車場が狭い云々というのは、駐車場が塞がるくらい、駐車場があふれるくらいに市民の方が来てもらえれば、そんなにありがたいことはないです。それよりも何よりも、まず公園を、公園に行ってみっかといって遊びに来た親子連れが、父ちゃん、おしっこ、お母さん、おしっこいったときに、ちゃんと使えるトイレになっているかどうか、そこを教えてください。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 トイレ等、そういった日常の管理につきましては、土木課で、直営班も含めまして対応しているつもりでございます。ただ、委員おっしゃるように、足りない部分はあろうかと思うところは、そのたび、ぜひ教えていただきながら随時対応していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 実に、これまで一般質問でも、何度もお話ししてありますし、市民の要望からすれば、例えばパークゴルフとか、そういうのもやりたいと、こんだけのスペースがあれば、パークゴルフ、2コースも3コースもできるよね。そういうの、そういう声は、役所には聞こえないんですか。やっぱりそういう市民の声をつぶさに聞くなり受け止めるなりして、そしてそういう整備を考えると、先ほどちょっとお話がありましたけれども、バーベキューができる施設だとか、そういうことを早速にでも手がけて、そして使える、そういう市民が喜ぶ施設

にさせていただきたいんです。でありますから、先ほどはトイレのお話をしましたけれども、門の話もしましたけれども、あそこは水道が出ないんです。ですから、そういったことも、市当局には上下水道部を抱えているわけですから、上下水道部に相談して、どうやったらいいということで修繕してもらおうとか、そういうことをぜひ進めていただきたいと思いますので、土木課長、よろしく。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 励ましのお言葉をいただいたと思っております。日々、土木課としましても、直営班を含めましてそういった対応をしていきたいと思っておりますし、今後とも市民の皆様が楽しめる公園を目指して整備も進めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 ただいまの土木課長の答弁を真摯に受け止めさせていただきます。市民は、市役所を頼りにしていますから。ぜひ市民の期待に応えられるように頑張ってください。

それから、次に移ってまいります。

次は、資料No.11の59ページ。

このところの事業内訳のところには市民活動推進費とありますが、これはどういった活動を推進しようとしておられるのか、お聞かせ願います。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 59ページの市民活動推進費の内容ということでご質問をいただきました。こちらにつきましては、4つの事業から予算は組ませていただいております。中身的には、協働推進室ですとか、情報交流コーナーとしてのマリンプラザ、こういった辺りを維持管理するための拠点施設整備事業費、それから町内会の座談会を行うための費用となります推進体制整備事業費、それから町内会連絡協議会の活動推進のための費用、それから協働のまちづくり提案事業、こういった4つの事業を含めて予算化しておる内容となっております。

以上でございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 いろんな事業が市民活動推進費として盛り込まれているようでありますけれども、市民活動を推進するということでもありますから、市民の活動に何らかの力を貸してあげようという、推進というのは、そういうことですね。実は、市民の方々から私どもに、先ほどマリ

ンプラザとおっしゃった答弁の中に、そのマリンプラザの管理の仕方、それはどういうふうになさっていますか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 マリンプラザの管理の仕方ということでご質疑をいただきました。こちらにつきましては委託という形で、施設の管理ということで委託をかけているところでございます。

以上です。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 なるほど。マリンプラザは委託でやっているということですか。もしかして、それというのは、シルバー人材センターとか何かに委託をしているのでしょうか。実は、そうだとすれば、ぜひ職員の方々に直営でやってほしいという要望が出ているんですが、市当局には、そういう声は聞こえておりませんか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 お答えいたします。

マリンプラザということで、こちらのそもそも目的といいますか、目指すところとしますと、市民の方ですとか、町内会の方ですとか、それから市民活動団体の方々が、気軽に参加しながら情報の交流をしていただくということの場として提供しているところになります。ですので、そういった気軽に快適に過ごしていただくためということになりますので、そういったあたりでは、現段階では、委託という方法で事業の運営は行っておりますけれども、体制的にそういった委託であっても、私たち職員の直営であっても、そういった目的というのは一貫して、安定して確保しなければならないとは理解しているところです。

以上でございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 直営であろうと委託であろうと同じだというお話でありますけれども、例えばマリンプラザというのは、予約をしないと入っちゃいけない場所なんですか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 マリンプラザの使用方法というご質問かと思えます。まず、団体で活動いただくためには、予約のシステムを導入しております。使用日の2か月前から協働推進室で予約は受け付けながら活動をしていただくということになっておりますけれども、空い

ている時間等につきましては、一般開放しておりますフリースペースとなっておりますので、市民のどなたが利用いただいても問題ないと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 団体で使う場合は、予約をしてくださいと。一般の方は、空いていれば自由に入出入りできるんですという意味で捉えてよろしいんですね。だとすれば、市民の方の声は、外にいたら寒くなったので、ちょっと中に入って、広報の何ですか、パンフレットとかビラのようなものを置いてあるので、それを見ながらちょっと暖を取ろうかというか、外が寒い日だったようです。寒かったその日に中に入って、体を温めようということが入っていったら、その奥のほうから、多分シルバー人材センターの方だと思います、その方が出てきて、勝手に入ってきてもらっちゃ困ると、どなりつけられたという話です。ということになれば、今、市民課長がおっしゃったような使い方とは全く違いますね。ここに入るには、予約してもらわないと困るんだと。こういうことで、バインダーに挟まった何か紙を見せられて、ここに書いてなきや駄目なんだみたいな、そういうことを言われて追い出されたという話です。であれば、その市民の方が言うには、自分たちは、何かをして騒いだりとか何かしたわけでもないのに、何でこう言われなきやなんねえんだべねと、ここは勝手に入っちゃ駄目なのすかというので、私たちに言われたんですけれども、やっぱりもっと開けた、今、市民課長おっしゃるようなことを市としてやっていただけるのであれば、それは使い勝手もよろしいと思います。ところが、そういう何と言いますか、自分で勝手に決まりをつくって、俺の言うことを聞いてみろみたいな、あるいは俺の言うことを聞かないと駄目なんだみたいな、そういう方を置いていたんでは、市民は怖くて入っていけないんです。市民課長なら入れますか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 ご指摘いただいたとおりだと思っております。皆さんに開かれたそういった場所でなければなりませんし、とにかく快適に過ごしていただく、気軽に過ごしていただくということを目指した施設になっておりますので、そういったことがあってはならないと思っております。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 市民課長おっしゃることは、そのとおりだと思います。であるならば、それをその末端の担当者まで、そのことが浸透しているのかどうか。ただ単に、こういった書類に、これ

にルールが書いてありますから、これでやってくださいとやっているのか、それとも、そうしたところに警備に立つ、あるいは受付に立つ方々に、そういう人たちを集めてちゃんとしたルールの説明をしているのか。そこら辺がちょっと疑問なんですけど、ご説明願います。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 お答えいたします。

私ども職員で現場を回ってということは、定期的には行ってはおりますけれども、なかなかそういった日々の業務の中で、しっかりとそういった目的ですとか、そういったことを丁寧に説明をするですとか、あとは、現場の声ということで、市民の皆様の声を聞くというあたりにつきましても、なかなか不足していたのではないかと感じておりますので、今後、そういったあたりもしっかり連携を取りながら、とにかく市民の皆様にも、快適に過ごしていただける空間ということでしっかり確保できるように、委員からのご指摘もしっかり受け止めながら、今後、努めていきたいと思っております。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 市民課長のおっしゃるようになるならば、市民の方々も快適にお使いになることができるかと思うんですけども、でも、やっぱりこういう事態が発生したからには、委託はやめたほうがいい。委託された方は、来客、入場者がなければ、奥の部屋で何をしているかわかりませんが、決して市の仕事をしているわけではないですよ。それよりも、れっきとした職員の方を配置することによって、例えば、この本庁で行うデスクワークを持って行ってその出先で進めることも、手が空いているときは、そういうこともできるでしょうし、かなり大きなロスだと思いますけれども、どうですか。

○小野委員長 中村市民課長。

○中村市民生活部市民課長 お答えいたします。

これまで委託というところで長年運営をしてきた経過がございます。今、委員からご指摘、ご提案いただきました件につきましても、今後、どういう形でしっかり連携を取りながらできるかということで、検討といいますか、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 やはりこういうことは、きちんとこの際、委託をやめて、そして本庁から職員を派遣すると、出向という形になるかわかりませんが、そういう形を取ったほうが、まずはいいと

思います。その辺は、あと善処してください。これ以上の議論はしないことにしましょう。そういうことで、ぜひ善処していただきたいというのが市民の声です。よろしくお願いします。

それから、次にもう一つ、同じ資料No.11の85ページ。

ここの事業内訳のところは老人憩の家管理費と載っていますが、先ほど、先に質疑した方のご答弁に、何か解体というお話があった気がしますが、これは、老人憩の家管理費というのは、どういう管理をなさる予定なのか、お聞かせ願います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 老人憩の家の管理費でございますが、現在、解体を予定しており、耐震上の問題から使用を中止しております桜ヶ丘老人憩の家とは別に、平成28年度より清水沢東老人憩の家を運営してございます。そちらの管理運営を地元自治会に委託してございます。また、光熱費等の支払いもしてございますので、そちらの管理費になっております。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 桜ヶ丘老人憩の家ではなくて、清水沢東老人憩の家とおっしゃいましたか。光熱費も払っているんだということではありますが、836万円ですよ。光熱費ってそんなにかかるんですか。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 失礼いたしました。説明が不足してございました。こちらの836万円の中には、清水沢東老人憩の家の管理費のほかに、桜ヶ丘老人憩の家の解体費用、それから、境界線等の部分の確定をします費用、そういったものを含んでおります。

以上でございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 でしょうね。光熱水費だけでそんなにかかるはずないしね。それも含まれているというお話でしたからあれですが、非常に話が大きっぱなので。ですから、意味しているところの具体的な話がないと、こちらとしては、それだけなのとしか取れませんので、ちゃんと説明していただければ、一応理解度はあるつもりなんだけれども。そこら辺は、例えば桜ヶ丘老人憩の家の解体費も含まれているとか、土地の区画を確定するんだか、あるいはその測量をするんだか分かりませんが、その辺のところを、こういうことに、解体にはどのぐらいとか、あとは測量費がどのぐらいとか、そういう具体性、具体的に聞かせていただけませんか。ここには何も書いていないのでね。管理費でひとくくりでは、ちょっと理解に苦しむところなので、教

えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 資料No.11の85ページに記載してございます老人憩の家管理費としまして、現在の管理に係る燃料費、光熱費や修繕費等といたしまして約37万6,000円、それから保険料といたしまして1万2,000円、それから桜ヶ丘老人憩の家の解体に伴う土地の境界確定のものとして42万6,000円、それから解体工事費用としまして749万8,000円、それから町内会、清水沢東老人憩の家の管理運営を地元自治会に委託している分が4万8,000円となっております。説明が不足して大変申し訳ございませんでした。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 ただいまの説明でよく分かりました。ここに書いてあったのを読めばよろしかったんだよね。ということなんでしょうけれども、実にこの施設解体工事、これは、見積りは取られたんですか。大分高く感じております。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 関連課とご相談を申し上げまして、見積りを業者から取った金額となっております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 見積りは何社から取られたか、教えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 1社からのものがございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 やはり見積りを取ったりするときは、相見積りといって、ご存じとは思いますが、1社では、それを予算化するには値しないんじゃないかと思うんです。あの程度の建物、平屋建てですよね。その建物にこんだけの解体費をかけるということは、これは尋常ではないです。私たち、あなたのお宅を考えてみていただければ、あなたは自分のおうちを壊すときに、749万8,000円かかりますと言われて、新しいおうちかもしれませんが、比較にはならないんでしょうけれども、ただ、ざっと自分のおうちを解体するのにこんなにかかるのかしらと、そこに疑問は感じませんか。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 見積りのところでございますが、先ほど1社と申し上げ

ましたが、複数社かもしれません。再度確認をしてご回答したいと思います。複数社といえますか、2社だったかもしれないと、その辺の記憶が不確かでございますので、確認してご回答したいと思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 こういうことは、分からないときには、後ほどご報告させていただくと答弁するのが当たり前だと思います。高齢福祉課長の発言については、心からおおびをし、正確にお調べをしてご報告させていただくことを、市長としてお約束いたします。申し訳ございません。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 ただいま市長から直接ご答弁がありましたので、了としてこれは承っておきます。どうぞよろしくをお願いします。

ということで、私は、以上の3点ほどで今日は質疑をさせていただきましたが、何せ皆さん、一生懸命、日々、市民のためにせっせとご奉仕いただいていることに心から感謝をしながら、そしてまた、今後、塩竈市の発展がさらなるものにならんことを期待申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○鈴木（新）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの今野恭一委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、高齢福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 今野恭一委員からご質疑いただきました桜ヶ丘老人憩の家解体費用見積り徴収についてご答弁申し上げます。

予算計上に当たり、見積り徴収を2社から行いました。よろしくお願いたします。

○鈴木（新）副委員長 それでは、質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、午後1番目となりました。気合いを入れてお伺いをしていきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、塩竈市職員定数条例の一部改正について、資料No.15の13ページから
お伺いをしたいと思います。

それでは、お示しいただきました表を見させていただきますと、教育部のところ、あるいは
水道部、市長事務部局というところで、いろいろと数字の変動があるということであり
ます。その下には、今度は、定員管理目標のところを示されておりまして、その点で幾つかの変動と
いうものが示されておるといわけではありますが、この数字の動き方、定員の動かし方につ
いて、どういった背景があつてこういったことになっているのか、まず冒頭お聞きしたいと思
います。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 塩竈市職員定数条例について、その数字の推移ということでご質疑を
いただきました。この資料13ページをご覧くださいまして、その第5次行財政改革推進計画に定
める定員管理目標、5か年並べております。主にその数字の推移の要因なんですけれども、職
員数でいいますと、人数が減っていく部分もございます。こちらは、アウトソーシングの進捗
をこの5か年の中で見込んでいまして、令和5年度は社会教育施設で取り組みましたけれども、
令和6年度以降におきましても、魚市場ステイ・ステーションですとか、あるいは下水道の包
括委託、また、学校給食のアウトソーシングに取り組むことによって、職員の増減の要素とな
っております。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 ご説明をいただきました。それで、一方、資料No.17-2の6ページのところなん
ですが、別冊の資料で、今年度、来年度というところで、配置見込みも含めた数字を示して
いただきました。それで、ここに実際の配置見込みというところで触れられておりますが、
この配置見込みと先ほどの条例定数、あるいは定員管理目標との関係、この総数ですとか、
市長部局、病院、教育委員会といったところでいろいろと変動があるように見えるんですが、
このあたりについて改めてご説明いただければと思います。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 次は、資料No.17-2の説明となります。

こちらは、6ページの条例定数と配置数及び配置数見込みということで並べております。

言葉でいいますと、まず、条例定数は、職員の各セクションにおける上限、あくまでキャップというか、上限を定めさせていただいた数字となっております。それに対しまして配置数、ただ、申し訳ありません、その前に定員管理目標が、右端、令和6年度ということで記載させていただいていますけれども、こちら条例定数の中でこの定員管理目標、行財政改革推進計画でいえば5か年、この定員管理目標を立てながらやらせていただいています。ですから、その数字の対比ということでまずご覧いただく部分があると思うんですけれども、そこに対しまして、3つ目、この配置数なんですけれども、この数字が、この2つと比べて少し数字が下がってご覧いただいていると思います。こちらは、育休ですとか、派遣ですとか、休職の職員の数字を抜いた数字となっておりますので、まずその違いがございました。

資料の説明としては、以上になります。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 ご説明をいただきました。その育休ですとか派遣の方々を含めると、その定員管理目標の数字に近くなるという捉え方でよろしいですか。分かりました。

それで、先ほどアウトソーシングといったところでの主な理由で、その人数の変動があるということでご説明をいただきました。

それで、もう一点、今度は資料No.17の6ページのところなんですけど、この会計年度任用職員、この人数と支給額というところで、令和4年度、5年度、6年度ということで、これは、令和6年度というのは、来年度のいわゆる見込みの部分になるかと思えますけれども、大丈夫ですか。それで令和5年度、私の表の見方が間違っていれば、ご指摘いただければと思うんですが、令和5年度、人数で412名と、令和6年度について、その人数が329名ということで、先ほどのご説明であったアウトソーシングの関係等々を含めても、随分減るなというところで見えておるんですが、その辺り、数字の意味合いを教えてくださいたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 会計年度任用職員の人数ですけれども、委員ご指摘のとおり、社会教育施設のアウトソーシングです。あと、今回、そのアウトソーシングによりまして、本庁側に人数増となったということで、そこで生み出される部分につきまして、会計年度任用職員から正職員へ変わるということで、その分についても減少しているという状況でございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。となると、議案あるいはこういった資料でお示しをいただいた部分については、その多くのところが、行革あるいはアウトソーシングといったところの事情をもって減少するということをご説明をいただいたかと思えます。

それで、そもそもの話に戻るんですが、メンタル等を理由とした病休ですとか、あるいは中途退職者の増といったところについても非常に心配をしてきたわけなんですけれども、過剰な業務量、あるいは大変多様化した業務内容が、心身の不調あるいは離職の理由の一つになっているのではないかということも、これまで何度かお伺いをしてきました。

それで、昨日は、時間外勤務をめぐっての議論もあったように思いますが、ここで示された計画あるいは実配置といったものが、業務の多様化・多忙化の中で、職員の皆さん一人一人に対して本当に適正な業務量であるとか、あるいはワークライフバランス、病休や産休等の補充、そういったところも含めて保障された体制として、これですよというお示し方になっているのか、お聞きをしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 まず、職員の人数の部分と、それが職員のワークライフバランスですとか、その業務の配分として適正かどうかということなんですけれども、行革計画上、まず、それを適正に取りながら立てた計画とは思っております。ただ、各年度、その事業を執行していく中で、当然、時間外の見え方だったり、実情だったりというものもありますので、そちらはそういう点を考慮しながら、場合によっては行革の推進ですとか、定数の調整というのも行いながら施行管理していければと考えております。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 お答えをいただきました。それで、これまでも何度も申し上げてきたところではあったんですけれども、当然、行革の考え方、その中で、例えば、このままでは市民サービスは守れないということになった際には、当然、それは一定の見直しであったりだとか、そういったことも含めてご答弁もいただいていたかとも思うんですけれども、ただ一方で、いわゆる行財政改革、総務省主導でいろいろやられてきたことかとも思いますが、職員の皆さんの働き方を見ていても、果たしてバランスが取れているんだろうかという思いは、正直あるところであります。そして、冒頭おっしゃられたように、アウトソーシングを含めた行革について、その

削減という物の見方で物事を見たときに、やはりそれが行き過ぎてしまつては、市民生活を守ることはできないということで申し上げてまいりました。

そういった点で、そういったところに警鐘を鳴らす意味でも、本条例改正案並びに現在の行革をベースにした予算全体についても、これはなかなか難しいというところで見ているということは、申し上げておきたいと思ひます。

大分中身があるので、次に移りたいと思ひんですが、塩竈市保育所条例の一部改正、昨日もお伺いございました。

資料No.15の17ページのところにありますが、まず、本市ということではなくて、保育の全体を一旦見渡したときに、保育需要の増、あるいは、そういったことでの待機児童の増、保育施設の老朽化等々、まさに全国的に課題はいまだ山積しているというところを受け止めております。そういった中で、民間が設置をする場合には、潤沢な補助があると。一方、公立が建てる、あるいは建て直すといったときには、これは、ご自分でどうぞと言わんばかりの施策が取られてきたということで受け止めております。

そうした中で、こういった背景がある中で、基礎自治体としては、安心の保育を希望する保護者の方々、あるいは子供たちと、そして国の施策との間で、老朽化もどんどんと進んでいく中、保育の提供量をどのように確保しようかと。あるいは、保育の質をいかに担保するかということで、大変なご苦勞もあつたんだろうと、あるんだろうというところを受け止めております。そういった中で、昨日のご答弁の中では、保育の方向性の中で、公立保育所を全部なくすわけではないということでお答えがあつたかと思ひます。

しかしながら、保育を、どんどんと民営化をしていくと、そういった大きな流れの中で、民間のそれを、全てを否定するわけではないんですが、果たして本市の保育の計画の中で、例えば基幹保育所と位置づけた公立保育所、これもいずれは老朽化をするということで、そこに対してどのように対応されるのかと。あるいは、全国的に採算が見込めないといったことで、事業者の撤退というケースも幾つか見られるわけなんです、本市にあつて、こういったケースにはどのように対応されるのか、お聞きしたいと思ひます。

○鈴木（新）副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今後の公立保育所の維持の関係と、あと、民間保育所の撤退についてということをごさいました。

まず、公立保育所については、これまでも環境改善、例えばトイレですとか、そういったと

ころのドライ化なども進めているなど、また、あと、施設の老朽化に対する屋上とか、そういったところの修繕などはきちんと行いまして、限られた予算ではありますが、しっかりと維持・補修をしながら、特に藤倉保育所、うみまち保育所については、そういった予算も頂きながら、今、保守を進めているところでございますので、そういったことで老朽化対策はしっかり整えて、また、さらに環境の向上も時代に合わせて変えていきたいと考えております。

事業者の撤退の部分でございますが、今の保育需要の関係で考えますと、少子化は進んでいるものの、保育所の利用者というのは維持、あと、来年度に関しては、若干なり、もしかすると増が見込める状況にもございまして、引き続き保育需要はあるのかと考えております。そうした中で、保育提供を一時的に増加する部分については、公立保育所で縮小をすることで、全体的な保育提供量のバランスは取りながら、民間保育所がしっかり維持できる体制を考えていくというのが一つ。

もう一つは、保育所について、小規模であれば、小規模に合った基準単価というのがございまして、その基準単価に基づいて、保育所側が運営できる公定価格等が定められている状況もございまして、そういったものと併せて、しっかり民間の保育所が運営できる支援もしていきたいと考えております。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか直近のところでは、そういったお答えにもなるかと思うんですが、ただ、一方で、今回、東部保育所の関係で出ていますけれども、以前、その改修ということで予算もご提案いただきまして、いろいろ議論した経過もあったんですが、じゃあ東部保育所を改修するに当たって、どういった財源なんだというときに、新型コロナの対応の交付金で対応をしたと。ここが、もう何か、何というんですか、保育に関してそういった形の補助金、交付金を充てなきゃいけないのかという思いもありまして、そういった点で、そういう意味では、国の保育施策の貧しさといいますか、そういったところも改めて痛感をしたところだったわけです。

そういった点で、児童福祉法なんかを見ますと、児童の保護者と共にということではあります。国及び地方公共団体は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負っていると、まさに、この理念の下に、本市においても担当課のところでは取り組んでいただいていることかとは思っておりますけれども、国の進め方そのものが、この理念をどうも私としては後退させてしまうのではないかと懸念を強く持っているわけでありまして。そういった意味では、この保育が向かう全体の方向性そのものを大きく方向転換する時が来るんだろうと私としては思っ

おりまして、その方向転換を心から求める、そういった意味で、私としては、この条例改正は難しいということは、ご指摘をしていきたいと思えます。

続いて、資料No.11の59ページからお伺いをいたします。

実施計画の47ページでもいいんですが、総合交通体系整備事業並びにバス運行費補助金助成事業、市内循環バス運行費補助金ということで、2つ予算がございますけれども、まず、この事業費について、どういった事業費なのかお聞きしたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 末永政策調整管理監。

○末永総務部政策調整管理監 お答えいたします。

事業費の主な内訳の話になるかと思えます。

資料No.11の59ページでご覧いただきたいと思えます。

ページの一番右側、事業内訳のおよそ中段ぐらいのところに2つあります。

まず1つが、総合交通体系整備事業1,584万9,000円でございます。こちらの路線バスの空白地区、NEWしおナビバスの予算になります。これの主な内容につきましては、1つ左隣の列のところの委託料なんです、下から8行目ぐらいでしょうか、運行委託料というところがございまして、1,542万4,000円、こちらがこの事業費の主な内訳になります。つまり事業者に対する委託料が、この事業費の主な部分の内容ということになります。

もう一つです。バス運行費補助金助成事業でございます。こちらは、循環バスに対する補助金の事業になります。2,205万5,000円。これの大きな内訳なんです、これは、ページをお開きいただいて、同じ資料の63ページの右から2番目の説明欄の上から3行目、市内循環バス運行費補助金2,205万5,000円、こちらは事業者に対する補助金、これが主なこの事業費の内訳ということになります。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 ご説明をいただきました。しおナビ、NEWしおナビの関係での予算ということでよろしいでしょうか。それで、ちょっとお聞きをしたいのですが、前年度と比較してどのようになっているか、また、その理由についてお答えをいただきたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 まず、NEWしおナビバスでございますが、前年度の当初予算でございますと、1,761万7,000円ということで、令和6年度の当初と比べますと、176万8,000円

の減ということになります。あと、しおナビバスですが、令和5年度当初であれば、2,804万7,000円ということで、今年度が2,205万5,000円でありますので、599万2,000円の減と。合わせますと、大体776万円の減という計上になっているということでございます。理由につきましては、100円バスの運賃を150円に改めるというところが、主な理由になっております。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。それで、150円に値上げを行うことで、776万円の部分が運賃収入として賄うということでのお考えかと思えますけれども、乗客数の推移予測との関係で、これはどのように試算をされたのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 これは、前の会議でもお示しさせている地域公共交通会議の試算に基づきまして出しましたが、大体2つの両バスを合わせまして、30万人を乗客として見込んだ試算になっているということでございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 30万人を乗客の方として見込まれたということではありますが、この値上げによって減少する分というのがいろいろ議論になってきたかと思えますけれども、その分について、今回の見込み30万人というところでは、前年と比較してはどうなのでしょう。

○鈴木（新）副委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 大体、令和5年度の見通しとしては、34万8,000人とか、34万人台と見込んでおりますので、4万人程度の前後の減少になるという試算で計上をしているということです。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。延べということではあるんだと思いますが、4万人から5万人の間の乗客の減ということを織り込んで試算をされたということでお伺いをいたしました。

それで、何度も何度も議論してきたかとも思いますが、公共交通事業の役割等々を踏まえますと、採算性の向上は、非常に大事なことかと思えますが、まずは利便性の向上、利用者の増があってしかるべきではなかったかと、やはり私としては思うわけであります。

それで、その事業の継続性、当然、それも理解をするところではあるんですが、例えば資料No.17の15ページのところで、いろいろとアンケートといいますか、そういったところのお示しをいただきましたけれども、この中を見ますと、やはり高齢者の方の利用が多いと。目的とし

て買物、通院、こういったところが多いとも思って見ておりますが、こういった生活に密着をしている市民の足が、先ほどのお答えにも表れるように、一定、奪われることにはなりかねないかということで、懸念を持っているわけであります。そこに対して、どのように手当てをしていくのかと。

そして、もう一つは、この通院、買物、まさに市民の方々が外出をされるということでの、その地域に与える影響、5万人だとして、行き帰りで使ったとしても、延べ2万5,000回の外出の機会と単純に考えることもできるかと思いますが、そういったところが減少していくということについて、そういった観点でのお考えがもしあれば、お聞きをしたいと思っております。

○鈴木（新）副委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 今回の100円バスの運賃改定につきまして、私どもは、大きく2つの視点で、今回、見直しをさせていただいたと考えています。

1点目は、市民生活の足である100円バスを維持していくべきだという前提の下に、どうやったら維持していけるのか、持続可能な運行はどういうものなのかという視点で、まず1点、議論をしています。

もう一つは、受益者負担の原則です。乗っている方、乗らない方のバランスを、いかに取っていくかというところを重視して、今回、検討を進めてきたというところでございます。ちょうど、ちょっとお時間をいただいて、せっかく資料要求をいただいた資料No.17-2の5ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、これは、資料要求をいただいた資料でございます。これを使わせていただいて、現状をもう少し確認していただきたいのですが、ご覧いただいたでしょうか。

これを見ていただいて分かる通り、これは平成25年からの推移が書かれておりまして、乗車人数をはじめ、乗車人数は下落を辿る一途、経常経費は増えている、経常収益は下がっているという見通しになります。補助金といいますと、これはしおナビバスのデータでございますが、平成25年度当初は、600万円しか市は補助を出していなかったと。収支率でいうと、83%の収支率で運行できていたという数字になります。これをずっと右のほうに追っていただきますと、令和2年度から50%を切った数字になってきたということで、かなり乗らない方の負担が多くなってきているということが分かります。我々としては、その受益者負担の考え方として、どこでそのラインを引くかという考え方なんですけれども、我々としては、収支率50%が、一つ、乗らない方に対しても説明ができるラインじゃないかということで、この50%をできれ

ば確保しながら、できるだけ長くしおナビバスを運行したいと考えたということでございますので、この点をご理解いただきたいと思っております。

もう一点ですが、外出支援、確かに試算上、30万人と。多分、半数が高齢者ということになっておりますので、高齢者の皆様の足への影響というものは、あるとは思いますが、これと、外出支援として100円バスの関連性を、ストレートに直結して考えるのはどうかと。高齢者の方の外出支援につきましては、市全体の施策の中でフォローできる部分も十分あると思っておりますので、それについて、これを否定するという理由にはならないのかと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 様々お答えをいただきました。それで、令和2年のところの数字、いわゆる50%のラインというところで、令和元年、令和2年というところで、先ほどご紹介ありましたけれども、コロナ禍のスタートの部分の一つ基準にされておられるようにも思うんですが、そういった点では、今後、どういった推移になるかというところはありますけれども、コロナ禍が明けるか明けないかというところで、今後、そういった方向に向かうのであれば、そういった点で、新型コロナで離れていった方々に、いかに戻っていただくかと、そういったところの議論も、これは、ある意味では、私としては、先にやってしかるべきではなかったかと思っております。

そして、先ほど、高齢者の外出の機会ということで、包括してお話しいただきましたけれども、数字として、実際、5万人、往復で2万5,000回、こういったところの外出の機会ということが、数字としてはっきり表れてきますので、そういった点を含めましても、確かに受益者負担、あるいはどこに線を引くか、その考え方も理解するところではあるんですが、あまりにも値上げというところが前に出過ぎたのかと、私としては受け止めているということです。

それで、ちょっとお話を変えまして、地域公共交通会議、昨日もございましたが、その位置づけについて、運賃改定との関係でどういった形になるのか、お聞きしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 地域公共交通会議につきましては、地域のこういったバス、公共交通機関等の、例えば運行に関する事項を協議する場ということになりまして、道路運送法上に位置づけされた組織であります。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 道路運送法に位置づけられた組織ということで、私も、こういったものなんだろうということで、いろいろ見ておったところもあったんですが、その位置づけとして、運賃改定を行うに当たっては、あくまでも改定そのものを決定するのは事業者、あるいは、このケースでいえば、例えば本市、そういったところが、あくまでも主体的に運賃決定に当たっていくものだと思うんですが、そういった中で、とはいっても、好き勝手に運賃を決められてしまっただけでは、公共交通だったり道路運送、そういったものが成り立たないということで、ある意味では合意形成を担保していく、そういった位置づけの組織だろうと私としては思っているんですが、そういった解釈で間違いないでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 本来、運送事業は、独立採算制が原則ですので、本当は収支が整っていれば、事業者の判断で上げ下げはできると思うんです。ただ、今回、収支が整わないこういう運行事業者の場合は、自治体が関与するということで、この地域公共交通会議、市が主催する、自治体が主催するということになっておりますので、そういったところで、決定機関ではありませんが、ある程度の意向が反映されたものでないと、運送業者が運賃改定をできないという仕組みになっているということでございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。先ほどおっしゃられたことをかみ砕きますと、公共交通としての役割そのものも踏まえたということにはなるんだと思うんですが、収支が整っていれば何ぼでも決められるなんていうお話もありましたけれども、公共交通でそれをやってしまうと、これは非常にうまくないということで、そういった点で、地域公共交通会議の中で、いろいろな意見を出していただいて、その意見を踏まえた形で最終案をつくると。その中にいろいろと住民の方々の代表ですとか、そういった部分も含んでご意見をいただく組織だと、私としては捉えているところであります。

そういった中で、これは先日の協議会等々でもご発言があったんですが、構成員の中には住民の方、あるいは利用者の方ということで含まれているかと思いますが、そういった中で、じゃあ東西南北、町内会長が入っているんじゃないかと思ってるんですけども、そういった一方で、じゃあ複数の町内会長にバス料金の関係、意見の聴取がありましたかということでは、そういった話は一切なかったということでのご発言もあったわけでありまして。そういった点で、

ご利用の皆さん、あるいは住民の皆さんのお考えというのが、どこまでこの会議の中で反映されたのかというところも、ちょっと疑問を持ったわけなんです。

また、道路運送法を根拠とした地域公共交通会議、この合意形成は、あくまで運賃改定のプロセスの一つであって、そこについては理解をするところなんですけれども、それに対して、今回、そういった議論を踏まえて、予算化されて、議案として出てきたということは、それは、それを議論して、じゃあ実際、承認をするのか、しないのか、ここは、まさに議会の役割だとも思いますので、そういった点で、都度、例えば、こういった議論をしているのであれば、その詳細のご報告をいただきながら議論をしたかったという思いもありますし、また、先ほど、最初に述べたとおり、利便性の向上、利用者の増の議論、そういったものを私としては、これは後回しになっちゃったかという思いがありまして、そういった点で、この値上げで出発をするということで今回の予算を提案されておりますが、そういった点でも私としては、非常に認めるのは難しいかというところで申し上げておきたいと思います。

大分時間がなくなって焦っておりますが、続いて、資料No.15の75ページのところで伺いをいたします。

大分お話が変わりまして、学校給食調理衛生対策事業についてということでご説明をいただいております。それで、中身については、この間のご説明、質疑の中で大体理解をしたところなんですけど、とにかく今、夏、非常に猛暑日が続くというところで、スケジュール等の関係で、今夏に間に合うものになっているのか、まず冒頭、お聞きをしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校給食調理衛生対策事業についてのご質疑をいただきました。内容といたしましては、給食調理室の休憩室にエアコンを設置するという事業になっております。猛暑日が続くというところで、調理員の熱中症対策をするために行うものになっておりますが、予定といたしまして、今後の予定のところ、4月以降に契約手続きをしまして、本来であれば、最近の暑さで、6月ぐらいからもう暑い時期が出てくるかとは思いますが、竣工の予定、7月とはなっております。6月、7月になかなか設置するのは、難しいとは思いますが、7月完了をめどとして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。様々、部材の手配を含めて、いろいろ困難なことはあるかと思うん

ですが、ぜひそこについては、気候変動等の状況も踏まえましてご尽力を賜ればと思っております。

それで、関連いたしまして、昨日、先日も、伊勢委員からもありましたけれども、学校における熱中症対策というところについて、学習環境の整備との関係では、普通教室等のエアコン整備等が非常に進められてきたとお答えをいただいております。今後、いまだ導入されていない特別教室等への残った部分についても導入が進むということで、私としては捉えておりました。

それで、先日、施政方針に対する質問の中でもあったかと思っておりますが、しかれば、体育館への空調設備の導入という関係の中で、断熱工事、断熱要件をもって有利な起債を使えるお話があったかと記憶をしております。その中で、塩竈第二中学校の長寿命化改良工事の際に断熱化を行って、その後、空調みたいなお話があったかと記憶しているんですが、その辺りを再度教えていただければと思います。

○鈴木（新）副委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第二中学校の体育館への空調設備の設置についてのご質疑です。今度の3月で第1期工事が終了しまして、来年度から2期工事、特別教室等の工事を行います。そして、それが終わった後、3期で体育館の工事を予定しております。その中で体育館に空調設備を設置したいということを考えています。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。今回、第二中学校においては、長寿命化工事をやっているタイミングということがあって、その中で、3期工事ということで、ちょっと先になるんだと思うんですが、そういったことでの考え方があるということでお示しをいただきました。

それで、体育館への空調の導入にあっては、学校施設環境改善交付金、これが、断熱要件があるものということでお聞きをしております。そして、ただ、断熱要件というのはあるんだけど、断熱率等の基準は設けていないということもあったということで、その辺、お聞きをしました。

あと、もう一つ確認をしたんですが、庁舎建替えの議論を様々されてきた中で、緊急防災・減災の事業債についても、実はこれも、体育館への空調も含めて活用できるということでお聞きをしました。担当の総務省では、断熱要件はないと。ただ、断熱工事を行う際は、それも経

費として含めていいですということで確認もしましたので、ぜひこれをご検討いただきたいと思います。どちらを活用するかは、もちろんその実情において判断となるんだと思うんですけども、断熱というものを考えたときに、その後のランニングコストを含めて大きく影響する部分でありますので、一定の断熱を図りながら、有利な財源を活用して体育館への空調導入というものを、私としてはぜひ進めていただきたいということで、これは、要望ということで申し上げておきたいと思います。

最後の部分でお伺いをいたします。

資料No.15の77ページ、社会教育施設指定管理者管理運営事業について、最後、お伺いをいたします。

それで、昨日の伊勢委員の質疑の中で、マリゲート塩釜と塩釜港開発株式会社の関係でお伺いがあった際には、これは、指定管理料は発生せずに、テナント料等を経営資源としているといった旨でご説明がありました。

一方、今回の社会教育施設の指定管理に当たっては、事業費が計上されているわけですが、これは、指定管理料として市がお支払いをするという捉え方でよろしいでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 社会教育施設、それぞれ4施設、指定管理料をお支払いして、運営していただくという形になっております。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういった考え方で見たときに、様々、物価の高騰を含め要因の下で、運営に混乱を生じる事例も結構見聞きしたりはするんですが、そういった中で、現状の指定管理料のままでは管理運営が難しいとなったときに、しからば撤退ということもあり得るのかとも思うんですけども、その際にこういった形でやるのかと、じゃあ直営に戻しますとなった場合に、司書の配置をどうすんだとか、そういった話にもなってくるかと思うんですが、その辺り、お考えを聞きたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 今現在、司書に関しましては、会計年度任用職員が資格者として担っていただいております。ほとんどその方々が、今度、指定管理の会社の社員という形で移行する形になります。もし直営だったとしても、その方々が、直営になるということは、あんまり考えたくはないんですけども、もしなったとしても、

その方々は残っていただけるものと考えていますので、直営になってもできるのかとは考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか難しいお答えかともお聞きをいたしました。そういった点で、社会教育施設の社会的な役割をぜひ守っていただきたいという趣旨でのお伺いでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、一つ心配だったのは、これまで各施設におきましては、それぞれの設置目的を踏まえて、多種多様な企画といったものも取り行われてきたかと思ひておひます。私も、遊ホールの審議会に出席したこともあったんですけれども、その中で見聞きしたご努力というのもの、大変頭の下がる思いをしてきました。そういった中で、今回、指定管理に移行するに当たってちょっと心配だったのは、例えば、先日、5年ぶりに塩竈夢ミュージカルなんかも復活をいたしまして、そういった中で、観劇もさせていただけましたけれども、本当に市民参加型で、まさにこれも、シビックプライドという観点から見ても、すばらしい取組だと思ひておひたんです。こういった文化的な行事も、指定管理に移行されることをもって継続が危ぶまれるなんていうことになってしまうと、これは悲しいと思ひているんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 市民ミュージカルをご覧いただきまして、ありがとうございます。市民ミュージカル、そういった今までやっている行事、そちら仕様に記載してございますので引き継がれます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。当然、その事業一つ一つを見たときに、例えばそのご協力をされている民間の団体ですとか、様々なご事情があることかと思ひますが、少なくとも指定管理になったと、そのことで継続しなくなってしまうということがないようにだけ、私としてはご要望をしたいと思ひておひますので、お願ひをしたいと思ひます。

最後に1点、ちょっとこまひ話にはなるんですが、遊ホールの舞台正面に、右側の上のほうに時計があったかと思ひておひます。それで、以前に表示されていたのが消えたままになっているということでご指摘をいただきまして、確かに1月段階で見たときにあったような気もし

たんですが、今、復旧ということになっていけば申し訳ないんですけども、その復旧の予定、もしないのであれば、ぜひ復旧していただきたいということなんです、その辺り、最後、お伺いをしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 結論から言いますと、まだ直っておりません。直すに当たっては、見積りを取ったんですけども、なかなか高いところでやるということで、高所作業等が必要でありまして、多額の金額が必要になります。今、指定管理者側と、あそこで直すのか、もしくは別の表示方法をするのかと話し合っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 直さないということにだけは、ならないようにお願ひをしたいと思います。照明を落としたりなんだりというときに時計を確認したいという声もあつたりしたので、お願ひして、最後、私の質疑とさせていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 引き続きお願ひします。柏 恵美子委員。

○柏委員 資料No.11、141ページをご覧ください。

門前町活性化事業費104万3,000円についてお伺ひいたします。

施政方針の重点課題の一つでもある門前町活性化事業内容について、門前町地域の関係者が主体となり、改めて地域関係者自らが門前町の現状分析をするとともに、将来像を見だし、実現に向けた体制整備や計画化を行うものとありますが、市としてのこの予算をどのように活用していかれるのか、お伺ひいたします。

○鈴木（新）副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 門前町活性化事業の事業費につきましてお答えいたします。

こちらの事業費、今年度は100万円ちょっとということで、少ないように見える部分でございますが、内容としましては、市民の皆様に参加いただいております門前町ミーティングの運営経費、こちらは大学に委託しておりますので委託事業費と、それから、昨年も開催しました門前町カフェタイムの開催に係る経費ということで想定しておりまして、今年度は、これらの経費を活用しながら、さらに昨年の反省なども踏まえて、よりよい試みとしていながら、今後の土地の活用ですとか、今後の展開につなげていくための試み等を行う事業費と考えていた

できればと思います。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。市長は、令和5年11月の定例記者会見で、どんな道にしたいのかイメージをつくって、このような実績を積み重ねていき、工夫をし続けなければならない。今まさにその入り口に入ったところ、皆さんにも伝わるイメージパースをつくり、宮城大学の皆さんはじめ、町内外の方々にもご協力をいただいて、門前町の懇談をさせていただきたい。道のりは長いと思いますが、つくり上げさせていただきたいと述べておりました。先日の施政方針の質問でも、市長から前向きな答弁をいただきましたが、今回の予算104万3,000円は、とても少ない気がいたします。令和7年、8年でも110万円という、最重要課題の一つでもある予算にしては、とても少ないかと思ひまして、これからは、ほこみち制度も有効活用しながら、市と県が連携し、前向きに前進、計画を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これを考えたきっかけは、市長選に出馬させていただいたときに、公約として出させていただきました。そのきっかけは、高齢化が進んで、おじいちゃん、おばあちゃんが歩くのにも、その途中途中であずまやがあつたらいいんじゃないかとか、植樹があるところに座れる何というんですか、座れる、カバーするというか、東京とかによくあるんですけれども、ああいうのを設置したらいいんじゃないかというのがきっかけなんです。それを、東北整備局の皆さんともいろいろ話させていただいている中で、実は、若手の職員がこういうのを出してきたということをお伺いして、それが、後にほこみち制度になったということでございます。その段階段階は、県とも話をしましたし、整備局とも話をしておりますが、今まさにその絵コンテをつくるための様々な、簡単に言うと実証実験をやっているということになってございます。それが、先日行わせていただきました、歩道のところで椅子を置いてとか、そういったものも一つと理解してございますので、ある程度そういう段階を踏んだ上で、そういったものが提示できるようにさせていただきたいと思っております。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。じゃあこれからは、段階によっては、少し予算が多くなるということもあるんですね。104万3,000円が、今、予算でございますが、あと令和7年、8年

は、110万円と予算概要についていますので、ちょっと予算が少ないかと思いましたが、申し訳ございません。

○鈴木（新）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まだその実証実験も、この間、初めてやりました。皆様方からも、寒い時期よりは暖かい時期にやってみたらどうだというお話もありました。また、本町通り、こちらについても、前回については、警察との協議は、思った以上に進まなかったもので、できておりません。門前町一帯、宮町とか西町とか海岸通とか、ああいったところの一帯をどのようにしていくかが、広く門前町エリアということで考えれば、幾つかの段階を経ないと、なかなか難しいだろう。ただ、それをいろんな方にご説明するときに、やはりそういう絵コンテがあったほうが説明しやすいと思っております、それは、じゃあ何百万円もかかる話でもございませんので、イメージパースとしてこういうのがあって、こういうふうには実現していきたいんではないかと、分かりやすいものが一つあればと考えておりますので、それが、まずはつくるにしても、早い段階で、そんなにお金がかかるわけじゃありませんので、お出しさせていただきながら、そこに皆様の意見だったり、実証実験していった中身を加味して行って、そういった形に持っていきたいとは考えておりますので、その段階段階で踏まえたときに、必要な予算というのは計上させていただくだろうと思っております。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。よく分かりました。

続きまして、資料No.11の155ページでございます。

私道等の整備補助金100万円についてお伺いいたします。

この事業は、私道等を整備する町内会などに整備費用の一部補助を行い、住環境の向上を図るものと聞いておりますが、どのような整備費用なのか、具体的にお伺いいたします。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 私道整備補助金についてご質問をいただきました。内容につきましては、市民の生活環境の向上を図るために、私道整備に係る費用の一部について、規則に基づきまして、本市で土地の所有者ですとか町内会に交付する内容でございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 一部補助を行いとありますが、例えば、1つの町内会でこの道路を整備したいという

ときに、どれぐらいの補助が出るのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 補助率の中身でございます。2つに分かれておりまして、まず一つが、整備後に市に帰属をしてもらう内容で整備をするという整備につきましても、補助率は、事業費の4分の3になっております。

あと、もう一つは、整備後も引き続き所有者ですとかその地区で管理するという事業につきましても、事業費の2分の1を補助するという、2段階の中身になっております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。この補助制度を使う場合には、初めは市のどちらに行かれて補助を頂く形になるのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 この制度は土木課でやってございますので、土木課に来ていただいて、まずは現状ですとか、どういったことに困っているかとか、そういったものをぜひ相談していただいて、私たちは、そこに関しましては、寄り添った形で相談に乗らせていただきたいと思いますので、もしそういうご相談がある場合は、ぜひ土木課にお問合せいただければと思います。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。その節には、じゃあよろしく願いをいたします。

続きまして、資料No.11、197ページでございます。

塩竈市体育館大規模改修工事費9億4,800万円について、何回も質問をされている議員もおられますが、この金額は、屋内の改修工事だけにと聞いておりますが、体育館の周辺環境も見えておりますと、とても今はひどい状況でございます。今後、この体育館周辺の環境整備はどのように市でお考えか、お聞きしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 周辺の環境整備というのは、すみません、具体的にどちらのお話でしょうか。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 申し訳ございません。塩竈市のガス体育館前でございます。塩釜ガス体育館の周辺の歩道を見てみると、樹木の根っこが歩道のブロック石を盛り上げており、大きく凸凹している箇所が多々見受けられます。

○鈴木（新）副委員長 分かりました。鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 中身を聞きまして、ガス体育館の前の歩道ということでしたので、土木課で管理しておりますので、土木課でお答えいたします。

委員おっしゃるように街路樹がかなり成長しまして、根っこによって、あそこにひいてあるブロックが盛り上がっている状態でございます。来年度、その補修について予算は計上しておりますので、対応させてもらう予定でございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。来年度といたしますと、いつぐらいからの工事が始まるんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 来年度、4月からなので、ぜひ早い時期に対応できるように努力したいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。夜とかも、とても段差があり、けがをすることも多いかと思っておりますので、早急な対応をよろしく願いいたします。

次に、資料No.11、197ページでございます。

スポーツパーク事業費50万円についてお伺いいたします。概要について、よろしく願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 すみません。資料No.15の78ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらに資料をつけてございます。中の島公園にただいま設置してございますバスケットゴールなんですけれども、こちらをもう1台設置し、利用を促進するという事業でございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 移動式屋外バスケットゴール、ミニサッカーゴール、2組ということですよ。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 こちらに記載の移動式バスケットボールとミニサッカーゴールは、昨年、整備したものでございまして、今年度は、新たにバスケットゴール1基を設置するという予定になってございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。2020年東京オリンピックで初めて競技として実施された、スケートボードがあります。オリンピックで大きな話題になり、特に、子供から若者の間で大変な人気が出ているスポーツとされております。先日、スポーツ振興くじ助成金を活用し、東松島の鷹来の森運動公園に、市内で初めてのスケートボード専用パークが整備されたとのことです。本市にも専用パークがないので、千賀の浦緑地公園やマリゲートの駐車場でスケートボードをしている姿、お子様が見受けられておりますが、若者の交流の場として整備を進めたいと思いますが、いかがでございませうか。

○鈴木（新）副委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 東京オリンピックで金メダルを獲得したことによりまして、スケートボードは、今、子供たちにも若者にも、大変人気があるということは、十分承知してございます。そういったことは、これからスポーツパーク事業の中でも検討してまいりたいとは思っています。よろしくお願ひいたします。

○鈴木（新）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 付け加えておきます。皆さんもご承知のとおり、オリンピックのときにメダルをお取りになってから物すごく関心が高まって、全国いろんなところ、例えば碧南市に行ったときも、これは俺がつくったんだとあって、市長に海岸縁にあるそのものを見させていただきました。実は、塩竈市でも、中の島公園にぜひああいうのはできないかということで検討したんです。それで、実は、そういう業者がおりまして、運んできて設置をすればというのを検討したんですけれども、相当な高値でございまして、今の状況じゃあ、なかなかやっぱり厳しいかという話はさせていただいたということだけは、ご承知おきいただければと思っております。アンケートにも、やはり関心の高い施設でございましたので、ぜひつくってほしいというお声はしっかりと届いておりますので、中の島がいいのか、今後、考える伊保石等々の整備の中で、

そういうものの検討も含めて考えさせていただきたいと思っています。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 市長から前向きの答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ前向きによりしくお願いいたします。

次に、資料No.11、153ページでございます。

何回もLEDの質問をされておりますが、重複になりますが、また質疑させていただきます。

LED街路灯導入事業費475万円について、現在の市内における現状についてお伺いいたします。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 資料No.11、153ページの事業内容でございますLEDの街路灯導入事業、こちらの475万円についてご質疑いただきました。こちらにつきましては、現状、街路灯は725灯ありまして、その分のこの中身につきましては、令和元年に国の事業で全部白銀等をLED化した際に10年間のリース期間がありまして、それを全部支払い終わると、11年後からは市のものという事業がございます、この分の1年間当たりのリース料が475万円という中身の記載でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。このLEDの事業は、県の事業の中にみやぎ環境交付金事業というのがあります。この事業は、みやぎ環境税を活用し、みやぎ環境交付金として各市町村へ交付し、地域で実施する環境課題解決に向けた取組を支援する制度のようでございます。その一つに商店街のLED化と道路照明のLED化に活用できるようですが、これまでは、本市では、小学校や中学校、公共施設を中心に整備を進めているかと思いますが、これからは、商店街や町内会も、もっと明るいまちになるように、さらにLED化を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今の質疑は、みやぎ環境税の質疑をいただきました。こちらにつきましては、実施計画の48ページの一番下に、みやぎ環境税市町村実施事業という中身の中で来年度は実施する予定でございます。こちら、まだ街路灯がある中でLED化されていないものを、さっきとはまた別な中身で、なっていないやつをLED化するやつで、来年度に関しては、街路灯をやる予定でございます。来年度の予定としては、街路灯のみのLED化となっております。

す。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。街路灯もLED化になりまして、まちがますます明るくなることを期待申し上げます。

最後の質疑でございます。

資料No.17の51ページでございます。

市からの助成がございますが、この助成を受ける場合には、市からの助成とか助成金を受けるときの何か手続があるのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今、資料No.17の50ページ、51ページをご覧になっていると思います。この補助金、助成金をどのように受けられるかということなんですけれども、この各補助金、すみません、課名では入っていないものもありますけれども、各部、総務部ですとか市民生活部、福祉子ども未来部と担当部がありまして、その中で、多分その部内の担当課がございますので、そちらが窓口というか、この助成金申請のための受付になっているかと思われまして。

以上になります。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 申請を受ければ、その担当課に行けば、助成が受けられるということですよ。

○鈴木（新）副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 そのとおりになります。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございました。

続きまして、同じナンバーなんですけど、51ページでございます。

塩釜市芸術文化協会補助金と塩釜市芸術文化振興事業費補助金がございますが、どのような違いなのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター長 51ページ、57番の塩釜市芸術文化協会補助金と60番の塩釜市芸術文化振興事業費補助金についてのご質疑でした。こちらは、57番の塩釜市芸術文化協会補助金というのは、芸術文化協会への補

助金ということで、あとは、その下にあります塩釜市芸術文化振興事業費補助金、こちらは、芸術文化協会が行う事業に対する補助金ということで違いがございます。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 塩釜市芸術文化協会補助金は、塩釜市芸術文化協会への補助金でございますよね。

○鈴木（新）副委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター長 失礼いたしました。57番の塩釜市芸術文化協会への補助金の意味ということでよろしかったでしょうか。失礼いたしました。こちらは、芸術文化協会の運営に対する補助金ということになります。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。塩釜市芸術文化振興事業費補助金は、すみません、もう一度お願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター長 こちら60番の塩釜市芸術文化振興事業費補助金につきましては、こちらは、芸術文化協会が行う事業がございまして、その事業に対する補助金ということになっております。

○鈴木（新）副委員長 柏委員。

○柏委員 分かりました。これで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木（新）副委員長 引き続き質疑に行きたいと思います。志賀 勝委員。

○志賀委員 会派かいしんの志賀です。令和6年度一般会計当初予算審議のため、当局にご質疑いたします。

まず初めに、資料No.17、ページ数が57ページです。

入札の不調の件数のページなんですけれども、一応こちらの入札不調の原因とか、あと、一般競争入札で14件、指名競争入札で38件という入札不調が明記されているんですが、今の状況をお知らせください。

○鈴木（新）副委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 ただいまのご質疑ですが、その不調の内容ということでございます。こちらの表につきましては、工事と委託等を全て含んだ形になっておりまして、不調の中身としましては、ほとんどが、建設工事が多い状況となっております。その中で、特に小規模の側

溝整備工事ですとか、そういったものが多い傾向にあります。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうしますと、少額の工事ということなんですけれども、要は、入札不調ということは、入札される方がいらっしゃらないということですね。今年の3月からも設計単価、人件費等々の値上げということで国からも指導があるかと思うんですが、設計時の単価が足りないという認識でよろしいのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 発注担当課では、その発注時点の最新の単価で発注をしているということですが、それと業者との、実行予算との乖離がどうしても生じているという結果でございます。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 どうしてそれが発生するんですか。

○鈴木（新）副委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 設計の労務単価だけではなくて、市場価格と呼ばれるものにつきましても、実際の単価を使えるものが、1か月、2か月、遅れるという状況だと思います。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 もう一度お伺いします。入札不調ということは、要は、仕事を仕様書で出しましたと。入札してもらいますと。これが、まず入札してもらえないということですね。その入札してもらえない原因を聞いている。

○鈴木（新）副委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 入札不調の傾向としましては、価格で折り合わないというものも当然ありますが、本市の場合には、そもそも入札に参加いただけないという傾向のほうが強いと考えております。そちらの原因につきましては、恐らく小規模工事ですと、なかなか利益が見込めないというのも一因ではないかと捉えております。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。恐らく必要な工事なわけですから、改善されなければいけない。それもいち早くやらなきゃいけないというところの中での入札不調ということで、今回、予算ですから、今期、令和6年度、新しい期というんですか、新期については、どういう対策をされているのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 主な土木工事ということでありますので、私から回答させていただきます。

今、申し上げましたように、小規模工事、延長が短いということで、なかなか不調が続いているということがありまして、来年度の予算としては、小規模ではなくて、少し今までよりもロットを大きくした形で予算を組んでおります。そういうのを見ながら、来年度も含めまして、今後の工事の設計の在り方というものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、令和6年度に関しては、何かしら対策をして、速やかに公共工事の事業が行われるように予算組みをしているということによろしいでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 全てではなくて、今までどおり50メートル程度の工事もありますし、そういったもうちょっと長めの工事をやって、設計もしますので、そういったところの状況も見ながら、やっぱり短いものが不調が続く、ロットの大きいものが受注してもらえるとということであれば、次年度以降は、そういった形での発注の仕方も検討していきたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 取りあえず何かしら対策されているということで、私としては、地元の業者とかからも、入札に参加したくてもできない現状であるとか、その仕事の内容とか、あと、これからどんどん人手不足にもなってきて、仕事はしたいんだけど職人がいないとか、様々な問題がこれから懸念される中で、特に建設の2024年問題というのが取り沙汰されていまして、各自治体、人の都合、要は、職人の都合のあてがつかなくて、どんどん公共事業が後回しになるということが予測されていますので、何とかそこら辺の対応を速やかにやっていただければというお願いをしておきます。

次の質疑に移ります。

収入なんですが、資料No.17-2、16ページ、17ページになります。あと18ページもですか。平成22年から令和4年度、こちらの法人市民税の推移というところを見ていくと、単純に企業数が減っているということによろしいのでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 企業の数につきましては、予算書の資料No.11をご用意いただきたい
と思います。11の9ページをご覧くださいと思います。

こちら法人の数、現年課税分の右側の法人税より法人税均等割というところの下のほうに、
9号法人からずっと数があります。例えば、9号法人は6社とかありますけれども、現段階で
は、ほぼ横ばいという状況になっております。ちなみにですけれども、来年度と今年度を比べ
ますと5社減ということで、ほぼ横ばいとは捉えているところでございます。よろしくお願
いいたします。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。私の聞き方がまずかったです。去年と今年の差というよりは、この経
過、平成22年からの推移というところで減少し続けているという解釈でよろしいのでしょうか
というご質問でした。

○鈴木（新）副委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 法人税の法人の数につきましては、今、手元に数字がございませ
ないので、後ほど調べましてご回答させていただきたいと存じます。申し訳ありません。よろしく
お願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。恐らく減り続けているんだろうというところであります。

これに絡めて、まず、企業数が減っているというところから、今度、商工観光に話題を移し
たいのですが、資料No.11、145ページ、こちらに塩竈みなと祭協賛会助成事業という項目がご
ざいます。こちらのみなと祭に795万6,000円の補助という形になっているんですが、本市にお
けるこのお祭りに対する助成について、在り方というか考えをお示してください。

○鈴木（新）副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 塩竈みなと祭に対する補助金につきましては、みなと祭に係る
事業費の経費に係る部分としまして、対象経費の2分の1を上限に補助しているものでござい
ます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。本市の商工観光におけるみなと祭の位置づけを、もう一度
教えていただきたい。

○鈴木（新）副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 塩竈みなど祭は、本市の観光コンテンツとしても、最も象徴的で代表的であるイベントというか、催事だと思っております。鹽竈神社の催事と違いまして、市民総参加のお祭りということで、いろいろな団体ですとか学校、お子さんから事業者の皆様まで総参加で、また、経費はこのように一部かかりますけれども、人的にも皆さんボランティアといいますか、多大な労力と協賛金等もごございますけれども、本当にみんな一丸となって実施する、そして、戦後の復興を元気づけるためのお祭りという目的を見失わず、ずっと震災のときもやり続けてきた、精神的にも大変支えとなるお祭りだと思っております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。私もそのように思っております。

それで、今、問題というか、なぜ先ほど企業数が減っているのかどうかという話をしたかと思うんですが、実は、塩竈みなど祭は、先ほど商工観光課長がおっしゃったように、多大な民間の方の支援をいただいて成り立っているお祭りだと認識しております。昨今の不景気の折の中で、協賛金、あとは手伝うスタッフ等が大分減っております。当然、市役所の皆様もかなりの数、お手伝いいただいているかと思うんですが、大体、人件費でいうとどのくらい財政出動しているか、調べたことはございますか。

○鈴木（新）副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 商工観光課としましては、人件費の算定は行っておりませんでしたけれども、職員の派遣につきましては、通常業務の範囲とプラス時間外勤務が発生しております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

質疑の趣旨をちょっと変えていきます。ちなみに観客とか入れ込み数とか、そこら辺は、両日でどのくらい見込まれていますか。

○鈴木（新）副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 みなど祭の観客数につきましては、天候にもより大きく変動する部分でございますが、例年、両日合わせて10万人から11万人ぐらいの規模を想定しております。

す。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。10万人前後ということで、このくらいの規模になると、収益化というところが恐らく課題になってくると思うんですが、現段階で対策が何かあれば教えてください。

○鈴木（新）副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 みなと祭に関しては、委員ご指摘のとおり、協賛金の減少なども大変課題になっておりまして、財源の確保は、毎回、大きな課題となってきます。今後、ますますになってくる部分ですので、最近では、花火大会の栈敷席の増加とかを考えておりまして、去年は、魚市場のほうですとか、青年団会でイオンの屋上を使ったりということがございましたけれども、今年、北浜緑地護岸が供用開始されておりますので、こちらにつきましても県と協議を始めております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。今、商工観光課長から北浜緑地の件のお話が出たんですけども、北浜緑地の利用に当たっては、利用の要件等を実行委員会とお話しされるタイミングというのは、いつ頃になるでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 緑地の利用につきましては、県の港湾施設の規定に基づいた制度の下で行うこととなりますが、具体的な料金設定については、まだ行われておりませんので、今後、みなと祭の総会ですとかが予定されておりますが、各種部会もございますので、そういった部会の中で話し合われていくものと思います。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。何を言いたいかというと、みなと祭の予算が去年から横ばい、ほぼ同額になっております。物価高、人件費高、あとスタッフの不足もろもろで、かなり今回は、出費が増えると予測されているのではないのでしょうか。こちらは、塩竈のお祭りというだけじゃなくて、塩竈市民の誇り、要するにシビックプライドの醸成とか、そういった部分

にも寄与できる、非常に大事なイベントだと認識しております。ぜひ、まだ当初予算ですので、これから6月、7月、本祭に向かって、何とかもうちょっと予算を考えていただけないかというお願いで質疑をさせていただきました。

最後の質疑に移ります。というか、ごめんなさい。市長、今の件に関してご返事をお願いします。

○鈴木（新）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 決して目で訴えたわけじゃございません。

まず一つ、先ほど横田商工観光課長のご説明の中でちょっと気になったものですから、一応訂正しておきます。北浜の緑地は、県有地になります。ですから、県有地を使わせていただく場合に、多分、料金設定は厳しいと思います。取れないような気はします。その辺は確認をしてご返事をさせていただければと。それは中の島緑地も、看板をつけたり、いろんなことを提案したんですけれども、やっぱまかりならんといういろいろなルールがございますので、その辺は、確認をさせていただいて、あと、ご報告させていただければと思います。

あと、今、みなと祭の視点で、大変気づかなかった視点をご指導いただいたと感じました。補助金を出し続ける。ただ、その一方で、係る経費が上がっていくし、参加するメンバーだったり状況だったりがどんどん変化していております。そのような中で、どういう工夫をしていくことが、ある意味では経費の削減につながっていくのか。簡単に言えば、企業の皆様方のご協賛金というものも、実は、いろんな面で、今まで例えば100万円頂いていたものも、会社の状況もあって50万円しかできない、いや、30万円だ、こういう状況が、全てにおいて見受けられておりますので、私どもとしても、みなと祭については、いささかの揺るぎもなく戦後復興の象徴として今日まで紡いできた、東日本大震災のときも、大変厳しい状況でありながらも、関係する皆様方、そして、市民の皆様はじめ、多くの方々にご支援をいただいて開催をさせていただいたという状況もございます。これはもう精神論でお話しさせていただいたほうがいいんだろうと思うぐらい、大切に重要な塩竈市にとっての催事だと受け止めておりますので、その係る経費について、やはりもっと市役所が工夫をすべきだろうと思います。また、今も議論をいただきましたけれども、魚市場のデッキの使い方についても、これは、開設者の市のものになりますので、いろんな工夫はできるだろうと思ってございますので、係る経費の削減と、その一方で、みなと祭に関わる収入、稼ぐ、こういった意味については、時間があるといっても、もうあつという間に夏が来ちゃいますので、その時期に間に合うように、最大限、努力を

させていただきたいと思っております。

○鈴木（新）副委員長 先ほどの志賀 勝委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、税務課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 先ほど志賀委員からご質疑がございました、市内の事業者数の推移についてでございます。

恐れ入ります。資料No.17-2をご用意させていただきたいと思います。資料No.17-2の4ページの部分になります。

こちら平成26年から令和3年までの4か年ですけれども、経済センサスにおけます調査の結果でございます。多少の凸凹がありますけれども、事業所数については、減少傾向にあるという傾向が見受けられるところでございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。今は流れで話をしていましたので、今、市長のご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。恐らく今年の、令和6年度の予算の、まず一番注意しなきゃならない点というのは、私なりですけれども、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策の動きと、あと働き方改革、この2つによるコストアップ、あと、法規法令遵守というところをどう消化していくかというところなんです。年内中にも、2024年5月から6月の間には、恐らく電気代の値上がりも控えているというお話です。今年の中で、私は、安心してところは、国が優先的に進めようとしている子育て系の予算とか福祉系の予算という部分に関しては、ある程度、財源が確保できる状況でアナウンスされている部分もあるのかと思うんですが、中小企業対策とかそちらは、若干、後回しになっているんじゃないかと危惧しております。本市の予算の中身を見ても、多少その傾向が見受けられるのかと思っておりますので、これがまず当初予算ですので、そのときそのときの状況を確認させていただきながら、補正予算等でいろいろお願いできるところ、あと、市民の生活にできるだけ影響を及ぼさないやり方、工夫を一緒に考えていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の質疑は以上です。ありがとうございました。

○鈴木（新）副委員長 暫時休憩いたします。再開は14時45分とさせていただきます。

午後2時28分 休憩

午後2時45分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも質疑させていただきたいと思います。僕がしっかりと質疑ができないと、隣の人が質疑すると言いはじめていますので、しっかりと漏れなくやりたいと思います。

それでは、早速行きます。

資料No.11、予算書からです。予算書のどのページだか分からなかったのを教えていただきたかったんですが、地域活動支援センター運營業務委託、あとは子育て支援センターの休日開庁業務委託、こちらは、この予算書の中のどこのページにありますでしょうか。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 初めに、地域活動支援センターの業務委託になります。

こちらは、資料No.11の89ページの第12節委託料のところの説明で一番下段の部分、地域活動支援センター委託として1,147万8,000円となっているものがこのページになります。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 すみません。子育て支援センターについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、資料No.11、103ページ、こちらの第12節委託料のところに、すみません、確認させていただいてお答えさせていただきます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 それでは、分かったつもりで進めたいと思います。

取りあえず今伺った事業、何で聞いたかという話なんですけれども、こちら、先日、通知もあったんですけれども、非課税事業に対して消費税分も含めてお支払いしてしまったという事業ですよ。ほかに、特別会計でも何件かあると思うんですけれども、ここで伺いたいんですが、このどちらの事業も特に高収益性が高いものとかではないと思います。その中で、

あちらとして一定支払ったお金を返してくれという話になるかと思いますが、実際は、払わなきゃいけないという義務があるので、多分返してくれるんだと思うんですけども、やはり懐事情というのもあるかと思うんですけども、その点、返還に対して特段の配慮というか、何かしらの手だてというのは必要かと考えるんですけど、その点、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○小野委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 ただいまご質疑のあった消費税の過払いの件でございます。こちらに関しましては、基本的に5年間の遡及、あるいは途中で時効の制度が変わっておりまして、10年間の遡及の請求の権利があるというところで、基本的には、先方には、そういったお話をさせていただくと。ただ、具体的な何でしょう、内容の確認をしながら、金額の話が出てくるもんですから、しっかり確認をさせていただきながら先方とお話、ご相談をさせていただければと思っております。ただ、消費税の話なもんですから、先方では、税務署にお支払いする更正の期間の期限が5年間ということで定められております。先方からは、そういったお話なんかも出ていたりもするものですから、その辺りに関しては、しっかりご協議、ご相談をさせていただきながら対応させていただければと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。先方がお支払いしなきゃいけない額もあるので、その辺り、支払いやすい方法、返還のしやすい方法というのを検討していただければと思います。

続きまして、同じ資料No.11の99ページから伺いたいと思います。

こちらに保育所等ICT化推進事業というものが載っております。こっちを見ながら、もう一個、ページを見ていただきたいんですけども、同じく101ページです。こちらには、今度は、塩竈市認可保育所等ICT化推進等補助金ということで、こちら同じ金額、292万5,000円という額が計上されているんですけども、こちらは同じものなのか。または、違う場合は、その違いというところをご説明いただきたいと思います。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 こちらについては、事業者に対する補助金、同じものがございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それにちょっと関連して、資料No.15の62ページです。

保育所等ICT化推進事業についてです。

こちら、私立保育園に対して助成をしますという話の内容なんですけれども、国の例えばこども家庭庁の資料とかを拝見すると、保育所等におけるICT化推進等の事業の拡充ということで、今までのメニュー、例えば保育に関する計画・記録、園児の通園・登園の管理、それから保護者との連絡などの業務システムの導入など、また、追加としてキャッシュレス決済の導入などということでメニューが用意されますという話なんですけれども、こちらキャッシュレスということで、払う側も受ける側としても、非常に作業負担が減るものだと思うんですけれども、こういうものも併せて導入するお考え、もしくは導入することに向けた取組というのは何かされているのか、伺いたいと思います。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 こちらについては、事業者、保護者等、利便性等も考慮しながら導入するものと考えておまして、予算上は、そのキャッシュレス決済も含めた補助が出せる予算計上をしております。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちなみに市の事業だと、私立保育園等に対して支援しますというお話ですけれども、例えばこの国の補助メニューというのは、公立に対しては、適用はできないものなのか、そこを確認したいと思います。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 市でもこちらの補助金は活用できますが、今、現状は、子供という形で事務連絡などにICT、この補助金を活用した事業を実施しております、今、現状、すぐにこれを活用したシステムの拡充等を検討している状況ではございません。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今回、事業案として出てきたのが私立だったということで、公立も、もちろん塩竈市としては民間にという形で、今後、計画はしていると思うんですけれども、できるところはやっていったらいいのかと思って、こういう質疑をさせていただきました。

関連してのお話なんですけれども、同じくこども家庭庁のページを見ていたら、令和8年か

らこども誰でも通園制度なんていうものを実施すると、導入を計画していて、現状でも150ぐらいの自治体で、今、試験的に実験しているという話なんですけれども、その点、塩竈市としては、対応する考えはあるのかとか、その辺りを伺いたと思います。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今、塩竈市では、3か所で、誰でも通園制度というのは、保育所に通っていないお子さんについて、いつでも受け入れますという制度ですが、それに同様の制度として、今、一時預かりの制度ということで、うみまち保育所や、あとは民間施設を含めて、3か所で、今、一時預かりということをやっておりますので、まだ現状、誰でも通園制度の中身も、今、実証実験の段階でございますので、来年度は一時預かりをしっかりとやっていて、国の実証試験の結果等を踏まえて、導入については検討していきたいと考えております。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。まずは一時預かりでということで、うちも大変お世話になっておりますので、ありがとうございます。

続きまして、資料No.15の26ページ、塩竈市敬老金等支給条例の一部改正について伺いたと思います。

私としても、この条例ができた当時と現状、今というのは、社会的な状況が大分変わってきているというのは、理解しているところでありますので、今、77歳でというのも、理解はするところではあるんですけれども、この実際の説明書を読んでいく中で、ちょっと気になったところが何点かありましたので、伺いたと思います。

まず、概要として、概要の最後のほうに、生活実態に合わせたサービスへの転換が必要とされていますというお話があったんですけれども、これを転換する必要があるとは誰が言っているのか、そこを伺いたと思います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 失礼いたします。生活実態に合ったサービスについての要望というか需要というところを、どのように捉えているかというところかと思えます。

1つは、令和4年度に実施いたしました第9期の介護保険事業計画のアンケート調査の中でも、見守り等のサービスの需要が多い状況にありました。

また、令和5年度の9月から12月にかけて実施しましたアンケート調査のニーズからも、（「もっと大きくしゃべって」の声あり）はい。敬老事業アンケートの調査結果からも、生活、

交通や見守りサービス、そういったものの要望が高かったというところから捉えております。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。僕は、行政で取るアンケートに対して非常に不満がありまして、よくこの状況から、このアンケートから、そういう結論を導き出すなというのが結構多々あります。今、ページは、通知、発信させていただきましたけれども、この敬老祝金に対するアンケートを見ても、まず、これだけの母数で本当に正確性のあるアンケートになり得るのかというところから疑問が始まり、さらには、今、高齢福祉課長がおっしゃっていたのは、多分設問の5の(2)というところですよ。この次か、(3)番の敬老金についてというところを多分根拠にされているんだと思うんですが、敬老金を要る要らないという話と、ほかの支援サービスを要る要らないという話の関連性というのは、この中には全くない。それを転換する必要がありますというのは、拡大解釈が過ぎるのかと思っておりますけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○小野委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 こちらの今回させてもらったアンケートにつきましては、まず、敬老記念品に対するアンケート、あるいは100歳の長寿祝金に対するアンケート、88歳、77歳の敬老金に対するアンケートということで、3つの内容になっている状況でございます。

こちらの記念品に関するアンケートに関しましては、現状でよいが27%で、廃止してよい、あるいは対象年齢を上げる、あるいは代替のものということで代替を求める意見が66%と、非常に高いという状況でございます。あるいは長寿祝金、敬老金、こちら100歳の部分でございますが、こちらに関しましては、現状でよいという意見が非常に多く、6割ぐらいの意見がある状況でございました。一番内容的に、今回の見直しの内容にも関わってくるところでございましたが、この88歳敬老金、あるいは77歳の敬老金についてのことでございましたが、確かに現状でよいが39%ある中で、そのほかの意見、例えば縮小するが27%、廃止してよい、あるいは現金でなく記念品だとかの見直しを求める声が非常に高いというところで、こういった見直しを求める内容ということで受け止めさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。見直しというのは、全体を見ればそうなのかもしれないで

すけれども、じゃあ、今、最後に福祉子ども未来部長がおっしゃった88歳の敬老金と77歳の敬老金の部分に関して、要するに縮小するという、どうしたいのか取りづらい設問というか、あれをつくってしまったところに多分問題があるんですよ。今回、市として取った対応としては、77歳のほうは廃止ですよ。88歳のほうを残している。どこにも縮小するというところには、廃止というのは入っていないんです。ここで、88歳と77歳をまず一緒にしてしまったことで、せっかくのアンケートを取っているのに、その有効性というか、信頼性が全く取れなくなってしまっている。これを根拠にこの事業をこういうふうにしましたと言っても、全然説得力がないというのが現状だと思うんですけども、その点をお伺いしたいと思います。

○小野委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 88歳、77歳、確かにこちらに関しましては、別々に取れば確実な住民の方からの意見・声が聞けるというところで、確かにこのアンケートの設問の在り方については、ちょっと曖昧だったのかも考えてございます。

ただ、しかし、そのほかに、もともとの見直しの背景にある話としては、こちらは、昭和47年、開始してからもう五十数年たっている状況で、当時の時代背景といたしましては、40年代後半の男性の平均寿命が69歳、女性が74歳ということで、77歳にまで到達もしていない状況。ただ、今現在、令和5年現在では、男性81歳、女性が87歳ということで、そちらの77歳等に平均寿命として超えている。ただ、88歳に関しましては、まだ到達していないというところで、こちらのところを合わせた判断として、77歳の見直しということでご提案させていただいた状況。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 そこが、無理があるんですよ。市としては、どうしても一括のものだと考えてしまうんですけども、実際、これを受ける側としては、一人一人ですよ。そうすると、アンケートで自分は、減らすぐらいでもいいかもしれないけれども、なくなるのはなとってアンケートをやったのに、市として、十把一からげにしてやめですとなってしまうのは、アンケートに答えてくれた側に対しても、非常に失礼な内容だと思っています。なのでここは、今回、僕も変革の必要性というのは、もちろん最初のところで認識はしていますという話はさせていただいたんですけども、その根拠となるアンケートの取り方が、非常にまだ未熟というところと、そこをちゃんと根拠として取れる形のものを作ってほしいというのが、僕としては願

い、今後のこともあるので、そこはしっかりとやってほしいと思います。

これに関連してもう一個伺いたいんですけれども、今回、代替案という形の表現になってしまっているんですけれども、ほかの見守りの事業をやりますというお話が併せて出てきていると思います。そうしたときに、まず、敬老祝い金として対象としていた方々、対象の77歳の方、88歳の方、100歳の方と、今度、新しい見守りパッケージの中での事業で対象となる方、その対象の範囲にずれが生じてくると思うんですけれども、そのずれがどれくらいあるのかというのを教えていただきたいと思います。

○小野委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 すみません。今回、77歳あるいは88歳の方に関しましては、その年齢に到達した方全ての方が対象ということで、今回、見守りに関しましては、あくまでも任意のご希望される方ということで、今現在としては、実際の数としては、違いの想定を、今、手元には持っていないんですが、大分開きがあるのかということでは認識しております。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。大分開きがあるという話があって、もちろんお金の面だけではないんです。この件を考えていく中で、言ってしまうと77歳がまず廃止になるという話になると、77歳の方で、ある程度、比較的健康的にお過ごしの方というのが、まずこの代替案からも対象外になってしまう可能性が高いわけですね。ということを見ると、その人たちに対するフォローはどうしたらいいんだろうかというところが、多分、議論しなきゃいけないところだと思っています。僕は、施政方針に対する質問で、冒頭、予防事業の話もさせていただきました。今後、どんどん増えていく市の財政、社会保障関連費の適正化というところを考えていったときに、いかに健康で長くお過ごしいただくのかというのが重要になってくると思いますが、そこに対してのサポートというのを考えずにやっていって本当にいいんだろうかというところが、疑問に思っているところです。WHO（世界保健機関）の話を出しますと、2023年の日本の男女の平均寿命と健康寿命の差は、男性だと約9年、そして女性は約11年です。要するに、この9年、11年というのをどれだけ縮めるかが、社会保障関連費の適正化には重要かと思うんですけれども、今回、代替案として提示された事業というのは、ここに貢献するものになっているのか、そこを伺いたいと思います。

○小野委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 今回、提示させていただきました77歳の方へのフォローということ

でのご質疑でございます。ただいまご質疑いただきました77歳の方に対する祝金に関しましては、年齢に到達した方、全ての方に対する支給ということで、全ての方に対する支援制度になります。今後に関しまして、その見守り、ここに代表的なものとして新たな事業、あるいは事業を拡大するという、見守り事業、パッケージ事業を提案させてもらっていましたが、実際、これだけで何でしょう、高齢者、77歳以降の方に対して支援する内容ではなくて、ほかのところにも提案させていただいておりました。例えば、保健介護の一体的な事業だとかということで、ハイリスクだけじゃなくて、オペレーションアプローチということで、一般的な大多数の方に対する支援、こういったものなんか非常に重要でありまして、健康診断なんかでしっかりこういった相談を受けたり対応をすることによって健康寿命を上げていくというのが、これからまさしく本筋の流れで、平均寿命以上に非常に重要な課題であると捉えている状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その他の事業というと、結局どの範囲だか分からなくなってしまうんですけれども、先ほど、小高委員の質疑に対してたしか本多部長がお答えしているかと思うんですけれども、あれか、100円バスのところの話で、ほかの事業で何とかサポートしていきますという話がありましたけれども、じゃあほかの事業としてどんなメニューが用意されているのか、それが本当に、今回、今まで受けていたサービスを受けられなかった人がちゃんとフォローされる状況にあるのかということところは、しっかり精査していただいて、なるべく抜けがないようにやっていただかないと、こういう事業を変えたことによって、より大きな財政出動が必要になるということは、本当に起きると思います。ここは、重々ご注意くださいと同時に、もしこの敬老祝金を変えとしても、多分、内容としては、この代替事業じゃないなというのは、僕としては、正直思っています。まず、代替という形もおかしいだろうというのもあるので、この条例に関しては、僕ら会派として考えているところとしては、もう少し継続としながら検討を重ねる必要があるのかということところを、最後に申し添えさせていただきたいと思います。

続きまして、同じ資料No.15の56ページです。

こども家庭センターの設置について伺いたいと思います。

今回、こども家庭センターの設置をしますという話なんですけれども、対象の子供の年齢も

大分上がりますという話なんですけれども、具体的にどこに何をするのか、もう一回だけ簡単に教えていただきたいと思います。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 こども家庭センターについてご質疑をいただきました。具体的にどこにどのようなというご質疑でしたが、具体的には、こどもセンターという機能を子ども未来課に持たせるということでございまして、具体的な対応といたしましては、壱番館の1階に総合窓口をつくらせていただくという形になります。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。理解しました。内容がまだあるので、確認だけにさせていただきます。

続きまして、同じ資料No.15の68ページをご覧ください。

中心市街地のにぎわい創出事業からシャッターオープン・プラス事業について伺いたいんですけれども、シャッターオープンを利用される事業者としては、主に飲食店の方が多いのかと思っています。飲食店って、そもそもは入れ替わりが激しいというか、10年も20年もやっているところというのはなかなか多くない、もしくは、そうなればもうほぼ無敵みたいな状況でやられているところが多いかと思っています。そのような飲食店というのがメインになっている中で、シャッターオープン・プラス事業を使うと、例えば一般的な統計よりも定着率が高まりますとか、そのような事業の評価として値する結果というのは出ているのかどうか、伺いたいと思います。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 シャッターオープン・プラス事業につきましての成果という部分かと思っています。シャッターオープン・プラス事業は、これまで15年間やってきておりまして、45店の商店というか、事業者の方々に支援を行ってまいりました。そのうち10店が廃業したという状況でして、廃業率としては、15年間ですけれども22.2%となっております。その中で、一般的な話になりますけれども、1年後の飲食店の廃業率が30%ぐらいということも言われている中ですので、残っているというか、継続できているお店は、多いほうではないかと思っています。また、直近1年間でも、昨年、令和4年度、5店のお店を支援させていただいたんですけれども、こちら全て皆さん継続されておりますので、うまく使われて、事業の継続に

貢献を少しはできているかと思っているところです。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちなみに、加えてご質疑したいんですけども、一般的よりは定着率というか、廃業する率が低いですというお話をいただきました。この事業の内容を見ていくと、イニシャルコストの部分で大分投資します。それから、その後の家賃とかも補助していきます。3年間にかけてやりますという話で、結構手厚い保護というか、サポートなのかと思っているんですけども、なので、ある程度、お金を市としても出した上での事業だと思っています。廃業されないというのが一番なんですけれども、その効果を高めるためには、ほかの支援は何か考えているのか、その部分を伺いたいと思います。

○小野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 効果を高める支援につきましてお答えいたします。

今のところ、この中心市街地の活性化のにぎわい創出事業として一緒に行おうとしておりますのが、商人塾の事業になっております。こちらは商業者の方々を対象に、例えば時代に合ったツールの使い方であったりノウハウを学べる機会の提供ですとか、ディスプレイとか、幅広く毎年、テーマを変えて、商店主の方々を支援、勉強をしていただく機会として実施しております。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。開業してからもある程度長く続けるためには、多分サポートというのは必要だと思いますし、長く続けば、それだけユニークな個店が塩竈はたくさんあるよねという特徴にもなると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いてです。

資料No.15の77ページです。

社会教育施設指定管理者管理運営事業についてということで、こちら4つの施設を一括で、公募型プロポーザルで、たしか業者を選定するという内容だったと思います。今回の資料を拝見すると、僕が聞き逃していただいただけかもしれないんですけども、以前のご説明だと、4つまとめると、スケールメリットとか連携とかが図れますというお話だったと思うんですけども、

ども、今回の資料を拝見すると、指定管理料が4つの施設でばらばらに出ていたりとかするわけなんです。そこで伺いたいんですけども、この事業費として3億2,000万円計上されているわけなんですけれども、市として運営している状況から、今回、指定管理したことによって、まずどれくらい費用面で軽減が図られたのか、確認したいと思います。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 令和6年度の指定管理料3億2,038万4,000円でございます。こちらの部分は、計上してあります経費からの市で負担すべきものを引いたものでございまして、そちらも同じよう形で令和5年度も同様に計算しますと、ごめんなさい、差引きですと、1,402万3,000円高い計算になります。ただ、こちらには、人件費で総務費や教育総務費に計上されていた部分、2,256万2,000円がございまして、それを差し引きますと、年間で224万7,000円、5年間で1,123万5,000円の削減が図られるという形になってございます。実は、さらに開館時間の延長、それから開館日の増もございまして、金額的メリット、経済的メリットは、これよりも大きいと考えております。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね。サービスの向上というのも多分図られるべきところではあるので、単純に金額だけではないんですけども、多いのか少ないのかは、判断がしづらいところはあるんですが、了解しました。

ちなみに、たしか9月の定例会の中で、この4つの施設の連携が図られるみたいなことをご説明いただいたと思うんですけども、このように4つばらばらに指定管理料とかを示されると、どうしてもただ個々にそれぞれが運営してしまうのかという印象を受けてしまうんですが、この4つをまとめて、今回、公募型プロポーザルになるということなので、相手からの提案もあったと思うんですけども、4つを連携してどういうことをしていくのか、そこを伺いたいと思います。

○小野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 まず、この指定管理料がばらばらに書いてあるのは、あくまでも市としての予算の持っていく方でございまして、相手方のしおがま・みらい共創パートナーズとの協定の支払いの中では、特に分かれているものはございません。向こうの提案でも一括の金額で来ておりますし、うちの支払いも一括になります。

あくまでも我々の予算組みの関係上、こういう形になっていることを、まずご説明させていただきます。

それから、4施設一体の考え方はすけれども、まず提案であったものは、柔軟な人事配置、各施設から各施設へ移動する形になりまして連携を図る、それから一括した広報職員の配置、統括した形で広報する職員を配置し、4施設を見て、何といたしますか、そういった形で統括する職員も置くという形になっております。また、あと、事業連携という形でも提案いただいておりますので、いろんな民間の考え方を生かした、そういった施設運営をしていただけるものと考えております。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。4つの施設で人員を適正に配置すると考えると、結構、人件費というのは削減されそうな気がして、大きくそこが予算にも出てくる気はするんですけれども、その分を多分サービスの向上にきっと振ったんだろうと期待して見ていきたいと思っています。

続きまして、資料No.17の8ページです。

こちらは、職員の時間外勤務の話なんですけれども、多くの委員からも質疑があったと思うので、ちょっとだけ視点を変えてお話をさせていただきます。

経済産業省が2007年から健康経営優良法人認定制度というものを行っていると思います。この経済産業省の調べによれば、昨今の学生もしくはその親御さん、保護者の方の企業を選ぶときの重要な視点として、働き方や健康に関して配慮しているかというところが非常に大きなウエートを占めています。どちらも、保護者の方も、就活生にとっても、一番重要視しているという結果になっております。そのほかに、安定しているとか、福利厚生がしっかりしているなんていうのも出てくるわけなんですけれども。そのようなことを考えたときに、塩竈市、今、残業をなるべく減らすように努力していますというお話は、前段、伺いました。

そこで伺いたいんですけれども、今後、そのほかの部分、健康経営優良法人認定制度、別に認定を取るかどうかという話ではないんですけれども、その中の項目としては、例えば労務管理、これはやっています。あとはメンタルヘルスの対策とか、ハラスメント対策とか、様々、塩竈市として取り組むときも参考になる事例は、多々あるのかと思うんですけれども、塩竈市としては、例えば健康経営優良法人認定制度のようなもので決められているような項目、こう

いうものを積極的に進めていくと、そういう考えがあるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○小野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 健康経営優良法人ということですが、何か最近では自治体も、少ないですが認定されているところもあるようですので、まずは、そちらを参考にしていきたいと思っております。

本市におきましては、先ほどちょっとお話にもありましたメンタルヘルス、こちらについては、外部ですが、そういうメンタルヘルスの研修会への参加ですとかを促しております。また、最近、この本庁舎の4階に休憩室を整備いたしまして、職場環境、福利厚生の実現なども、今後も図っていきたいと思っております。また、今回、提案させていただきましたテレワークや時差出勤も、今後、考えていきたいと思いますが、そういうものでワークライフバランスの実現に向けて努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。時間がなくなってきた、いよいよ隣の人が出てくるんじゃないかと思っているんですけども。先ほど、自治体も健康経営優良法人として認定されてきましたというお話がありました。自治体も、言ってしまうと一つの大きな企業です。その中で、なるべく優秀な方々に職員として入ってきていただくということを考えると、こういう認定制度みたいなものを取って、そこでアピールをしていくと。うちの会社は、うちの自体は、とてもいい活動をしている、職員にも優しいんですということを訴えることも必要なのかと思うんですけども、その点、どうお考えなのか、伺いたいと思います。

○小野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 今、お話しいただいたような事例をぜひ参考に、本市としても、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それでは、次の質疑に行きます。

最後、資料No.17の11ページです。

旧100円バスのお話です。

この地域公共交通会議の議事録を見てきました。我々も100円がいいのか、150円がいいのか、いろいろお話はさせていただいたことはあったんですけども、今回は予算ということなので、別の視点から伺いたいと思います。

今回、この地域公共交通会議というところでの会議を一つの根拠に、150円という方向で移行をしていると思います。その中で、前段、本多部長からも、ここが意思決定機関だというお話が昨日ありましたが、今日の答弁の中では、あくまで合意形成機関であって、事業実施主体、そして決定者は市であるということがご答弁の中にありましたので、そちらを信用したいと思っているんですけども、この意思決定、合意形成のプロセスが、非常によろしくないというのが、僕としての疑問点です。これを本当に根拠にしていいのかというのがあります。

その理由としては、幾つかあるんですけども、まず、皆さん、この議事録を見ていただくと分かるんですが、各委員の発言内容はあるんですけども、事務局が何を説明したかが全く書いていないんです。事務局の説明を基に発言をしていると思いますので、その部分がないと、これを議事録として見たときも、話が読み取れないという内容になってしまいますので、ここは、あくまで改善をしていただきたいというところなんですけども、そこを改善していただけたらと考えております。

あと、内容を見ていくと、市としての提案というものを、どうしても、どう見ても、押ししていきたいという意思が見えて、せっかくいろんな委員たちから、例えば都市計画をもうちょっと考えてみたらどうかとか、観光のことを考えてみたらどうかとか、様々なご意見がある中でも、なぜか最終的には、こっちの価格にお話に移ってしまうという不思議な状況がここから見取れるわけなんですけども、果たして会議を開いて、各委員たちの意見というのはちゃんと取り入れているのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○小野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長兼危機管理課長 委員が、今回、資料要求いただいたのが、第3回目の議事録ということになります。当然、この会議は3回ほど開いておまして、1回目からは、今の塩竈のしおナビバスの現状から始まりまして、2回目には、今後の運賃というか収入見込み等のプロセスを踏まえての3回目ということになりますので、いきなりこの3回目の議論から誘導したように誤解を覚えると思いますが、ちゃんとした3回目までのプロセスを踏んで説明をしているということになりますので。なお、ただ、ここに出されたこの意見については、これで終わりではないので、今年度もまた開きますし、来年度以降も継続して地域公共交通会議を開催

してまいりますので、いただいた意見のフィードバックというものをしっかりやっていきたい
ということは、この場で説明させていただければと思います。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。僕は、第1回目のも見て、1回目に大きな方向性の転換が
あったので、そこをお話しさせていただいてところです。僕も、様々、こういう委員会とかに出
席したことがあったんですけども、どうしても市の方向が決まっているところがあるので、
そこは皆さんの参加者のためにも、ちゃんと公平な委員会、協議会にさせていただきたいと思
います。

以上です。

○小野委員長 先ほどの土見大介委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、
子ども未来課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 先ほど土見委員からご質疑のありました子育て支援セ
ンターの日曜開館委託事業についての記載ページでございます。資料No.11、103ページ、第12
節委託料1億7,289万6,000円のうち、事業運営管理委託料事業料のこころん委託料、日曜開館
148万4,000円となっております。答弁が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○小野委員長 お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1、一般会計については、これで質疑を一応終
了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、審査区分1、一般会計についての質疑は一応終了いたしました。
さらに、お諮りをいたします。

本日は、これで会議を閉じ、28日午前10時より再開し、審査区分2、特別・企業会計につい
ての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、2月28日の審査区分2、特別・企業会計の審査については、所管の部課長の出席をお
願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 2 7 分 終了

塩竈市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定によりここに署名する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

令和 6 年度予算特別委員会委員長 小 野 幸 男

令和 6 年度予算特別委員会副委員長 鈴 木 新 一

令和6年2月28日（水曜日）

令和6年度予算特別委員会

（第4日目）

令和6年度予算特別委員会第4日目

令和6年2月28日（水曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（特別会計・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
病院事業管理者 福原 賢治	技監 鈴木 昌寿
総務部長兼 危機管理課長 本多 裕之	市民生活部長 高橋 五智美
福祉子ども未来部長 長峯 清文	産業建設部長 草野 弘一
上下水道部長 鈴木 良夫	市立病院事務部長 鈴木 康弘
総務部 政策調整管理監 末永 量太	産業建設部 次長兼水産振興課長 鈴木 陸奥男
総務部 財政課長 佐藤 涉	市民生活部 税務課長 志野 英朗
市民生活部 保険年金課長 布施 由貴子	市民生活部 浦戸振興課長 菊池 亮

福祉子ども未来部
高齢福祉課長 山本多佳子
上下水道部
業務課長 渡辺敏弘
上下水道部
下水道課長 佐藤寛之
市立病院事務部
医事課長 庄司晃
監査委員 菅原靖彦

福祉子ども未来部
健康づくり課長 阿部公一
上下水道部
上水道課長 熊谷孝行
市立病院事務部
業務課長 平塚博之
総務部
総務人事課総務係長 石川宏

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤和広
議事調査係主査 工藤聡美

議事調査係長 石垣聡
議事調査係主査 梅森佑介

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから令和6年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、おおむね30分以内となっておりますので、ご協力お願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

志賀 勝委員。

○志賀委員 おはようございます。会派かいしんの志賀です。

令和6年度特別会計及び企業会計の予算審議のため、質疑をいたします。

まず、市立病院事業会計について、施政方針でも示された重点課題の一つでもあり、地域医療については、現在、宮城県では、関心が高まっております。

そこで、ご質疑いたします。

資料No.17の2の27ページをご参照ください。

市立病院事業会計への一般会計繰入金の推移という資料を見ているんですけども、捉え方なんです、下から3行目です。この実質的一般会計負担額というのが、一応一般会計からの持ち出し分という捉え方でよろしいでしょうか。

○小野委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 それでは、繰入金の内容について、ご説明させていただきます。

下から3段目、実質的一般会計負担額ということでのご質疑でした。

こちらは、通常的一般会計繰入金の総額としては、一番上の金額になっています。そこから、先ほどの下から3段目の1段上、交付税算入額というのがございますので、そちらを引いた分が、実質の一般会計からもらう負担額ということで載せさせていただいております。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうしますと、現状、大体3億円の一般会計からの繰入金が存在するというので、今、塩竈市の市民、約5万人で捉えた場合、1人6,000円程度負担しているような状況になっている

かと思えます。

一応この塩竈市1人当たり6,000円の地域医療に対する経費負担というところを、今後どのように市民の方々にご理解いただくという構想を持たれているのか、ご回答をお願いします。

○小野委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 市民1人当たりの負担額6,000円ということで、基本的に一般会計からもらう繰入金ということですが、基本的には、独立採算でやるというところは、多分当然のことかと思えます。その上で、収入をもって充てられない経費というのは、当然出てきます。救急であったり、そういう部分、建設改良費の元金償還金とか、元利償還金とかという、そういう繰出金として総務省、国から認められている経費、それに関しては、まず、繰出基準としてもらうというところがございます。

基準外としてもらっている部分もございます。小児医療ということで、やはり市内小児科の部分、小児医院が減っている状況もありますので、こういうところを政策的医療としてやっている部分として、現状として頂いている部分というところで、大体4億8,000万円から大体5億円近くということになってしまっているというところは、現状ということですので、そちらをもらいながら、そちらへ反映していくということであるのかと思えます。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

経費的な部分に関しては、今までずっと負担してきているものなので、これは、塩竈市に住んでいる以上、私個人的な意見からすると、大切な設備、施設だと認識しております。

ただ、問題は、これから塩竈市立病院の在り方ということが、施政方針にも文章として出てきております。その在り方の部分について、これから病院の建て替え、こちらの話にしても働いている方に対するモチベーションの向上であったり、地域医療に対する利便性であったり、福祉とか、そういった部分の中核として存在していくということは、理解しているんですが、塩竈市で市立病院を持つということについての意味というのをもう少し詳しく、メンタル的な部分なのかもしれないんですけども、もしあれば教えていただければ。というのは、これから市民の皆様到我々議員として、しっかり市立病院の存在意義について、ご説明しなければいけないですし、ご意見をお聞き取りしなければいけないので、そこを何か教

えていただければと思っております。

○小野委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 お答えいたします。

塩竈市は、民間の医療機関が非常に多くて、医療の充実した地域と、多分皆さん、認識されているんだと思います。私もそれでいいと思います。

ただ、例えば、新興感染症の新型コロナとか、こういうものは、例えば、夜間の検査機関は、民間ではできません。クリニックではできません。それから、長期のお休みのときなども市立病院の役割は、非常に高かったんですよ。それから、小児医療とか、それから、在宅医療なども塩竈市になくてはならない医療なんですけど、ここが、民間の医療機関で足りないんです。そこで、我々の病院が、この機能を担わせていただいているということになります。

ですので、問題は、今、委員からお話があったように、これらの医療は、塩竈市民だけに対して行っているのではなくて、近隣の町や市からの患者さんもたくさん受け入れているので、そういうところとの連携も今後は必要になっていくんだろうとは思っております。

以上です。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これは、もう大事な視点なので、病院事業管理者からは、こういうご答弁、市当局からの見解を言わせていただいたほうが、今後の議論のいろんな一つの皆様方にもきっかけになるだろうと思っております。

市立病院ができた当時の塩竈市、もしくは、その周辺の環境と現在の塩竈市の自治体力、もしくは、それに付随する周辺の自治体の皆様方との関係が、人口にしても財政力にしても大幅に変わってございます。そういった中であって、今、県でもいろいろ問題になっていきますけれども、病院の在り方については、このまま地域医療としては、絶対に必要だということ、当然市も認識してございます。

ただ、その一方で、今の規模の市立病院を塩竈市単独で維持できるのかどうか、この辺の議論ももっと深める必要があるだろうと思っております。人口が、1万人以上減っています。税収も最高で75億円あったものが、今、58億円。この中であって、周辺の自治体の皆様方にぜひ市立病院の在り方についてもご協力いただきたいとは思っておりますけれども、自治体病院の経営について、やはりどんな自治体でも、こういってはあれですけれども、赤字になる幅が、どのぐらいあるかという、その危険度は、皆さん、承知しているんです。ですから、そ

の辺のところをどのような形で我々が認識をして、今後の市立病院の在り方について、考えていくかということは、大いに議論する中身が相当数あるだろうと捉まえておりますので、この辺については、ぜひ議会の皆様方にも今の状況と過去から来る歴史の状況と、今後の状況をぜひご議論いただきながら、アドバイスをいただきたいと思います。

それと、最後に、間違いないようにお伝えしておきますが、市役所と市立病院の建て替え等々の問題が、今、まさに起きていますけれども、市立病院について、後回しにするということではなくて、あくまで緊急防災・減災事業債、これを市役所の庁舎の建設の中に、優位な起債ですから使いたい。そういう状況の中で、後回しにするのではなくて並行的に考えるけれども、その中でも優先的に緊急防災・減災事業債を使える市役所のほうに力を入れていく必要があるだろうと市役所としては判断したので、その辺のところもぜひご理解をいただきながら、ご議論いただければと思っております。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

私もしっかり知識を蓄えて、市民の皆様の声をまず聞くというのが、一番大事なことだと思いますので、しっかり聞いていきたいと思っております。

では、次の質疑に移ります。

次は、資料No.11の235ページ、交通事業特別会計のところから、決算のときにもちょっとお伺いしたんですが、もう一度整理をさせてください。

下から見ていくと、需用費、区分のところです。燃料費と修繕料というところに、大分大きい予算がついているんですけれども、見てのとおり、恐らく燃料費ということは、船の燃料代ということよろしいでしょうか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 燃料費の件でのご質疑でございます。

今、3隻船を所有しておりますが、燃料としては、重油と軽油を使っております、そちらの燃料費ということになります。

以上になります。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

軽油と重油というお話なんですけれども、これは、船、うらとの89人乗りが、平成18年です。

しおねの99名乗りが、平成30年。しおじ、一番大きい船です。260名、これが、平成元年ということで、燃料の区分でいくとどれに何を使っているんですか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 しおじうらとが、重油になります。しおねが、軽油ということになっております。

以上になります。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうすると、古い船のほう为重油を使われているということでもよろしいでしょうか。

それに関わって、また、この修繕料というところについてもお伺いいたします。

修繕料というのは、今回は、また2,000万円ぐらい計上されているんですけれども、どういった修繕内容になるのでしょうか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今回の修繕費につきましては、3隻とも中間検査の部分で浄化したときに、そのときにいろいろ修繕するところがある場合に修繕をかけるところなんですけれども、今回、特徴的な話なんです、うらとにつきましては、エンジンのオーバーホールをする予定になっておりまして、それで若干高くなっている、そういう状況でございます。

以上になります。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

ちょっと私が、前回の決算特別委員会のときにお伺いしたときに、実は、しおじのことが、すごく気になっておりまして、平成元年式の、特に重油を使っているエンジンということで、恐らく常識的なところでいくと、大分もう部品とか、そういったものもなくなっているとか、修復が難しいとか、いろんな問題があるのではないかと思います。ここに来て、また燃料代の値上げとか、大切な事業なんですけれども、その経費の部分をやっぴり見過ごすわけにはいかない時期が、間もなく来るのではないかなというところで、令和6年度の予算ではあるんですけれども、今後、どういった見通しでしおじのことを考えているのかというところが、もし、何かあればお聞かせください。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長　しおじなんです、確かに平成元年ということで、もう30年以上経過しております。令和7年度に今度、車でいう車検みたいな感じの定期の部分があるんですけど、そこでどうするかというのをちょっと判断があるかと思います。

今、経営健全化の審議会を立ち上げていまして、その中で、船舶の体制も議論するようにはしておりますが、我々としては、2隻がいいのか、3隻がいいのか、2隻体制で回せるのか、そこら辺のコスト計算とかもいたしまして、審議会で議論していきたいと思っております。

以上になります。

○小野委員長　志賀委員。

○志賀委員　ありがとうございます。

なかなか新造船というのも現実的ではないのかというところは、あるんですけども、ただ、今、時代背景でいきますと、恐らく発注してから実際に稼働するまでの時間的な猶予、リードタイムを考えると、その令和7年度点検まであと1年です。ここら辺は、ちょっと十分に検討していただいて、情報をいただきたいと思っております。

では、次の質疑に移ります。

お待たせしました。魚市場を聞きます。

それでは、資料No.11の286ページです。

雑入のところですか。排水処理料について、お伺いいたします。

これは何でしょうか。

○小野委員長　鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長　それでは、287ページ、雑入にあります排水処理料について、お答え申し上げます。

こちらにつきましては、市場で使用いたしました際に発生します下水道の使用料、こちらの受益者負担分といたしまして、卸売機関から32.1%ご負担いただいております。こちらを雑入という形で予算を算出させていただきます。

以上でございます。

○小野委員長　志賀委員。

○志賀委員　同じ資料No.11の291ページ、こちらに下水道使用料、これが、1,200万円計上されているんですが、これとの関係性は、どうなっているのでしょうか。

○小野委員長　鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答えいたします。

291ページにございます下水道使用料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、魚市場施設で排水処理に必要な下水道使用全体の使用料ということで、歳出で組ませていただいているという金額でございます。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうしますと、1,200万円かかっているうちの600万円をご負担いただいているというところなんですが、市場の使用用途を考えると、実際にかかっている下水道料金が、大分多いような気がするんですが、そんなことはないでしょうか。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

歳出の部分につきましては、実際に今年度決算見込み、昨年の決算額を踏まえた歳出の部分をご組ませていただいております。

歳入につきましては、当初でございますので、昨年同様、当初予算で設定させていただいた32.1%という金額で試算をさせていただいておりますので、そこで、先ほど申し上げました実際この1,256万8,000円に対しての雑入の部分が32.1%になっていないというのは、事実でございます。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。謎が解けました。ありがとうございます。

それでは、続いて、その下の水揚漁船誘致対策事業の350万円について、お伺いいたします。

内訳でいきますと旅費等があるんですけれども、これは、こういった用途になるのでしょうか。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

291ページに事業内訳で記載しております水揚漁船誘致対策事業費350万円のうち、旅費につきましては、佐藤市長をはじめとします漁船誘致に係る旅費ということで、予算を計上させていただいております。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

市長自ら船主のところに行って漁船誘致をしていただけるということだと思いますので、今期もまだ、海のものでありますから、何が取れるか分からないですし、どういった船が塩竈市に来てくれるか分からない状況ですので、漁期前にいち早く行動していただいて、漁船誘致していただければというお願いをしたくて質疑いたしました。

もう一点、今回、資料No.15の64ページ、塩竈市魚市場リノベーション事業についてというところがあるんですが、一応こちらの今後の予定、実施スケジュールと施設利用の制限について、分かっていることがあれば、ご回答お願いします。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 それでは、資料No.15、64ページに記載がございます魚市場リノベーション事業の今後の方針等々について、お答え申し上げます。

まず、当魚市場につきましては、平成29年10月に竣工、供用開始させていただいておりますが、121億円の事業費に対しまして水産庁の補助金を活用させていただいたという経過がございます。今回、事業着手に当たりまして、水産庁にも協議を申入れさせていただきまして、デッキにつきましては、憩いの空間といたしまして、ベンチ、椅子などを配置し、眺望を生かした憩いの空間という形にリノベーションしていきたいと考えております。

さらに、おさかなミュージアムにつきましては、親子連れの方々を対象に、海や魚にまつわる図書を蔵書しながら、楽しく学べるスペースにリノベーションしていきたい。そうしたときに、こちらにつきましては、基本的には、来場者の方々にご利用いただく。さらには、今、我々、行っております市民の方々への魚食普及、この事業とコラボして、例えば、食であったり、例えば、デッキで召し上がっていただくようなといった部分も検討させていただいているという状況でございます。

こちらの周知方法につきましては、今後、まずは、市場施設でございますので、市場関係者の方々にもご意見を承りながら、さらに、利用いただく想定する団体であります幼稚園ですとか、保育所、さらには、小中学校、高校、こういったところにもお声がけをさせていただいて、利用促進を図っていきたいという考えを持っております。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そうしますと、一応4月から工事がスタートするという事なんですが、私、昨日もちょっと質疑したんですけれども、去年、みなと祭の花火大会のときに、上のデッキにお客さんに入っていて観覧していただいたんですが、もう今年以降は、そういった使用については、ちょっと難しくなるようなイメージですか。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 答え申し上げます。

資料No.15の64ページでは、更新実施箇所ということで平面図をお示しさせていただいておりますけれども、デッキの部分につきましては、広大な床面全てに椅子、ベンチというのは、なかなか予算的には、ちょっと厳しいかと思っています。

今後、今、お話をいただきましたみなと祭での観覧スペースにつきましても関係者の方々と意見調整させていながら、まずは、皆さんで楽しんでいただけるようなことを優先的に考えて進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと細かい話になるんですが、その広大な面積も当然理解します。テーブルと椅子を置くというのも理解できるんですけれども、可動式でやっていただけるんですか。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 答えいたします。

今回、整備に当たりましては、今、仲卸市場で雇用いただいております地域おこし協力隊、建築士の資格を有する方のご協力をいただきながら、仲卸市場との連動性、連携性という部分についてもこのリノベーションで進めていきたいと考えております。

実際に設置させていただく椅子、ベンチ等につきましては、今後、ちょっと調整をしていきたいと思っておりますので、ただ、海沿いにある施設でございますので、風が相当強いということがありますので、そういった部分も考慮した形での椅子なりベンチを設置させていただくことで想定をしております。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

風の部分と助成金、補助金でよくありがちなのが、移動できるものに使うなという制限が入

った場合に、固定していないと補助金対象外になるものもありますよね。そうすると、固定する場所をちょっと吟味していただかないと、先ほど言ったようなフリーで活用する場合に邪魔になる。要するに用途が制限されてしまう可能性もございますので、関係者協議の中で、そういった意見が出ればいいんですが、なかなかマニアックな話なので、一応この場でちょっとお話しさせていただきました。検討をお願いいたします。

次の質疑に移ります。

関連です。今回、市場の予算の部分についていきますと、水揚げの金額等々の設定もある程度予測でされてはいるんですけども、こちらだと、どういったデータを基にして予測、検討されたのか、お知らせください。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答えいたします。

資料No.11の285ページに記載しております魚市場使用料の関係かと存じます。

来年度につきましては、91億円の水揚げ相当を想定しました予算を算出させていただいております。ちなみに今年度につきましては、88億円。その根拠につきましては、直近5か年の平均、さらには、過去に策定いたしました経営健全化計画、こういったものを踏まえて、具体的には、昨年時114億円、それから、その前の年について、100億円を超えております。こういった現況を踏まえまして、上方修正させていただいたというのが、今回、お示ししている予算案となっております。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

近年の実績というよりは、統計的なところで、大分控え目な数値を設定されたのかと見ています。今年も順調に水揚げが推移することを祈念しております。

今日の質疑は、以上にいたします。ありがとうございました。

○小野委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私からも特別会計、企業会計で質疑させていただきます。

まず初めに、資料No.11の326ページ、認知症総合支援事業費でございます。

この予算額が、1,243万1,000円ということでここに書いてございますけれども、今、やはり65歳以上、5人に1人が、認知症になると推測されております。私の周りにも大変認知症の

家庭でお悩みの方が、多くいらっしゃるということで、今、塩竈市でも認知症の支援を本当に手厚くしていただいておりますが、この予算について、ちょっと質疑させていただきます。

ここで書かれている地域包括支援センター業務委託料という形で、委託料が書いてあります。その下に認知症初期集中支援チーム員業務委託料ということで、これも委託料で書いてありますけれども、この中身について、ちょっとお伺いします。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、認知症総合支援事業の資料No.11、327ページの委託料、地域包括支援センター業務委託料について、まず、お答えさせていただきます。

こちらは、地域包括支援センター及び市に認知症の専門というか、相談に応じる認知症地域支援推進員を配置して、様々な個別相談や地域への普及等を図っているものでございます。そちらの配置をし、相談をする業務としての委託料を計上してございます。

また、認知症初期集中支援チームでございます。こちらにもチーム員研修という特別の研修を受けた者が対応する事業になってございますが、初期というか、認知症の相談に応じたときに集中的に6か月間にわたり、チームを組んで支援するというところでございます。そのうち、これに計上しております42万3,000円の部分は、市内の総合病院に委託をいたしまして、サポート医という医師及び看護師にチーム員に入らせていただきまして、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員もチーム員として特別な研修を受けまして、それと市にも配置してございますそういったチームを組んで、短期集中的に行う部分の病院への委託料ということになります。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 おおむね分かりましたけれども、ちょっと分かるように、例えば、認知症になりました。家族の方が、認知症になって、どこに相談したらいいかという、まず、そこに入っていくと思いますけれども、その流れについて、その辺は、どういった流れになるのか、教えていただきたいと思います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症の相談についての流れということでございました。

地域包括支援センターで、まず、認知症というところに限らず、高齢者の総合相談ということで承っております。そちらに地域の方々が、ご家族も含め、相談するというところが、

多い状況でございます。

市に来た場合にも、地域包括支援センターに連絡するところがございます。地域包括支援センターで初期の相談を受けながら、介護のサービスであったりご家族の相談に乗ったり、また、先ほどのチームというものにつなげたりということをしていただきながら、それと、介護サービスにつながっても様々な支援が必要になりますので、サービスの事業者とも連携を取りながら相談を継続的にしているという状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 流れ的には、多分、分かりますけれども、まず、認知症に、家族がちょっと怪しいなという形になった場合に、まず、地域包括支援センターに行かれると思いますけれども、地域包括支援センターから、内容と、家族の方が行くわけですから、実際、認知症か認知症ではないかというのが分からないわけございまして、それが、相談窓口員が、地域支援推進員というんですか。そちらでお話を受けて、それから、この認知症初期集中支援チームにお話をつなげていくんですか。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症初期集中支援チームにつなげることもございますが、例えば、認知症の専門医療機関などの連携も進めておりまして、例えば、受診が可能な場合などは、そちらにおつなぎしたりすることもございますし、なかなか受診をできない場合、ご本人が望まない場合もあります。そういったところの部分で、チームが入ることが多いと考えておりますので、医療機関や介護サービスにつながる場合には、そちらにおつなぎするという状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

それで、家族が相談に行って、実際に認知症か認知症ではないかというのは、やはり誰が、先ほど専門医、専門チームがあるということでありましてけれども、その専門チームの方が、家庭に入って伺いして、それで対面でお話をされるのか、その辺、ちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症初期集中支援チームの場合にも初期相談としては、チームで訪問をして、福祉職、それから、医療職共同で、複数で訪問して、まず、ご本人にお会いしながらお話を聞き、そして、チーム員の会議の中で様々なアドバイスを得たりしながら、支援を6か月間継続していくというところになってございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、先ほどの委託料ですけれども、地域包括支援センターに今、約1,100万円です。認知症初期集中支援チームには、もう42万3,000円という形で、ちょっと大きい開きが、委託料に関してあるんですけれども、その辺というのは、やはりこの認知症初期集中支援チームというのは、そんなに動かないということなんですか。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 必要な事例が出た場合におつなぎしておりますが、介護サービス、医療機関におつなぎしたり、継続的になかなかつながらず、訪問したり、それから、介護サービスにつなげたりというケースのほうが多い状況ではございまして、地域包括支援センターのそういった業務というものは、多い状況にございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

それで、地域包括支援センターの専門とか、そういった認知症の方に対応するという事なんですけれども、塩竈市に地域包括支援センターの数が、結構あると思いますけれども、数的には、地域包括支援センターが認知症に対応する人数と、それから、認知症初期集中支援チームにどれだけの方がいるのか、その辺、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 現在の認知症地域支援推進員の配置でございまして、地域包括支援センターにつきましては、各地域包括支援センターに1名、それから、市の高齢福祉課に2名ということでございます。

それから、認知症初期集中支援チーム、病院への委託でございます。

認知症サポート医1名、それから、認知症初期集中支援チーム員としての看護師1名となっております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

本当に今、やはり認知症になる方が、先ほど言いましたけれども、もう5人に1人、65歳以上ですか。なる可能性があるという形で言われております。本年1月1日に認知症の基本法というのが、多分施行されたわけですが、今後、行政として支援を本当に手厚くしていかなければいけないのかと思います。家族が一番心配されるのが、独りで暮らしている高齢者の方だと思いますけれども、その辺の認知症になった場合の行政としての対応というのは、どのようにされるのか、それを教えていただきたいと思います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症のおひとり暮らしの方への対応ということでございます。

認知症の方でもご自分のご意思というものが、どこでどのようにお暮らしになりたいかというようなことがございます。高齢者の支援において、認知症の方に対しても同じように、まず、ご本人のご意思を聞きながら、ご家族のご心配もあります。そういったものを認知症初期集中支援チームに限らず、様々な介護サービス事業者や支援者、病院とその都度、会議をもって、チームで支援してまいります。浮かび上がったケースについては、チームで考えて支援していくという状況で今後も実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

本当にひとり暮らしの方が、例えば、認知症になった場合は、本当に周りの人が、やはり助けたいかなければいけない部分も多々あると思います。

この次の質疑に行きます。

資料No.11の329ページの上段の2つ目の認知症高齢者見守り事業費というのがございます。

この事業費の内容をちょっと確認させてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症高齢者見守り支援事業についての内容についてでございます。

大きく事業として分けますと、徘徊高齢者への支援としまして、はいかい高齢者SOSネッ

トワークシステム、それから、認知症高齢者等見守りQRコードシール活用事業などを実施しております。そのほかに地域の方々への認知症の普及や見守り体制の強化としまして、認知症サポーター養成講座を開催してございます。

また、先ほどご本人の意志というところもご説明させていただきましたが、認知症の方が、どのように思って地域で暮らしているのか、そういったこと、もしくは、どういった制度があるのか、そういったことのリーフレットを作成し、全戸配布をしたり、そういった事業を実施しております。

事業の内訳が、ちょっと細かく分かれておりますが、例えば、329ページの説明欄の4段目、認知症高齢者見守り事業委託料につきましては、この認知症高齢者等見守りQRコードシール活用事業の業務委託料となっております。その他リーフレットや講座につきましては、消耗品等で対応している状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

シールなどを今、つけている方というのは、多分私もあまり見かけないんですけども、塩竈市でこういった認知症、徘徊があった場合に、つけている方というのは、結構な相談も入っていると思いますけれども、どのぐらいいるんでしょうか。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 現在、この見守りQRコードシールをご活用いただいている方は、1月末現在で30名ということになっております。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ということは、やはり多くの方が、可能性があるわけでございますので、やはり告知も大切かと思えます。市役所の壺番館に行きますと、そのパンフレットがございましてけれども、そういった方が、このシールをつけて、家族の方が、つけるか、つけないかというのは、やはり嫌がる場合もありますし、やはり大事なことだと思いますので、そういった周知もしていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質疑に行きます。

資料No.14です。キャッシュ・フロー計算書の部分、10ページです。

水道事業でちょっと質疑させていただきます。

10ページのキャッシュ・フロー計算書にあります当年度の純利益が、239万5,000円という予算を組まれておりますけれども、これを見ますと、大分低い予算の純利益と思われませんが、算定になって計上されている理由について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○小野委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 10ページのキャッシュ・フロー計算書の部分での令和6年度の予定の部分の当年度純利益ということで239万5,000円という計上ですが、まずは、給水収益の落ち込みが、毎年ずっと続いております。今回、給水戸数ということで家を建てている数、建て直しとか、そういう新築部分については、増えているんですが、一方で、給水人口なんです、そのお宅に何人住んでいるかという部分もございます。その部分でいくと、塩竈市、多賀城市、私ども、多賀城市の一部も給水区域にしております。給水人口の部分で、今回、去年の11月に予算を立てる部分で試算していたところ、500人ぐらい自然に亡くなっている自然減ということで、お亡くなりになっている方がいらっしゃるようで、これが、過去を見ていっても300人から200人ぐらいずつ自然減しているような状況です。そうなる部分が、まず、1つ。

建て替えしている部分のお宅、一戸建ての住宅をそのまま一戸建てにするのかと思って見て回ると、市内の新築住宅というのが、2つ建ったり3つ建ったりということで、細かい家が建っている。それは、それでいいんでしょうけれども、実際のところ、その建て方の形態を見ますと、駐車場はあるけれども、庭がないということで、生活スタイルということで、昔だと一戸建てがあれば、庭を造って水をまいて、植木とかの管理もする部分があった部分もございます。ただ、今の生活スタイルだと車も洗車場で洗うのかどうかも分かりませんが、車も洗わないし、水まきもしない。そういう部分で、水の使用形態が、かなり変わってきているという部分を実感していますので、実際使用水量が、どれが、本当の答えなのか、まだ明確には分かりませんが、人口減も引張られた形で例年下がってきている。それで、今回、このベースで、まず、収入の部分は、組みました。

一方で、漏水修理工事、有収率分を上げていかなければならないという部分もございますので、一定程度の工事は、工事の費用を確保するという部分を見ますと、今回、少ない、ただ、プラスで239万5,000円という部分で、少ないですけれども、プラスの黒字で今回、予算を組ま

せていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

いろいろな原因があって、給水がだんだん減っているという形で、先ほどもありましたけれども、家を建てる場合の戸数も多分減っているという形です。今年度もそうですけれども、今年度は、2万6,413棟という形でやっています。昨年も同じぐらいはあったんじゃないかと私は、思います。収益も今年度と昨年と比べても、今回、少なくなるような感じはないような形なんですけれども、ちょっと私も決算のときの純利益を見たんですけれども、令和3年度は2億3,000万円ぐらいあったんです。令和4年度は1億5,000万円ということで、やっぱりマイナスになっているんですけれども、私、心配するのは、やはりこの純利益、このままいってどんどん減っていけば、赤字に転じてしまうんじゃないかと私は、思いますけれども、その辺は、いかがでしょうか。

○小野委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 確かにこのままいけばという部分はございます。

物価高騰関係で工事関係の資機材関係、燃料費部分も実際のところは、高騰している部分、何とか今、収益の部分でのみ込んでいる部分もございます。その部分も今後ちょっと検討の課題ということで、料金改定の在り方という部分を今後ちょっと部内、庁内でお諮りしながら、進めていかなければならないフェーズになってきたかと今、考えております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 それで、漏水なんかも私、いつも漏水の部分で質疑させていただきますけれども、やはり全国的にもこの漏水問題というのは、大きく今、取り上げられているという形で、この水道事業が、国土交通省の部分になるということでも聞いておりますので、もうぜひとも漏水対策は、やらなくてはいけない。また、本当に工事も水道事業も大変厳しいものになってくるかと思えます。

そこで、仙台市と共同の浄水場の整備を今、継続して、計画で今、実施していますけれども、その辺の工事は、令和6年度は、何か考えているのか、それとも、漏水の工事も何か大きく工事されるような予定があるのか、その辺、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

まず、仙台市との共同浄水場の件でございます。

こちらにつきましては、現在、仙台市との計画段階の部分でして、実際の工事につきましては、予定としては、令和10年度から、供用開始の令和18年度に向けて約10年間の工事になるんですけれども、それに向けての今、設計作業を行わせていただいております。

先ほどの漏水対策の件でございます。

漏水対策につきましては、現在、先ほどお話しいただいたように令和4年度の決算値で81.16%の有収率になっております。令和2年度だとマックスで87%まで上がったんですけれども、令和3年と令和4年の福島県沖地震の影響で、2年間で約6%下がってしまったというところで、現在、漏水修理工事については、日々頑張っているような状況がございます。

ちなみに、1月末の段階だと、昨年度の1年間の漏水修理件数を上回っている部分がございます。昨日の2月定例会の補正予算でも増額補正をお願いさせていただきまして、お認めいただきましたので、3月末まで、しっかり対応していきたいということで考えているところでございます。

今の状況でございますが、何とか2年間下げ傾向だったものが、上げ傾向まで来ているかなというところではあるんですけれども、なかなか回復に至っていないということで、ちょっと胸を張れるような数字ではない状況がございます。令和6年度につきましては、スタートダッシュというところであれですけれども、年度当初から修理にまた力を入れさせていただいて、有収率というところと年間の総量の割合になるので、年度当初に大分力を注いで、回復に努めていきたいと考えておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 本当に漏水対策は、重要になってくると思います。今回の能登半島地震においても漏水管が破裂したということで、やはり本当に6万世帯ぐらいが、1週間も断水になっていることも聞いております。そういった中で、いつ災害が起こるか分からない状態で、しっかりこの漏水対策もしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後の質疑ですけれども、市立病院の事業について、ちょっと確認させてください。

資料No.13の市立病院事業の11ページ。

ここにもキャッシュ・フロー計算書が載っております。これを見ますと、やはり当年度純利益が889万3,000円という形で、前年のをちょっと私も確認したんですけれども、172万7,000円という形で、前年度よりも700万円ぐらい増えている、増額されているんですけれども、この主な要因について、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 病院の純利益が172万7,000円から889万3,000円に増えているという状況でございます。

令和6年度の総括といたしまして、まず、医業収益ということで、入院収益でございますが、実は、看護師に頑張ってもらって、感染の特定認定看護師を採っていただいたおかげで、その分で看護加算というところで、入院収益に加算がつく状況があります。そのような状況がありまして、入院収益が、前年度から3,200万円ほど増えるような予定にしております。その辺のところ、収益としては大きなところでございます。

ただ、費用では、やはり会計年度任用職員の勤勉手当の支給とかというところがございますので、それを踏まえた上で、今回、計算させていただいた上で、889万3,000円の純利益が生じるという中身でございます。

以上でございます。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

前年度よりも、少し減少は、いろいろな問題があると思いますけれども、やはり一番前回、私も質疑したんですけれども、一時借入金も今まで本当に運営できるような体制になってきた、借りなくてもいい体制になってきたということで、これは、評価するものだと思います。今後、やはり市立病院の在り方として、一番は、やはり外来、そして、市民サービスと私は、思いますけれども、この市民サービスに対して令和6年度というのは、どういう取組をされるのか、その辺、ちょっと教えていただきたいと思います。

○小野委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 令和6年度、市民に対するサービスとしてする事業ということでございますが、現在、考えているところでございますけれども、1階の総合窓口と2階の小児科の待合室を改修をさせていただきまして、やっぱり明るいようなところにすれば、患者さんに来ていただくということもございますので、そういうところを改修させていただ

いて、患者様の療養環境とか、来ていただく環境を整えていくというのをまず今回、優先でさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 菅原委員。

○菅原委員 待合室に私も何度か市立病院にもお伺いして、患者として行ったわけなんですけれども、本当にいつもあそこの1階は、混雑していて、椅子の配列も何かちょっとちぐはぐな部分も多少あるのかと。2階の小児病棟も子供がいて、本当に退屈しているような状態もあるかと思っておりますので、そういったリニューアルを少しでも外来、そして、市民サービスにつなげられるように努力していただきたいと思っております。

これで、私の質疑を終わらせていただきます。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は、11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 2つ質疑したいと思います。

1つは、下水道に関わってです。それから、水道に関わって。

実は、先ほどの質疑の中で、水道でちょっと確認したいんですが、1つは、資料No.14の10ページのところを、キャッシュ・フロー計算書の関係でひもといて、当局側の回答としては、水道料金の値上げのフェーズに入っているということを答弁としては、答えていたように記憶しております。

そこで、これは、今回、初めてなのかな。値上げについての言及がされたというのは、私の記憶では、そんな感じで受け止めているんです。

それで、改めて水道事業について、ひとつやっぱりもうちょっと慎重に取り扱うべきではないかと思っております。私が、たしか議会に入って2期目、3期目かな。そのあたりで大分水道料金値上げの問題が、かなり深夜にまで及ぶ議論が、当時の建設委員会で議論されて、当局原案の修正をかけて、議会側でそれをのんだというくだりがあって、今もって水道料金は、当

時の現行のままの水道料金の体系になっているんですね。だから、そこは、やっぱり慎重に対応していくべきだと私は、ちょっと思うのね。

それで、ちょっと確認なんですけど、それを踏まえつつ、水道料金の関係でいうと、水道事業の関係で全体の損益計算書があるでしょう。

○小野委員長 資料No。

○伊勢委員 資料No.14の17ページ。

それで、損益計算書を見ていただきますと、少なくともその令和5年度の損益計算書によりますと、6億1,000万円ぐらいの累積の当年度未処分利益剰余金というのが、あるんですね。やっぱり全体の損益計算書ですので、営業成績ですから、言ってみれば、それだけのきちんとした利益があるんだということは、明らかだと思います。

そこで、お聞きしたいのは、そこを踏まえつつ、もう一つは、水道の関係でいうと、資料No.17の201ページのところに仙南仙塩広域水道及び大倉ダムの使用料金等というのが書かれているんです。基本料金の関係で、当時の仙南仙塩広域水道、令和4年度の実績、令和6年度の予算。そうすると、仙南仙塩広域水道の関係でいうと、前年よりもマイナス18円低くなっている。使用料金も前年度と比較して1円低くなっております。実績が下段にあって、こういった、ざっと前年度と比較すると、327万円のマイナスというか、実績上と予算上と。それが、1つです。

それから、受水量、確かに受水量が減っているのは、そのとおりかもしれないけれども、一応梅の宮浄水場で水道を受けての関係ですから、もう一つは、大倉ダム水系の関係でいうと、着水量かな。これが、塩竈市で大体85%ぐらいかな。八十数%ぐらい受水していて、実績があって、令和6年度の見込み。ただ、ここでは、若干県の負担金が、増えているということになっているようです。令和4年度の実績と令和6年度の実績との関係で78万円、その辺のくんだりも踏まえて、水道の関係でいうと、先ほどそういう話があって、これは、ちょっとやっぱり捨てておけないと思っていまして、改めてその辺の関係で、損益計算書の関係の単年度での未処分利益剰余金と今までの累積の剰余金の額だけ教えてください。

○小野委員長 渡辺上下水道部業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 未処分利益剰余金、まだ決算になっていませんが、あくまでも見込みでの部分になりますが、資料No.14の19ページをお開き願いたいと思います。

そのところに（2）利益剰余金ということで記していまして、イ、ロ、ハ、ニということ

でハの当年度未処分利益剰余金というのは、先ほどの6億1,333万2,000円という額になります。この部分と令和5年度中に不足なる額が出てきますので、それをいずれ議決いただく予定の額になると思いますが、6,502万1,000円というのが減るという形で、見込みとして19億2,760万2,000円というのが、まず、現在の利益剰余金の見込みということになります。よろしくをお願いします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 19億円ね。やはり慎重にやるべきだと思います。料金の値上げというのは、市民全般に及ぶ関係ですので、やはりこれは、きちっとその辺の捉え方をさせていただく必要があるのかと思いますので、その辺は、ひとつ水道事業の関係で捉えていただければと思います。

次に、下水道事業について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

主に使うのは、資料No.12の資料です。下水道事業についてのところで、何点か簡単に簡潔にお聞きをしたいんですが、1つは、23ページのところです。こちらのほうが見やすいかと思っています。

令和6年度塩竈市下水道事業会計予算実施計画明細書というのが載っております。ここに下水道の使用料で12億何がしと、下段の他会計負担金ということで、基準内で6億2,000万円ということでここに示されております。

それで、お聞きしたいのは、そこで総じて総額でいうと、23ページのところの関係も含めて、例えば、実際上の収入と支出かな。単純な収入と支出の関係でいうと、たしか23ページのところを整理していく中で、41億円ぐらいの大体下水道事業の収益であり、支出は37億円、収支差額でいうと、余剰金が単年度で、予算上3億8,000万円ぐらいかな。出てくるような格好ですが、これは、どういうふうに捉えていけばいいのか、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの収益的収入と支出の差額で3億8,075万3,000円となるんですけども、こちらにつきましては、税込みの収支差ということになります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 お聞きしたいのは、そうすると税込みで3億8,000万円ぐらいは、営業成績としては残りましたよということですね。それでいいのかな。単純な質疑ですけども。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 そのように捉えてもらっても結構でございます。ただ、こちらの令和6年度の、例えば、利益剰余金という考えでいきますと、17ページの貸借対照表の資本の部の7番の剰余金、こちらの(2)の利益剰余金ということで記載をしています8億116万4,000円というのが、令和6年度の利益の剰余金という形で捉えていただければと思います。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。貸借対照表との関係でそういうふうに見ればいいということですね。分かりました。

そこで、もう一つ、下水道事業を考えた場合に、1つは、資本的収入及び支出ということで、28ページのところです。下水道事業の関係でいうと、ここに記されております。やっぱり下水道事業というのは、多額の投資経費もかかりますと捉えているんですが、そうしますと、これで見ると、資本的収入の関係でいうと、ざっと24億7,045万円かな。これが、収入ですよ。起債をぶったり、他会計の繰入金を入れたりしての関係での款になりますが、一方で、支出が38億5,000万円ほど。そうすると13億8,000万円というのは、恐らく不足するのではないかと思います。それは、それでいいのかどうか。まず、その不足額が出てきますよということを確認したいのね。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの資本的収入と支出の収支差となりますけれども、13億8,741万1,000円という形で収支差引きの差が出てくるということでございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

全体の下水道会計の営業成績を見た場合に、同じ資料No.12、18ページのところに損益計算書というのが載っています。そこで、18ページを見ますと、損益計算上でいうと、最後の下段だけ、ちょっと言いますと、例えば、18ページの9億8,000万円ほどの当年度未処分利益剰余金というのが発生しているようですが、これも損益計算書上でいえば、剰余金と当たるのかどうか、ちょっとその辺だけ、確認させてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの18ページにつきましては、表題にございますとおり、令和5年度の今年度予定ということで、まず、損益計算書を作っておるということになります。

これを基にして、令和6年度の予算をつくっていくという形でございますので、ご質疑の利益、一番下の当年度末の未処分利益剰余金としましては、9億8,350万2,000円ということでございます。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それで、私らも下水道事業をよくよく議論するんですが、しかし、一方で、この不足額が出てくるというのが、前段の下水道事業の会計の最初の説明であったと思います。令和6年度下水道事業会計。同じ資料No.12のところで、第4条です。資本的収入及び支出というところで、ここを見ますと、資本的収入及び支出の予定額云々かんぬんとあって、当年度、下段のほうで、やっぱり不足するので、あれこれ当年度利益剰余金の不足額を補填する、こういうふうに書かれていて、毎年決算特別委員会でこのくだりについて、議論しているんですが、これは、今回のこの提案された第4条というのは、ゆくゆく令和4年度の決算でもひもといってきた、そうした会計処理になるのか、その辺、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの3ページ第4条のところに先ほどの収支差というものの不足が出ますという部分と、その不足の部分を補填するという部分も内訳の記載をしております。こちらにつきましては、地方公営企業法の第32条2項、決算特別委員会のときもご質疑いただきましたけれども、こちらに基づく対応ということでございます。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、ほかの自治体でも、ちょっと私も調べてみたけれども、大体下水道事業の関係でいいますと、地方公営企業法の第32条2項に基づく対応として、最終的な不足額を処理しているようですが、そういったことも含めて、大体全国的には、同じ流れで黒字になっているのがあるかもしれないけれども、例えば、多賀城市も同じような会計処理をしているようでね。やっぱり各自治体とも、この地方公営企業法の第32条の2項に基づいての処理として、全国的に行っているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長　こちらの第32条の2項部分ですけれども、第32条の2項につきましては、剰余金の処分というのを定めているというものでございまして、こちらにつきましては、議会の議決を経まして、利益の処分を行わなければならないとされておるものでございます。つまり、幾らの金額の利益が生じるかどうかというのは、当然ながら決算で確定した上で、処分によりまして利益が確定するという事で、補填財源といいますと、確定するまでは、補填財源として充てられないということになってくるということになりますので、すなわち、今回のような当初予算におきましては、作成の段階では、当然ながら確定しないということがございますので、翌年度まで待たなければならないという状況となります。

しかしながら、企業会計特性ということでございまして、確実な利益に限りまして、法第32条に、処分を待たずにあらかじめ予算に定めてもよいということで、その金額を充てることのできることもされております。今回、予算に計上した第11条に、これは、処分する意味で記載しているということでございます。さらに、第4条予算の措置のほかに、次のページ、4ページの第11条に、あらかじめこれを処分する、使途と金額を明らかにしまして、予算として、議会の議決を経ることと今回しております。

また、このように予定でございますので、決算確定後、改めまして、この利益剰余金処分につきましては、議会の議決を経た上で処分する流れでございます。

以上でございます。

○小野委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　ということは、つまり、決算を踏まえれば剰余金はないよと。予算上もこういった剰余金の処分を行うので、下水道会計事業に関わっては、剰余金はないんだよと捉えてよろしいのかな。

○小野委員長　佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長　そもそもまだ、下水道会計の部分は、企業会計に移って間もないんですけれども、そもそもが足りないということで、毎年の分を充てながら、やっている。利益が出ましたけれども、利益分は補填に充てるということで、繰り越した分は、また次の年の補填に充てるというのを繰り返しているという状況でございます。

以上です。

○小野委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　分かりました。やっぱり下水道会計は、そういう仕組みで今、行っております。

そこで、一応会計上の処理の仕方についての説明でしたので、それを踏まえながら、下水道事業そのものの具体の今年度の事業についてだけ、ちょっとご説明願いたいと思います。

同じNo.12の33ページのところに、市内各所での公共下水道の事業が、ここにずっと書かれています。地域でいうと楓町、香津町、新浜町だったり、藤倉ポンプ場から市内マンホール等々です。それで、合計するとどれだけの事業費になるのか、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては、資料No.12の29ページでございます。資本的支出の建設改良費になりますけれども、こちらの3億9,842万7,000円というのが、建設改良費の合計という形になります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

これは、例えば、こういった令和6年度の下水道建設の改良工事業業についてということを示されておるんですが、いろんなことがあって、恐らく繰り越しせざるを得ないのかということも出てくるかと思いますが、そこも含めて大体いつ頃から、例えば、地域の下水道事業の工事だとか、あるいは、ポンプ場等々のこういった工事が、大体いつ頃、予算ですから、予算を議会で認めながら、大体そういった様々な事業者を選んで、そして、工期に入るわけですね。大体ということになるので、その辺の結構な多額な投資をするわけですから、改めて事業の流れについて、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの工事の概要につきましては、同じ資料の33ページとなります。下水道事業の箇所図になっております。1番が、管路分となりまして、①が、汚水管の老朽化ということで、こちらは、まず、調査をいたします。老朽度合いをカメラ調査をしまして、修繕計画まで作成していくという計画でございます。

②は、2丁目で浸水対策ということで、大通線の部分を今年もやっているんですけれども、継続で工事をしていくという形で、こちらは、第1四半期には、発注したいとは考えております。

2番のポンプ場関係でございますけれども、こちらにつきましては、全て老朽化対策ということで、こちらは、当然機器の製作であるとか、そういったものは、時間を要するというこ

ともございまして、債務負担という行為を設定させていただきまして、2か年で工事をやっていくという形になります。

まず、1年目は、ほぼほぼ機器の製作ということになるかと思いますが、2年目の下半期に設置と工事という実際の現場での動きという形になりますけれども、ほぼこちらは、ポンプ場の中での機械の更新ということになります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

それで、例えば、ポンプ場は、結構年月が経っているかと思いますが、大体こういったポンプ場そのものの減価償却というか、どこまで実際使えるものなのか、その辺のくだりだけ、ちょっと確認させてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 ポンプ場そのもの自体は、当然その建物、電気設備、機械設備という組合せでありますけれども、やはり一番その長寿が、多分耐用年数が短いのは、電気設備という形になるかと思いますが、そちらにつきましては、日々、延命点検というのを行いながらやっているという状況でございます。少しでも延命化、長寿命化を図っているという状況であります。

一番古いのは、やはりありますけれども、順次こういった形で更新という補助事業を活用しながら、更新していきたいと考えております。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

この補助事業を上手に使ってということですが、国の制度としては、こういったポンプ場の様々な施設に対する補助というのは、どんな形で示されるんですか。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 まず、事業をやるための基礎調査的なものをもう補助対象事業で認められておりますので、まず、ストック調査というものになるんですけれども、そういった調査をして、その上で、調査、老朽箇所を見定めまして設計をして、補助対象になっていくということで、国費約2分の1という形でできる。残りの2分の1は、下水道の企業債が

使えるということでございます。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

やはり大事な、ここが壊れちゃうと市内のやっぱり様々な水害対策や汚水対策が、ちょっとアウトになっちゃうので、しっかり万全を払って対応していただければよろしいのかと思います。

そこで、こういった下水道事業そのもの全般を見ますと、やはりこれからの下水道使用料の体系は、この資料にも、資料No.17かな。資料に書かれていますので繰り返しは避けますが、例えば、資料No.でいいますと、水道事業にしても下水道事業にしても資料No.17の17の2の11ページのところに、それぞれの一般会計、特別会計、企業会計の10年間の償還予定というが載っているんです。例えば、下水道事業のところかというと、令和4年度の関係でいうと32億円でいいのかな。ずっと見ますと、今後、企業債そのものの償還は、例えば、令和10年度あたりから減っていくのかな。10億円ぐらいなんですか。こういった傾向が見られています。それから、水道事業についても大体償還額というのは、大体は、横並びというか、大体そんな感じになっているようです。

そうしますと、下水道事業の会計でいうと、むしろその企業債の償還が減る中での引下げの使用料の改定も行く行く俎上に上るのではないかと思います。表の見方を踏まえた下水道事業の関係でいうと、企業債の償還等々について、今後、どういう流れになるのか。一応予定だから、どうなるか分からないですよ。だけれども、一応予定なので、我々が、認識している捉え方でいいのかどうか、確認させてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 資料No.17の2の11ページのこちらの表でございますけれども、今後10年間の償還の予定額ということで、こちらにつきましては、令和4年度までに借り入れた部分の地方債の償還推移ということになります。そのため、令和5年度であるとか、令和6年度などの新規の分です。こちらの今後の借入れの分が入っていないということになりますので、おっしゃるとおり、今後、こちらは、変動していく形になります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いろいろ、先ほど2分の1の国庫補助を使いながら、ポンプ場の施設の老朽化対策や、あれこれどうしても起債を使わざるを得ない局面もあるやに思いますが、現瞬間でいえば、やっぱりそういう下水道事業における起債償還の今後5年ぐらいのスパンを見ますと、大体そういうものが見受けられますので、ぜひ少しでも下水道の引下げのご検討のほどをよろしくをお願いをしたい。これは、ご回答はよろしいので、私的な要望ですので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

水道事業についても先ほど、繰り返しは避けますが、値上げのスパンという問題は、やはり重大だと私自身捉えておって、先ほどなぜその累積の剰余金があり、どうなっているかというのを聞いたのは、そこも含めて慎重に取り扱うべきだということも含めて、大事な案件ですので、水道事業、下水道事業について、双方、お聞きをしました。

私の質疑は、これで終わりたいと思います。

○小野委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 それでは、介護保険事業について、伺います。

実施計画、この中の33ページ、ねたきり老人等紙おむつ支給事業費について、伺います。

この対象として、要介護3以上で、在宅かつ寝たきりの高齢者を常時介護する介護者が対応となっていますが、この要介護3以上の根拠について、伺います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 この紙おむつ支給事業でございますが、地域支援事業の任意事業として実施をしてございます。第8期、今年度中に廃止するという方向がございましたが、国の激変緩和措置におきまして、継続という方向がありましたので、継続をさせていただくというところになってございます。

要介護3の根拠でございますが、国の要綱におきますと、要介護4以上というところにはなっておりますが、在宅支援というところで、本市といたしましては、要介護3まで広げての支給と家族支援というところでの事業でございますが、ご家族への常時介護している方の支援として広げている状況でございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ちょっと私の勉強不足でした。

ほかの自治体では、線を引かないという状況を聞いていましたので、これは、国からの延長をしたもので、要介護4以上というのは、必ずどの自治体でも守らなければならないもので

すか。すみません。確認をお願いします。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 要介護4以上のものについては、国の要件につきましては、基本的には、要介護4以上となっておりますが、そのほかの要件もございまして、そういったところから広げている市町村もあると捉えてございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。ほかの自治体では、この要介護4以上ということではなくて対応しているところもあるということによろしいですか。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 この事業は、国の地域支援事業の任意事業として実施している市町村が多いかと思いますが、一般財源の活用とかで実施している市町村もございしますので、その設定については、様々であるかと思います。

ただ、基本的には、国の任意事業での活用が多いかと思いますが、その基準を基にしながら設定していると捉えてございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。何とか塩竈市でももう少し柔軟に対応していただければと思います。

前にも議会でも申し上げましたけれども、やはり要介護3以上、要介護3未満の方でも必要な方がいらっしゃるの、何とかならないかという意見を聞いていましたので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

では、次にまいります。

実施計画、34ページの配食サービス事業費について、伺います。

資料No.15の63ページ、高齢者あんしん見守り支援事業の高齢者等配食サービス事業と同じだと思いますが、これは、栄養バランスの取れた食事、本当に元気に過ごせるためには、本当に食事は、大事なことを考えます。これは、週に何回の配達が可能で、本人の負担額を教えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 市で行っております配食サービスにつきましては、週2回を限度にというところしております。

また、自己負担でございまして、お弁当の種類によって、市の助成額が1食350円ござい

ますので、お弁当の種類、それから、おかずだけとか、ご飯も含めてとかというところによって設定はまちまちでございますが、大体普通食が、650円ぐらい、事業所によって違いますが、なので、350円を差し引いた額が自己負担になっているかと標準的には、捉えてございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

幾つかのお弁当屋さんがあるので分かりますが、最高2回で、2回とも350円までということでもいいのですね。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

できれば、本当に栄養というのは大事なので、2回を3回にとか、そういう検討もぜひお願いしたいと思います。

それから、75歳以上の見守りや低栄養改善が必要な状態にある方に拡大となっています。これは、どういう方が、また、どんな機会で把握するものか教えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 把握というか、相談状況から先に申し上げます。

ご相談は、ご本人からもありますが、ご家族からのご相談も多い状況です。例えば、おひとり暮らしで、見守っていらっしゃるご家族が心配してとか、入院を機にちょっと体力が落ちてというところで地域包括支援センターに相談に行ったり病院からの相談があったり、もしくは、ケアマネジャーというマネジメントする方がいて、そういった方から勧められてというところが、相談の糸口でございます。

すみません。もう一つの質疑が、申し訳ありません、忘れてしまいました。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 失礼しました。どんな方が、どのような機会で把握するかということです。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 相談があった際に、当課に相談があれば、専門の保健師、もしくは、リハビリテーション専門職が、調査票がありまして、そういったことを基に聞き

取りをし、該当になりそうということであれば実態調査等に出向いております。

また、介護サービスなどを使っている方につきましては、マネジメントされるケアマネジャーが、アセスメントしてケアプランというのをつくっております。そういったところからの必要性が記載されたものの提出をご本人了承の下、出された場合で合致すれば、そこは、認めているという状況でございます。

以上です。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、低栄養改善となれば、その配食の回数は、ちょっと多いのですか。教えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 すみません。ご質問をもう一度お願いいたします。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 配食をする回数、前のは週2回までということと料金をお聞きしましたが、これについては、どうなっているか、教えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 追加しました75歳以上の方のサービスの料金と回数ということでございますか。

そちらも従来のところ週2回限度と市の助成額1回350円で同じでございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では、これも併せて状態が回復するように、この回数についてもぜひご検討をお願いしたいと思います。

では、次にまいります。

議案第19号、資料No.15、18ページの介護保険条例の一部改正について、お伺いをいたします。

厚生労働省は、この間、65歳以上の高齢者の保険料引上げについて、検討してきました。今回の改正は、65歳以上の人のうち、年間所得420万円以上の高齢者を対象に、保険料を引き上げるものです。まず、今回のこの保険料引上げの理由について、伺います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護保険料の部分でございますが、令和6年度からの介

護保険料の改定につきましては、引き上げる。それでは、すみません。資料No.15の24ページをお開きください。

こちらでございますが、介護保険料の所得別段階でございます。今回、国の基準となります前期の第8期では、11段階だったものを13段階に広げるということでございます。これは、この表でいきますと第9段階、左側が改正後の案ということになりますが、第5段階を標準としますと、特に所得の低い段階の部分の乗率をより下げて、その分について、所得の多い方から、そちらの低減に充てるというもので、その際、従来のところの所得の部分より細かく設定しているというところがございますので、引き上げるというところより、段階を細かく設定したという状況と捉えてございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 安い人には、より安くということですが、高齢化が急激に進んで、介護費用が増えていること、また、物価高なども重なって、所得が低い高齢者の保険料負担は、確かに重くなっています。これらをどうやって解決するのかということですが、政府の考えは、高齢者同士が負担し合い、解決するというものであり、今回の保険料改定は、この考えに基づくものと考えます。

しかし、介護費用の増加、低所得の保険料負担の解決、そして、持続可能な制度としていくためには、国庫負担割合、これを増やす以外にはないとも思います。ところが、国庫負担割合は、ずっと2割台にとどまっており、そのため、保険料が、どんどん増やされてきました。介護保険制度が始まった23年前の2000年は、全国平均で月2,911円でしたが、高齢化が進む中、なんと現在は、月6,014円、本市では月6,010円、制度開始から2倍以上になっています。国庫負担が現状のままでは、介護負担が増大するにつれ、さらに大幅な保険料値上げが避けられなくなります。その点について、どのような見通しを持っておられるのか、伺います。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者の保険料の基準額を6,000円から6,010円に上げるというところでのご質疑だったのでしょうか。すみません。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 市がどうのこうのではなくて、今後長い目で国の負担を、保険料値上げについては、避けられない状態だと。それについて、見通しを持っているかどうか、お伺いします。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護保険の財政負担でございますが、国で率を決めているその部分についてという、負担のところの割合ということで、ご質疑というか、ご意見だったかと思えます。

これにつきましては、なかなか市で設定できるものではないので、国の動向等を見守りつつ、していきたいと考えてございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 国のやり方を見ながらという立場ということですね。

それでは、最近新聞で皆さんもご覧になっているかと思いますが、来年度の介護報酬の改定、これが、いろいろ報道されていますが、どのように変わるか、教えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護報酬の改定についてでございます。

改定率が1.59%と増になるというところでございます。

○小野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 全体的には、そのような1.59%ということではあります。

しかし、訪問介護ヘルパーの事業所に支払われる基本報酬が、軒並み引き下げられます。全て下げられます。国は、加算をつけると言いますがけれども、算定要件が厳しくて、その上、基本報酬を引き下げれば、大半を占める小規模事業所は耐え切れず、倒産や閉鎖が増えて、訪問介護事業そのものの崩壊が危惧されます。昨年のヘルパー事業所の倒産は、過去最高の67件、介護職の給与は、全産業平均より7万円も下回っています。また、高齢化が進み、7.4人に1人が、なんと70歳以上の方が、ヘルパーとして働いているわけです。60歳以上を見ますと、全体の4割近くに迫っています。訪問介護は、本当に在宅生活を支える基本のサービスです。こういうことを考えますと、この介護保険料引上げについては、私たちは、なかなか難しいことだと思います。厳しいことだと思います。それを申し上げて、終わりいたします。ありがとうございました。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○鈴木（新）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、昨日に続いて午後の1番目となりましたが、お伺いしていきたいと思えます。主に国民健康保険事業特別会計、市立病院のところでも若干お伺いしたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず初め、資料No.11の246ページの国民健康保険事業特別会計、歳入歳出、大きなところでちょっとお伺いしたいと思えます。

それで、まず、歳入の部分でざっと見ますと、国民健康保険税等においては、ほぼ同水準、県の支出金においては、3億円ほどの増、一方、繰入金を見ますと6,300万円ほど減ということで載っております。

一方で、歳出を見ますと、保険給付費のところでも2億9,000万円ほどの増、県に対する納付金については、5,000万円ほどの減ということになっておりますが、昨今の情勢等を踏まえて、この歳入歳出等の関係、昨年度の比較というところを含めて、ちょっと全体の部分でお伺いしたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 令和6年度の全体の予算に対する前年度との比較ということになろうかと思えます。

今、委員からもお話がありましたように、まず、歳出からご説明させていただきますと、やはり保険給付費のほうが、療養給付費、または、高額療養費が、令和5年度当初よりも増えている。今回の予算計上に当たっては、令和5年度の実績をベースに算定をさせていただきましたので、2億9,000万円ほど増という形になっております。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては、県から数字が示されるものですが、本市においては、各自治体の案分ということで5,000万円ほど減額という形になってございます。

あわせて、歳入につきましては、県支出金が3億690万円ほど増ということになりますが、こちらは、ただいま申し上げました保険給付費の財源となる部分が、普通交付金として約9割ということになりますので、保険給付費の増に伴って、県の支出金も増となっているとこ

ろでございます。

繰入金につきましては、こちらもただいま申し上げました事業費納付金が、5,000万円ほど減ということになってございますので、これに伴いまして、歳入歳出補填しております財政調整基金の減額というものが、大きなところでございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 主な増減の部分、また、その理由というところについて、お伺いをいたしました。

それで、ちょっとこの間、機会あるたび、ちょっと気になって聞いてはおったんですが、宮城県の新しい国民健康保険の運営方針、こういったものも示されてきた中で、この間、財源の一本化等々を含めて、いろいろと議論がされてきた中であります。そういった中で、国民健康保険税、国民健康保険料の料率税率の統一化、一本化というものが、この間、非常に長く議論されているなということがありまして、そういった中で、本市においては、一定の税率をこの間ずっとやってきているわけなんですけれども、県の部分の議論の中身というのは、なかなか時間がかかっていてよく分からないということもあったので、そのあたり、ちょっと進展等がありましたら、ぜひお伺いしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 宮城県の保険料、税の水準統一の動きということになります。

協議会等でもご説明させていただいておりますが、まず、令和4年度に、宮城県の統一化に向けたロードマップというものが、策定をされております。

また、令和6年度から第3期の宮城県の国民健康保険運営方針が策定されておまして、今回、国の法律改正に伴いまして、基本方針の中に、税率の統一に向けた事項を記載するよということになりましたので、今回の運営方針には、統一に向けた章立てがされ、文言として記載されているところでございます。その中において、ロードマップでも策定されたところでございますけれども、令和8年度から、納付金ベースでの統一というものがされているところでございます。

また、第2段階としまして、宮城県版の保険料水準の統一ということで、統一できるものから統一していくということで、現時点で完全統一、どこに住んでいても被保険者数、それから、所得が同じであれば、税率を統一するよということにするかどうかということにつきましては、まだこれは、検討段階ということでございますので、令和12年においても、あ

くまでどのようにしていくかというのは、今後また、いろいろ議論を深めていく段階になってございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

なかなか自治体としてもご苦労されているところかとは推理をするところであります。

お聞きした中で、令和8年度から納付金ベースで統一をすることは、各市町村ごとに様々事情があるわけですが、そういった部分の事情というものを反映せずに、一定の考え方の下に納付金というものを、係数の考え方になるのかも分かりませんが、そういったところで統一をしていくというところから始まっていくのかということでお聞きをしておりました。

完全統一にするかは、まだ検討段階にあるということで、まだちょっと時間がかかるのかということで、その推移も引き続きこれは、注視をしなければいけないと思っております。

そうした中で、本市にあっては、基金との関係で、基金の投入で、この間、引き下げた税率を維持してきたということについては、これは、大変評価をするものであります。一方で、なかなか県としての税率の考え方が、なかなかまとまってこない中で、その中で基金は取り崩してきたわけですから、目減りをしていくとなったときに、今後の本市の保険税率について、今後検討が何かしらなされるんだろうとも思いますが、そのあたりは、ちょっとどうなっているでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 今後の税率の見直し等の見直しということになるかと思えますけれども、委員おっしゃるように、歳入歳出の不足分を基金で補っております。今現在の基金残高ということが、前回、協議会でお示しさせていただいた中では、令和4年度末現在で12億円ということですが、だんだんそれは、減っていく形になりますので、前回の1月の協議会でお示しさせていただいたときには、令和9年度には、基金が枯渇してしまう状況になってございます。こういったことを考えますと、やはり基金があるうちに基金を活用しながらも安定した国民健康保険運営を行っていくためには、もうそろそろ税率の見直しというものの検討を進めていかなければいけない時期に来ていると考えております。やはり国民健康保険税で見たときに、国民健康保険税の財源をどこに充当されるかという、ほぼ

8割、9割が、事業費納付金に充当されるという形になります。今、令和6年度の予算ベースで見ますと、国民健康保険税の大体5割が、事業費納付金に行っておりまして、2割が基金という形で充当しています。やはりこの部分、基金がなくなってくると一気に国民健康保険税を上げることは、市民生活に非常に負担を強いるということになりますので、そういったことを考えますと、最低限の負担を、見直しをかけながら安定した国民健康保険運営を行っていく必要があるだろうとは考えております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 お答えをいただきました。随分踏み込んだというか、この先聞こうと思っていたところまでいろいろお答えいただいたわけなんですけど、まさに基金等の関係で、先ほどお話がありましたとおり、もう、ある瞬間で基金が枯渇しましたと。来年度からその分は、税率の上昇によって、アップによって対応しますよということでは、非常に市民生活に影響が大きいということでのお話だったかと思いました。

それで、確かに税率の大幅引上げということになれば、この間、燃料費、物価の高騰等で、市民生活が大変傷んでいる中で、大変な負担増ということになるんだろうと思います。

そういった中で、先ほどおっしゃったのは、基金があるうちに一定分段階的に見直しをかけていくとか、その基金の取崩し分と税率とのバランスといいますか、そういったところで軟着陸させるような、そういったようなイメージでちょっとお伺いをしておったんですが、そういった解釈でよろしいですか。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 基本的には、そのような考えでよろしいと思います。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

その段階が近づいてきたときに、どこならいいんだというのは、これからの議論となっていくんだと思うので、そこについて、ここで、わあわあというつもりはないんですが、本当に国民健康保険制度そのものについて、毎回これも指摘をさせていただいておるんですけども、国庫負担が、この間ずっと減らされてきた中で、国民健康保険税そのものを見ますと、所得に占める割合というのが、非常に高い。そういった中で、滞納も生まれるわけですけども、そういった状況で、例えば、知事会、市長会の皆さんなんかでも継続して求めておら

れるように、国庫負担の大幅増額というところでのこ入れなんかもしていけないと、この国民健康保険というところにあっては、果たして保険としての役割と申しますか、国民健康保険税を納めることで生活が圧迫されていくというか、そういった状況が、さらに進んでしまうのではないかと申すことを心配するものであります。

そういった中で、ちょっと国民健康保険税の滞納状況を含めて、短期被保険者証の発行状況というところでちょっとお伺いをしたいのですが、資料No.17の2の15ページのところで、ちょっとお伺いをしたいと思います。

それで、短期被保険者証、また、資格証明書の発行状況というところで、二市三町との比較も含めて載せていただきました。

それで、本市にあっては、原則郵送、基本的にどこもそうなのかと思っておりますけれども、原則郵送となっておりますが、3か月証は、この間発行しておらず、6か月証について、65世帯と、資格証明書では42世帯ということで載っております。一市三町を見ますと、それぞれの取組があると思っておりますが、多賀城市を見ますと、かつて令和元年度に400世帯近くというところが、直近では9世帯ですか、というところもあります。

そういった中で、ちょっと様々この間、継続して申し上げてきたんですが、この滞納徴収というものを考えたときに、この短期被保険者証等の発行が、果たして滞納の解消につながるものなんだろうかというのが、やはりずっと私としては疑問に思っておりました。これまでお答えいただいていた中では、滞納せざるを得なくなってしまった世帯に対して、短期被保険者証を発行して、直接相談の機会等を確保するというところでお伺いもしてきましたけれども、その趣旨を理解しないわけではないんですが、この間、原則郵送となっておりますし、また、短期被保険者証が出たからといって生活状況が改善されるわけではないのかとも思っているところであります。

また、むしろそういった取組というよりは、困窮の実態、困窮が理由の滞納ということであれば、その実態を把握して適切な支援に結びつけていくということが、やはりこれは、必要かと思っております。どうしても懲罰的な意味合いというところちょっと言い過ぎかも分かりませんが、なかなか相談しにくいという側面もあるかと思っております。そういった中で、短期被保険者証の発行をどうこうというよりも、例えば、その滞納に至るまでの事情と申しますか、そういった部分を含めて相談体制の確立等、また、適切に支援に力を注ぐということでの徴収に結びつけていくという考えで進めていったらどうかと思っておりますけれども、そのあ

たりは、いかがでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 短期被保険者証の納税に係る有効性についてのご質疑かと存じております。

こちらの短期被保険者証につきまして、今、ご指摘ありましたとおり、納税面談の機会を設けるという趣旨もございましたが、コロナ禍ということもございましたので対面を避けるという意味で、郵送という手段を取らせていただいているという状況でございます。

また、滞納からの改善という意味では、これは、手段の一つでございまして、そのほかにも、当市も含めてではございますけれども、執行停止の判定会議等を通じまして、財産があるかどうか、あるいは、生活状況、所在なども確認しながら、この部分については、滞納についても対応しているというところもございますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 様々な取組の中で取り組んでいただいているということで、今、お答えがあったかなと思っております。

そういった点で、6か月証だとか、きちんと納まっていないので短い保険証しか出せませんよという受け止め方、どうしても懲罰的な感じがしてしまうんですね。そういった点で、いかに滞納徴収というところに結びつけていくかという点で考えますと、ぜひ、その短期被保険者証以外の取組、そこにぜひ力を注いでほしいということで、申し上げた次第でありますので、ぜひそこをお願いをしておきたいと思っております。

そして、続いて、ちょっと予算としての区分は、一般会計の予算になるんですが、資料No.11の71ページなんです。

宮城県地方税滞納整理機構、これは、国民健康保険税滞納者の方も含めて送致される機関ですので、特に今回、お伺いしますけれども、ここに対しての職員派遣の状況、あるいは、取組の状況について、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○鈴木（新）副委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 宮城県地方税滞納整理機構への職員の派遣状況でございますけれども、税務課の職員を今年度1名派遣しているという状況がございます。

なお、1名派遣することによりまして、職員を派遣している構成団体につきましては、お願

いする件数がはっきりしない場合は、5件までこの宮城県地方税滞納整理機構へのお願いが限度でございますけれども、職員を派遣することによりまして40件まで、8倍ですけれども、お預けすることができる状況もございますので、そういった点もメリットとして考えております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 今、お伺いをいたしました。1名の方を派遣されておるといことで、40件ほど預かっていただくといことでの取組だといことでの、お伺いをしました。

それで、5件から40件といことでの、市段階で滞納徴収の難しい方といことか、そういった方を含めて、お預けをするといことになっているんだと思います。これについては、私どもは、この宮城県地方税滞納整理機構への参加等については、ぜひ取りやめた上で、といことのも宮城県地方税滞納整理機構でどこまで生活実態を把握していただけるのか、あるいは、市町村によって違う各種支援、生活困窮がその理由だとすれば、どういった支援で生活を安定させながら滞納徴収に結びつけていくか、そこの視点がどうしても薄くなるといことでの、これまで申し上げてきたところであります。

そういった中で、一時派遣を取りやめたりだとか、様々経過があったんですが、改めて、宮城県地方税滞納整理機構への参加による徴収といことどころではなくて、もっと寄り添った生活実態の把握、あるいは、支援の中で徴収に結びつけていくべきだといことを改めてこれは、申し上げておきたいと思ひます。

続いて、資料No.17の70ページのところでお伺いをいたします。

今回、マイナンバーカード保険証の部分で数字を出していただきました。それで、対応医療機関数及びひもづけを行っている被保険者数といことでの、対応医療機関においては、医科、歯科、薬局全体として85%といことでお示しをいただきました。つまりは、15%のところについては、マイナンバーカード保険証を持っていても対応していないケースなのかと思ひっております。

そうした中で、まさに紙の保険証、紙といことか既存の保険証をぜひ残してほしいといこと声が、大変広がっているといことは、ちょっとご紹介をしたいと思ひます。そして、この同じ資料では、ひもづけを行った市民の方の割合については、国民健康保険の被保険者で6割未満といことでもありました。

それで、実際の医療機関における利用の割合というところで、ちょっと資料を求めさせていただいたんですが、数字を持ち合わせないということだったので、ちょっと一般的な報道の話にはなってしまうんですが、2023年12月時点で利用率が4.29%と8か月連続で下落してきたということでありました。ちょっとびっくりをしたのは、2月6日の報道で、推進してきた立場の国家公務員の方々の利用率も4.36%であったということで、どれだけ求められていないことなのかとちょっと感じた次第です。当然国主導で進めていることではありますが、こういった状況について、本市にあってこの状況をどのように捉えているかといいますか、そういったところがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 マイナ保険証の利用率ということかと思います。

委員おっしゃるように、国等でも4%台ということで、実際持っている方でもやはりなかなか病院に行くときに、やはり紙の保険証をまだお持ちですので、やはりそちらで紙を出すというのにも慣れていらっしゃると思いますので、なかなかその利用に結びついていないのかとは実感として思っております。

ただ、県でも、今年の12月2日からは、紙の保険証廃止ということになりますので、そこに向けて、国としては、報道等によりますと、国所管の医療機関等においては、令和5年10月現在の利用率から、今年の11月には、利用率も50ポイント上げるということを要請しているお話も伺っております。そういったものも併せて、自治体においても利用率を高めるように、当然カードの取得は、任意でございますので、まだ、ただ、カードの利用に伴って、適切な医療が受けられるとか、メリッ的なところもございまして、こういったものを丁寧にご説明しながら、自治体としては、利用率の向上というものに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 お答えをいただきました。

なかなかちょっと答えにくいことをお聞きしてしまったかというような気もするんですが、先ほどくしくもおっしゃいましたように、そもそもマイナンバーカードについては、取得というのは、あくまで任意であるということが、前提であるわけでありまして。

そういった中で、先ほど保険証廃止というお話がありましたけれども、そういった形で、あ

る意味では、これは、もう保険証を人質に取るような形で取得を進めるようなことにもなってしまうのではないかとも思うわけであります。そういった点で、このマイナ保険証をめぐる一連の取組については、もうそのものが、ちょっと全体としておかしいなと思っているということです。

そして、前段お話しさせていただきましたとおり、国民健康保険の構造上の問題、こういったところも指摘をさせていただきました。このことについて、改めてちょっと述べておきたいと思います。

残り9分というところになりましたので、ちょっと話を替えまして、令和6年度市立病院事業会計について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

資料No.13のところ、6ページ以降、様々収入及び支出の関係で、先ほど議論の中で、この予算、あるいは、経営の見通しについてもお伺いをしたわけであります。それで、そうした中で、今回のこの予算の中身については、お伺いをしたんですが、その議論の中で、市立病院の今後の関係についても一定のご議論があったかと思えます。それで、様々なところで、この間、ご報告もいただいていたわけなんですけど、現在の進捗といいますか、検討状況、そのあたりについて、改めてちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 それでは、私からご答弁申し上げます。

市立病院については、今、経営強化プランということ策定しておりますので、その中で、今後の受療動向、患者推計、それを踏まえまして、市立病院のあるべき診療内容、そういったところを今、検討してきたところでございます。

その中におきましては、やはり二市三町の中で、今後も高齢者人口が、微増していく中では、患者数も増えてまいりますので、引き続き今の診療行為をきちんとやっていく形の一定の方向性が出たというところで今、考えてございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

高齢者の方々が、さらに増えてくるという中で市の市立病院の役割、公的病院の役割というところの考え方かと思ってお聞きをいたしました。

それで、公立病院の在り方、特に設置自治体と周辺自治体との関係で、先ほどご議論があっ

たわけです。そういった中で、先ほど市長が、言及されたかと思ったので、ちょっともう一度お聞きをしたかったんですが、塩竈市で設置をして、塩竈市で一定の繰入れを持って維持している公立病院といったところに、周辺自治体からの患者もおいでになる、周辺自治体からの患者が一定数おいでになるというところで、その周辺自治体を含めた負担の在り方というところについても言及があったかと思えます。実際に例えば、二市三町の首長とお会いする機会等々もあるかと思えますけれども、そういった中で、多少具体的話になっておったのかどうか、ちょっとそこをお聞きをしたいと思えます。

○鈴木（新）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 正式にこの病院のお話で、何かお会いをさせていただくということではございません。塩釜地区消防事務組合等々で、当然お会いをする機会があつて、そういうところで雑談としてお話をしたことはございます。

ですから、先方の受け止め方はあろうかと思えますけれども、雑談の中で、こういう状況で塩竈市も今、厳しいんだという話は、させていただいたこともありましたが、それに沿って、あまりそういったことに対してほかの首長たちが、僕に何かを言ってきたということではございません。ただ、先ほど申し上げたように、皆さんの反応は、やはり自治体が病院を運営するという点については、厳しい、全国どこを見ても厳しい経営状況であるということは、やっぱりご認識されておりますので、なかなかいい反応は返ってこなかったというのが、実情でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 そういうことであつたのかと想像をめぐらせておつたのですが、まさにそういったことであつたということで、お話をいただきました。

それで、様々そういった在り方の議論というもの今後ぜひしていくべきかとも思っているんですが、ちょっと観点を変えまして、資料No.17の2の今度は、26ページのところで、病床機能ごとの必要病床数の見通し等々について、出していただきました。

それで、塩釜地区内における病床機能ごとの必要病床数、そして、報告された病床数ということで、その関係で今回、出していただいています。必要病床数の考え方と報告された病床数というものの関係性が、まず、どういったものなのかということもあつたんですが、この数字において、例えば、令和4年度の部分での必要病床数、あるいは、報告病床数、合計一つを見ても非常に大きな乖離があるなど数字上は見えるわけなんです。なので、この数字の持

つ意味合いといいますか、そして、この数字の乖離の部分について、どのように捉えればいいのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 それでは、私から、資料No.17の2の26ページになります。

まず、右から3列目、こちらが二市三町におけます2025年における必要な病床の数でございます。これが、1,560.8床となっております。それから、右から2列目の一番下が、二市三町の令和4年度の今現在の病床数が、1,002床ということになってございまして、その右隣の558床ほど足りないというのが現状でございますが、二市三町の中でこれを完結するのは難しいということで、仙台医療圏にありますので、仙台医療圏の中でしっかりとこの必要病床数を埋めていくと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。この必要病床数というのは、先ほどおっしゃったとおり、二市三町で埋めるべきものというよりは、仙台医療圏を含めた考え方ということでの数字だということでお伺いをいたしました。

そういった点では、市立病院の今後ということでの議論は、これからも続いていくんだと思いますが、この必要病床数が、どこまで実態に即したのかというのは、また別の議論があるんだと思います。ぜひ、そういった部分でも役割を果たしていくということも必要なのかなということで考えておりました。

それで、市立病院、公的医療の在り方ということ全体の話になりますと、先ほど来、いろいろと議論が、交わされておったわけなんですけど、そういった中で、繰入れというものも含めた経営の部分、もちろん経営努力というのは、当然必要になってくるわけでありまして。先ほどお話がありましたとおり、公立病院は、実は、ほとんどが赤字であるという中で、それは、なぜなのかというところで見ましたときに、ただただ経営努力が足りないだけなのかということでは、私は、全くないだろうと考えております。当然民間の方々では難しい不採算医療ですとか、夜間診療、あるいは、伝染性の疾患等に対する医療というものが、なかなか担い手がないという中で、しかしながら、地域の需要は、確実にそこには存在をしているということでの公的医療の在り方というものを考えるべきであろう。その財源をどうするのという話にもなるわけなんですけれども、1つには、先ほど午前中、質疑でもありましたとおり、

繰入れ、総務省基準においている基準内外、この基準も私は、実態に即していないと思っておりますし、交付税算入が一定分あるよとはいっても、多くを開設自治体が負担をする、こういったまさに公立病院をめぐる構造上の問題が大きいだろうと考えるところであります。

先ほど周辺自治体の首長は、なかなかいい顔をしてくれないということでお話がありましたけれども、この下で、あなたのところでもというお話をされても、当然それは、では、うちもとはならないだろうとも思うわけであります。そういった点では、ちょっと全体のお話になっちゃうんですが、公的病院、特に開設自治体を含めて、一定程度、あるいは、相応のバックアップがあつてしかるべきだとも私は思いますし、そうした中であつて、市立病院にあつては、この間、繰入れを減らすご努力というのも非常に続けられてきたと受け止めております。そういった点で、公立病院経営を取り巻く非常に厳しい環境といたしますか、そういったところがある中でのご奮闘に敬意を表して、引き続きさらなるご努力をお願いするものであります。

最後に、市立病院の今後を含めて、この地域圏域における医療需要、あるいは、この間のコロナ禍等でも鮮明となった公立病院の役割、こういったものを今後しっかり議論をして進めていっていただきたいと思いますが、最後、そのあたり、何かお考えがあればお聞きをして、質疑を終わりたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 その件に関しましては、今、公立病院の経営強化プランという中で、今後の病院の方向性というのをきちんと出しております。これまでも宮城県の地域医療構想に基づいた、この地域でどうしてもなくせない医療、その部分を中心に担当させていただくというスタンスで、これは、今後も変わらないと考えております。

そして、ここは、ご指摘があつたように、非常に採算性の悪い部分が、かなり含まれておりまして、これに対する費用負担をお願いしているということについての認識というのは、十分持っております。

ただ、やはり地域医療を守るための費用であるという、そういうお考えもまた、持っていたいただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 私からは、塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算について、お伺いいたし

ます。

2月、今月の頭ですけれども、宮城県後期高齢者医療広域連合議会が、開かれております。そこで、後期高齢者医療に関する条例の改正がありました。その内容について、お伺いします。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 宮城県後期高齢者医療広域連合議会での条例改正ということかと思えます。

多々いろいろ条例が提案されていたかと思いますが、大きい部分では、保険料の改定ということがあろうかと思えます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 令和6年度、令和7年度の2年間の保険料ということで、上げられていると思えますけれども、塩竈市においては、1人当たり、年間で平均どれくらい値上がりになるものでしょうか。

資料No.10で、43ページから45ページまでです。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 今回の料率改定でどれくらい上がるかということだと思いますが、後期保険料につきましては、均等割と所得割ということで算定されますので、すみませんが、1人当たりの調定額ということで今、手元に持ち合わせておりませんが、まず、均等割額ということで、ご説明させていただきます。令和4年度、令和5年度が、均等割がお1人4万4,640円になります。これが、令和6年度、令和7年度ということで今回の改定で4万7,400円になります。2,760円、率にして6.2%の増という形になります。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

それから、2022年の10月より、医療費窓口負担の割合が、単身で年収200万円以上、複数世帯で年収320万円以上の方を対象に、1割から2割になりました。現在のその対象数を教えてください。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 令和6年の1月末現在ということで、ご報告させていただきま
すけれども、2割負担の方は、1,804人ということになります。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員、質疑の際に必ず資料No.とページ数を。鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 多くの方が、自己負担、窓口負担が、増えていると思います。保険料の値上
げ、それから、窓口負担の割合の増加ということは、年金を収入減としている高齢者にとっ
ては、大きな負担となっております。その年金にしても、実質的には、毎年減っております。
物価高騰の中、市民からは、ぎりぎりの生活だということもよく聞く話です。保険料や医療
費の負担は、重いという声が寄せられております。私も医療機関で働いてきた中で、自己負
担の増加によって、受診を控えたり、お薬を間引きして飲んでいるような事例も目にしてお
ります。

また、昨年5月には、後期高齢者医療保険料を段階的に引き上げる改正健康保険法が成立し
ております。背景として、高齢者を支える現役世代が減少する中、全世代型社会保障という
ことで、負担分を高齢者と現役世代で折半するという考え方で、高齢者負担率が見直された
ことと思っております。

生活実態は、ますます厳しくなっております。さらに受診控えが増えることを懸念しており
ます。元をたどれば、国の医療費抑制策があると思っております。今、若い世代もいずれは、
高齢者になります。将来に対して不安が増すものです。全世代型社会保障というのであれば、
誰でも安心して医療を受けられる環境づくりこそが、必要だと思います。地方行政として、
どうできるかということは、行政の努力だけでは、とても限界があると感じております。保
険料については、低所得者に対して軽減措置があると思っておりますけれども、どのような手続対
象で、どう手続するかを伺いたいと思います。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 軽減措置に対するご質疑かと思えます。

後期高齢者医療保険料の軽減措置につきましては、所得に応じて2割軽減、5割軽減、7割
軽減ということで軽減措置がございます。課税賦課の段階での所得確認をして、それぞれ対
象になる方について、そういう軽減がされるという形になってございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 これは、申請ということになるんですね。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 申請は、不要となっております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

後期高齢者医療制度についてですが、そのものが、高齢者の暮らしと受療権を脅かすという懸念を持っております。そもそも見直しされるべきだということを申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、私からも質疑させていただきます。

資料No.11の327ページをお願いいたします。

先ほども菅原委員からも質疑がありましたけれども、介護保険事業特別会計の中の地域支援事業費、そして、認知症総合支援事業について、お伺いいたします。

先ほどの質疑の中にも様々ございまして、中身は、大体理解したんですが、今回、認知症初期集中支援チーム員業務委託料、これは、国でも認知症の初期の段階に集中的に対応しようということで、国も予算を上げてやっている中身でありますし、そういったようにチームをつくってということがありましたけれども、その割には、やはり予算的に42万3,000円というのは、あまりにも少な過ぎる。これは、どのような中身で使われているのか。例えば、年間の認知症初期集中支援チームが、どれだけ活動しているか、出勤しているかです。こういった割合で使われているのか、その辺、もう少し詳しくお聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 資料No.11、327ページの委託料、認知症初期集中支援チーム員業務委託料42万3,000円についての使用内訳でございます。

認知症初期集中支援チームの中でも、医療機関に委託する分について、1件当たり、訪問、それから、会議について、お支払いしているという状況になります。

そのほかの部分、市の職員の部分は入りませんのと、地域包括支援センターに委託している部分は、上の地域包括支援センターの委託料に入っておりますので、この42万3,000円については、病院にお支払いしている分となっております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。主に医療機関に委託しているという部分で、お聞きいたしました。

その中で、先ほど菅原委員もおっしゃいましたけれども、まず、認知症という疑いがあった場合、ご家族の方で大体今、認知症外来もかなり民間の医療機関でも増えていますし、物忘れ外来という、軟らかい名前で、まず、お医者さんにかかるというのは、普通かなど。医療のほうで、まず、関係を結んでいくと思います。その後、在宅での様々な生活の部分で、地域包括支援センターに相談してということで、ケアマネジャーが決まったりとか、いろんな次の段階に行くと思います。先ほど、以前、認知症初期集中支援チームが、どの段階で加わっていくのかというのが、もうちょっとはつきり分らないという部分で、チームをつくる時、また、ご家族から依頼があったとかというだけではなくて、そこが、病院と、それから、地域包括支援センターと皆さんがチームをつくるという、その段階の導入部分をもうちょっと詳しく教えてください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 導入の段階についてのご質疑でございました。

事例といたしますと、ご家族の相談からチームの要件に合致する部分で、地域包括支援センターが、初期に提案していくというのがありますが、地域の中で、なかなかサービスであったり支援機関に乗らない部分の情報から、地域包括支援センターが訪問等をしつつ、こういったサービスにつなげていったほうがいいのではないかとということから、要件に合えば上げていくという事例もございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはりご家族だけでは解決できないという、また、ケアマネジャーだったり利用機関での情報だったり、そういったものを専門家の方たちが、その方に対するサポートをどのようにしたらいいかということをやったり周りが気がついて、ご家族にもアドバイスをしてというところまで進んでいけるのかと思います。やはり家族とか、本人だけの発信ではなくて、その周りが、そういった状況を的確につかむというか、そういったアンテナを張り巡らすというか、

そういったことが、すごく大事かと思えます。

ですので、ますます国でもこの初期の段階でという部分は、マンパワーを必要とする事業だと思います。そういった意味で、細かい点で、これまでも何度も言っていますが、地域でどうやって高齢者を見守っていくかという部分においては、こういったあらゆる方たちのアンテナが、本当に昔であれば、おせっかいな方が、たくさん地域にいらっしゃるけれども、今、だんだん孤立化してしまっていて、よそのお宅のことにあまり口出しもしなければ、見たり聞いたりはしないという、よくもあれば悪くもある部分で、こういうところで見逃してしまったり、それから、やはり独り暮らしの高齢者が増えていますので、知らないうちに亡くなったりということは、市内でも何件か散見されております。本当に隣近所のつながりが薄くなった上で、こういったシステムに予算をつけて構築したとしても、そこまでたどり着かなかつたら意味がないと思いますので、ぜひその辺のことを皆さんの情報をしっかりとつかみ取っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、あわせてお聞きいたしますけれども、この認知症のサポーター、この推進事業も大変大事だとあります。来年度といたしますか、令和6年度は、どのような取組をなさっているのか、お聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症サポーター養成講座の取組でございます。

今年度に引き続きまして、サポーター、地域の方々、町内会であったり地域の様々な集まりに出向きまして、地域包括支援センター等が出向きまして、PRをさせていただいております。

ただ、高齢者の方、認知症の方を見守る機関は、それぞれでございますので、例えば、地域の商店、それから、金融機関、そして、市としましては、小中学校、様々なところにPRをしていって、地域を基盤にしながらも商店、機関、そういったものに広げていきたいと考えてございます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、やはり子供たち、今の能登半島の被災地ではありませんけれども、皆さん、1か所に、今、避難所にいらっしゃると思います。それは、高齢の方もいれば中には、認知症のちょっと疑いがある方もいらっしゃると思います。

今、そういった方たちが、1か所で生活なさっているわけで、その中にやはり小学生、中学生がいれば、自分の家にいない高齢者の方に今、間近に接する機会が多いと思います。そういうときに、自ら声をかけられたり、また、何かお手伝いできたりということは、やはり子供にとっても大変重要な経験だと思います。ぜひ、こういった平時のときに、小学校、中学校の子供たちが、高齢者をどうやっていたわるのか、どうやって接したらいいのかということを広く皆さんに学んでいただく機会を多く持っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、サポーターのことに関連してお聞きしますけれども、子供の場合、子供が、何か誰かに追っかけられてちょっと危ない面があったというので、子供110番という、最近あまり見ませんけれども、そういったおうちだったり協力してくれるお店がありますが、高齢者サポート110番じゃないんですけれども、そういった場所が市内各所にあると、確かにQRコードのシールを貼ったりとか、郵便局の方が、ちょっとこのおばあちゃん、ちょっとおかしいなと思って、いろんなサポートがあります。そういった家とか、商店とか、毎日来るようなおばあちゃんも見かけるとかという方に対しても、そういったところの安全安心の場所が、市内に数多くあれば、また、これは、市民の方から言われたんですが、高齢者の方が、やはり歩いて買物に行くとき、荷物を持ってかなりきつそうに帰っているけれども、休む場所がない、座る場所がない。また、トイレもどこに入っていいかわからないという方にもうちのおトイレを使ってくださいと声をかけたい、かけてあげたい、そういった思いもあるけれども、勝手にそういったことはできないよねという部分もあるので、そういった高齢者に優しいまちづくりのために、ベンチがあったり、おトイレのご利用があったらお声をかけてくださいとかというのを自らできなくても、何かそういったサジェスションがあると、やりやすいんじゃないかと思えますけれども、その辺の考えは、ちょっと話題がずれますけれども、お考えがありましたら、お聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症に優しいまちづくりについてのご質疑でございました。

認知症サポーター養成講座をより多くの立ち寄れる商店等に投げかけておまして、受けていただいた店舗等には、サポーター店ということで、ご希望になった場合には、ステッカー等をお貼りしてPRをしておりますが、そういった部分の今度は周知です。そういった点が、

認知症の講座を受けて、対応が、さりげない声がけも含めてできるよというところの周知について、やはり進めていかななくてはならないと同時に、認知症の方が、どういったことで、町なかでお困りになるのか、そういう認知症の方の声を拾い上げた中で、そういった店舗に周知していく、そういう取組は必要であると思っておりますので、今後とも認知症地域支援推進員共々、一緒に考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、認知症だけではなくて高齢者に優しいまちづくりの基本として、お考えいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、同じ資料No.11の329ページ、成年後見制度利用支援事業費という160万6,000円、この事業内容ですが、権利擁護支援の地域ネットワークづくりというのを国でも推進してまして、来年度は、国も11億円の当初予算を示しております。本市において、この取組について、お聞きいたします。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 国では、成年後見制度利用促進法の中で、地域、そして、第2期成年後見制度利用支援計画の中で、地域連携ネットワークの強化を進めているところです。

当市においても令和3年度より、地域連携ネットワークをつくるということで、勉強会を地域包括支援センター、それから、障がい者の事業所、そして、司法職、それから、そういったところを交えての勉強会を開催しています。そういう中で、各機関の役割と顔の見える関係づくり、個別の相談があったときにも相談しやすい関係づくり、そして、その中で、今後、権利擁護、そして、成年後見制度利用促進に向けて取り組むべきことなどを意見交換している状況でございます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これについては、実施計画書の33ページも併せてご覧になっていただきたいんですが、今、山本高齢福祉課長がおっしゃったように、この地域団体とか、福祉団体、また、関係機関との認識や情報の共有が不可欠であると。当然この中の勉強会というものをもちろん専門家の中ではされていくと思いますが、今、どちらかという市民の後見人というのも都会では進

んできまして、これまで弁護士とか、司法書士とか、社会福祉士とか、また、身内の方がという中には、なかなかちょっと難しい取組もありますが、もつともつと身近にということで、市民の方に後見人になっていただくということも大分前から事例としては、挙がっておりますけれども、市内においては、こういった動きは、どうなんでしょうか。何かありましたら、お聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 市民後見人の取組については、ちょっとまだ具体的な取組はない状況でございます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

最近、先ほど認知症のお話ではありませんけれども、なかなか独り暮らしの高齢者が、本市でもかなり増えておりまして、認知症だけではなく、もう自分自身の薬の管理とか、それから、お金の管理、それから、お身内が近くにいないために食事がままならない。先ほど配食の話もありましたけれども、そういったふうに衰弱していく独り暮らしの方も結構本市においては、いらっしゃるのかと思っております。

その中で、よくまもり一ぶという名称は聞くんですが、なかなか使い勝手があまりよくないようにも聞いております。このまもり一ぶを利用しようと思えば、どのような手続があつて、手順があつて、どういった方がご利用なさるのか、お聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 まもり一ぶにつきましては、認知症等で判断能力が落ちている方等で、成年後見制度の利用までに至らない方についての金銭管理、生活費の管理等を行うサービスでございます。この実施主体は宮城県社会福祉協議会ということですが、市の社会福祉協議会との連携により、行っているということで、利用したい場合につきましては、じかに市の社会福祉協議会にという場合もありますし、地域包括支援センターがつなぐケースもある。そして、市内の介護事業所のケアマネジャーがつなぐ機会もあるということなんですけど、窓口としては、市社会福祉協議会等に連絡して、そこから始まるというところでございます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどの初期対応のチームの中でもこういった話が出てくるかと思いますが、やはりご本人が、全てのことが、もちろん判断が厳しくなってくる。でも、中には、自分自身の自尊心といいますか、自分の生活に他人が入り込んでほしくない。特にお金の管理について、かなりシビアな部分もあると思います。そういった方々に対応して、その方が、安全安心でお暮らしできるようなということは、かなり対応する方も厳しい部分があるかとは思っております。ぜひ、そういった独り暮らしの方が、入院か何かで緊急搬送されて、そこからとなると、流れは、むしろ割とスムーズにいくかもしれませんが、個人の生活の中で、それに立ち入られるのも拒否する方もいらっしゃると思いますので、その辺のご苦勞があると思います。そういった事例は、これまでもあると思いますので、その辺について、若干ご教示いただければと思いますが、どうでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症の方の判断の機能が低下してきている方についても委員おっしゃるとおり、プライドといいますか、ありまして、特にお金の面は、触られたくないということで、そこに関わるまでには、複数回、本当に定期的な関わりの中で、もしくは、一番関わる中で、誰が信頼できるのかということ周りの皆さんと相談をしながら関わっていくというところが必要になってきます。総合相談窓口として地域包括支援センターがありますが、それに限らず、地域の方、関わる方と情報交換しながら、こういった形が本人に受け入れられるのか、そういったことを相談しながら進めているという状況でございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そういうわけで、市民の方にも多く、一般の方にもこの後見制度、また、まもり一歩、そういった役割、そういったものを広く知っていただくためにもやはり市民向けのセミナーをこれまでもやっていたらと思いますが、これからもそういったセミナーとか、広く、やはり高齢者の方が増えれば増えるほど、自分の明日のことが、皆さん、不安に思っているところもあると思います。ぜひ、そういったセミナーを数多く開いていただきたいと思います。その辺のお考えがありましたら、お聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 今、地域向けに地域包括支援センター等が、消費者被害とか、そういったことで講話を呼びかけてしています。成年後見制度という制度をぼんと出してもなかなか難しい部分がありますので、高齢者に知っておきたい制度というの一環の中で、そういったところも取り入れながら周知している状況でありますので、これを引き続きしていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

高齢者の方たちの集まりは、結構あると思います。いろんなグループがあったり。ぜひ、その中に地域包括支援センターの方が入っていただいて、短めで結構ですので、簡単な言葉で分かりやすくという部分で、あまり専門用語を使わずにご説明いただければ、高齢者の方も身近に感じられるかと思えます。ぜひ、地域包括支援センターの方のお力もお借りして広げたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、資料No.11の361ページ、後期高齢者医療事業について、お聞きいたします。

先ほどもご質疑がありましたけれども、361ページを見ますと、令和6年度の納付金が、今年度よりも9,065万8,000円増えていまして8億8,787万1,000円に当初予算が、計上されています。これは、やはり団塊の世代の方が、ピークを間もなく迎えるということで、塩竈市におけるこの後期高齢者の人数は、どのぐらいになっているのか、また、人口の割合のどのぐらいになっているのか、まず、お聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 後期高齢者の被保険者数ということで、直近ということで、令和6年の1月現在ということでご報告させていただきますが、9,745名の方が被保険者数となっております。

人口に対する割合ということになります、18.73%となっております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

もう約1万人近い方が、後期高齢者ということで、全体の18.7%。当然医療の高額もそうですし、様々な疾病が予想されますので、保険料も今回、上がることになっております。そう

いった意味で、どうしても私たちは、これは、宮城県後期高齢者医療広域連合のお話でございますので、中で施策も全て宮城県後期高齢者医療広域連合で決められて、なかなか私たち市民にちょっと分かりにくい部分がありますので、ちょっとあえてお聞きしたいと思っております。

後期高齢者の医療の被保険者に係る歯科健診事業というのは、宮城県後期高齢者医療広域連合が、直接各市の歯科医師に依頼しているというお話なんですけど、どのようにして、塩竈市の今、約1万人近いこの後期高齢者の方が、その恩恵と申しますか、歯科健診を受けることができるか、その辺のちょっと仕組みというか、流れがよく分からないので、お聞かせください。

○鈴木（新）副委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 健診の関係の部分になると思いますので、ちょっと健康づくり課からご説明させていただきます。

浅野委員ご指摘のとおり、後期高齢者の歯科健診につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合の事業で進められております。ですので、塩竈市は、直接関わってはいないところではあるんですけども、今回のこの事業につきまして確認させていただいたところ、対象については、当該75歳になった方を対象に無料で行わせていただいている事業ということでございます。

宮城県後期高齢者医療広域連合では、宮城県の歯科医師会に委託をさせていただいて、歯科の医療機関で対応しているということになります。ちなみに市内では、14医療機関で対応しているということです。

流れにつきましては、今回、対象になる方について、宮城県後期高齢者医療広域連合から郵送で送らせていただいて、その対象の方が、直接医療機関に予約をして、健診を受けていただくという流れになっております。よろしく願いいたします。

○鈴木（新）副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よく分かりました。やはりなかなか市は、皆さんからのそういった保険料を集めて納付するというだけで、私たち委員には、その流れしか分からないものですから、あえてお聞きいたしました。

やはり75歳以上の方が、市内にも約1万人近くいらっしゃるということでもありますので、そういった方たちが、安心して医療を受けられる制度だと思っております。その辺のことをや

はり丁寧に示していただきまして、安心してこのまちで医療を受けられる、暮らしていける
ということを多くの高齢者の方にしていただければと思っていますので、今後ともよろしく
お願いいたします。

これで、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○鈴木（新）副委員長 暫時休憩いたします。再開は14時15分にいたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○鈴木（新）副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願い
いたします。

桑原成典委員。

○桑原委員 私から大まかに2つご質疑をさせていただきます。

まず、資料No.15の22ページになります。

塩竈市介護保険条例の一部改正についてです。

簡単に言えば増税という形になると思いますけれども、第8期から第9期に変わる中で、
段階が11から13段階になると思われれます。24ページをちょっと見ていただきたいんですけれ
ども、前期保険料との比較の表を見ると、低所得者の負担を減らし、所得がある程度一定あ
る方々が、負担をしていくという状況になると思います。非常に言い方が悪くなれば、取
れるところから取ろうという、そういった認識なのかなというところがあるんですけれども、
それについて、いかがですか。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの所得段階別の13段階の部分につきましては、国
の制度の部分でございまして、この制度につきましては、この段階より以上の部分は、市の
部分の裁量が認められておりますが、ここを基本としておりますことから、そのように受け
止めてございます。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 今、ご答弁いただいた、国がやっているからというところだとは思いますが、正直言いまして、ある程度一定の所得がある人というのは、やっぱりそれなりに大きな税金という形で取られていると思います。その中で、やっぱり国がやっているから市もやっていかななくてはいけないという感じだとは思いますが、いろいろと今後を考えていく中で、例えば、移住者とかを市にも呼びたいという形になると、やっぱりこういうところも改善していかななくてはいけないのではないかと正直に思っております。例えば、国がやっているからということで1年間様子を見るとか、そういったこともできないのかとか、選択肢はないのかというところは、思っているんですけども、その辺について、いかがでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 基本的には、国の法律に基づき、実施するところがございますので、この13段階で実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。そういった選択肢もなかったということで、非常にちょっと残念だなというところではあります。

こういった一定の所得がある人たちというのは、やっぱり経済を回している人たちだと思うので、その辺の配慮が非常にないのかというところで、非常に残念だと思っております。

今回、この国の基準も13段階になるということでよろしいでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

今現在、第8期だと思っておりますけれども、9段階が国の基準だったと思っております。その中で、塩竈市は、11段階でありました。この段階は、結構地方によって差異があると思っておりますが、大体人口の比率であったり所得で、段階は、決まっていると思っておりますけれども、なぜ、この差異があるのか。今回、なぜ、13段階という形で統一されているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 8期のその差については、すみません。ちょっと資料を

持ち合わせてございませんが、当市では、国の基本が9段階なのに対して11段階にさせていただきました。その理由といたしましては、第5段階までの基準となる段階までの変更は、国では認められておりませんが、それ以上の所得の方に対しての細分化を図るということで、当市では、11段階にした結果がございました。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 細分化という形なんですけれども、例えば、この第9期中に、13段階から、例えば、また細分化するということになったりする可能性もあるんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 8期のところからさらに細分化された部分を13段階ということを示されておりますので、この9期においてはこの13段階で実施したいと考えてございます。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。では、第9期中は、この細分化されないという形で、認識はさせていただきます。

次の質疑に移ります。

資料No.13の3ページ、市立病院について、お伺いさせていただきます。

3ページの中に、年間患者数、入院が4万7,450人、外来が6万3,204人、合計で11万654人と試算されております。その中で、今の時代、人口減少とか、非常に悩ましい中で、高齢化も進んでいる状況、また、物価高というのもあるとは思いますが、その影響は、どのように反映されているのか、ちょっとお伺いいたします。

○鈴木（新）副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 それでは、お答えいたします。

資料No.13の3ページのところになります。

まず、入院患者数につきましては、先ほど小高委員にもご答弁申し上げましたが、高齢者人口が増えていくという中であって、この数については、1日当たり130人ということで推移すると見込んだ数字でございます。

一方、外来につきましてもやはり高齢者人口の増加に伴いまして、この数というのは、しっかりとキープされるのは、我々は見ているところでございます。

一方で、物価高というところがございますが、やはり物価高の中にあっても、病院にかかられる方については、しっかり治療するというので、受診控えというのは、今のところ、うちでは考えていないという数字でございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その中で、ちょっと細かいことをお伺いするんですが、11万654人の中で、例えば、市内、市外の割合だったりというのは、分かるようなものなんでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 平塚市立病院事務部業務課長。

○平塚市立病院事務部業務課長 患者数の市内の割合ということですが、基本的に6割を超える65%程度が、市内の方ということで認識しております。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。結構市内の方が、多いんだなというのも思いました。

なぜ、こういう疑問をしたかということ、午前中にもいろいろと議論されていたんですが、市立病院の在り方というのが、やっぱり僕もちょっと気になっておりました、市立病院の建て替え検討中の中で、市外の方も多く使われているのかと思っておりました。これを今、65%ということで大体約35%市外の方も多く使われている。市立病院なので塩竈市が単独でやっているという形になると思いますが、私もちょっと二市三町で病院を建て替える、運営していくとか、そういうものが、やっぱり必要なのではないかと正直思っております。やはり人口減少が著しくて、病院経営の面でも今後赤字になっていくとか、いろいろ大変になる可能性も十分にあるのかと。その中で、やっぱり現実的にこの二市三町を絡めていく必要性というのが、やっぱり選択肢の一つではあるんじゃないかと思ひまして、ちょっと疑問をさせていただきました。その辺、いかがでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 鈴木市立病院事務部長。

○鈴木市立病院事務部長 それでは、ご答弁させていただきます。

確かに委員おっしゃるとおり、塩竈市民だけじゃない方が患者さんだということは、事実でございます。我々としましても今後に向けまして、例えば、救急医療、あるいは、感染症対応ということで、二市三町の中で我々がやっている部分というのもございますので、そうい

ったことを絡めながら、二市三町共同でできる部分があれば、しっかりとその辺は、検討はしていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

地域の医療体制というのは、必要だと思います。ただ、今日の朝刊とか、新聞にも載っていたんですけども、2023年度の人口統計に触れて、出生率、出生最少と人口の減り幅の過去最大との記事がありました。これは、塩竈市だけの問題ではないと思いますけれども、全国でこういった問題は、出てきていると思います。地方の生き残りの正念場だと、今、正直思っていて、そこで、本市でも大型の箱物だったり工事予定という形になっていますが、どれも必要であるものとは、理解しております。

ただ、人口の減り具合と税収入も準じて減るということも予想される中で、箱物は、やっぱり一市で賄うというのは、非常にもう現実的ではないのかと正直思っております。そこにやっぱり新しい選択肢というのも加えていかなくてはいけないんだと正直私は、思っているんですが、ちょっと改めてお尋ねをさせていただきます。

やっぱり市立病院の移転建築に伴って、これから、やっぱり二市三町で共通に補っていくことというのが、大事だと思っていて、三方一両損ならぬ五方一両損につながるのではないかと正直思っております。塩竈市付近でも同じような入院施設だったり民間の病院というのはあるとは思いますが、その民間の病院は、経営面では、やっぱり柔軟性というのが、すごくあると思います。そういった部分でやっぱり強いなというところは、あると思います。

個人的な考えなんですけれども、二市三町でやっていたら、可能性の話なんですけれども、やっぱりヘリポートができる可能性とかというの也被考えられるのかと。要は、緊急高度医療機関という形になってくると思いますが、仙台市のちょっと大きな病院で、私、ちょっと入院していたことが一時期ありまして、そこで、結構ドクターヘリとかという形で飛び交っていたんです。僕もちょっとふらっと考えていたんですけども、やっぱりこれは、二市三町でも必要だな、塩竈市でもこういうのが必要なんじゃないかというのを正直思っていて、そういった点で、こういった今後の未来、未来への投資というのをちょっと考えていただければなと思っていますが、その辺、いかがでしょうか。

○鈴木（新）副委員長 福原市立病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 少し歴史をちょっとお話ししなければいけないと思いますけれども、以前は、二市三町で1つの医療圏をつくっていました。19万人の医療圏で、多くの場合、そこには、ヘリポートを有するような大きな中核病院があるというのが、普通のスタイルということでしたけれども、この塩釜地区が、仙台医療圏に組み込まれてしまったんです。ということで、そういう高度急性期に関しては、この地域ではなく、仙台医療圏の医療機能を使ってくれというように宮城県の地域医療構想の中で、考えが大きく変わってしまったんです。そこが、やっぱり今、この地域で中核的な公立病院がないという一つの大きな理由になっているのではないかと考えています。

ただ、委員がおっしゃるように、やはりこの地域で、それぞれの病院が担っていく医療機能というのがありまして、特に我々の病院は、入院患者のほとんどが、中心が80歳代なんです。次は90歳代なんです。そして、70歳代ということで、非常に高齢の方が多いということがありまして、この方を中心にするような、地域に必要な医療をきちんとやっていく病院としての位置づけ、このようなことが、今後必要とされるのではないかと考えております。

以上です。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

地域に特化した病院という形で、あくまでも先ほどのヘリポートというのは、可能性という話ですので、一応そういった選択肢もあるのかというところで、私、ちょっとご提案をさせていただいたんですけれども、一応過去の経緯とかというのもあると思います。ただ、過去は過去として、いろんな経緯、歴史的な背景がある中で、やっぱりお互い共倒れしないような形をやっぱりつくっていかなければいけないのかと。これが、今後こういった病院の在り方だったりということなのかと。本市でもしっかりとこういったものをちょっと議論していただいて、我々もその中で何か必要なことがあれば、一緒に議論させていただきますので、ぜひ今後とも、市を、未来への投資という部分を新しく考えていただいて、その議論をきちんと我々でもやっていけたらいいなと思っていますので、すみません、最後、市長、何かあれば。

○鈴木（新）副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ドクターヘリ導入のときに県議会議員で、直接その議論に携わらせていただきました。

た。今は、仙台医療センターに基地があって、そこから塩竈市内にも、ちょっと間違っていないければ、足らなければつけ足していただきたいんですけども、浦戸とか、玉川中学校とか、そういうところにランデブーポイントがございます。多分そこから10分、15分で仙台医療センターまで運んでいただけるということがあろうかと思っております。

機能がいろんなところがあれば、それは、確かに便利かもしれませんが、そのことをやはり地域全体とかで検討しながら、本当に必要か、必要じゃないのか、そういう議論も必ず必要になってくるだろうと思っております。その辺のところは、うちだけで決められる話でもございませんので、広くいろんな方の知識もいただきながら、患者にとってどういう形が、一番命に関わる問題として必要なのか、そういうところで議論を深めていきたいと思っております。

○鈴木（新）副委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

そうですね。患者さんがどうあるべきかというのが、どうするかというところが、ベストだと思いますので、ぜひ今後も議論を重ねていければと思っております。

以上で、私の質疑を終わります。

○鈴木（新）副委員長 暫時休憩いたします。再開は14時50分とさせていただきます。

午後2時31分 休憩

午後2時50分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも特別会計をお聞きします。

資料No.17の60ページです。

国民健康保険税滞納世帯の所得階層別分布ということで、この表を見ると滞納の数世帯数の割合が、全体の構成割合というところと10.2%ですか。そのうち、やっぱり100万円から200万円、200万円から300万円、300万円から400万円の世帯の方が、滞納率が10%を超えているのね。中間所得者という方にかかると高負担になっている制度なのかと。国の全体的な決め方が、そ

のようになっているので、塩竈市としてもいろいろ対策を打っていただいて、払いやすいような制度には直してはいただいているんですが、どうしてもこのところが、中間所得者層の方が、やっぱり国民健康保険税という税金の負担を感じているという、今の状態じゃないかと思います。私は、そのように思っているんですけども、当局としては、どのようにご理解して、今回の予算を決めたのか、お願いします。

○小野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 ただいま、志子田委員からご指摘がありました中間所得層の負担が大きいのではないかというご意見でございます。

当局としてもそういった視点でおります。といいますのは、低所得者の方々につきましては、7割、5割、2割軽減制度がありまして、そもそも本来の保険税より軽くなる。一方で、高所得者の分について、限度額が適用されますので、一定の所得のパーセンテージがかけられても上限額が決められているというところがありますので、所得に対する負担割合ということは、ご指摘のとおり、中間所得者数は、多くなる傾向があるとは承知をしているところでございます。

この点は、本市といたしましては、前回の国民健康保険税の改定の際には、11%を超える軽減をさせていただきましたが、中間所得層の方々にも軽減するような対応、いわゆる所得割の部分も相当程度引き下げたという経緯がございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 よろしくお願いします。

努力は、してもらっているのね。私、もうずっとこういう質疑ばかりしているから。もう10年ぐらい。だから、そういうふうに市としてできるパーセント分を直してはいただいているよ。でも、結果として、やっぱり10%以上だから、特に300万円から400万円のところは16.9%と、相当な重税だと感ているんじゃないでしょうか。だから、根本的なところが、やっぱり制度として難しい制度になっていますから、それを何とかといってもなかなか難しいからこうなるんでしょうけれども、市としてやっぱりもっと中間所得者の負担割合が少なくなる、いろんな割合のところを工夫してもらわないと、納付率が、これからもずっとこのままいくと思いますよ。そうすると、納付率が悪くなれば、今度、全体の金額が高くなる。そういうことになりますので、ここが、なかなか制度的に直っていないところなので、この

ところのパーセントが直るまで、ずっと質疑し続けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

同じ資料No.17の68ページに、全体的な市町村、宮城県内の国民健康保険税率がありまして、塩竈市は、上から3段目で、仙台市、石巻市、塩竈市と来ています。この表を見ると、塩竈市は、以外と保険料が安いんだなと私には見える表なんですけれども、私の認識が、間違っているのか、その辺のところ、それでいいのか。安過ぎるとは言いませんが、安いんだなと思いますけれども、ご感想をお願いします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 資料No.17の68ページということで、こちらについては、令和5年度の国民健康保険税率の一覧ということになってございます。1人当たりの調定額ということで、今、手元にあるのは令和4年度分ということで、ちょっとご説明させていただきますが、令和4年度の1人当たりの調定額ということだと、本市が7万9,376円ということだったんですけれども、県内で18番目ということで、低いというところでもありませんが、県内でも中間ぐらいかと感じております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

高い、高いとずっと思い続けて何十年という方もおりますので、少しずつ変わってきていました。だから、国民健康保険税に対しては、ただ、納めにくいところは、中間所得者層だということで、やっぱり負担を重く感じている、制度がそうなっているということで質疑させていただいた次第でございます。

国民健康保険のことで、資料No.11からやりたいと思いますので、246ページ、ここに国民健康保険事業特別会計の令和6年度の歳入歳出の表、246ページには歳入、247ページには歳出の表があります。左側の246ページの歳入で聞くんですけれども、この表を見て、健康保険は高いな、納めにくいなと思っているかもしれないけれども、歳入の表を見ると、国民健康保険税としては、7億8,396万7,000円ですから、予算の全体の13%なんですよね。そうすると、この国民健康保険税を払っているお金を全部合わせて13%、残りの87%は、どこからかの援護があつて、それでこの国民健康保険の制度が成り立っている、こういう制度設計になっているんじゃないかと思ひますけれども、大ざっぱに言ってですよ。納めているのが13%です

から、かかるのは、59億9,000万円。ですから、実際は、国民健康保険税は高いと思われるかもしれないけれども、払っているのは13%なんですよという意味なのかと思います。そういう考え方でいいのか、考え方をお願いします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 歳入の内訳ということになろうかと思いますが、確かに歳入予算59億9,300万円という中で、7億8,000万円ですので、割合としては、委員がおっしゃるように、13%、その他、一番大きいところで県支出金等が一番大きくなるのかとは思っております。割合としては、委員のおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 大ざっぱに言ってもらったほうが、かえって理解するので、全部国民健康保険税を納めたやつで全部医療が成り立っているわけじゃないですよ。これは、もうちょっとその次の4の県支出金は44億円ですから、約75%ですよ。75%県で出すんだと。残りの25%、そのうちの半分を市で出して、残りの半分は、国民健康保険税で出して、また残りは、市と財政調整基金でやってください、運用して。だから、はっきり言って、75%が県の支出金ということで、国民健康保険の医療費は、県のお金を出してもらったやつで成り立っている制度じゃないかと。物すごく大ざっぱに言って。そういうふうに言い切ったほうが、払って納めてもらっている税金でやっている問題じゃないですよ、県で出している医療費ですよという考えのほうが、市民には、分かりやすいのではないかと思いますけれども、そういう認識でいいのかどうかを、感想をお聞かせください。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 割合として県支出金75%ということになりますが、そのうちの9割が、普通交付金ということになります。これが、歳出の保険給付費として入ってくる部分になりますけれども、この保険給付費の財源については、各自治体からの市町村事業費納付金というものが、これに充てられております。先ほどもちよつとご説明をさせていただきましたが、今回、本市で13億5,000万円ほどの事業費納付金を県に納めます。このうちの約5割が、国民健康保険税ということになりますので、県の支出金で賄われているという見方もできますけれども、この財源は、各自治体からの事業費納付金が、財源となっているということでございますので、県の財政でやっていると言い切るのは、なかなかちょっと難しいか

とは思っております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 細かく言えばいろいろあるでしょうけれども、制度的に分かりやすく言うと、そう言っているんです。市民が出すのは、13%なんです。あと、どこかでやってくれているんだ、負担してくれているんだと。だから、医療費が高いといたって、全体にかかっている医療費の13%を出せば、残りの87%は、どこかでやってくれているんだよと。だから、この国民健康保険制度というのは、13%しか出さなくていいんだから、安い制度じゃないと言ったほうが分かりやすいと思ったから、私は、そのように思って聞いたんです。いろいろ言うと、細かく言えば、ちょっと違うところがありますので。隣の247ページで、歳出から言えば、今度は、59億9,300万円のうちの市の一般財源というのは、4億円ちょっとでしょう。だから、負担割合は、そのぐらいしかないですよ。あとは、別なところですよということになるから、市から出す負担割合は、少なくて済んでいる。大体市でもない、市民でもないという制度の中で成り立っている、こう言えるんじゃないかと思って聞いているところです。

それで、247ページの保険給付費が、今回、2億8,800万円、前年度よりも多く見積もっているんですけれども、先ほど委員の中で、後期高齢者の人数は減っているしという話がありました。それなのに、なぜ今回、このように医療給付費を2億8,800万円、大きく増えると見積もったその辺の考え方をお聞かせください。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 被保険者数が減っていく中で、保険給付費が増ということのご質問でございます。

確かに被保険者数は減ってきてはおりますけれども、それに反比例してといいますか、1人当たりの医療費というものが、増加しているというところがございます。今回、2億9,000万円ということで、昨年の当初予算から増額ということをさせていただいておりますけれども、令和5年2月補正でも今回、高額療養費、または、療養給付費が、かなり増加しているという部分で、増額補正をさせていただいたということがございます。今回、そういった部分の令和5年度の実績というものも踏まえまして、令和6年度の保険給付費の予算というものを計上させていただきました。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

あとは、やってみないと分からないから、一応予算なので、そういうふうに見積もったのではないかとはいえますけれども、それにしてもちょっと多いんじゃないかと思って聞いたところです。

国民健康保険のことは、終わりにして、資料No.11の302ページと303ページ、同じように、今度は、介護保険事業特別会計の全体ということが、載っています。302ページです。

予算的には、57億8,760万円ですが、保険料としては11億9,700万円、介護保険は、全体の20%です。それ以外のところで国庫支出金と支払基金交付金と県支出金と繰入金で、全部足して45億円ということですが、介護保険事業というのも介護保険に、該当者は20%だけ出せば、ほかの国の制度とか、県の支出金とか、国庫支出金とか、県支出金で賄われて運営されている事業と私は、この内訳から見ると、そう理解してしまうんですけども、そのような理解でいいのか、お願いします。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護保険における第1号被保険者の負担割合は23%となっております。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

この表の全体では、20.7%です。今、23%と言われましたので、どこのところを見たら23%と分かるか、ちょっと教えてください。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 国で決められたサービス費用の負担割合のところ、第1号被保険者につきましては23%というところがございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。

国で23%でいいからと言っているんだけど、塩竈市は20.7%しかかかっていなかったということだから、実情的には、もっとかかっていないんだよね。そういうことでございます

ので。でも、そういうこと言ってみれば1万円の買物をするときに2,000円だけ払えば、介護保険という1万円の買物ができるよ。先ほどの国民健康保険は、1万円のやつが、医療費1,300円払ったら診られるよという制度じゃないでしょうか。だって実際の負担金がそうなんだから。ということは、残りは全部、元をただせば国の全部の税金から、国民から集めた税金の中、あるいは、財源が税収とは限りませんので、国債を発行して得た、あるいは、日本銀行券という札を印刷した、その利益でもって賄っている医療費制度、医療制度は、そういう制度になっているということが、言えるんじゃないかと思いますが、だから、介護保険は20%で実際はやられている。だから、うんと安いものだと。だから、安心して医療も介護もかかってということになると、今度払っているほうは、安いということを忘れて、取られるから、取られる場合は、使わないと損するんだよね。幾ら安いよ、8割引きだよと言われたって、使っていない人は、何の割引もありませんので、使わにゃ損なんですよ。そうすると使っちゃう。そうすると塩竈市の市民の1人当たりの医療費が上がる、こういうふうになる。だから、使わなかったら戻ってくるという、そういう制度がない限り、うまく運用できないんじゃないか。医療費とか、介護費に使うんじゃないで、病気にかからないように、あるいは、介護にならないように、健康を維持するための栄養のためにお金を使う。そういう人は、8割引きで買えるわけじゃないですから。全部かかりますから。そうすると、予防に使う人は、メリットがないという今のこの医療保険制度、日本の制度が、そのような制度になっていると私は、思います。だから、あとは使わな損、損。だから、かかったほうが、払っているわけだから、損しますから。そして、負担は、2割負担です。13%負担ですということが、今のこの仕組みになっていると、私は、大きく、大きな今のこの予算表から見て、そういう仕組みになっているなということをこの予算表からは、感じ取ったんですけども、大ざっぱに言ってですよ。私は、そう思いますけれども、志子田委員が言っているのは、でたらめでいいかげんで市民を惑わすものだと思うんでしたら、そうだというんでしたら、そのようだというので、大まかにそうだというので、部長、笑われているので、そう言うただけければ。お願いします。全体的に。

○小野委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 私からお答えさせていただきたいと思います。

基本的には、志子田委員おっしゃった内容で、ほぼほぼ合っているのかと思っております。

ただ、医療費、あるいは、介護保険料、こちらに関しましても例えば、医療費についても介

介護サービス費用に関しましても使えば使うほど保険料も上がってくるということで、結局は、使った利用者の方に負担が転換されてしまうということから、やはり医療費に関しましても介護サービス費用に関しましても適正に使っていただきながら、適正な費用を払っていただくところで対応していただければなと考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

ほぼほぼということで、あとは、何かほぼほぼで違うのかと思ったら、使わない人に返金がないということです。保険でも全部100%取られるだけの保険。いや、普通は、使わなかったら戻ってくるという制度がありますから、そういうところのお返し、使わなかった人のそういう制度も新たに考えて、なるべく使わないようにして協力してもらおうということもこれから考えていくものがあるんじゃないかと思います。何かそういう制度がありましたら、お願いします。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 使わなかったら戻ってくるという制度はございませんが、一事業のご紹介になりますが、資料No.11の328、329ページ、家族介護支援事業費の中に、一番右の欄に第19節扶助費のところ家族介護慰労金というものがございます。こちらは、重度の介護、重度の状態にある方を介護している場合に1年間介護保険を使わなかった場合に支給されるものでございますが、1万円ということで、そういったことで使わないというような実績はないことから、適正な利用をいただいていると考えてございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 サービスがないとは言わないけれども、ほとんどないという。宣伝して、1万円プレゼントできる人にはプレゼントしてやると喜ぶと思いますので、宣伝もお願いしたいと思います。

別なことを聞きます。

魚市場事業特別会計で聞きますので、資料No.11の289ページ、ここに「ええ」と思ったのがあるので、ちょっとなぜかと思ったものがあるので聞きたいと思いますが、289ページに委託料とありますよね。5,761万5,000円なんですけれども、この委託料は、予算でいうと

前より上がっているような気がするんですけども、そうではないのか、同じなのか、下がったのか、魚市場の委託料について、お願いします。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 それでは、資料No.11、289ページに記載してございます委託料、令和6年度当初予算が、現年度予算に比べて増えているんじゃないかというご質疑に対してお答えいたします。

結論から申し上げますと、令和5年度に比べまして、1,074万7,000円増額とさせていただいております。この要因といたしましては、委託に係る人件費の高騰、さらには、点検委託等が含まれておりますが、その点検の際に、平成29年の10月に竣工して、部品の一部については、交換、仕様書上に交換という部分も含めておりますので、結果として人件費の高騰と設備の部品の交換費用も含めたもので、結果としてこの第12節委託料については、現年予算に比べまして、1,000万円程度増えている結果になっております。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。だから、委託料は、毎年そんなに変わるわけがないのにな、入札でも変わったのかなと思って聞いたんです。

部品代とかがあると、それを除いて金額を入れないと、分からなくなっちゃうんですね。だから、入札も今の状態は5年に一遍ぐらいということでやられているのか、毎年やられているのか、どのような形で、業務委託、清掃業務、警備業務、施設管理、施設点検、そういうこの委託料は、どのような形で入札されているか、制度を教えてください。

○小野委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 契約方法について、お答え申し上げます。

ここに記載しております委託料のうち、同じ資料の299ページに債務負担の設定についての表をお示ししてございます。契約の中身によっては最大5年、物によっては3年という形で、契約期間を設けさせていただいております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろ工夫して、経費削減に努めて頑張ってくださいと思います。

以上で、質疑は終わります。

○小野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 先ほど志子田委員からご意見がありまして、ご紹介させていただきました家族介護慰労金支給事業ですが、1万円とお話ししましたが10万円でした。訂正させていただきます。

以上でございます。

○小野委員長 土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

まず初めに、交通会計からです。交通事業特別会計から行きます。

資料No.11の230ページです。

この浦戸交通のことなんですけれども、交通事業会計の経営健全化計画、令和6年度で、まず、第2期計画が、最終期間となります。そこで、ちょっと伺いたいんですけれども、今、示していただいた資料No.11の230ページ、こちらに一般会計繰入金ということで1億1,000万円金額が計上されておりますが、このうち、実質市の負担額というのは、幾らになるのか、確認していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それでは、繰出金の件でご質疑がありました。

資料No.17の2の8ページをご覧くださいと思います。

令和5年度、令和6年度の繰出金の一覧ということで比較表になっておりまして、こちらで基準内と基準外が分かれて記載されております。純粹に市の一般会計から持ち出し、赤字と言われている部分が基準外ということになりまして、交通会計、左側になりますが、一番下の下段の基準外4,077万円、こちらが、一般会計からの繰出しということになっております。

以上になります。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

経営健全化計画ですと、最終年度になると、市の実質的な負担額というものは、およそ520万円程度まで減らすということが計画されていたと思っておりますけれども、今、実質4,000万円以上ということで、非常になかなか計画どおりっていないんだろなということが分かるんですが、これが、非常に高く、高止まりしている原因を教えてくださいと思います。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 第2期の経営健全化の今、ちょっと総括的なことをやっていますので、そちらを説明したいと思います。

現計画では、船舶の小型船化とかをやっております、その辺で職員の適正配置とかもありまして、若干の成果はあったんですけども、燃料費の高騰とかもございまして、経費の部分でなかなかうまくいかなかったところがあります。

また、事業収入の面ですけれども、やはりコロナ禍の影響がありまして、なかなか計画どおりにいかなかったというところもございました。そういった意味で、確かに基準外で520万円ということでの計画目標になっておりましたが、そこが、達成できないのかとは思っております。

以上になります。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

この点は、今、審議会が行われている第3期経営健全化計画で、しっかりとフォローしていただきたいと思っております。

続いて、質疑させていただきますが、同じところの231ページです。

こちらに雑入ということで広告料が3万6,000円と書いております。新たな広告収入の確保というのが、この経営健全化計画の中の重点施策になっていたと思っております。その最終年度で3万6,000円というのは、ちょっと弱いかなと思いますけれども、どのような考えで3万6,000円なのか、伺いたしたいと思います。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 3万6,000円なんですけれども、今、船が3隻ありますので、1隻1か月1,000円で、1隻で1万2,000円掛ける3ということで3万6,000円というような形で予算計上しております。

実際のところ、今、1件広告をいただいております、そういう中でやっておりますが、こちらを埋めるためにも、やっぱり市営汽船なので、海に関係するような企業とか、そういうところを回ったほうがいいのかと思っております、まずは、マリンゲート塩釜の中の事務所に海に関係するような事業所ありますので、そういったところに広告のお願いとかはしたりして、1件稼いだようなイメージになっております。確かに3万6,000円ということで目標は低いん

ですけれども、埋めるような形で、ちょっと今年度は、努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。1か月1,000円というのもなかなか破格のような感じもするんですけれども、それだけニーズというか、あれが弱いのかと思っています。

せっかくなので、先ほど海に関係することというもあつたんですが、その広告を見ることで、例えば、浦戸のここに寄りましょうとか、そういうことで、なるべく浦戸に来てくれる、外から来てくれる方々の、さらに回遊してくれるような広告の打ち方というのもやってもらえたらと思います。

続きまして、同じく浦戸から、233ページです。

総務管理費が、計上されているところです。

この交通会計の2億1,000万円という全体の予算の中の1億5,000万円程度が、ここにつき込まれているわけなんですけれども、非常に大きな額だと思います。今、経営健全化計画の審議会が、第3期に向けて実施されていると思いますけれども、その中の一つの大きな検討材料としてクロスダイヤの解消というのがあるかと思っています。これを解消するという方向性でいけば、船も3隻体制から2隻体制へということも可能になって、大分お金も削減できるのかと思っていますが、この船のほうだけで2隻にできたとしても、例えば、人件費とか、その他付随するところで、経費が落とせなければ、なかなか削減というところにまでいかないと思いますけれども、人件費関係の部分は、審議会の結果に対応できるような人員配置になっているのかどうか、その部分を伺いたいと思います。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 職員人件費の件でのご質疑でございます。

現在、職員人件費なんですけれども、数字でいうと1億3,000万円ぐらいの人件費を組んでおります。その中で、船舶職員が10名、会計年度で船舶職員として4名ということで14名でこの船を回しているような状況でございます。2隻体制になった場合に、確かに船員の数については、ダウンサイジングで減らしていけるようになると思いますので、そういった形でコスト比較をしながら、10年間の計画を立てていきたいと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

人件費、人の生活に関わることなので、あしたから来なくていいよというわけにもいかない
ので、そこは、ちょっと長期的に、また、いろんなパターンを見ながら対応できるように配
置をご検討いただければと思います。

同じページで、下段に、第7節報償費のところとして、講師等謝金ということで7万2,000
円あるんですけども、どのような事業をされるのか、伺います。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 報償費の件でご質疑でございました。

今、経営健全化計画の審議会を立ち上げておりますが、その中で、ちょっと我々、今回、計
画策定に当たり、もうちょっと自前で委託をかけたり自前でやろうとしておりまして、ちょ
っと専門家の方にいろいろご意見をいただきたいなということで、そういった意味での謝金
ということで、予算計上しております。

以上になります。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。上のほうに委員の報償、報酬というか、収入もあったので、
これとは別に、専門家を呼ぶということなんですね。ありがとうございます。理解しました。

続きまして、国民健康保険と後期高齢者の特別会計に行きたいと思います。

資料は、実施計画の36ページから伺いたいと思います。

下段に特定健診受診率向上対策事業というものがありますけれども、こちらの事業の概要と
どのような成果が上がっているのか、この点をまず、ご説明いただきたいと思います。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 実施計画、36ページの特定健診受診率向上対策事業の事業概要
ということになりますけれども、令和5年度から新たに取組んだ事業となっております。
本市が、特定健診の受診率が、県内において、ちょっと低いということがありまして、令和
5年度から取組をさせていただいているものになりますが、基本的に健診データですとか、
レセプトデータをAI分析し、対象者を4パターンに分類した上で、特定健診の前にそれぞ
れの対象にあった受診勧奨通知を発送するのが、大きな事業となっております。こちらに
ついては、国民健康保険団体連合会が、保健事業分野における共同事業の一環ということで、
連携して取組ませていただいている事業になります。

こちらの成果ということになります、あくまでも速報値ということになりますけれども、集団健診、令和4年度の集団健診の受診率が35.6%だったんですが、こちらは、令和5年度、集団健診で38.4%ということで、2.8%上昇ということになってございます。一概にこれだけが上昇の理由とはならないかと思えますけれども、一定の効果はあったと感じております。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

始まったばかりの事業ということで、なかなか成果見極めは難しいかと思えますけれども、多分AIと共に、徐々に中身をカスタマイズして、より受診率の向上につなげていっていただければと思います。

続きまして、次のページです。実施計画の37ページから伺いたいと思います。

一番上のところに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というのがあります。

見ると、区分としては、一般会計になるんです。ちょっとそこについて、伺いたかったんですけれども、この根拠となるであろう国の資料を拝見させていただくと、実は、宮城県後期高齢者医療広域連合からの委託で、市町村が実施する事業ですということで、しかも宮城県後期高齢者医療広域連合、それから、国民健康保険とか、介護という部分の連携事業ですということで、特別会計なんじゃないのかと考えております。特に、やっぱり費用面が、宮城県後期高齢者医療広域連合が交付するということだったりもするので、この部分、何で一般会計なんだろうというところは、疑問に思ったんですけれども、そちらをご回答いただければと思います。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 実施計画の37ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の件です。

委員おっしゃるとおり、こちらの事業については、一部、宮城県後期高齢者医療広域連合の事業を受託させていただいて取り組んでいる取組でございます。この受託については、一般会計で歳入させていただいて、事業的には、後期高齢者のうち、介護予防になっていない方とか、そういう方たちに対しての健康予防事業とかを取り組ませていただくような形になっておりますので、形を一般会計で歳出もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 分かりました。それぞれの特別会計の幅を、枠をさらに広く超えての事業だということですね。了解しました。ありがとうございます。

続きまして、同じページの下段です。国民健康保険インセンティブ事業を伺いたいんですけども、まず、事業内容の説明欄を読んだんですけども、なかなかどの程度効果があるのかが分からないなというところがあったので、こちらを事業内容と昨年の実績を伺いたいと思います。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 引き続いて、国民健康保険インセンティブ事業というところのご質疑でございました。

こちらにつきましては、特定健診が終わって、該当される方については、特定保健指導をご案内させていただいております。特定保健指導に該当された方で、全ての指導が完了した方について、寿司海道のすし券とか、今年度ですと仲卸市場のお買物券とか、そういうものをプレゼントとして、させていただいたところでございます。

実績としましては、この事業については、令和2年からさせていただいて、令和3年度までは、結構今まで大体10%前後で保健指導の指導率というのが推移したんですけども、大体5ポイントほど伸びたという経過がございました。ただ、昨年度、令和4年度については、9.7%ということで、また元に戻ってしまったという状況になってございます。なかなか継続してかかっている方については、取組が、なかなか継続してできないのかとか、いろいろちょっと分析をさせていただいているところでございますので、今後ともこの取組については、保健指導をやっていただく対象者について、どのように取つつくような形の取組を考えていった上で、このようなインセンティブがあるよということで、さらなる付加価値をつけた形で取り組ませていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと気になった、今年、令和4年度が18万円だったところが、いきなり70万円となっていて、令和5年度としては、実際どれくらいの額を消化するというか、どれくらいの額が実際に使われていって、令和6年度にこの予算にしたと考えていいのか、そこを伺いたいと思

います。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 70万円にした理由というのが、当初、令和3年度のときに、インセンティブとか、そういうところでは、支払えたという実績があったので、その部分を計上して行わせていただいたという部分でございます。

ただ、令和5年度につきましても、今、速報の部分では、ちょっとまだ低調な部分ではございますので、その部分も今後考慮しながら対応させていただければと思います。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっとこの部分で最後に伺いたいのが、今後も70万円、70万円ということで令和7年、令和8年は、概算ではありますけれども、考えていく中で、実際にその対象となる方の人数、世代の推移というのもあるかと思っていて、その対象となる人数というのが、どういうふうに今後推移していくと考えた上で予算組みしているのか、その部分を伺って、僕の質疑を終了したいと思います。

○小野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 実際のところ、保健指導の対象者の方について、どのくらいいるのかということで分析させていただいています。大体保険加入者数が多いところはあるんですけども、60歳代の方と70歳代の方が、かなりほぼほぼ7割を占めている形になっております。ですので、その方々に対してどのようにアプローチするのか、どのような形でそういう指導に興味を持っていただけるのか、そういうところを今後分析させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 今野恭一委員。

○今野委員 皆さん、一生懸命この予算について、議論なさっておられたので、ほぼほぼ私も了とすところではあるんですが、1つだけ、ちょっと引っかかっていたところがありますので、質疑をさせていただきます。

問題は、交通事業特別会計のところです。

資料No.11で、ページは228ページ。

今、浦戸に行っている船は、何便行き来しておりますか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今、3隻所有しております、1日7往復から8往復している状況でございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 7往復か8往復とおっしゃったんですが、どういう場合に7往復で、どういうときに8往復になるんですか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 日曜日だけ朝の始発便をお休みにしているような状況でございます。

以上になります。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 分かりました。

夜の最終便は、夜というか夕方の最終便は、何時に塩竈を出るんですか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 最終日につきましては、6時15分塩竈発ということになっております。

以上でございます。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 この議論については、大分前に私、「夜の便を1便増やしてください。7時とか、8時で結構ですので、1便増やしてください」と言ったことがございました。それは、なぜかという、市職員の皆さんは、5時15分で仕事が終わって、浦戸から通ってきている職員の方も大体6時の船には間に合って乗れるんです。しかし、高校生の方々は、部活動をやったりしています。しかも、塩竈市内の学校とは限りません。仙台市の学校に通っている方、あるいは、近隣の多賀城市であったり、松島町だったりという、よその市や町の高校に通っている高校生の方々は、部活動をやると、大体7時、8時になっちゃうんです。ですから、そういう方々は、まず、6時の便には乗れないんです。ちょっと20分ぐらい延びたようですけども、それでも乗れない。それから、大人の社会人の方で、会社にお勤めの方、そういう方々は、残業をして帰るといって6時の便には間に合いません。そういうことで、浦戸には

住んでいられなくなって、二重生活で、お父さんと子供、高校生の子供は、塩竈市内、もしくは、仙台市内にアパートを借りて住むとか、そういう形で、家族を浦戸に残したまま、こちらの塩竈市や仙台市に住まいを移す、移さざるを得ない。そういう生活をしておりました。もちろん、そういう方々も今は、少なくなって、人口がどんどんどん減ってしまいました。それはなぜかという、相当住みづらいからなんですよ。やっぱり交通の便がいいということは、非常に住みやすいわけですから、夜の便を増やしてくださいというのは、そういう方々に、浦戸ですと暮らして欲しかったから、そういう質疑を申し上げたところ、浦戸航路は、あるいは、航路じゃなくて、ミョウなんです。その当時の課長が言いました。ミョウですから、航路標識は、ないんです。今、赤い光がびかびか光っているのは、あれは、プッカリというもので、あれは、ただ竹に結びつけている、縛りつけているだけの明かりなので、決して航路標識ではないので、夜の航行は、非常に危険です。ですから、夜の便を増やすことはできません。こういう答弁を当時いただいたものでした。しかし、夏の6時は昼だとしても、冬の6時は夜ですか、昼ですかと聞きました。浦戸振興課長なら何と答えますか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それは、昼だと思います。明るく見えるので昼だと思います。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 昼ということは、太陽が上がっている間は、昼だよ。太陽が沈むと日没といって、もう夜に入りますよね。ですから、冬の6時は昼ですか、夜ですかと聞いた。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 6時は、日没があるので夜だとは思いますが。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 やっぱり浦戸振興課長は、夜だと思うよね。当時の課長は、答えることができずに、机に手をついたまま、下を向いて、立ち往生したんです。ですから、私は、結構ですと言って、それで、答弁は、もらいませんでした。結局、答えようがないんでしょう。ですから、そういう状態で、ここ何十年も来たわけですよ。

ですから、その間に、浦戸の人口は、約1,000人かな。1,000人前後の方々が、住んでおられたのが、今では、二百数十人と人口が減ってしまいました。やはり、塩竈市全体としても今は人口が減っておりますが、やはり人といわず、動物、何でもそうですけれども、やはり餌

場がないと生きていけないんですよね。人間にとっては、餌場とはいいませんね。職場といえますよね。働く場所。その近いところ、要するに、時間的に近いところ、通えるところ、そういうところでないと住んでられない。そういうことなんですよね。

ですから、このままの状態で行くならば、浦戸に人はいなくなります。そこへ持ってきて、この予算を見ると、6,660万円ですか。事業収入、売上げは、6,660万円程度。そのほかの収入は、国庫支出金とか、繰入金、それに諸収入などを入れて2億1,550万円が、総収入です。このうちの事業収入、売上げというのは3分の1しかないんです。ですから、こんな状態で、今後ともこの交通事業を継続していけるのかどうか。今朝ほど、ほかの委員からは、船の修繕のお話がありましたが、修繕にしたって相当かかるでしょうし、新造船などを造るとなれば、さらに相当の額がかかるはずですよ。ですから、それをこのままこの交通事業を市が直営で継続していけるのかどうか、考えたことはありますか、浦戸振興課長。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 現段階では、直営を維持するような形での計画になっておりますが、今後やっぱり経費がかからないようにするために、まず3隻から2隻にダウンサイジングするとか、そういった中で、民間の方たちのお手伝いをいただくとか、そういった形で維持できないかとは考えておるところでございます。

以上になります。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 大変いいところに気がついていただけたと思っております。3隻のところを2隻に減らしたら、ますます便利が悪くなる、不便になります。そうすると、浦戸に住む人は、また減ります。ですから、そうではなくて、民間の方々に、この事業そのものをそっくりお渡しするのがいいかと思えます。民間の会社が、観光船を動かしておりますが、市営汽船は、あくまでも通勤、通学、そしてまた、観光の人、用のある人が、行ったり来たりするための足ですよ。観光汽船とは違うんです。ですから、スピードが必要です。スピードを上げるには、船を小さくして、びゅんびゅん、漁船なんか、あるいは、釣り船なんかは、すごいスピードで走っていますよね。ああいうスピードを持って走る船でないと、便利さを感じないんです。ですから、これからのこの交通事業そのものは、将来を見据えて、やはり民間にお願いをするとかなんかを、部署内でそういった方向を検討すべきかと思えますが、いかがですか。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 令和7年度からの経営健全化計画の策定を今、やっていますが、その中では、やはり直営だけではなく、本当に民間の力を借りなければ維持できないとかという議論にもなると思います。その中で、どういった部分をお願いできるかとか、そういうことが議論になると思います。一概に直営堅持というわけではないので、いろんな可能性を含めて検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 ただいまのお話は、前向きに受け止めておきたいとは思いますが、一部とかなんとかといたら、民間の人たちは、見向きもしません。そっくりもうお願いしますと頭を下げをお願いするのが、一番かと思います。何年か前に、そういうお話はあったそうですが、いろんな条件をつけたために民間では、そっぽを向いちゃった。そういう経緯も私は聞いておりますので、そここのところ、民間の業者の立場に立ってやっぱり考えるということをしっかりやっていただきたいと思います。

以上で、私の質疑は終わります。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後3時49分 休憩

午後4時35分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

議案第20号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査するかについて、

お諮りいたします。

議案第20号を継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立少数であります。よって、議案第20号を継続審査とすることについては、否決されました。

暫時休憩いたします。

午後4時36分 休憩

午後4時36分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第14号、第15号、第17号、第21号ないし第23号、第25号、第26号、第28号、第30号、第33号ないし第35号について、お諮りいたします。

議案第14号、第15号、第17号、第21号ないし第23号、第25号、第26号、第28号、第30号、第33号ないし第35号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立全員であります。よって、議案第14号、第15号、第17号、第21号ないし第23号、第25号、第26号、第28号、第30号、第33号ないし第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、第18号、第27号、第29号、第31号、第32号について、採決いたします。

議案第16号、第18号、第27号、第29号、第31号、第32号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立多数であります。よって、議案第16号、第18号、第27号、第29号、第31号、第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について、採決いたします。

議案第19号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、採決いたします。

議案第20号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、採決いたします。

議案第24号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上、全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和6年度予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時41分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年2月28日

令和6年度予算特別委員会委員長 小野 幸 男

令和6年度予算特別委員会副委員長 鈴木 新一